平成 28 年度
包括外部監査結果報告書

委託事業にかかる財務事務の執行について

平成 29 年 3 月

八戸市包括外部監査人
公認会計士　加藤　聡

（本報告書における記載内容等の注意事項）

１．端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

２．報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として八戸市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、八戸市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

３．監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結論を【監査の結果】と【意見】に分けて記載している。【監査の結果】は、今後、市において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合規性に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【監査の結果】として記載している。

また、【意見】は【監査の結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、然るべき対応を行うことを期待するものである。

４．凡例

本文中で使用する法令等の略語は次のとおりである。

地方自治法	⇒	自治法
地方自治法施行令	⇒	自治令
八戸市財務規則	⇒	財務規則

目　　次

第１章　監査の概要

１．監査の種類 1
２．選定した特定の事件（監査テーマ） 1
３．特定の事件（監査テーマ）として選定した理由 1
４．監査の対象期間 2
５．監査の実施期間 2
６．監査従事者の資格及び氏名 2
７．利害関係 2

第２章　監査の視点

１．監査の基本的な方針
（１）事業の有効性 3
（２）事業の経済性 3
（３）契約事務の適正性 4
（４）委託先事業者の選定方法の妥当性 4
（５）委託事業の実施に対する市の関与の適正性 4
２．監査要点
（１）事業の有効性 5
（２）事業の経済性 5
（３）契約事務の適正性 6
（４）委託先事業者の選定方法の妥当性 6
（５）委託事業の実施に対する市の関与の適正性 6
３．監査手続
（１）監査対象事業の概要把握 7
（２）関連資料の閲覧と所管部署に対する質問 7
（３）現地又は現物の視察 7
（４）監査報告書の作成 7

第３章　監査対象の基本的事項

１．委託事業とは
（１）地方公共団体における民間委託の必要性 8
（２）民間委託とは 8
（３）民間委託の手法 9
２．八戸市の委託事業
（１）八戸市における委託費の推移 10
（２）委託事業に係る契約事務 12
３．監査対象事業
（１）監査対象事業の選定方法 17
（２）監査対象事業 17

第４章　外部監査の結果及び意見－総論－

１．監査の結果及び意見の総括
（１）事業の有効性 22
（２）事業の経済性 24
（３）契約事務の適正性 26
（４）委託先事業者の選定方法の妥当性 29
（５）委託事業の実施に対する市の関与の適正性 31
２．監査の結果及び意見のまとめ 34

第５章　外部監査の結果及び意見－各論－

１．広報配達委託料（広報統計課）
（１）概要 44
（２）監査の結果 45
（３）監査対象事業に対する意見 46
２．地域資源発信・交流促進事業委託料（広報統計課）
（１）概要 47
（２）監査の結果 47
（３）監査対象事業に対する意見 49
３．コミュニティバス運行委託料（南郷事務所）
（１）概要 51
（２）監査対象事業に対する意見 52
４．アートプロジェクト委託料（まちづくり文化推進室）
（１）概要 54
（２）監査の結果 55
（３）監査対象事業に対する意見 57
５．まちなかチャレンジショップ設置事業委託料（まちづくり文化推進室）
（１）概要 59
（２）監査の結果 60
６．はちのへ総合観光プラザ運営業務等委託料（観光課）
（１）概要 61
（２）監査の結果 62
（３）監査対象事業に対する意見 64
７．伝統的生業を活用したグリーンツーリズム推進事業委託料（観光課）
（１）概要 66
（２）監査の結果 67
（３）監査対象事業に対する意見 69
８．種差海岸宣伝広告事業委託料（観光課）
（１）概要 72
（２）監査対象事業に対する意見 73
９．警備業務委託料（八戸ポータルミュージアム）
（１）概要 74
（２）監査の結果 75
（３）監査対象事業に対する意見 77
１０．受付案内業務委託料（八戸ポータルミュージアム）
（１）概要 79
（２）監査の結果 79
（３）監査対象事業に対する意見 82

１１．清掃業務等委託料（八戸ポータルミュージアム）
（１）概要 83
（２）監査の結果 83
（３）監査対象事業に対する意見 84
１２．固定資産管理台帳システム業務委託料（行政管理課）
（１）概要 85
（２）監査対象事業に対する意見 86
１３．庁舎清掃業務委託料（行政管理課）
（１）概要 89
（２）監査の結果 90
１４．電話交換業務委託料（行政管理課）
（１）概要 93
（２）監査の結果 94
１５．警備業務委託料（行政管理課）
（１）概要 98
（２）監査の結果 99
（３）監査対象事業に対する意見 100
１６．オペレータ業務委託料（情報システム課）
（１）概要 101
（２）監査対象事業に対する意見 102
１７．庁内ＬＡＮ等管理業務委託料（情報システム課）
（１）概要 104
（２）監査対象事業に対する意見 105
１８．データエントリー業務委託料（情報システム課）
（１）概要 106
（２）監査対象事業に対する意見 107
１９．電算処理委託料（情報システム課）
（１）概要 108
（２）監査対象事業に対する意見 110
２０．税総合システム開発委託料（住民税課）
（１）概要 111
（２）監査対象事業に対する意見 112
２１．固定資産管理業務委託料（資産税課）
（１）概要 114
（２）監査対象事業に対する意見 115
２２．企業人財育成事業委託料（商工課）
（１）概要 118
（２）監査対象事業に対する意見 119
２３．八戸港利活用戦略マーケティング事業（商工課）
（１）概要 121
（２）監査対象事業に対する意見 122
２４．新産業団地開発基礎調査委託料（産業労政課）
（１）概要 123
（２）監査の結果 123
（３）監査対象事業に対する意見 124
２５．粉体関連産業創造可能性調査委託料（産業労政課）
（１）概要 126
（２）監査対象事業に対する意見 128

２６．産業立地推進地域人づくり事業（産業労政課）
（１）概要 130
（２）監査の結果 131
２７．中高年齢者再就職支援事業（産業労政課）
（１）概要 133
（２）監査対象事業に対する意見 134
２８．福祉バス運営委託料（福祉政策課）
（１）概要 136
（２）監査の意見 138
２９．生活保護者就労意欲喚起等支援事業業務等委託料（生活福祉課）
（１）概要 140
（２）監査対象事業に対する意見 141
３０．生活困窮者自立支援事業業務委託料（生活福祉課）
（１）概要 143
（２）監査対象事業に対する意見 144
３１．子育てつどいの広場事業委託料（こども未来課）
（１）概要 145
（２）監査の意見 146
３２．地域子育て支援拠点事業委託料（こども未来課）
（１）概要 149
（２）監査の意見 151
３３．放課後児童健全育成事業委託料（子育て支援課）
（１）概要 155
（２）監査の結果 156
３４．児童扶養手当等新システム導入業務等委託料（子育て支援課）
（１）概要 161
（２）監査対象事業に対する意見 162
３５．生活支援ハウス運営委託料（高齢福祉課）
（１）概要 164
（２）監査の結果 165
（３）監査の意見 166
３６．障害者相談支援事業委託料（障がい福祉課）
（１）概要 168
（２）監査の結果 169
（３）監査の意見 171
３７．障害者特定相談支援員育成事業委託料（障がい福祉課）
（１）概要 173
（２）監査の結果 174
３８．後期高齢者医療健康診査委託料（国保年金課）
（１）概要 175
（２）監査対象事業に対する意見 175
３９．乳児一般健康診査委託料（健康づくり推進課）
（１）概要 178
（２）監査の結果 179
４０．妊婦健康診査委託料（健康づくり推進課）
（１）概要 181
（２）監査の結果 182

４１．健康診査等委託料（健康づくり推進課）
（１）概要 183
（２）監査対象事業に対する意見 184
４２．システム改修委託料（市民課）
（１）概要 188
（２）監査対象事業に対する意見 189
４３．消防団事務委託料（防災危機管理課）
（１）概要 190
（２）監査対象事業に対する意見 192
４４．ごみ処理手数料徴収委託料（環境政策課）
（１）概要 195
（２）監査の結果 196
４５．特定外来生物・有害鳥獣調査等事業委託料（環境政策課）
（１）概要 199
（２）監査の結果 199
４６．一般廃棄物収集運搬委託料（清掃事務所）
（１）概要 200
（２）監査の結果 202
（３）監査対象事業に対する意見 204
４７．最終処分場管理業務委託料（清掃事務所）
（１）概要 208
（２）監査の結果 209
４８．排水路浚渫等委託料（港湾河川課）
（１）概要 211
（２）監査の結果 212
（３）監査対象事業に対する意見 215
４９．設計等委託料（道路建設課）
（１）概要 217
（２）監査の結果 217
（３）監査対象事業に対する意見 218
５０．測量等委託料（道路建設課）
（１）概要 220
（２）監査の結果 220
５１．舗装構造調査等業務委託料（道路維持課）
（１）概要 222
（２）監査の結果 222
（３）監査対象事業に対する意見 223
５２．除草委託料（道路維持課）
（１）概要 224
（２）監査の結果 224
５３．街路樹剪定管理作業委託料（道路維持課）
（１）概要 225
（２）監査の結果 226
（３）監査対象事業に対する意見 228
５４．街路樹等維持委託料（道路維持課）
（１）概要 229
（２）監査の結果 230
（３）監査対象事業に対する意見 231

５５．都市計画マスタープラン見直し及び立地適正化計画策定業務等委託料（都市政策課）
（１）概要 232
（２）監査の意見 233
５６．学校警備業務委託料（小学校）（教育総務課）
（１）概要 234
（２）監査の結果 234
５７．学校警備業務委託料（中学校）（教育総務課）
（１）概要 236
（２）監査の結果 236
５８．浄化槽維持管理委託料（教育総務課）
（１）概要 238
（２）監査の結果 238
５９．学力調査委託料（教育指導課）
（１）概要 240
（２）監査の結果 241
（３）監査対象事業に対する意見 242
６０．地区公民館警備業務委託料（社会教育課）
（１）概要 246
（２）監査の結果 246
（３）監査対象事業に対する意見 247
６１．受付案内業務委託料（是川縄文館）
（１）概要 250
（２）監査対象事業に対する意見 251
６２．ポスター掲示場管理及び撤去委託料（選挙管理委員会事務局）
（１）概要 255
（２）監査の結果 256
（３）監査対象事業に対する意見 257

第１章　監査の概要

１．監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

２．選定した特定の事件（監査テーマ）

委託事業にかかる財務事務の執行について

３．特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

八戸市は平成 29 年 1 月から中核市に移行した。中核市に移行することで地方自治法の規定により包括外部監査の実施が義務付けられるところであるが、八戸市においては、平成 28 年度より条例を定めて包括外部監査を実施することとした。

八戸市にとって、包括外部監査は初めての試みとなる。そこで、包括外部監査がどのようなものであるかを庁内各部署に経験してもらう意味でも、本年度においては多くの部署を横断するようなテーマが相応しいと考える。そのような横断的なテーマとは、多くの部署において通常実施している事業等に係るテーマであるが、たとえば、補助金、委託事業、外郭団体、資産管理などが挙げられる。このうち、外郭団体や資産管理については、その運営事業や管理業務に携わっている部署が限定され、多くの部署が携わっているとは言い難い。一方、補助金や委託事業については、比較的多くの部署が当該業務に携わっているといえ、特に、委託事業は最近 10 年余りで、事業数及び執行額が急激に増加しており、平成 28 年度の監査対象に相応しいものと考える。

また、八戸市は、『第6次八戸市行財政改革大綱』（推進期間：平成 27 年度～平成 31 年度）において改革の 4 本柱の一つとして業務改善によるサービス向上を掲げている。その内容は、①行政の効率化、②市民サービスの向上、③市民との協働の推進、④環境への取組である。中でも、「①行政の効率化」においては、「常に効率化の観点から事務事業を検証し、事業の縮小・統廃合、実施方法の見直し（外部への委託）や IT 技術を活用した事務処理の効率化へ取り組む。」としている。このことからも市の事務における委託事業の比重は今後も増していくと考えられる。

そこで、市が行う委託事業の重要性に鑑み、その有効性及び必要性、法令・規則等への準拠性を検証すべきであると判断し、平成 28 年度の八戸市包括外部監査における特定の事件（テーマ）を「委託事業にかかる財務事務の執行について」とした。

４．監査の対象期間

原則として平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）
ただし、必要に応じて平成 26 年度以前及び平成 28 年度の執行分を含む。

５．監査の実施期間

平成 28 年 7 月 19 日から平成 29 年 3 月 15 日まで

６．監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	加藤　聡
監査補助者	公認会計士	石崎　一登
	公認会計士	木下　哲
	公認会計士	谷川　淳
	公認会計士	宮本　和之
	公認会計士	柳原　匠巳
	公認会計士	山崎　愛子

７．利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第２章　監査の視点

１．監査の基本的な方針

平成 28 年度八戸市包括外部監査における特定の事件（監査テーマ）を選定した理由は前述したとおりである。この選定理由を踏まえて決定した監査の基本的な方針は、以下のとおりである。

（１）事業の有効性

市が行う委託事業は、それぞれ固有の事業目的を有する。市が市民の負託を受けてこれらの事業を行っている以上、その目的が達成されているかどうかは監査上最も留意すべき点として検証しなければならない。

さらに、委託事業においては、他の事業と異なる特有の論点として「委託」という方法を選択した理由に合理性があるのかという点が挙げられる。委託事業では、しばしば民間事業者等に事業を委託した途端、サービスレベルが低下したなどという報道を目にすることもあるが、それにも関わらず、市が直営で実施していた事業を民間事業者等に委託した理由を検証する必要がある。

また、「委託」という方法を選択した理由の合理性という観点からは、次のようなことも言える。事業を民間事業者等に委託する理由の一つとして、コスト削減による経済性の確保が考えられるが、事業目的の達成による有効性の確保が大前提にあることを忘れてはならない。つまり、有効性と経済性がトレードオフの関係になることはある程度は仕方ないとしても、両者のバランスをどのように確保するのかという点も検討すべき論点である。

これらの点は、当該事業の有効性に直結する問題であり、監査上も特に留意して検証していくこととする。

（２）事業の経済性

市が実施する事業の VFM（Value for Money）が維持・向上しているかについても検証すべき重要な論点である。VFM とは、お金（コスト）＝税金に対する使用価値を最大化しようという考え方である。

市が実施している事業は特にその有効性が問われなければならないが、同じ効果ならば１円でも安価な方法が選択されるべきである。それゆえ、監査においては、事業費の内容から非効率な部分がないかを検証していくこととなる。

委託事業を取り上げる際に特に注意すべき点として、全庁的に共通する内容の業務（典型的なものとして清掃や警備などが挙げられる）が委託されている場合に、その積算根拠もまた全庁的に統一して管理されているかという点がある。すなわち、当該事業の所管課のみの情報では積算根拠等の比較ができないため、自らの委託

事業の経済性についての情報が得られず、これが損なわれてしまう可能性がある。そのような状況下で長年にわたって継続して事業を行っていないかという点についても検証していくこととする。

（３）契約事務の適正性

委託事業にかかる事務は、法令・条例・規則等（以下「法令等」という。）に則って実施されなければならない。

法令等は自治法及び自治令のほか、財務規則などを中心とした体系的なルールであるが、これらに詳細な規定がなく、所管部署において実施マニュアル又は要綱等（以下「実施マニュアル等」という。）により必要なルールを定めている場合には、これらの内部的なルールにも準拠した事務の執行が求められる。

また、仮に実施マニュアル等の内部的なルールが定められていても、当該「ルール」が委託事務を執行するにあたって有用なものでなければ適切な事務の執行を阻害する要因となってしまう。「ルール」には現時点における必要事項が網羅的に規定されるよう、市は実態に合わせ適時に見直しを行い、更新していかなければならない。

（４）委託先事業者の選定方法の妥当性

本来、随意契約や指名競争入札は自治法第 234 条、自治令第 167 条及び第 167 条の 2 の規定により一定の条件を満たしたときにのみこれによることができる。しかし、実際にはこれらが広範に採用されている実態があり、その採用理由の合理性については、監査上も特に留意して検証する必要がある。

また、合理的な理由により随意契約や指名競争入札に付されているとしても、長期にわたって事業が行われることによって、その選定方法を採用した当初とは事情が変わり、その理由の合理性が失われているケースもある。

このように、委託先事業者の選定方法については、形式的な要件だけでなく、実効性のある競争性の確保を念頭においているかという点について検証しなければならない。

（５）委託事業の実施に対する市の関与の適正性

委託事業は、本来市が実施主体となるべき事業であったものについて、様々な理由があって外部の専門事業者等に実施してもらうことになったものと捉えられる。しかし、事業主体はあくまでも市であり、委託先事業者はこれを請け負って代行しているに過ぎない。したがって、市は自らが実施した場合と同じ結果となるように委託先事業者による事業の実施状況を監視し、適切な方向へ誘導しなければならない。その方法が適当であるか、適時であるか、また過不足がないかという点は委託事業における市の関与の適正性の指標になると考えられるため、これを検証する必要がある。

２．監査要点

『**1．監査の基本的な方針**』に従って定めた監査要点（監査手続によって検証すべき事項）は、以下のとおりである。

（１）事業の有効性

- 事業目的が明確になっており、それが当該委託事業によって達成されているか。
- 事業の目的、目標は上位計画等と整合しているか。
- 事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
- 事業の対象範囲や期間は適切に設定されているか。
- 事業の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。また、その結果は次年度以降の事業に有効活用されているか。
- 市や委託先事業者などの事業実施者側の都合を強調するあまり、利用者のニーズを取り込めていない実態はないか。
- 経費の削減が主目的になって、サービスレベルが著しく低下している事実は見当たらないか。
- 委託費の無理な削減が委託先事業者の経営に悪影響を及ぼすような場合、過度の競争を緩和するような措置が適切に実行されているか。
- 直営ではなく、委託でなければならない理由に合理性はあるのか。
- 長期間継続している事業は、その規模や実施方法が社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
- 所期の目的が達成されているにも関わらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにも関わらず支出され続けているものはないか。
- 財源に国又は県の支出金等がある事業は、市として主体的に有効性等を勘案して実施しているか。

（２）事業の経済性

- 総コストを計算した上で、事業の実施方法を決定しているか。
- 事業費の積算見積りは適切に行われているか、またその妥当性については常に注意を払った事務が行われているか。
- 委託事業の契約金額について、複数の見積を徴するなど、低減努力がなされているか。
- 委託事業の実績評価及び検証結果が、次年度以降の事業計画や予算に反映されているか。
- 全庁的に共通な委託業務について予定価格の積算を統一するなど積算見積りの適正化がなされているか。
- 長期継続契約（複数年度契約）の導入等によりコスト削減の可能性を検討しているか。
- 他の事業との重複や無理な細分化はないか。

（３）契約事務の適正性

- 契約関係の法令等に準拠した事務が行われているか。
- 作成すべき書類や資料は適切に作成され、保管されているか。
- 契約後の再委託の承認や契約変更は適切に行われているか。

（４）委託先事業者の選定方法の妥当性

- 委託先事業者の選定は競争性が確保された方法によっているか。
- 委託先事業者の選定についての基準は明確か。また、結果として、合理的な理由のない偏りが生じていないか。
- 随意契約による場合の理由に合理性はあるか。また、競争性の確保に向けて改善すべく検討されているか。
- 公募プロポーザル方式による場合、選定委員の選考などの点で公平性の確保はなされているか。
- 委託先事業者に対して、市職員の再就職の実績はないか。また、委託先事業者に対して市の補助金が交付されていないか。

（５）委託事業の実施に対する市の関与の適正性

- 事業の実施前において仕様に関する打ち合わせは適切に行われているか。
- 業務の実施過程を適時にチェックしているか。
- 実績に係る報告は適切に行われ、市がその成果を把握するに足るものとなっているか。
- 成果物等の検収は適切に行われているか。
- 成果物等から事業目的の達成度を測り、次年度の実施に向けた仕様や実施方法の見直しは行われているか。

３．監査手続

『**２．監査要点**』に記載したそれぞれの事項を検証するために実施した監査手続は以下のとおりである。

（１）監査対象事業の概要把握

監査対象事業についての事業説明資料等を閲覧した。また、これらの資料について、事業の所管課から意見聴取を行い、事業の概要を確認した。

（２）関連資料の閲覧と所管部署に対する質問

監査対象事業について、予算の執行に関連する資料及び事業の実績又は効果を検証することができる資料を閲覧し、これを精査した。また、委託先事業者に関する資料を閲覧し、これを精査した。

これらの内容については、必要に応じて適宜所管部署に対し質問を実施している。

（３）現地又は現物の視察

監査対象事業によっては、必要に応じて実地に赴き、事業の実施状況を視察した。また、現場担当者に事業の概況について意見を聴取した。

（４）監査報告書の作成

以上の結果を取りまとめて、監査報告書を作成した。

第３章　監査対象の基本的事項

１．委託事業とは

（１）地方公共団体における民間委託の必要性

平成 28 年現在の我が国は、少子高齢化という状況に直面し、人口減少に伴う労働力不足が問題になっている。その一方で、保育や介護を中心とした福祉サービス、犯罪や自然災害等の防犯・防災対策など、地域の公共サービスに対するニーズは多様化し、専門的な知識を必要とする業務も少なくない。そのような中で、地方公共団体は税収が伸び悩み、公共投資に係る地方債の償還に追われ、厳しい財政的な制約と住民ニーズの多様化との板ばさみに陥っている。

このような状況下においても、あるいはこのような状況下だからこそ、地方公共団体はこれまで以上に公共サービスを効率的に提供していくことが求められているが、今後、行政のみが住民ニーズに対応していくことには質的にも量的にも限界がある。

そもそも公共サービスは行政が独占的に担うものではなく、たとえば電気、ガス、公共交通やボランティア、PTA 活動のように民間により担われるものも存在している。また、従来行政が担ってきた公共サービスについても、行政でなければ対応し得ないものから、NPO や住民団体、民間企業などでも十分対応し得るものまで様々なレベルが存在する。

こういったことに鑑みて、今後の地方公共団体においては、従来行政が担ってきた公共サービスについても真に行政でなければ対応し得ないもの以外は、NPO や住民団体、民間企業などへ積極的に民間委託等を行ったり、PFI などの官民協働のための取組みを行っていくことが重要かつ必要な対応になっている。

（２）民間委託とは

公共部門における民間委託は、経済合理性や政策目的の追求のために、行政の内部事務や公共サービスを行政の外部の民間企業等の諸団体や個人に委託するものである。国や地方公共団体は、事務事業を直接処理せず、監督権等の行政責任を果たす上で必要な権限を留保した上で、民間企業等に委託することとなる。

民間委託の法的性質は、一般的には、民法上の請負契約（民法第 632 条）や準委任契約（民法第 656 条）に当たる。また、その他にも、一般廃棄物の収集･運搬･処分等の委託などのように、個別法の枠組みで実施されるものや、自治法に基づく公の施設の指定管理者制度など特別な法的枠組みもある。

（３）民間委託の手法

民間委託は、請負契約による業務委託が一般的ではあるが、これ以外にも指定管理者制度、PFI、市場化テストなど様々な手法がある。また、法的制度として確立したものではないものの、既存の業務委託を柔軟に活用する包括的業務委託を導入する地方公共団体も徐々に増えつつある。民間委託については様々な手法があるが、導入にあたってはそれぞれの制度が持つ特性を踏まえ、最も効果的・効率的に事業目的を達成できる手法を選択することが必要である。

図表 1 民間委託の種類

No.	制度の名称	対象業務	備考
1	臨時職員、嘱託職員 再任用職員の活用	補助業務等	市の指揮監督の下に業務を実施
2	人材派遣	補助業務等	派遣先（市）の指揮監督の下に業務を実施
3	指定管理者制度	公の施設の管理運営業務	自治法第 244 条の 2 第 3 項
4	PFI	施設建設･管理運営業務	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
5	市場化テスト	特定公共サービス	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（市場化テスト法）
		特定公共サービス以外の公共サービス	市場化テスト法の手続きを準用
6	業務委託	行政サービス全般	業務内容、処理期間、処理する場所(定まっている場合に限る。)等の基本的事項を明らかにし、受託者の裁量のもと業務処理を委ねる。 請負、準委任契約等
	包括的な業務委託	行政サービス全般	複数の業務を一括化
	下水道処理場等の維持管理における包括的民間委託	下水道処理場等の維持管理業務	･性能特注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン ･仕様書発注から性能発注へ

※ 行政以外の者からサービスを調達する仕組みは様々あるが、用語の違いに関わらず、民間の知識や技術を活用し、行政サービスの向上と経費の縮減等を達成しようとする取組みを包括的に「民間委託」として整理している。

（出典:「委託契約の見直しについて」 平成 20 年 八戸市総務部行政改革推進室）

２．八戸市の委託事業

（１）八戸市における委託費の推移

下に示したグラフは平成 17 年度からの八戸市の普通会計[1]における委託費と人件費の推移である。

グラフを見ると平成 23 年度において委託費合計額が急激に増加しているが、これは災害廃棄物処理業務等委託料と任意予防接種委託料の影響である（「**図表 3 平成 23 年度に増加した主な委託費**」参照）。特に、災害廃棄物処理業務等委託料は平成 23 年 3 月の東日本大震災への対応として発生したものであり、平成 25 年度以降はほぼ計上されなくなっている。

委託費合計額については、東日本大震災のような特殊要因を除いても増加傾向がはっきり見て取れる。他方、人件費合計額については、この 11 年間はほぼ一貫して減少傾向である。このことは、八戸市における行政サービスの担い手の外部化が進んでいることを示しており、市の事務事業における委託契約の重要性が増大していることを意味する。それはすなわち、委託事業の管理監督の実効性や業務執行の効率性の確保といった課題の重要性が今まで以上に増していることでもある。

図表 2 八戸市の委託費と人件費の推移（普通会計）

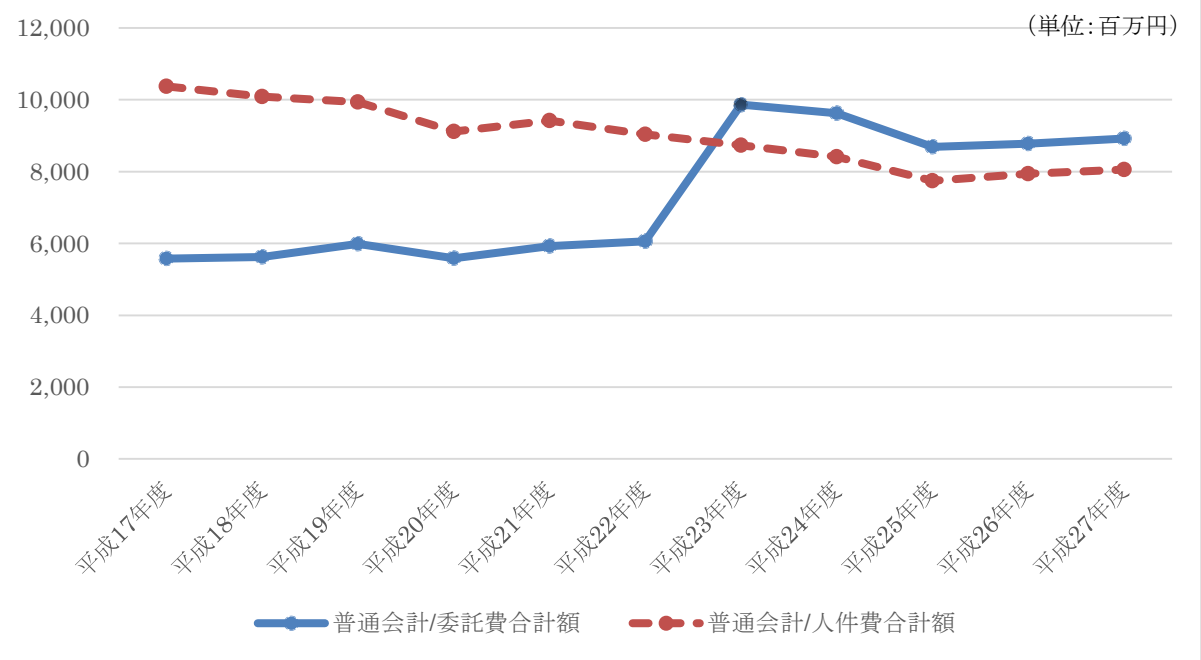

[1] 普通会計は、地方財政統計上用いられる会計概念である。地方公共団体の財政の規模は、個々の団体によって、設置される特別会計や一般会計が網羅する範囲が異なるため単純な合算比較ができない。そこで、普通会計という各地方公共団体共通の基準による統計上の会計区分を設定することで、各地方公共団体間の財政比較が可能となるようにしている。八戸市では、一般会計に学校給食特別会計、霊園特別会計、都市計画土地区画整理事業特別会計の各特別会計を加え、必要な調整をしたものを普通会計としている。

（単位：百万円、人）

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
委託費合計額	9,860	9,618	8,688	8,774	8,917	
人件費合計額	8,731	8,415	7,741	7,939	8,051	
職員数	1,185	1,175	1,147	1,144	1,152	
歳出合計額	106,145	102,469	96,787	95,642	101,918	
区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
委託費合計額	5,574	5,624	5,989	5,588	5,925	6,060
人件費合計額	10,375	10,087	9,937	9,112	9,422	9,036
職員数	1,346	1,307	1,281	1,247	1,227	1,205
歳出合計額	83,952	84,640	85,035	88,713	93,608	93,549

（出典：歳出決算事項別明細報告書）
※1：人件費合計額は「給料」及び「職員手当等」の合計額である。
※2：職員数も普通会計に係る部署の職員数である。

図表 3　平成 23 年度に増加した主な委託費（以降 3 年間）

（単位：百万円）

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
災害廃棄物処理業務等委託料	2,451	2,533	154
任意予防接種委託料	371	245	0

（２）委託事業に係る契約事務

① 予算執行の基本的なプロセス

市の予算執行における支出負担行為から支出までの基本的なプロセスは次のとおりである。

図表 4 予算執行の基本的なプロセス

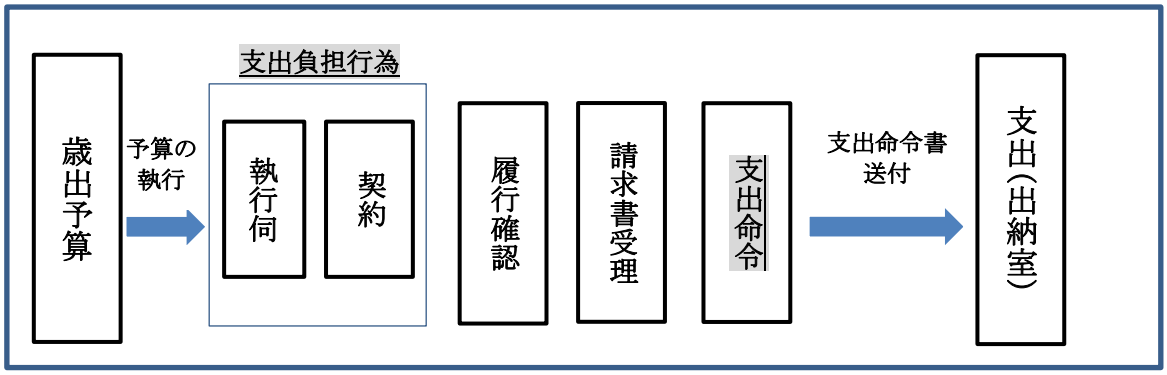

（出典：財務会計事務マニュアル（歳出）出納室）

【支出負担行為】

支出負担行為とは、自治法第 232 条の 3 に規定されているように、地方公共団体の「支出の原因となるべき契約その他の行為」をいう。

支出負担行為は、当該地方公共団体が将来債務を負担することとなる行為の時期と支出する時期が一致しないことによる経理事務上の混乱を回避するために設けられた制度である。支出負担行為には、次のようなものがある。

支出負担行為の相手方並びに金額が確定したときに支出負担行為書を起票する。

(1) 工事、製造等の請負契約又は物品の購入契約等私法上の債務を負担する行為
(2) 補助金等の交付決定等公法上の債務を負担する行為
(3) 給与その他の給付の支出の決定行為
(4) 会計相互間の資金を繰出しする場合の当該決定行為

【履行確認・請求書受理】

履行確認とはいわゆる検収である。購入依頼（発注）した物品等と納入された物品等が規格・数量の点で合致しているか検査する。

また、履行確認後、請求書を受理する。

（契約の履行の確保）
自治法第 234 条の 2
普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。
（略）

（監督又は検査の方法）
自治令第 167 条の 15
地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によつて行なわなければならない。
2 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行なわなければならない。
（略）

【支出命令】
支出負担行為が行われた場合、契約の解除、処分の取り消しなど特別の事情がある場合を除いて、相手方に対して対価を支払うこととなる。
この支出の事務については、自治法第 232 条の 4 に次のような規定がなされている。

（支出の方法）
自治法第 232 条の 4
会計管理者は、普通地方公共団体の長の命令がなければ支出することはできない。
2 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出することはできない。

これは支出事務における市長の「支出命令権」と会計管理者の「支出負担行為の確認」を規定したものである。これにより、市長は会計管理者の審査を経ずに公金を支出することはできないこととなる。市長と会計管理者はいずれも単独では支出を行えない仕組みとなっており、相互に牽制する効果が企図されている。

② 委託事業に係る発注事務の流れ

市が行う物品の購入や修繕、委託事業にかかる発注事務の流れは次図のとおりである。

委託事業については、契約金額に関わらず、原則として全ての事業について所管課が発注事務を行うこととなる。

なお、物品の修繕や購入、印刷製本の発注事務は原則として財政部契約検査課（以下「契約検査課」という。）が行う。ただし、10 万円未満の物品の購入や 20 万円未満の物品の修繕（車検を除く。）など、財務規則第 223 条（購入等の特例等）によるものや 1 万円未満の印刷物は各所管課で発注できる。

図表 5 発注事務の流れ

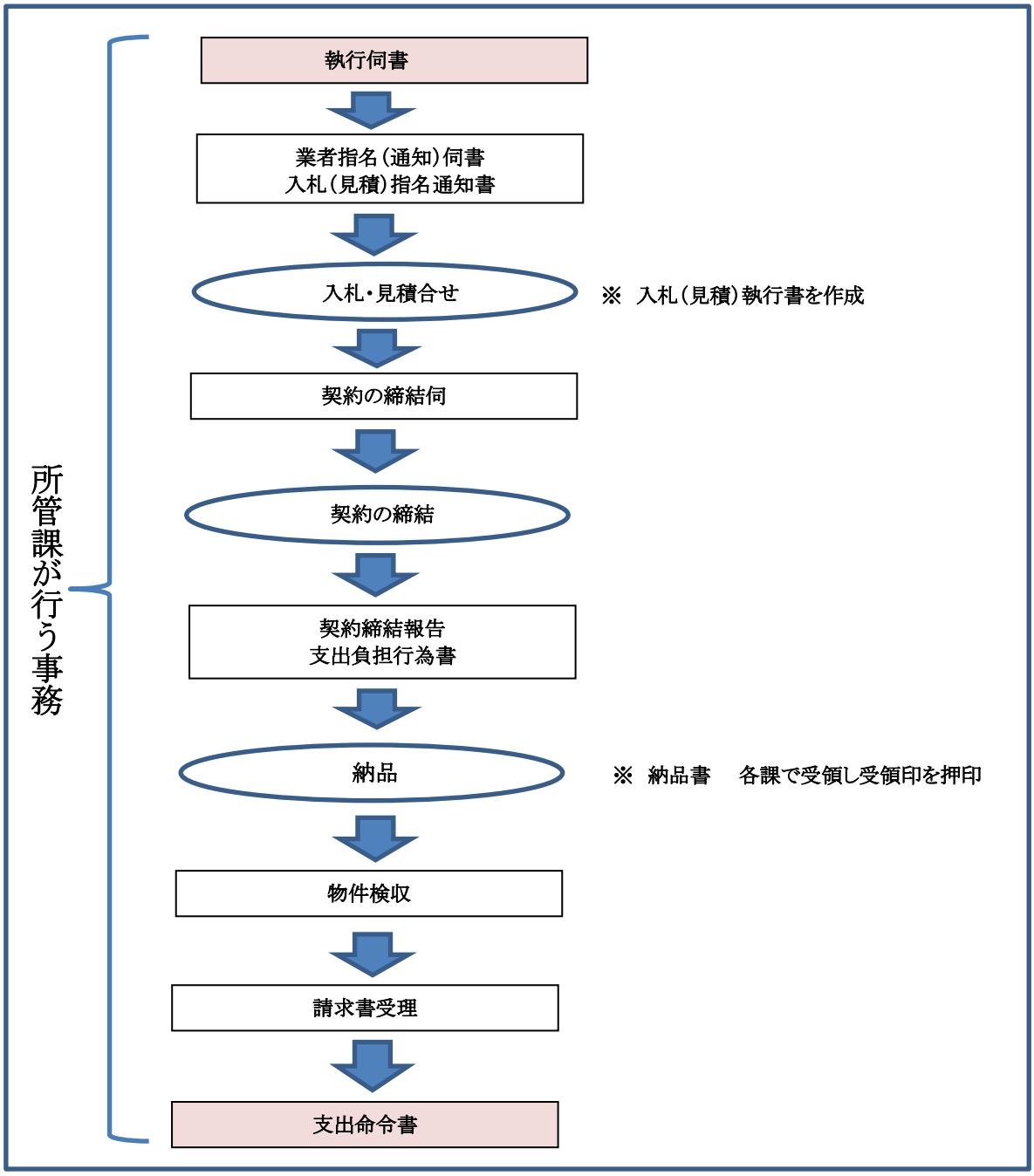

（出典：物品等発注マニュアル 平成 28 年 3 月改訂 契約検査課）

③ 随意契約を締結することができる条件

上述したように地方公共団体の契約は支出負担行為の中で行われるが、契約に先立ち委託先事業者を選定しなければならない。随意契約は競争によらないで相手方を任意に選択し、その者と契約を締結する方法であることから、一般競争入札を原則とする地方公共団体の契約方式の例外である。

随意契約ができる場合の条件は、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号までに限定列挙されている。

図表 6 自治令第 167 条の 2 第 1 項各号に定める随意契約を締結することできる条件

<table>
<tr><th>適用条項</th><th>令第 167 条の 2 第 1 項各号の内容及び随意契約できる条件</th></tr>
<tr><td>第 1 号</td><td>地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき。
■財務規則第 131 条
<table>
<tr><td>(1)</td><td>工事又は製造の請負</td><td>130 万</td></tr>
<tr><td>(2)</td><td>財産の買入れ</td><td>80 万</td></tr>
<tr><td>(3)</td><td>物件の借入れ</td><td>40 万</td></tr>
<tr><td>(4)</td><td>財産の売払い</td><td>30 万</td></tr>
<tr><td>(5)</td><td>物件の貸付け</td><td>30 万</td></tr>
<tr><td>(6)</td><td>前各号に掲げるもの以外のもの</td><td>50 万</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>第 2 号</td><td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
(1) 契約の目的物が代替性のないものであるとき。
(2) 国若しくは地方公共団体又はその他の公共団体と契約するとき。
(3) 市の施設で生産された物品を売り払うとき。
(4) 新聞、雑誌等への広告掲載、ラジオ、テレビ等の放送の委託をするとき。
(5) 外国で契約するとき。
(6) 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき。
(7) 非常災害による被害者に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
(8) 図書、絵画等を購入するとき。
(9) 契約の相手方が1人しかいないとき。</td></tr>
<tr><td>第 3 号</td><td>● 障害者支援施設等において制作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約をしようとするとき。
● シルバー人材センター、母子福祉団体等から地方公共団体の規則で定める手続きにより役務の提供を受ける契約をするとき。</td></tr>
<tr><td>第 4 号</td><td>新商品として生産する物品を、地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。</td></tr>
<tr><td>第 5 号</td><td>緊急の必要により、競争入札に付することができないとき。
※(1) 災害・事故等により、緊急に契約が必要とされるとき。
(2) 機械等の故障により、緊急に復旧することが必要とされるとき。</td></tr>
<tr><td>第 6 号</td><td>競争入札に付することが不利と認められたとき。
※ 現に契約履行中の者に契約履行をさせた場合に、履行期間の短縮又は経費の節減が確保できる等有利と認められるとき。</td></tr>
</table>

第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 ※(1)　特定の業者が契約履行に必要な経験又はデータ等を所有しているとき。 (2)　特定の業者が特許を所有しているとき。	
第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。	
第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。	

④ 見積書について

随意契約における見積書の徴収は財務規則第 131 条の 3 により、原則二者以上から徴することとなっている。

一方で、財務規則第 132 条では見積書の徴収を省略できる場合が限定列挙されている。

（見積書の徴収）
財務規則第 131 条の 3
契約担当者等は、随意契約をしようとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示し、2 人以上から見積書をとらなければならない。ただし、1件の予定価格が 10 万円(工事の請負の場合は、20 万円)を超えない契約をする場合又は特別の理由がある場合は、1 人から見積書をとることができる。

（見積書の省略）
財務規則第 132 条
次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、見積書を省略することができる。
(1)　官公署と契約するとき。
(2)　生産品の売却をする場合で見積書をとるいとまがないとき。
(3)　給食施設等における食品の買入れをするとき。
(4)　収入証紙、郵便切手、官報、書籍及び新聞の買入れをするとき。
(5)　電気、ガス、水道又は電話の利用の契約をするとき。
(6)　研修、講習等の会場の借上げをするとき。
(7)　資金前渡を受けて契約をするとき。
(8)　1 件の予定価格が 1 万円を超えない製造の請負契約をするとき。
(9)　1 件の予定価格が 1 万円を超えない物件を購入するとき。
(10) 前各号のほか、見積書を徴しがたいと認められるとき、又は徴する必要がないと認められるとき

３．監査対象事業

（１）監査対象事業の選定方法

監査対象事業は、平成 27 年度の一般会計における委託事業の中から、事業の決算額が 1 千万円以上の事業とした。

なお、委託事業の中には、公の施設の指定管理料が含まれている。今般の監査においては、ソフト事業としての委託事業を監査対象にしているため、指定管理料は除いている。

（２）監査対象事業

上記の基準により抽出した委託事業は以下の 100 事業である。

なお、所管課は平成 27 年度と平成 28 年度で課名が変更している場合があるが、その場合は平成 28 年度の課名で記載している。

図表 7 監査対象事業

（単位：円）

No.	所管課	事業名	平成 27 年度 決算額
	【総合政策部】		
1	広報統計課	広報配達委託料	16,512,663
2	広報統計課	地域資源発信・交流促進事業委託料	13,370,000
3	南郷事務所	コミュニティバス運行委託料	14,364,000
	【まちづくり文化スポーツ観光部】		
4	まちづくり文化推進室	アートプロジェクト委託料	24,084,000
5	まちづくり文化推進室	にぎわい創出調査検討業務等委託料	12,042,000
6	まちづくり文化推進室	まちなかチャレンジショップ設置事業委託料	17,664,314
7	まちづくり文化推進室	中心市街地アート活動リノベーション促進事業委託料	12,819,600
8	観光課	はちのへ総合観光プラザ運営業務等委託料	12,457,800
9	観光課	伝統的生業を活用したグリーンツーリズム推進事業委託料	10,098,000
10	観光課	観光宣伝広告委託料	10,281,600
11	観光課	種差海岸宣伝広告事業委託料	26,279,840
12	八戸ポータルミュージアム	警備業務委託料	19,116,000
13	八戸ポータルミュージアム	受付案内業務委託料	18,360,000
14	八戸ポータルミュージアム	清掃業務等委託料	17,816,760
	【総務部】		
15	行政管理課	固定資産管理台帳システム業務委託料	37,260,000

（単位：円）

No.	所管課	事業名	平成 27 年度 決算額
16	行政管理課	庁舎清掃業務委託料	62,013,600
17	行政管理課	電話交換業務委託料	12,389,760
18	行政管理課	警備業務委託料	19,154,880
19	情報システム課	オペレータ業務委託料	11,923,200
20	情報システム課	庁内LAN等管理業務委託料	14,152,320
21	情報システム課	データエントリー業務委託料	22,705,920
22	情報システム課	団体内統合宛名システム等導入委託料	27,236,520
23	情報システム課	電算処理委託料	57,801,600
	【財政部】		
24	住民税課	税総合システム開発委託料	351,227,880
25	資産税課	固定資産管理業務委託料	48,903,000
	【商工労働部】		
26	商工課	企業人財育成事業委託料	12,108,830
27	商工課	八戸港利活用戦略マーケティング事業	11,022,311
28	産業労政課	新産業団地開発基礎調査委託料	10,918,800
29	産業労政課	粉体関連産業創造可能性調査委託料	10,000,000
30	産業労政課	産業立地推進人材育成事業	121,607,685
31	産業労政課	産業立地推進地域人づくり事業	20,742,387
32	産業労政課	八戸IT・テレマーケティング産業普及拡大支援事業	136,539,808
33	産業労政課	中高年齢者再就職支援事業	18,608,879
	【福祉部（福祉事務所）】		
34	福祉政策課	福祉バス運営委託料	21,277,080
35	生活福祉課	生活保護者就労意欲喚起等支援事業業務等委託料	36,767,000
36	生活福祉課	生活困窮者自立支援事業業務委託料	33,013,000
37	こども未来課	子育てつどいの広場事業委託料	14,033,000
38	こども未来課	地域子育て支援拠点事業委託料	54,768,000
39	子育て支援課	放課後児童健全育成事業委託料	145,604,170
40	子育て支援課	児童扶養手当等新システム導入業務等委託料	31,320,000
41	高齢福祉課	介護予防マネジメント業務委託料	39,754,137
42	高齢福祉課	生活支援ハウス運営委託料	13,013,240
43	障がい福祉課	OA機器等保守管理委託料	14,328,576
44	障がい福祉課	障害者相談支援事業委託料	18,000,000

（単位：円）

No.	所管課	事業名	平成 27 年度 決算額
45	障がい福祉課	障害者特定相談支援員育成事業委託料	13,905,892
	【健康部】		
46	国保年金課	後期高齢者医療健康診査委託料	39,686,211
47	健康づくり推進課	乳児一般健康診査委託料	18,549,902
48	健康づくり推進課	妊婦健康診査委託料	186,256,400
49	健康づくり推進課	予防接種委託料	462,023,777
50	健康づくり推進課	健康診査等委託料	342,012,175
	【市民防災部】		
51	市民課	システム改修委託料	56,160,000
52	防災危機管理課	消防団事務委託料	238,027,000
53	防災危機管理課	設計業務委託料	11,752,040
54	防災危機管理課	誘導標識設置委託料	63,628,433
	【環境部】		
55	環境政策課	ごみ処理手数料徴収委託料	35,174,875
56	環境政策課	特定外来生物・有害鳥獣調査等事業委託料	19,116,000
57	清掃事務所	一般廃棄物収集運搬委託料	498,885,372
58	清掃事務所	最終処分場管理業務委託料	25,380,000
59	清掃事務所	八戸市一般廃棄物最終処分場被覆施設復旧設計業務委託料	20,390,400
60	清掃事務所	動物死体焼却場管理業務委託料	14,057,209
	【建設部】		
61	港湾河川課	排水路浚渫等委託料	26,179,428
62	道路建設課	設計等委託料	85,050,000
63	道路建設課	測量等委託料	15,824,699
64	道路建設課	測量等委託料	26,762,400
65	道路建設課	測量等委託料	43,000,826
66	道路建設課	測量等委託料	20,918,520
67	道路建設課	交通解析等業務委託料	12,171,600
68	道路維持課	橋梁点検業務等委託料	31,644,970
69	道路維持課	区画線設置委託料	11,631,600
70	道路維持課	設計等委託料	34,495,200
71	道路維持課	測量委託料	15,422,400
72	道路維持課	道路清掃委託料	27,739,800
73	道路維持課	道路台帳作成等委託料	19,958,400
74	道路維持課	舗装構造調査等業務委託料	10,324,800

（単位：円）

No.	所管課	事業名	平成 27 年度 決算額
75	道路維持課	道路ストック点検委託料	26,222,400
76	道路維持課	除草委託料	22,939,200
77	道路維持課	除雪業務等委託料	196,659,360
78	道路維持課	舗装補修委託料	272,720,998
79	道路維持課	街路樹剪定管理作業委託料	34,469,840
80	道路維持課	街路樹等維持委託料	27,910,440
	【都市整備部】		
81	都市政策課	都市計画マスタープラン見直し及び立地適正化計画策定業務等委託料	12,928,000
82	都市政策課	路線バス商品企画開発・利用促進強化事業委託料	24,386,400
83	公園緑地課	現況調査・基本設計委託料	65,103,480
84	公園緑地課	主要公園管理委託料	11,826,000
85	公園緑地課	公園樹木・草刈等委託料	34,990,000
86	公園緑地課	公園維持管理委託料	13,122,036
	【屋内スケート場建設推進室】		
87	屋内スケート場建設推進室	測量等委託料	182,048,400
	【教育委員会】		
88	教育総務課	用務員業務委託料	28,611,208
89	教育総務課	学校警備業務委託料	35,573,472
90	教育総務課	学校警備業務委託料	17,027,712
91	教育総務課	浄化槽維持管理委託料	12,960,000
92	教育指導課	学力調査委託料	16,050,720
93	社会教育課	清掃業務委託料	20,805,984
94	社会教育課	地区公民館設計業務委託料	30,030,480
95	社会教育課	地区公民館警備業務委託料	11,033,940
96	是川縄文館	発掘現場土工委託料	15,194,520
97	是川縄文館	受付案内業務委託料	17,496,000
98	是川縄文館	清掃作業委託料	10,108,800
99	総合教育センター	HENS運用保守委託料	11,660,112
	【選挙管理委員会】		
100	事務局	ポスター掲示場設置管理及び撤去委託料	26,269,546

第４章　外部監査の結果及び意見－総論－

１．監査の結果及び意見の総括

平成 28 年度八戸市包括外部監査における特定の事件（監査テーマ）は、「委託事業にかかる財務事務の執行について」とした。包括外部監査人は、この特定の事件について、監査の基本的な方針を定め、それに基づいて監査要点を抽出し、各監査要点について監査手続を実施した。その結果及び意見の総括は、以下のとおりである。

また、本章『**２．監査の結果及び意見のまとめ**』に事業ごとの監査の結果及び意見の見出しを一覧形式でまとめ、続く『**第 5 章　外部監査の結果及び意見－各論－**』において、事業ごとの監査の結果及び意見の詳細な内容を記載している。

※【監査の結果】

【監査の結果】は、今後、市において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合規性に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【監査の結果】として記載している。

※【意見】

【意見】は【監査の結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、然るべき対応を行うことを期待するものである。

監査の結果及び意見の総括については、次に記載するとおり、9 つの項目に分類して記載している。しかし、それぞれの項目は相互に関連しており、結果や意見の内容によっては 2 つ以上の項目に分類できるものもある。その場合には、包括外部監査人としての主張を優先して分類することとする。

また、『**第 5 章　外部監査の結果及び意見－各論－**』に記載している個々の事業にかかる結果及び意見は、当該事業についての措置は当然求められるが、委託事業そのものの根幹に関わる問題については他の事業においても共通して改善する必要がある可能性が高い。そのような場合には、一つの事業に対する結果及び意見であっても、市が積極的に他の事業に当てはまるかどうかを検討し、適切に対応することを要望する。本章『**第 4 章　外部監査の結果及び意見－総論－**』は、そのような場合の検討の一助とするために記載するものである。

（１）事業の有効性

① 事業の有効性に関する問題

事業の有効性に関する問題は大きく分けて 2 種類ある。一つは、現状では事業の有効性が確認されていないため、利用者数などの有効性にかかる指標を設定し、これを測定することで今後の事業の方向性を検討すべきであるとするものであり、今一つは、既に有効性にかかる指標を測定し、有効性の程度について認識しているが、それが事業の有効性を疑問視する結果となっている場合の市の対応について指摘したものである。

前者の例としては、『**子育てつどいの広場事業委託料 【意見 45】入場者数の評価について**』（こども未来課）において、本事業の成果の一つがイベントの参加人数であり、その評価を行うことが市の説明責任を果たす意味からも必要であるとした。また、入場者数が増加傾向にあるなかで、実際にどのようなイベントが参加人数の増加に寄与しているのかを分析することは、今後の活動内容を決定していくうえでも有用であるため、目標人数の設定、もしくは前年度実績との比較などにより、イベントごとの入場者数の分析・評価を行うことを意見として述べた。

また、後者の例としては次の２つの事業を挙げる。一つは、『**コミュニティバス運行委託料 【意見 4】利用者数減少の対策について**』（南郷事務所）である。南郷地域のコミュニティバスについては利用者数の減少に伴い運行収入が減少し、委託料は年々増加している。個別意見では観光需要などを取り込む工夫により運行収入の増加策を検討するよう記載しており、一方で南郷事務所ではバスの小型化などにより委託費の削減を考えている。

2 つ目の例は『**後期高齢者医療健康診査委託料 【意見 60】受診率について**』（国保年金課）である。後期高齢者医療健康診査の受診者及び受診率ともに増加傾向ではあるが、それでも受診対象者の 2 割ほどの受診率に留まっている。受診率の向上に向けて継続的に対応していく必要性を記載している。

この 2 つの事業のように、有効性にかかる指標が事業の有効性を疑問視する結果となっている場合には、市はその事業の実施方法について検討を迫られることとなるが、場合によっては事業を継続することの是非を検討しなければならなくなる。

その場合には、原点に立ち返って、そもそもその事業は何のために実施しているのか、誰のために実施しているのかについてできるだけ具体的に検討し直す必要がある。それによって、当該事業が本当に基幹的な行政サービスであるのか、それとも付加的な行政サービスであるのか、また代替可能なサービスはないのか、などが検討できると思われる。そこまで、熟慮した上でならば、たとえ利用者が少なくとも一定

程度の委託料を支払いながら事業を継続することを説明できるし、逆にその結果、事業を廃止又は他の事業と統合するという結論に達した場合でも、市民にその理由を丁寧に説明できるのではないかと考える。

② 情報システムに関する意見

委託事業にかかる事務の流れは、『**第3章　監査対象の基本的事項　2. 八戸市の委託事業　(2)委託事業に係る契約事務　② 委託事業に係る発注事務の流れ**』に記載したとおりであり、八戸市では基本的に全ての事務を所管課が行っている[2]。したがって、本報告書においては、個々の委託事業に対する結果及び意見をそれぞれの所管課に対するものとしている。

しかし、結果及び意見の内容によっては、契約検査課や情報システム課のように、全庁横断的に所管課の事務をサポートする役割を果たす部署に対して指摘すべきものもある。

このうち、契約検査課の果たすべき役割については、後述する『**(3)契約事務の適正性　① 契約書及び仕様書の記載事項について**』にて言及している。

他方、情報システム課については、八戸市行政組織規則によれば、「庁内の情報システムの導入及び調達の最適化に関すること」を分掌事務としており、今後はさらに広範にその役目を果たすべく期待するところであり、そのような意見として以下の2つを記載した。

『**児童扶養手当等新システム導入業務等委託料　【意見 53】情報システムを対象とした事案における選定委員について**』(子育て支援課)では、次のとおり記載している。

児童扶養手当等新システム導入にかかる実施要領において、評価を行う者6名を定めているが、全て所管課の職員で構成されており、情報システムに知見を有する者が含まれていない。

情報システムの評価は、技術的な側面も含めて専門性が求められる分野である。今後、情報システムの導入等に際して、プロポーザル方式を採用するにあたっては、情報システム課の職員を評価者に含めるなど、評価の技術的側面に対する信頼性をより高める工夫が望まれる。

また、『**システム改修委託料　【意見 63】積算額の妥当性の確認について**』(市民課)では、次のように記載している。

事業の実施中あるいは実施後において、その要した工数等を確認する目的で事

---

[2] ただし、八戸市行政組織規則によれば、「測量、建設コンサルタント業務及び地質調査業務の委託に関すること。」は契約検査課の所掌となっている。

業者に日報を提出させておらず、作業報告書も一部のみを提出させるに留まっているため、市はどの作業にどれくらいの人員が投入されたかまでは把握していない。事後的にでも、積算時の予想工数が妥当なものであったかについて、市は確認しておくべきである。今後はシステム構築や改修委託事業に係る積算額の妥当性を事後的に検証し、PDCAサイクルを機能させる必要がある。

この 2 つ以外にも、情報システムについては、システム対応範囲の拡大や更新需要への対応、ベンダーロックイン問題への対応など、今後益々その業務範囲は拡大すると考えられるため、積極的な関わりを期待するところである。

（２）事業の経済性

① 事業の経済的合理性について

公的機関は民間企業と異なり利益という尺度がないため、生来その行為は経済的合理性という概念を内包していない。現状でも経済性の概念が取り入れられているといえるのは、入札の実施や複数見積書の徴取といった仕組みのみである。しかし、後述する『**（4）委託先事業者の選定方法の妥当性 ① 委託先事業者を選定する際の競争性について**』にも記載しているが、入札を実施していても競争性が働かない状態であれば経済的でない選択がされることがある。また、見積書についても、一者からしか徴取していない場合や毎年度決まった事業者から徴取している場合は、これも期待された機能を発揮しているとは言い難いものである。

それでは、市が経済性を念頭に入れて事業を執行することはどのようにすれば担保されるのか。

まず第一に、確実に実行しなければならないのは、入札の実施や複数見積書の徴取といった仕組みを徹底することである。これらは法令等に規定されていることであり、本来徹底されていないこと自体が問題である。『**（4）委託先事業者の選定方法の妥当性 ① 委託先事業者を選定する際の競争性について**』に記載している内容や見積書徴取の工夫は所管課レベルで徹底する必要がある。

入札が実施されている場合には、その結果で契約金額が確定してしまうので、市としてはそれ以上に経済性を発揮する余地はない。しかし、随意契約の場合にはその限りではない。

随意契約の場合は、市が能動的に対応しない限り、十分に経済性が考慮されているといえる事業の実施状況は現出しない。その能動的な対応には様々考えられるが、一例としてその事業実施にかかるコスト情報の収集を定型化し、標準化して、その妥当性を検証する仕組みを置くことが考えられる。この例としては、以下の 3 つを挙げる。

『生活保護者就労意欲喚起等支援事業業務等委託料 【意見 42】収支報告について』(生活福祉課)では、委託契約書及び仕様書でも事業終了後の収支報告書の提出を求めておらず、受託者も年度終了後に収支報告書を提出していない。業務の遂行に関する報告は、受託者が提供したサービスの内容だけではなく、それに伴って生じたコストの報告も重要である。収支報告書の提出については、契約書に条項を加えるか、仕様書に定めておく必要があるとした。

『受付案内業務委託料 【意見 19】人件費について』(八戸ポータルミュージアム)では、法定福利費の直接人件費に対する割合が、同施設の警備業務委託と比較して高水準であることを記載した。本業務が平成 23 年度以降、継続して同一契約先に随意契約で委託されていることに鑑み、人件費単価の実勢を調査する必要があるとした。

同様に、**『ポスター掲示場管理及び撤去委託料 【意見 89】積算書について**』(選挙管理委員会事務局)においても、委託金額の積算根拠について 4 年前のものをそのまま利用しており、他の事業者からの見積書の入手や、所管課での積算の見直し等は行われていない事実を記載した。当然に、契約単価も平成 23 年度と同様であった。これも契約金額の妥当性を検証すべきとした。

コスト情報には見積書も含まれるが、それ以外にも積算単価の情報や事業実施時の収支の状況に関する情報もある。今般の監査では、特に随意契約の場合に、価格の妥当性に鈍感になっている土壌を強く感じた。情報の収集方法を可能な限り定型化、標準化することで事務負担を増やさずに事業の経済的合理性に対する検証能力を高めることが可能である。個々の職員の裁量に任せず、全庁的な仕組みとして実施することを要望するものである。

② 事業の実施方法と業務形態について

事業の実施方法と業務形態については、委託契約の統合や分割に関する意見と業務を委託する場合の範囲や規模に関する意見が大部分である。

委託業務に限らず、スケールメリットの観点のみから考えた場合、契約の範囲は大きければ大きいほどよいということになる。しかし、実際には、事業を実施していく段階において、現場レベルの事情を酌んで契約の範囲や規模を適切に考えて実施していくこととなる。**『街路樹剪定管理作業委託料 【意見 73】街路樹剪定作業委託契約の統合について**』(道路維持課)では、旧南郷村地域のグリーンタウンにおける街路樹剪定作業の委託業務は、地域自治区「南郷区」が平成 27 年 3 月 31 日で設置期間が終了していることもあり、契約金額の経済性や契約事務の効率性を重視すれば、旧八戸市地域の街路樹剪定作業委託と契約を統合する必要があることを記載している。

一方で、委託の規模あるいは方法が実情と適合していないのではないかという意

見も記載した。『**受付案内業務委託料 【意見 87】配置業務の効率性について**』(是川縄文館)では、平日や冬期のような比較的空いている時季には常に来館者がいるとは限らないにも関わらず、一年を通して配置人員を 6 人としている。時季によって配置人員を削減できないか、また、常に団体予約の受付をするのではなく、団体予約の曜日を限定することなどの効率化策の検討を要望する意見を記載した。『**福祉バス運営委託料 【意見 40】運営コストを踏まえた事業の実施方法の定期的な見直しについて**』(福祉政策課)も同様の趣旨である。

また、将来的な委託業務の範囲拡大により、一層の業務の効率化を進めるとともにその分市職員が本来業務ともいえる業務に集中できるよう促す意見も記載した。『**データエントリー業務委託料 【意見 27】委託範囲の見直しについて**』(情報システム課)では、データエントリー業務の委託範囲を拡大することにより、市職員が公権力の行使に当たる業務や企画立案業務により注力することが可能になるとともに、業務の効率化が期待できるとし、所管課だけでなく関連する部署とも連携して中期的な課題として検討して欲しい旨記載した。

(3) 契約事務の適正性

① 契約書及び仕様書の記載事項について

前述したとおり、市の委託事業にかかる事務は原則として金額の大小に関わらず所管課が行う。そこで、契約書及び仕様書についても所管課が作成することとなる。

契約書については契約検査課が雛形を作成しており、所管課はこれを元に自部署で行う事業の契約書を作成する。また、仕様書については所管課自らが一から作成する。

ここで、監査の結果や意見として特に多く取り上げたのが、契約書または仕様書の規定や文言が抽象的であり、さらには実態との乖離が甚だしく契約書または仕様書が管理の道具として機能していないということであった。

契約書や仕様書の記載事項に具体性がないため、委託先事業者の責務が如何様にも解釈できたり、また事業実態やその成果が仕様書と乖離していても特に問題視しないこととなってしまう。これによって、事業の実施報告が空洞化し、ひいては事業のPDCAサイクルを断絶させる原因となっている。この点は、後述する『**(5)事業実施における市の関与の適正性 ① 実施状況の確認と報告**』とも共通する事象であり、同様のことを記載している。

また、随意契約による事業の場合には馴れ合いの問題もある。たとえば、『**オペレータ業務委託料 【意見 23】派遣労働者に求める要件のより一層の具体化について**』(情報システム課)でこのことを記載している。

本委託事業の仕様書では派遣労働者に求めるスキルの要件が非常に簡素な形で定めてある。これは長年にわたり随意契約を継続してきたため、委託先事業者が要求水準を熟知していることにもよるが、一方で厳しい言葉で言えば馴れ合いである。本来、派遣先である市が求める要求水準を明確化することは、委託先事業者との間における紛議を事前に防止するため、あるいは将来的な委託先事業者の変更の可能性に対応するためである。したがって、契約書や仕様書が明確でないことが事業の有効性を損ない、加えて将来的には事業の経済性にも影響を与えている可能性を指摘した。

八戸市行政組織規則によれば、契約検査課には、原則として所管課が執行する委託事業に関して何らの権限も責務も規定されていないが、契約検査課は委託事業の契約書の雛形の作成とこれに関する説明の告知は行っている。他方、多くの所管課においては委託事業の契約事務について、どこまでが契約検査課の業務の範疇なのかを明確に理解していない場合も見られた。

今後は、各所管課が契約書並びに仕様書の規定や文言について、自らが行う事業を精査し、具体的な管理の道具となるように主体的に検討すべきであることは当然であるが、また一方で、契約検査課においても所管課が行う委託事業について自らの関与の範囲を明確化し、全庁的に周知しておくべきであろう。無論、その場合にも関与の範囲は従来どおりとするのか、あるいは範囲を拡大することも考えられるが、その場合には八戸市行政組織規則の改定も視野に入れる必要がある。

② 再委託に関する問題

再委託とは、一度受注した事業者がその業務の一部又は全部を他の事業者に実施させることである。市では、委託事業の場合、契約書において、「受託者は、委託作業の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、この限りではない。」といった条文を設け、再委託を規制していることが多い。委託先事業者が他の事業者に再委託することを考えた場合、これに則って市に承認を求めなければならないが、いくつかの事業では適切に承認手続が実施されていなかった。今後、注意が必要である。

一方、このような承認さえ得れば再委託が可能であるとしても、当該委託事業が一者随意契約である場合にはこの限りではない。委託業務の全部を再委託することができるのであれば、そもそも複数の事業者が当該委託業務を実施することが可能なのであるから、一者随意契約とする理由は消滅し、競争入札の方法で委託事業者を選定すべきという結論になる。したがって、一者随意契約の場合、承認があれば業務の全部を再委託することが可能であるかのような条項は契約書に記載すべきではない。そのような指摘をした事業は、『**アートプロジェクト委託料**』（まちづくり文化推進

室)、**『伝統的生業を活用したグリーンツーリズム推進事業委託料』**(観光課)、**『受付案内業務委託料』**(八戸ポータルミュージアム)、**『学力調査業務委託』**(教育指導課)、**『ポスター掲示場管理及び撤去委託料』**(選挙管理委員会事務局)である。

また、再委託に関する問題では、一者随意契約の場合ではなく、競争入札の場合においても次のような事案が見られた。

『最終処分場管理業務委託料 【結果 53】相互供給の禁止について』(清掃事務所)では、委託先事業者が、当該業務の入札行為において競争相手であった入札参加者に業務の一部を再委託していた。これは、「相互供給」と呼ばれるものであり、再委託先が自ら応札した額を下回る額で業務を履行することとなる等、社会通念上不適切なものと考えられる。

相互供給については法令上の定めが無いことから、今後、市において、相互供給の問題点をあらためて確認した上で、これを禁止する旨を規則等の制度上明確にすべきものと考える。併せて、入札公告等への相互供給禁止の明示、相互供給を行った者に対する罰則等を制度化する必要がある。

③ 委託事業に関する労働関係法令について

委託事業に関連する労働関係法令としては、労働基準法、労働者災害補償保険法、職業安定法及び最低賃金法、労働者派遣法等が想定される。

これらの法令は、委託先事業者に遵守させるべきものと市が自ら遵守すべきものとに分けられるが、たとえば、前者については、**『庁舎清掃業務委託料 【結果 27】労働関係法令の遵守事項の明示について』**(行政管理課)にて次のように記載した。

市の締結する契約において、委託先事業者に適正な労働条件の確保を求めることは重要であるが、本件契約書には労働関係法令の遵守に関する定めが置かれていない。しかし、本委託事業は労働集約的な業務であることから、委託先事業者側に労働関係法令を遵守した上で業務を実施することについて、契約書上に明示的に定める必要性はより高いものと言える。次期以降の契約締結に際しては、これを明示することが必要である。

本来、委託事業は、その業務を専門に行っている民間企業等に実施させることにより行政サービスの品質を向上させるという意義もあると考えるが、現状の地方公共団体における委託事業はコスト削減につなげることを目的として推進されていることが多いように感じられる。

現在の地方公共団体における財政状態を考えれば、コストカットとしての意味合いが強調されることも理解できなくはないが、そのような価格面の厳しい競争のしわ寄せが一番弱いところに収斂するようなことがあってはならない。

特に、労働集約的な業務は単純作業が主体となるため、これらに従事する労働者は、就業条件などの基盤が比較的弱い人が多いと考えられる。そのように考えると、労働集約的な業務を委託する場合には、上記のような労働関係法令の遵守に関する定めを契約書に明記をすることで、市が委託先事業者に対し、その遵守について念押ししておくことは今後益々必要になってくることと考える。

また、平成27年9月には労働者派遣法が改正された。改正の内容は、業務内容を問わず、(1)派遣先の同一の組織単位において3年を超える継続した同一の派遣労働者の受け入れができない「個人単位の派遣期間制限」と、(2)派遣先の同一の事業所において 3 年を超える継続した労働者派遣の受け入れができない「事業所単位の派遣期間制限」の制度化である。

詳しくは、**『オペレータ業務委託料 【意見 24】改正労働者派遣法への対応について』**（情報システム課）に記載しているが、本委託事業も含め、市の委託事業の中には期間制限の対象となる事業が少なからずあると考えられる。現在の派遣社員について期間制限への対応を検討しておく必要があるとともに、新たな派遣社員を受け入れた場合には、期間制限の対象となる者か否かを把握しておく必要がある。

（４）委託先事業者の選定方法の妥当性

① 委託先事業者を選定する際の競争性について

市の委託事業には委託先事業者の選定にかかる問題も非常に多く見受けられた。

まず、委託先事業者の選定方法は一般競争入札にすることが大原則である。しかし、市の委託先事業者の選定は一般競争入札ではなく、指名競争入札及び随意契約で行われている。無論、下記の自治令第 167 条に当てはまる場合には、指名競争入札で行うことが可能であり、また自治令第 167 条の 2 第 1 項に当てはまる場合[3]には随意契約で事業者を選定できる。

【自治令】
（指名競争入札）
第百六十七条　地方自治法第二百三十四条第二項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
一　工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

[3] 『第３章　監査対象の基本的事項　２．八戸市の委託事業　（２）委託事業に係る契約事務　③ 随意契約を締結することができる条件』参照。

二　その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
三　一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

しかし、この条文は抽象的な表現を含んでおり、広く解釈する余地があるためか、市では委託事業の入札には、全て指名競争入札を採用しており、一般競争入札による入札は皆無である。原則論を言えば、上記の 3 つの条件に当てはまるのかを市が厳格に吟味し、当てはまらないものについては一般競争入札にすべきである。

それでは、3 つの条件のいずれかに当てはまっている場合については指名競争入札を採用することとなるが、これについての問題も特に多いものであった。

たとえば、『**庁舎清掃業務委託料 【結果 25】定期的な指名業者の見直しの実施について**』(行政管理課)では、少なくとも平成 9 年度以降、18 年間にわたり同一の事業者が落札している事実から競争入札の形骸化を指摘した。

また、『**地区公民館警備業務委託料 【意見 83】指名競争入札について**』(社会教育課)では、機械で行う施設の警備業務については一度受託者が決まってしまうと同一の業者が継続して受託する傾向があるためか、平成 27 年度に受託者の変更があったのは、20 施設のうち 1 施設だけであった。入札結果から判断すると、各事業者は現在契約している施設には現在の契約額で応札し、それ以外の施設に対しては現在の契約額よりも相当高い金額で応札しており、落札する意思は明らかに感じられない。

これらについては、今後、入札における競争性を発揮させる余地の拡大を図るとともに、事業者間の公平性を担保するために指名業者の定期的な見直しと入れ替えが必要である。具体的には、毎年度の契約にあたり、登録業者名簿より指名対象となり得る事業者を抽出し、指名されていない事業者がある場合にはこれを追加することや、予定価格から大幅に超過した応札が継続している事業者等のように価格競争の観点から指名する意義に乏しい事業者については、指名業者から一旦外すことが必要である。

また、指名業者の範囲を広げるためにも、事業者が具備すべき要件(地域要件や設備要件など)を可能限り緩和すべきである。

そして、このような事業者を指名する際の基準や指名業者から外す際の基準についても、所管課が明確にしておくことが必要である。

次に随意契約についてである。随意契約に関しては、『**固定資産管理業務委託料 【意見 31】公募による委託先事業者の選定の実施について**』(資産税課)のような例があった。

すなわち、本事業においては業務の安定性や確実性を重視するといった点を理由として随意契約により契約を締結しているが、25 年もの長期にわたり同一事業者との随意契約を継続したことにより、市は委託先事業者に依存しているといっても過言ではない状況になってしまった。これでは、他事業者との比較がなされず、価格面の妥当性や新規手法の採用等といった点について検証できず、加えて当該システムからの変更等に伴うコストが増大し、結果として、当該事業者との契約を継続せざるを得ない状況に陥っている。

特に、随意契約においては、業務の安定性や確実性を重視するといった理由を挙げる場合が多いが、本当に業務の安定性や確実性を重視するならば市職員が直営でやらなければならないのであって随意契約採用の妥当な理由とは言えない。もし仮に、コスト削減のみを目的として委託事業とした結果、このような状況となっているならば、高い価格で安定性や確実性を買ったということにもなり兼ねず、正に本末転倒、市民への説明に窮するような事案である。

今後は、随意契約を採用する理由の妥当性を厳格に吟味していくとともに、このように随意契約を採用することの問題を多角的に考慮し、必ずしも同一事業者に依存することが無いよう仕様等の条件を見直した上で入札や公募による委託先事業者の選定を実施していくべきである。

（５）委託事業の実施に対する市の関与の適正性

① 実施状況の確認と報告

今般の包括外部監査において結果または意見の数が最も多かったのが、事業の実施状況の確認と報告に関する内容であった。

ほとんどの委託事業は委託先事業者を選定した後は、市の関与が一旦希薄になるが、事業が終了した段階で、委託先事業者は市への報告を行い、成果物があればこれを納入する。市はこれを受けて必要な検査・検収を行い、それによって当該事業の成果を確認する。

しかし、監査を実施した結果、この一連の流れがうまくいっていないと思われる事業が複数見受けられた。これは、これらの事業の実施報告が形式的事項を優先するあまり空洞化しているため、これを受けての検収・検査には市の確認作業としての実質が伴っていないことが原因であると考える。

それでは、事業の実施報告が空洞化しているとはどういうことを指すのかといえば、実施報告書等に記載する事項が具体的でない、あるいは不足している。また、成果の定義が抽象的なため、何を成果として提出すればいいのか不明確であるということもある。

たとえば、**『まちなかチャレンジショップ設置事業委託料 【結果 8】成果品につい**

て』(まちづくり文化推進室)は、契約書において成果品の内容が明確に記載されていない事案であった。所管課では、月次報告、上半期報告、実績報告は無論受領しているが、成果品としてはそれらのバックデータとしての店舗のちらしやセミナー・研修会報告書等しか受領していなかった。この事案では、具体的な成果物をイメージすればよいので、比較的分かりやすいが、具体的な成果物がない事業の場合、どのようことを実施報告書に記載すればいいのか、それぞれの事業に応じて所管課が決定しなければならない。

そして、そのような具体的な成果物や実施報告書への記載事項は、契約書や仕様書にも記載しておく必要がある。それにより、委託先事業者にも報告の様式が理解され統一されることで、市の検収・検査業務の効果や効率性が増すこととなる。

このように最も重要なことは、事業の成果あるいは成果物とは何かを再確認し、ここから委託先事業者に何をどういう形で提出させるのかを決定し、その内容を契約書や仕様書に記載しておくことである。

また、2 つ目の論点としては、市への実施報告に業務量や収支状況などのコスト情報を盛り込むことについてである。

全ての事業においてコスト情報を収集することは難しいが、本来的には、どの事業においても翌年度以降の委託料の正確性を確認するためにはコスト情報が必要となるはずである。

『生活支援ハウス運営委託料 【意見 57】実績報告書の提出について』(高齢福祉課)において、民法上では、受託者からコストに関する報告を受けるかどうかは委任者である市の判断となるとしながらも、公費を委託料として支出する以上、受託者がその公費を適切に使用しているかどうかについて、市は当然に検討する必要があるとして、コスト情報を含めた実績報告書等の提出を契約書または仕様書に定めておくことを要望している。

『第 5 章 外部監査の結果及び意見－各論－』の各事業の概要に記載しているが、多くの事業では事業者からの見積書によって予定価格の積算を行っている。しかし、見積書はあくまでもその事業者の主観であり、もしこれで価格の妥当性を検証しようとするならば、相当数に上る見積書を同業者から収集し、その平均値を採るなどしなければならないであろう。実施報告のコスト情報は事後的ではあるが、将来的な事業コストの妥当性に関する情報を得られるものであり、したがって、コスト情報が収集できる事業については、必ず実施報告にコスト情報を記載するようにすべきである。

さらに、三つ目の論点である。

『広報配達委託料 【結果 1】支出命令書上の検査日について』(広報統計課)において記載したことであるが、広報はちのへ戸別配達業務委託においては、「財務

会計事務マニュアル」[4]の記載どおり、検査年月日を「相手方の給付が完了した年月日」として処理している。確かに、委託先事業者にとってはその月の配布完了日がその月の給付を完了した日になる。しかし本来、検査とは相手方からの給付を市として検査し確認した日を意味するのであり、配布完了日に配布の現場に立ち会って確認することが出来ない以上、請求書に記載された配布件数と業務完了報告書、配布証明書を照合することが実質的な検査行為となる。したがって、この「実質的な検査行為」を実施・完了した日こそ「検査日」とすべきである。

このように、実態に即した検査・検収を行わず、「財務会計事務マニュアル」を一律に当てはめてしまっている例は他の事業にも見られたところである。「財務会計事務マニュアル」を作成している出納室が中心になって、「相手方の給付が完了した年月日」の把握が難しい場合や業務の検査・検収に特殊な条件が付されてしまう場合、あるいは歳入において調定に時間を要する場合の年度末の処理などはどのようにするのか市全体で議論し、検討する必要がある。

4 「財務会計事務マニュアル（歳出）出納室」2016. 4 月改訂

２．監査の結果及び意見のまとめ

監査の結果及び意見の一覧は次のとおりである。結果が 76 項目、意見が 90 項目あり、合わせて 166 項目である。

なお、表中の右欄にある「頁」は、本報告書における当該項目の記載箇所である。

所管課	事業名	監査の結果または意見		頁
（1）事業の有効性　①　事業の有効性に関する問題				
広報統計課	地域資源発信・交流促進事業委託料	意見 2	離職者の再雇用について	49
南郷事務所	コミュニティバス運行委託料	意見 4	利用者数減少の対策について	52
観光課	はちのへ総合観光プラザ運営業務等委託料	意見 9	プラザの開館時間について	64
商工課	企業人財育成事業委託料	意見 32	より需要を喚起する事業の実施方法の検討について	119
商工課	八戸港利活用戦略マーケティング事業	意見 33	アンケートの調査結果を受けてからの対応について	122
産業労政課	中高年齢者再就職支援事業	意見 39	事業実施結果の総括について	134
生活福祉課	生活保護者就労意欲喚起等支援事業業務等委託料	意見 41	事業の成果について	141
こども未来課	子育てつどいの広場事業委託料	意見 45	入場者数の評価について	146
こども未来課	子育てつどいの広場事業委託料	意見 46	利用者アンケートの実施について	148
こども未来課	地域子育て支援拠点事業委託料	意見 48	利用者数の評価について	151
こども未来課	地域子育て支援拠点事業委託料	意見 49	こどもの城保育園について	152
子育て支援課	放課後児童健全育成事業委託料	結果 40	登録希望者数の把握について	159
高齢福祉課	生活支援ハウス運営委託料	意見 55	アイビスの利用状況について	166
国保年金課	後期高齢者医療健康診査委託料	意見 60	受診率について	175

所管課	事業名	監査の結果または意見		頁
都市政策課	都市計画マスタープラン見直し及び立地適正化計画策定業務等委託料	意見 76	データの利用について	233
（1）事業の有効性　②　情報システムに関する意見				
住民税課	税総合システム開発委託料	意見 30	積算額の妥当性の確認について	112
子育て支援課	児童扶養手当等新システム導入業務等委託料	意見 53	情報システムを対象とした事案における選定委員について	162
子育て支援課	児童扶養手当等新システム導入業務等委託料	意見 54	保守経費を含めたライフサイクルコストでの評価について	163
市民課	システム改修委託料	意見 63	積算額の妥当性の確認について	189
（2）事業の経済性　①　事業の経済的合理性について				
八戸ポータルミュージアム	受付案内業務委託料	意見 19	人件費について	82
行政管理課	固定資産管理台帳システム業務委託料	意見 21	公募型プロポーザルにおける価格の評価方法の見直しについて	86
生活福祉課	生活保護者就労意欲喚起等支援事業業務等委託料	意見 42	収支報告について	142
こども未来課	地域子育て支援拠点事業委託料	意見 52	赤字となっている事業の評価について	153
子育て支援課	放課後児童健全育成事業委託料	結果 41	剰余金の取扱いについて	159
健康づくり推進課	平成 27 年度定期健康診断業務委託	意見 61	契約単価の妥当性について	184
健康づくり推進課	平成 27 年度定期健康診断業務委託	意見 62	予定価格について	186
防災危機管理課	消防団事務委託料	意見 64	繰越金の増加傾向について	192
清掃事務所	一般廃棄物収集運搬委託料	結果 51	予定価格の積算において適用する労務単価について	202
道路維持課	街路樹剪定管理作業委託料	結果 66	複数見積の徴収について	227
社会教育課	地区公民館警備業務委託料	結果 73	積算書の計算について	246

所管課	事業名	監査の結果または意見		頁
是川縄文館	受付案内業務委託料	意見 84	積算書について	251
選挙管理委員会事務局	ポスター掲示場管理及び撤去委託料	意見 89	積算書について	257
(2)事業の経済性 ② 事業の実施方法と業務形態について				
まちづくり文化推進室	アートプロジェクト委託料	意見 5	事業の実施形態について	57
観光課	伝統的生業を活用したグリーンツーリズム推進事業委託料	意見 13	事業の実施形態について	69
情報システム課	データエントリー業務委託料	意見 27	委託範囲の見直しについて	107
産業労政課	粉体関連産業創造可能性調査委託料	意見 36	契約の分割の理由について	128
福祉政策課	福祉バス運営委託料	意見 40	運営コストを踏まえた事業の実施方法の定期的な見直しについて	138
こども未来課	子育てつどいの広場事業委託料	意見 44	「こどもはっち入場料徴収事務」について	146
こども未来課	地域子育て支援拠点事業委託料	意見 47	職員の配置数について	151
清掃事務所	一般廃棄物収集運搬委託料	結果 52	可燃系資源物収集運搬業務委託(その 1)の委託範囲の分割について	203
清掃事務所	一般廃棄物収集運搬委託料	意見 66	可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託にかかる作業員配置数の見直しについて	205
港湾河川課	排水路浚渫等委託料	意見 69	契約の統合について	215
道路維持課	街路樹剪定管理作業委託料	意見 73	街路樹剪定作業委託契約の統合について	228
道路維持課	街路樹等維持委託料	意見 74	委託業務の統合について(その1)	231
道路維持課	街路樹等維持委託料	意見 75	委託業務の統合について(その2)	231
是川縄文館	受付案内業務委託料	意見 87	配置業務の効率性について	254
(3)契約事務の適正性 ① 契約書及び仕様書の記載事項について				
広報統計課	地域資源発信・交流促進事業委託料	結果 3	契約書の文言について	48

所管課	事業名	監査の結果または意見		頁
観光課	はちのへ総合観光プラザ運営業務等委託料	結果 9	仕様書に定める業務内容について	62
観光課	伝統的生業を活用したグリーンツーリズム推進事業委託料	結果 12	仕様書の記載について	67
観光課	伝統的生業を活用したグリーンツーリズム推進事業委託料	意見 14	費用負担について	70
八戸ポータルミュージアム	警備業務委託料	結果 14	仕様書に定める提出書類について（その1）	75
八戸ポータルミュージアム	警備業務委託料	結果 15	仕様書に定める提出書類について（その2）	76
八戸ポータルミュージアム	受付案内業務委託料	結果 19	仕様書の記載について	80
情報システム課	オペレータ業務委託料	意見 23	派遣労働者に求める要件のより一層の具体化について	102
情報システム課	庁内LAN等管理業務委託料	意見 25	派遣労働者に求める要件のより一層の具体化について	105
情報システム課	電算処理委託料	意見 28	派遣労働者に求める要件のより一層の具体化について	110
産業労政課	新産業団地開発基礎調査委託料	意見 34	契約書の見直しについて	124
産業労政課	新産業団地開発基礎調査委託料	意見 35	成果物の所有権に関する定めについて	125
産業労政課	粉体関連産業創造可能性調査委託料	意見 38	成果物の所有権に関する定めについて	129
生活福祉課	生活困窮者自立支援事業業務委託料	意見 43	委託対象経費について	144
子育て支援課	放課後児童健全育成事業委託料	結果 38	業務水準の統一について	157
高齢福祉課	生活支援ハウス運営委託料	結果 42	契約書の文言訂正について	165
障がい福祉課	障害者相談支援事業委託料	結果 43	委託料の使途の明確化について	169
環境政策課	特定外来生物・有害鳥獣調査等事業委託料	結果 50	契約書の文言について	199
教育指導課	学力調査業務委託料	意見 77	契約書名について	242

所管課	事業名	監査の結果または意見		頁
教育指導課	学力調査業務委託料	意見 78	契約書の項目について	242
教育指導課	学力調査業務委託料	意見 81	契約保証金について	244
教育指導課	学力調査業務委託料	意見 82	実施計画書について	244
(3)契約事務の適正性 ② 再委託に関する問題				
まちづくり文化推進室	アートプロジェクト委託料	結果 7	一者随意契約の場合の再委託について	56
観光課	伝統的生業を活用したグリーンツーリズム推進事業委託料	結果 13	一者随意契約の場合の再委託について	68
八戸ポータルミュージアム	受付案内業務委託料	結果 22	一者随意契約の場合の再委託について	81
産業労政課	産業立地推進地域人づくり事業	結果 36	他事業者への委託について	131
清掃事務所	最終処分場管理業務委託料	結果 53	相互供給の禁止について	209
港湾河川課	排水路浚渫等委託料	結果 55	再委託の承認について	212
道路維持課	街路樹剪定管理作業委託料	結果 64	再委託の承認について	226
教育指導課	学力調査業務委託料	結果 72	一者随意契約の場合の再委託について	241
教育指導課	学力調査業務委託料	意見 79	再委託の検討に関する記録について	242
教育指導課	学力調査業務委託料	意見 80	再委託の申請時手続きについて	243
選挙管理委員会事務局	ポスター掲示場管理及び撤去委託料	結果 76	一者随意契約の場合の再委託について	256
選挙管理委員会事務局	ポスター掲示場管理及び撤去委託料	意見 90	再委託の検討に関する記録について	257
(3)契約事務の適正性 ③ 委託事業に関する労働関係法令について				
広報統計課	広報配達委託料	意見 1	ポスティング業務に係る法令遵守事項について	46
八戸ポータルミュージアム	警備業務委託料	結果 16	労働関係法令の遵守事項の明示について	76
八戸ポータルミュージアム	清掃業務等委託料	結果 23	労働関係法令の遵守事項の明示について	83

所管課	事業名	監査の結果または意見		頁
行政管理課	庁舎清掃業務委託料	結果 27	労働関係法令の遵守事項の明示について	92
行政管理課	電話交換業務委託料	結果 32	労働関係法令の遵守事項の明示について	97
行政管理課	警備業務委託料	結果 34	労働関係法令の遵守事項の明示について	99
情報システム課	オペレータ業務委託料	意見 24	改正労働者派遣法への対応について	102
情報システム課	庁内LAN等管理業務委託料	意見 26	改正労働者派遣法への対応について	105
情報システム課	電算処理委託料	意見 29	改正労働者派遣法への対応について	110
(4)委託先事業者の選定方法の妥当性 ① 委託先事業者を選定する際の競争性について				
観光課	はちのへ総合観光プラザ運営業務等委託料	意見 8	随意契約理由について	64
八戸ポータルミュージアム	警備業務委託料	結果 17	定期的な指名業者の見直しの実施について	77
八戸ポータルミュージアム	清掃業務等委託料	結果 24	委託先事業者の選定について	84
行政管理課	庁舎清掃業務委託料	結果 25	定期的な指名業者の見直しの実施について	90
行政管理課	電話交換業務委託料	結果 31	定期的な指名業者の見直しの実施について	97
行政管理課	警備業務委託料	結果 33	定期的な指名業者の見直しの実施について	99
資産税課	固定資産管理業務委託料	意見 31	公募による委託先事業者の選定の実施について	115
清掃事務所	一般廃棄物収集運搬委託料	意見 65	繁忙期の可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託にかかる基準要件の緩和について	204
清掃事務所	一般廃棄物収集運搬委託料	意見 67	より一層の経済性の確保について	206
港湾河川課	排水路浚渫等委託料	結果 54	一般競争入札の実施について	212
港湾河川課	排水路浚渫等委託料	結果 56	廃棄物処分業務に係る業者指名について	213
港湾河川課	排水路浚渫等委託料	結果 57	排水路浚渫業務に係る業者指名について	213

所管課	事業名	監査の結果または意見		頁
港湾河川課	排水路浚渫等委託料	意見 68	指名業者の選定過程の明確化について	215
道路建設課	設計等委託料	結果 59	一般競争入札の実施について	217
道路建設課	設計等委託料	意見 70	指名基準（業者数）の明確化について	218
道路建設課	設計等委託料	意見 71	指名業者の選定過程の明確化について	218
道路建設課	測量等委託料	結果 60	一般競争入札の実施について	220
道路維持課	舗装構造調査等業務委託料委託料	結果 62	一般競争入札の実施について	222
道路維持課	除草委託料	結果 63	一般競争入札の実施について	224
道路維持課	街路樹剪定管理作業委託料	結果 65	競争入札の実施について	227
道路維持課	街路樹等維持委託料	結果 67	一般競争入札の実施について	230
社会教育課	地区公民館警備業務委託料	意見 83	指名競争入札について	247
是川縄文館	受付案内業務委託料	意見 85	落札者・落札率について	252
（5）委託事業の実施に対する市の関与の適正性　①　実施状況の確認と報告				
広報統計課	広報配達委託料	結果 1	支出命令書上の検査日について	45
広報統計課	地域資源発信・交流促進事業委託料	結果 4	成果品について	48
まちづくり文化推進室	アートプロジェクト委託料	結果 5	実施報告書の体裁について	55
まちづくり文化推進室	アートプロジェクト委託料	結果 6	履行の確認について	55
まちづくり文化推進室	アートプロジェクト委託料	意見 7	実績報告書の提出について	57
まちづくり文化推進室	まちなかチャレンジショップ設置事業委託料	結果 8	成果品について	60
観光課	はちのへ総合観光プラザ運営業務等委託料	結果 10	月次報告について	63

所管課	事業名	監査の結果または意見		頁
観光課	はちのへ総合観光プラザ運営業務等委託料	意見 10	年度報告について	65
観光課	伝統的生業を活用したグリーンツーリズム推進事業委託料	結果 11	実績報告について	67
観光課	伝統的生業を活用したグリーンツーリズム推進事業委託料	意見 12	事業計画の作成について	69
観光課	伝統的生業を活用したグリーンツーリズム推進事業委託料	意見 15	実績報告書の提出について	70
八戸ポータルミュージアム	警備業務委託料	意見 17	警備報告書の記載事項について（その1）	77
八戸ポータルミュージアム	警備業務委託料	意見 18	警備報告書の記載事項について（その2）	78
八戸ポータルミュージアム	受付案内業務委託料	結果 21	業務報告について	81
八戸ポータルミュージアム	清掃業務等委託料	意見 20	定期清掃の報告について	84
行政管理課	庁舎清掃業務委託料	結果 26	業務実施報告書の見直しについて	91
行政管理課	電話交換業務委託料	結果 28	業務実施報告書の記載方法について	94
行政管理課	電話交換業務委託料	結果 29	適切な業務量の把握について	95
行政管理課	電話交換業務委託料	結果 30	不適切な業務報告について	96
行政管理課	警備業務委託料	意見 22	業務実施報告書の記載方法について	100
産業労政課	粉体関連産業創造可能性調査委託料	意見 37	実績報告の提出に関する規定について	128
こども未来課	地域子育て支援拠点事業委託料	意見 50	利用者アンケートの実施について	153
こども未来課	地域子育て支援拠点事業委託料	意見 51	収支報告書の作成方法の統一化について	153
子育て支援課	放課後児童健全育成事業委託料	結果 39	定期的な実態把握の実施について	158
高齢福祉課	生活支援ハウス運営委託料	意見 57	実績報告書の提出について	167

所管課	事業名	監査の結果または意見		頁
障がい福祉課	障害者相談支援事業委託料	結果 44	委託料の使途の把握について	170
障がい福祉課	障害者相談支援事業委託料	意見 58	完了実績報告書の取扱いについて	171
障がい福祉課	障害者相談支援事業委託料	意見 59	事業の実態の正確な把握について	171
健康づくり推進課	乳児一般健康診査委託料	結果 46	支出命令書上の検査日について	179
健康づくり推進課	妊婦健康診査委託料	結果 47	支出命令書上の検査日について	182
環境政策課	ごみ処理手数料徴収委託料	結果 48	委託先事業者からの払い込みについて	196
環境政策課	ごみ処理手数料徴収委託料	結果 49	履行確認について	197
選挙管理委員会事務局	ポスター掲示場管理及び撤去委託料	結果 74	設置確認について	256
選挙管理委員会事務局	ポスター掲示場管理及び撤去委託料	結果 75	撤去確認について	256
選挙管理委員会事務局	ポスター掲示場管理及び撤去委託料	意見 88	検収について	257
(6)その他の結果及び意見				
広報統計課	地域資源発信・交流促進事業委託料	結果 2	本人確認について	47
南郷事務所	コミュニティバス運行委託料	意見 3	見積書の保管について	52
まちづくり文化推進室	アートプロジェクト委託料	意見 6	実施計画書について	57
観光課	伝統的生業を活用したグリーンツーリズム推進事業委託料	意見 11	契約先の組織体制について	69
観光課	種差海岸宣伝広告事業委託料	意見 16	企画提案コンペにおける選考票の記入について	73
八戸ポータルミュージアム	受付案内業務委託料	結果 18	起案書の記載について	79
八戸ポータルミュージアム	受付案内業務委託料	結果 20	現金受渡し業務について	80
産業労政課	新産業団地開発基礎調査委託料	結果 35	通知書の表題について	123

所管課	事業名	監査の結果または意見		頁
子育て支援課	放課後児童健全育成事業委託料	結果 37	予定価格書の未作成について	156
高齢福祉課	生活支援ハウス運営委託料	意見 56	契約書の貼付する収入印紙について	167
障がい福祉課	障害者特定相談支援員育成事業委託料	結果 45	主任者の取扱いについて	174
港湾河川課	排水路浚渫等委託料	結果 58	指名理由の引用条文の誤りについて	214
道路建設課	測量等委託料	結果 61	文書保存の徹底について	221
道路維持課	舗装構造調査等業務委託料	意見 72	道路の長寿命化計画の策定に向けた基礎データの収集について	223
教育総務課	学校警備業務委託料（小学校）	結果 68	検査調書について	234
教育総務課	学校警備業務委託料（小学校）	結果 69	支払期限日の記載について	235
教育総務課	学校警備業務委託料（中学校）	結果 70	警備計画書について	236
教育総務課	浄化槽維持管理委託料	結果 71	契約保証金免除申請書について	238
是川縄文館	受付案内業務委託料	意見 86	配置届について	253

第５章　外部監査の結果及び意見－各論－

１．広報配達委託料（広報統計課）

（１）概要

① 事業内容

市の広報紙「広報はちのへ」を各戸等へ配布することによって市政の周知に努める事業である。

図表 8 広報配達委託料の種別

行政員等への配達委託料	印刷業者から運送会社に届け、帳合・梱包後に、町会ごとに決めた行政員等に届ける。各戸へは行政員等が別途配布する。
戸別配達委託料	行政員が配布する区域以外の区域について、市の委託先事業者が各戸へ配布する。

注：かつては行政員等への配達のみであったが、平成 20 年度から希望する町内へは戸別配布（ポスティング）を導入している。

② 委託契約の概要

ア　行政員等への配達委託

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
広報はちのへ配達業務委託	日本郵便株式会社八戸郵便局	833 千円

契約方法	契約単価
指名競争入札 単価契約	487 円

イ　戸別配達委託

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
広報はちのへ戸別配達業務委託	株式会社ミッド八通	15,680 千円

契約方法	契約単価	
随意契約 単価契約	旧八戸市域 16.2 円／件	南郷地区 37.8 円／件

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
過去の実績から決定	ポスティング業務の実施可能な市内業者が1 社のみであり、市の他の配布物での実績もある。

（２）監査の結果

【結果 1】支出命令書上の検査日について

広報はちのへ戸別配達業務委託において、所管課では毎月、委託先事業者から業務完了報告書、配布証明書とともに請求書を受理し、支出命令書を起票し決裁を受けて、請求額を支払っている。

支出命令書には検査日と請求書受理日を記載する欄が設けられている。平成 27 年度の支出命令書を閲覧したところ、検査日については請求書受理日より前の日付が記入されていた。検査日は具体的にどのような日付か質問したところ、委託先事業者がその月の配布を完了した日付であり、業務完了報告書及び配布証明書により報告を受けた当該日付を所管課が支出命令書に記入しているとの回答を得た。これは、市の「財務会計事務マニュアル」8 ページにおいて、○○作業委託、物件の運送、その他これらに類する契約については検査年月日として「相手方の給付が完了した年月日」とされていることによる。

確かに、委託先事業者にとってはその月の配布完了日がその月の給付を完了した日になる。しかし本来、検査とは相手方からの給付を市として検査し確認した日を意味する。配布完了日には、配布の現場に立ち会って確認する等、所管課による検査行為はなされていない。実務上、全ての配布先に職員が出向いて配布の事実を確認することは不可能である。そこで、請求書に記載された配布件数と業務完了報告書、配布証明書を照合することが実質的な検査行為となっている。委託先事業者はこれらの書類を所管課に直接持参し、配布先の個別の異動、たとえば転居等によるポスティングの開始・終了について所管課と情報共有を行い、配布もれのないよう努めている。所管課による実質的な検査は請求書、業務完了報告書、配布証明書を相互に照合することであるところ、検査日として「相手方の給付が完了した年月日」を記入することは、「財務会計事務マニュアル」を一律に当てはめたものではあるが、広報はちのへ戸別配達業務委託の実態に合っているとはいえない。

したがって、市は事業の実態に即した検査日を記入するよう、事務処理手続を改める必要がある。また、出納室に対し、一律に検査年月日として「相手方の給付が完了した年月日」とすることは避けるよう説明し、「財務会計事務マニュアル」の改訂を求めるべきである。

（３）監査対象事業に対する意見

【意見 1】ポスティング業務に係る法令遵守事項について

広報はちのへ戸別配達業務委託において、平成 20 年度のポスティング導入以来、委託先事業者は随意契約により株式会社ミッド八通となっている。この間、消費税率変更の影響を除いて税抜きの単価は一定である。ポスティング業務は多数の配布担当者（個人及びグループ）により実施されている。配布証明書を閲覧したところ、配布者 1 人（1 グループ）当たりの配布部数はまちまちであった。

ポスティング業務は従事時間の拘束がなく、配布担当者の都合に合わせて働ける特性を有する半面、比較的単純な労働であり、対価が低く抑えられやすい。また、住居侵入等のトラブルが起きることもある。ポスティング業務に伴って委託先事業者と配布担当者、配布先との間でトラブルが生じた場合、ポスティング業務の実施可能な市内業者は委託先事業者のみであることから、「広報はちのへ」の各戸配布に支障をきたすことが懸念される。

所管課によると、委託先事業者と配布担当者とは請負契約（民法第 632 条）を結んでいるとのことである。本委託事業の運営上、請負をめぐるトラブル等を避ける必要がある。ゆえに市は、契約書に、請負契約に関連する法令の遵守事項を盛り込むことが望ましい。

２．地域資源発信・交流促進事業委託料（広報統計課）

（１）概要

① 事業内容

町内会・公民館や個人単位の活動、地域の文化など、八戸の魅力になりうる素材を取材し、コミュニティラジオ放送等で市民への紹介を行うとともに、インターネットで動画や取材記事を地域・ジャンル横断的に八戸の魅力としてアーカイブ化し公開することで、これまで個々が関わりのない分野との新たな結びつきを創り出す事業である。

また、取材で情報を得た異分野の資源同士の交流を仕掛けることで、新たな資源を創り出す役割を果たすことができる地域コーディネーターを育成する。

緊急雇用創出事業として実施されている。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
地域資源発信・交流促進事業業務委託	株式会社ビーエフエム	13,370 千円

契約方法	契約額
随意契約	13,370 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
項目ごとに単価と数量から積算	発信する情報は八戸市に関するものであり、八戸市内を放送エリアとするコミュニティ放送局である株式会社ビーエフエムが最も適している。

（２）監査の結果

【結果 2】本人確認について

本委託は、市と委託先事業者との間で「緊急雇用創出事業業務委託契約書」に基づいて実施されている。委託先事業者は当該契約書に定める実績報告として経費精算書及び雇用・就業状況実績報告書を所管課に提出している。これらを閲覧したところ、次のとおり本人確認に関する不備がみられた。

委託先事業者は本事業の実施のためスタッフ３名（A、B、C）を新規雇用しているが、そのうちスタッフ A について、雇用にあたり提出された被災証明書及び出勤簿上の姓と、労働者名簿・雇用契約書上の姓が異なっていた。所管課は改姓のためと説明しているが、なりすまし等を防止するためには改姓の事実を明らかにする書面を入手しておくよう、委託先事業者に要請する必要がある。

また、経費精算書に新規雇用スタッフについて名刺の作成費が記載されているが、証憑（名刺作成業者からの請求書）のコピーには摘要として 3 名以外の姓名が記載されていた。所管課の説明では、当該姓名はスタッフ B が活動する上で芸名として使用するものということである。この点は一見してわかりにくく、また上記のようになりすまし等を防止するためにも、スタッフ B が芸名で活動することを承認した文書を委託先事業者から提出させるべきである。

【結果 3】契約書の文言について

委託業務内容について契約書第 1 条では、「別紙「緊急雇用創出事業委託業務仕様書」による」と定めているが、仕様書名は「緊急雇用創出事業『地域資源発信・交流促進業務』委託仕様書」となっており、両者が一致していない。

契約書の文言と実際の仕様書名は一致させておく必要がある。

【結果 4】成果品について

契約書において、成果品の検査につき次のように定められている。

【契約書】（抜粋）
（成果品の検査）
第 16 条　受託者は、毎月の委託業務完了後、速やかに委託業務実施状況報告書及び成果品を発注者に提出し、その検査を受けなければならない。
（所有権の移転時期）
第 17 条　成果品の所有権は、前条の検査に合格したとき、発注者に移転するものとする。

所管課に対し、本委託における成果品とは何か質問したところ、放送自体が成果であって市に提出を求めているものはないとのことであった。放送内容の音声、インターネット上の動画・記事は DVD 等の媒体に記録して提出させることが可能であるにも関わらず、提出させておらず、したがって検査も行われていない現状は契約書の条項に違反している。ラジオ放送等であっても記録は可能であり、確実に記録として残せる媒体を仕様書で定めて提出させ、確実に検査することが必要である。

（３）監査対象事業に対する意見

【意見 2】離職者の再雇用について

本委託事業において雇用されたスタッフ３名のうち２名は、過去に委託先事業者での勤務経験を有している。

図表 9 スタッフ３名の受託者での勤務経験

スタッフ	受託者（株式会社ビーエフエム）での勤務期間
A	平成 25 年 4 月～26 年 3 月
B	平成 23 年 10 月～平成 25 年 3 月 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書では離職年月日 平成 26 年 5 月 31 日
C	株式会社ビーエフエムでの勤務期間なし

3 名ともハローワークからの紹介により委託先事業者で雇用されていることから、雇用直前に無職であり緊急雇用の要件には合致している。ただし、スタッフ A 及び B については比較的最近まで委託先事業者に雇用されていた者であって、失業のそもそもの原因は委託先事業者での雇用が継続されなかったことである。

所管課では、委託先事業者にはもともと契約社員が多く、退職者が再度雇用されることもありうると認識している。しかし、緊急雇用創出事業実施要領では「離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者」を対象としている。契約社員の場合は当初から契約期間経過後に雇用が継続しないことに同意しているはずであって、「離職を余儀なくされた者」に厳密には該当しない。離職したスタッフを再度雇用するために緊急雇用創出事業の枠組みで行政から委託費を支出することは、制度の本旨に沿った運用とは言いがたく、市の行政事務としても透明性が確保されているか疑問を持たれかねない。他方、地域コーディネーターを育成するという業務内容に照らせば、離職と採用が短期間のうちに繰り返されるよりも、雇用が継続しているほうが育成の効果が上がるとも考えられる。

【緊急雇用創出事業実施要領】（抜粋）
第１ 趣旨
現下の雇用失業情勢に鑑み、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を都道府県に交付して基金を造成し、この基金を活用することにより、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業及び被災地域（青森県、岩手県、宮城県、

福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域をいう。）の本格的な雇用復興を図るため、産業政策と一体となった雇用面での支援を行うとともに、生涯現役で年齢にかかわりなく働き続けられる全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興を支援する事業を実施し、これらの者の生活の安定を図ることとする。

市は、委託先事業者が離職者を再度雇用しようとする場合には、緊急雇用の本旨に鑑みて、その必要性・妥当性を十分に吟味する必要がある。

３．コミュニティバス運行委託料（南郷事務所）

（１）概要

① 事業内容

南郷地域内でのコミュニティバスの運行を委託する事業である。

南郷地域ではかつて南部バス株式会社が路線バスを運行していたが、人口減少に伴って利用者数が減少し、平成 17 年に一部の路線が廃止された。そこで廃止された路線地域の代替交通を確保し、既存の自主運行バス（スクールバスの一部、保育所児童送迎バス及び患者輸送バス）を包括した「南郷コミュニティバス」の運行を開始した。平成 19 年 1 月に運行形態を次のように再編し、現在に至っている。

図表 10 平成 19 年における南郷コミュニティバス再編の概要

①南郷コミュニティ交通運行事業	
	南郷コミュニティバス バス車両による診療所経由の乗合事業を維持し、運行経路・ダイヤを再編 南郷事務所が所管
	南郷コミュニティタクシー タクシー車両を活用した予約式乗合事業を導入 南郷事務所が所管
②スクールバス・児童生徒送迎専用バス	
	スクールバス及び保育所児童送迎バスは、南郷コミュニティ交通運行事業と切り離して運用。 スクールバスは市教育委員会が所管

平成 27 年度は南郷事務所を中心に 6 系統を運行するほか、八戸市街と南郷地域を往来する路線バス（南部バス株式会社が運行）との接続にも配慮してダイヤ編成している。車両はマイクロバス 1 日 2 台で、停留所は 92 ヵ所ある。

図表 11 南郷コミュニティバスの運行概要

① 路線（各路線 1 日 1 往復）	
月・水・金曜日運行	3 路線（頃巻沢線、泉清水線、七枚田線）
火・木曜日運行	3 路線（田代線、大平線、古里線）
② 運賃等 中学生以上 100 円、小学生 50 円、未就学児 無料 70 歳以上 2,400 円で年間乗車証を発行 障がい者 無料乗車証を発行	

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
南郷コミュニティバス運行業務委託	三八五交通株式会社	14,364 千円

契約方法	契約額
随意契約	14,364 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
項目ごと単価と業務量から積算	2 社により 3 回の指名競争入札を行ったが不調のため、最安値の業者と随意契約とした。

（２）監査対象事業に対する意見

【意見 3】見積書の保管について

南郷事務所では予定価格の積算にあたり、複数のバス事業者から参考見積を徴しているが、平成 27 年度の見積書は FAX で入手・保管しており、原本を徴していなかった。

見積書は予定価格算定のための基礎資料となる重要な書類であるから、原本を入手して適切に保管し、利用可能な状態としておく必要がある。

【意見 4】利用者数減少の対策について

平成 23 年度以降の南郷コミュニティバスの利用状況等は次表のようになっている。

図表 12 南郷コミュニティバスの利用状況等

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
利用者数（人）A	13,917	12,554	10,693	9,443	8,928
委託料（円）B	9,450,000	9,660,000	9,697,500	11,250,000	14,364,000
運行収入（円）C	806,750	743,950	653,250	608,400	553,150
収支率 C/B	8.54%	7.70%	6.74%	5.41%	3.85%
利用者当り委託料（円）B/A	679.0	769.5	906.9	1191.4	1608.9

（出典：市提供資料）

注：運行事業者における運行経費の額が不明なため、収支率は便宜的に運行収入を委託料で除して算出している。

利用者数の減少に伴い運行収入が減少し、委託料は年々増加している。このままこの傾向が続くと早晩、路線の短縮・減少や廃止の危機が訪れることが懸念されるが、現状では、利用者の減少を食い止め、増やしていくための方策は特段とられていない。

利用者が減少しているとはいえ、自家用車での移動が困難な住民にとって重要な足を今後も確保していくためには、住民参加による「乗って残す」取組みが必要である。行政と住民が一丸となって南郷コミュニティバスを守り立てようという機運が高まらなければ、路線の維持がますます困難となり、ひいては南郷地域の過疎化に歯止めがかからなくなる恐れがある。バス路線を維持することは、高齢ドライバーの運転免許の自主返納を促すための前提条件でもある。

また、現状では南郷コミュニティバスは住民の足に特化しており、いわゆる観光客の需要は考慮されていない。南郷地域には南郷文化ホール、ジャズの館、山の楽校、道の駅等集客施設が存在するほか、すでに 27 回の開催実績のある南郷サマージャズフェスティバル等イベントも開催されている。これらを目当てに南郷地域を訪れる人々にも南郷コミュニティバスを利用してもらえるような工夫を検討する余地がある。

４．アートプロジェクト委託料（まちづくり文化推進室）

（１）概要

① 事業内容

南郷アートプロジェクトとして、民俗芸能や自然など地域資源が豊富な南郷地域を舞台に、ダンスを中心とする各種プログラムを実施することで、地域の活性化を図る。平成 23 年度から同一の契約先に継続して委託し実施している。

平成 27 年度はアートプロジェクト委託料として南郷アートプロジェクトのほか八戸工場大学企画運営業務委託（契約額648 千円）も実施しているが、後者については監査の結果・監査対象事業に対する意見とも、記載すべき事項はない。そこで以下南郷アートプロジェクトについて記述する。

なお、委託契約書については契約検査課が示す様式を所管課で使用している。

図表 13 南郷アートプロジェクトの主な内容

ホール公演	コンテンポラリーダンス公演
コミュニティプロジェクト	アーティストと地域住民で制作するプログラム
山本耕一郎プロジェクト	南郷在住のアーティストによる地域の担い手づくり
ドキュメント制作	5 年間の活動をまとめた冊子の制作
広報等	広報宣伝、チケット販売

（出典:仕様書）

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
平成 27 年度南郷アートプロジェクト業務委託	株式会社アート＆コミュニティ	23,436 千円

契約方法	契約額
随意契約	23,436 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
項目ごと単価と業務量から積算	・契約先は、公演等の主な会場である南郷文化ホールの指定管理者であること。 ・興行に関するノウハウや豊富な経験を有していること。 ・平成 23 年度から本委託事業を受託しており、地域住民との連携体制が構築されていること。

（２）監査の結果

【結果 5】実施報告書の体裁について

委託先事業者の実施する業務について、市は契約書及び「平成 27 年度南郷アートプロジェクト業務委託仕様書（以下この事業の項において「仕様書」という。）」に基づいて年度の検査を実施している。

【契約書】（抜粋）
（業務の検査）
第 7 条　受託者は、委託業務を完了したときは、委託者に報告し、検査を受けなければならない。
2　前項の報告は、書面によるものとする。

【仕様書】（抜粋）
3　実施内容
(7) その他
③　業務完了時には、写真及び記録ビデオを添えて、実施報告書を提出すること。

委託先事業者からの実施報告書を閲覧したところ、目次と通しページ番号がなく、製本もされていなかった。この状態では、実施報告書の一部に抜けや漏れがあった場合に気づきにくい。また、受領後にコピー等のため一部のページを簿冊から抜き出すような場合、どこに戻せばよいか直ちにはわからず、散逸してしまう危険性がある。市は実施報告書の書式・体裁を定めて、仕様書に明記すべきである。製本したものと電子データの両方を提出させることが望ましい。

【結果 6】履行の確認について

仕様書に定める実施内容と実施報告書を照合したところ、次のような不備が見られた。

① コミュニティプロジェクトの開催内容として、仕様書にアーティスト合宿を 6 月下旬に行うことが定められているが、実施報告書では合宿の実態（日時、場所、参加者数、スケジュール等）が報告されていない。所管課では、アーティストが市内ホテルに滞在したのみと認識している。
② コミュニティプロジェクトの開催内容として、仕様書に日本女子体育大学ダンスプロデュース研究会合宿として、女子大生によるダンスを学ぶ人向けのダンス合

宿、地域交流プログラムを行うことが定められているが、実施報告書では合宿の実態（日時、場所、参加者数、スケジュール等）が報告されていない。所管課では、女子大生が南郷文化芸術ホール近くのバンガローに滞在したことのみと把握している。

③　山本耕一郎プロジェクトの一環である拡大・連携プログラムの実施事項として、仕様書に「南郷アートプロジェクトの『ひまわりを活用したプログラム』や南郷地区で開催される事業に合わせた企画」と定めがあるが、実施報告書では対応する実施実態が報告されていない。所管課ではバーベキューやひまわり畑での花見が行われたと認識している。

以上の三点は、『**【結果 5】実施報告書の体裁について**』で記載した実施報告書の不完全性ともあいまって、委託先事業者が仕様書に基づく契約義務を漏れなく履行したかどうかの確認・検査が不十分であったことを示している。特に、上記の①及び②については実施報告書に記載がない以上、契約義務が確実に履行されたかについて否定せざるをえない。市担当者は記憶に頼るのではなく、実施報告書上で後日検証可能な形で確認する必要がある。

【結果 7】一者随意契約の場合の再委託について

契約書には、再委託について次の規定がある。

【契約書】 （再委託の禁止） 第 11 条　受託者は、委託作業の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。 ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、この限りではない。

第 11 条によれば、原則として再委託は出来ないが、委託者の承認を受けた場合には、委託作業の全部又は一部を再委託することが可能である。

一方で、当委託業務は一者随意契約となっており、その理由として、責任ある対応ができ、実績のある業者は委託先事業者のみであるから、競争入札に適さないとしている。

ここで、仮に契約書に従い、委託作業の全部を再委託することがあれば、そもそも複数の業者が当業務を実施可能であるため、一者随意契約にする必要は無く、競争入札の方法で委託先事業者を選定するべきである。

一者随意契約の場合には、委託業務全部の再委託が可能であるかのような契約書の記載については見直しが必要である。

（３）監査対象事業に対する意見

【意見 5】事業の実施形態について

南郷アートプロジェクトは平成 23 年度以降継続して委託先事業者への一者随契で実施されている。所管課では、委託先事業者の企画力が十分でないことを理由に、市が主導するアートによるまちづくり推進のために委託方式での実施を継続しているが、5 年間継続した時点でもまだ事業者の企画力が不十分ということは、市と委託先事業者の双方にとって遺憾である。

一方で、アートプロジェクトという事業の性格上、予定していたアーティストの招聘が困難となったり、実施時期の変更を余儀なくされたりすることは十分に想定される。そのような場合、業務委託においては仕様書どおりの実施が要請されることから個々に市と協議せざるを得ず、柔軟に実施内容を組み替えていくことは困難と推測される。随意契約理由にもあるとおり、地域住民との連携体制が構築されていることは市も認めているので、近い将来において委託でなく補助事業とすることを検討すべきである。

【意見 6】実施計画書について

『**【結果6】履行の確認について**』に記載したように、本委託事業においては委託先事業者が必ずしも仕様書の記載どおりに業務を遂行したかが明らかでない。そもそも仕様書上、委託先事業者の裁量の範囲が広く規定されている。一例として出演者について見ると、下記の斜体字の部分が委託先事業者の裁量に委ねられていると推定される。これ以外にも「等」「他」での記載が散見される。

【仕様書】（抜粋） 3 実施内容 ⑤ 出演者 プロジェクト大山、セレノグラフィカ *等に匹敵する*アーティスト及び地元ダンスカンパニー 等、地元ジャズバンド 等

アートプロジェクトの性質上、このような記載とせざるを得ないとすれば、委託先事業者に仕様書と整合する委託業務実施計画書を作成・提出させ、市として承認する仕組みをとる必要がある。

【意見 7】実績報告書の提出について

委託契約書については契約検査課が様式を示している。この様式には実績報告書、収支報告書もしくは経費精算書（以下この事業の項において「実績報告書等」という。）の提出を求める条項はない。また、実績報告書等の提出について、仕様書

で定める必要があるとする市の取り決めも特段存在しない。したがって、委託事業の所管課が契約検査課の様式をそのまま用いて委託契約書を作成している場合、実績報告書等の提出を求めないケースは十分に考えられるが、本委託事業においては仕様書において実施報告書の提出を求めている。

その中で、委託先事業者からコストに関する報告を受けるかどうかは委任者である市の判断となるが、公費を委託料として支出する以上、委託先事業者がその公費を適切に使用しているかどうかについて、また、支出金額が妥当であったかどうかについて、市は当然に検討する必要があると考える。

契約検査課の様式に従って契約書を作成している場合でも、コスト情報を含めた実績報告書等の提出については、契約書に条項を加えるか、仕様書に定めておく必要がある。本委託事業においては支出内訳を委託先事業者から入手しているが、その根拠を明文化し、書式等についても明らかにするべきである。さらに、プロジェクトの実施により委託先事業者に収入が発生する可能性があれば、支出だけでなく収支全体の報告を受ける必要がある。

５．まちなかチャレンジショップ設置事業委託料（まちづくり文化推進室）

（１）概要

① 事業内容

市内中心商店街の空き店舗を借り上げ、起業を志す人が独立開業に向けて営業経験を積むシェア店舗を提供することにより、新たな商業者の育成と中心商店街の新陳代謝を促す事業である。

シェア店舗を管理運営するスタッフを、緊急雇用創出事業により雇用し、雇用したスタッフが経営指導員のサポートを受けながら、店舗全体の管理及び販売促進活動についての実務や研修を通して、店舗管理手法や販促手法についての知識・経験を養う場とする。

事業の成果として所管課では、平成 24 年度以降シェア店舗への出店者延べ 12 店舗のうち中心市街地へ 8 店舗、その他市内へ 1 店舗出店したこと、緊急雇用スタッフ 4 名のうち 1 名を契約先で継続雇用していることを挙げている。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
まちなかチャレンジショップ設置事業委託	株式会社まちづくり八戸	17,664 千円

契約方法	契約額
随意契約	20,799 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
過去の実績から積算	本事業は平成24年度から3ヵ年の計画で実施しており、経営指導員が常駐し起業者へのサポートが可能な株式会社まちづくり八戸と随意契約し、その後の業務執行が適正であるため。

（２）監査の結果

【結果 8】成果品について

成果品の検査について、契約書第 16 条で定められている。

【契約書】（抜粋） （成果品の検査） 第 16 条　受託者は、委託業務を完了した場合は、速やかに成果品を発注者に提出し、その検査を受けなければならない。 （所有権の移転時期） 第 17 条　成果品の所有権は、前条の検査に合格したとき、発注者に移転するものとする。

成果品として何が提出されているか所管課に確認したところ、製本あるいは一括して簿冊に綴られた形のものはなかった。所管課によると店舗のちらし、セミナー・研修会報告書等であり、月次報告、上半期報告、実績報告のバックデータとして確認はしているとのことであった。しかし、ちらし等が成果品として契約書で要請されているものであるかどうかは明確になっていない。そのため、成果品の検査がどのように行われたかについても不明である。

市は、成果品として何を提出させるかにつき、契約書あるいは仕様書で成果品の内容を明らかにし、漏れなく提出させるようにすべきである。

６．はちのへ総合観光プラザ運営業務等委託料（観光課）

（１）概要

① 事業内容

はちのへ総合観光プラザ（以下この事業の項において「プラザ」という。）は東北新幹線八戸駅開業に合わせ、駅ビル「うみねこプラザ」内に平成 14 年 11 月 21 日に開設され、観光案内を行っている。

図表 14 はちのへ総合観光プラザの概要

住所	八戸市大字尻内町字館田 1-1　うみねこプラザ 2 階
開館時間	午前 9 時～午後 7 時 12 月 30 日、1 月 1 日、1 月 2 日は午前 9 時～午後 5 時
休館日	12 月 31 日
主な特徴	八戸を中心に県内外の各種パンフレットを取り揃えて、観光客への案内を行っている。 隣接の交流広場で八戸三社大祭のはっぴ衣装試着体験やぬり絵ができる。

プラザは平成 27 年 12 月 25 日に、独立行政法人国際観光振興機構からカテゴリー2 の外国人観光案内所として認定を受けた。

図表 15 過去 5 ヶ年度における委託先事業者及び委託料の推移

年度	委託先事業者	委託料
平成 23 年度	公益社団法人八戸観光コンベンション協会	11,844 千円
平成 24 年度	公益社団法人八戸観光コンベンション協会	11,798 千円
平成 25 年度	公益社団法人八戸観光コンベンション協会	11,798 千円
平成 26 年度	公益社団法人八戸観光コンベンション協会	12,118 千円
平成 27 年度	公益社団法人八戸観光コンベンション協会	12,458 千円

（出典：市提供資料より監査人作成）

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
はちのへ総合観光プラザ運営業務委託	公益社団法人八戸観光コンベンション協会	12,458 千円

契約方法	契約額
随意契約	12,458 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
項目ごと単価と業務量から積算	・契約先は、観光案内において豊富な経験を有する当市唯一の公共団体であること。 ・施設開所から管理運営を受託しており施設の管理にも精通していること。

（２）監査の結果

【結果 9】仕様書に定める業務内容について

市は、委託先事業者の実施する業務内容を「はちのへ総合観光プラザ運営業務仕様書」（以下この事業の項において「仕様書」という。）において定めている。

【仕様書】（抜粋）
3　業務内容
①　八戸市周辺並びに青森県内の観光案内に関すること
②　観光タクシー、観光バス等の案内に関すること
③　宿泊の案内に関すること
④　交流広場に関すること
⑤　観光パンフレット送付に関すること

仕様書は一般に、委託する業務の内容、手順、納入する成果物の内容、数量、機能、納期、納入場所、業務の実施条件、免責など業務に関する詳細を定めるものである。しかし、上記の定めは、仕様書としては包括的に過ぎ、一見して委託先事業者がいつ、何をどこまでどのように実施すればよいか不明であり、委託先事業者の負うべき責任の範囲を読み取ることができない。内容的には、むしろ官公庁における事務分掌に近い表現となっている。

実務上、委託先事業者はプラザの開設以来継続して受託しているため、このような表記でも日々の業務に支障ないかもしれない。しかし、そのことは逆に市と委託先事業者の馴れ合いを生む素地となる恐れがあるとも言える。仮に委託先事業者を変更し、他の事業者に業務を委託するとした場合、この仕様書に基づいて業務が円滑に実施できるかについては疑問なしとしない。

市は、委託する業務の内容について仕様書には正確かつ詳細な記載となるよう

改める必要がある。

【結果 10】月次報告について

委託先事業者の実施する業務について、市は契約書及び仕様書に基づいて毎月及び年度の検査を実施している。

【契約書】(抜粋)
(業務の検査)
第 7 条　受託者は、毎月の委託業務の実績について翌月 15 日までに委託者に報告し、検査を受けなければならない。
2　前項の報告は、書面によるものとする。

【仕様書】(抜粋)
7　事業報告
●毎月報告するもの
①　プラザ利用者数
入館者と案内実績(外国人利用者を内訳で分かるようにすること)
観光タクシー案内実績
②　観光パンフレット送付件数
③　苦情等の受付状況
④　交流広場活用状況
⑤　出勤簿及び翌月のシフト表
⑥　その他観光課が求める事項
●業務完了後報告するもの
①　年間のプラザ利用者数

委託先事業者からの月次の報告について⑤出勤簿及び翌月のシフト表を確認したところ、報告月の勤務日程表が提出されていた。これは、勤怠の記録である出勤簿とは異なり、また翌月のシフト表でもない。ゆえに委託先事業者は仕様書に基づく履行義務を果たしておらず、市は検査を適切に行っているとはいえない。

プラザにおける観光案内は職員による来館者に対するサービス提供であるから、職員の勤怠状況が即、サービス水準に影響する。したがって、実質的な意味でも勤怠状況を事実に即して把握すること、無理のないシフトが組まれていることを市は常に確認しなければならない。

（３）監査対象事業に対する意見

【意見 8】随意契約理由について

市は、委託先事業者との随意契約理由について「施設開所から管理運営を受託しており施設の管理にも精通していること」を挙げている。

うみねこプラザ 2 階のうちプラザ入居部分は都市政策課から観光課が借りているスペースであり、清掃業務は都市政策課が行っている。消耗品である電灯の交換は観光課で行っているとのことである。また、契約書にも仕様書にも、施設の管理業務は含まれていない。委託先事業者が継続して受託しているのはプラザの運営業務であり、「施設開所から管理運営を受託しており施設の管理に精通している」との実態はなく、随意契約理由に該当しないと考えられる。

したがって、市は随意契約理由のうちこの部分は見直す必要がある。

【意見 9】プラザの開館時間について

プラザの開館時間は、毎日午前 9 時～午後 7 時である。平成 28 年 3 月改正の東北・北海道新幹線ダイヤによると、東北・北海道新幹線の八戸駅を発着する時間帯と本数は次のようになっている（臨時列車を除く）。

図表 16 東北・北海道新幹線八戸駅発着本数

（単位：本）

区分	平日		土曜・休日	
	下り	上り	下り	上り
午前 9 時以前	3	5	3	5
午前 9 時～午後 7 時	24	25	27	27
午後 7 時以降	9	5	10	5

（出典：JR 東日本 HP）

開館時間は東北新幹線八戸駅開業時に午前 9 時から午後 8 時までと決められ、その後平成 17 年 4 月からは午前 9 時から午後 7 時までに変更されているとのことである。今後変更するとした場合、委託業務の仕様、特に委託先事業者での人員シフトに直ちに影響する。また、始発から終発まで全部に対応する必要まではないとも考えられる。しかし、午前 9 時から午後 7 時のままでは、プラザを利用しようとする人々にサービスが行き届いていない可能性は高い。特に、東北新幹線の北海道への延伸に伴い、以前とは異なる需要が生まれていることも推測される。

市は新幹線利用者にアンケートをとる、JR 東日本から乗降客数データを入手する等の方法により、開館時間についてのニーズを把握した上で、見直しの要否を判

断すべき時期にきているといえる。開館時間を延長しなくても、閉館後観光案内パンフレットをシャッターの外に配置して、必要な人に取ってもらえるようにするだけでもサービス向上につながる。

【意見 10】年度報告について

仕様書に定める年間のプラザ利用者数について、委託先事業者からの月次の報告の中に含まれているが、年度のものとしては報告が行われていない。現状では仕様書に定める事業内容の履行となっていない。

市は、月次の報告に含まれていることを理由に年度の報告を不要と判断しているのであれば、仕様書に違背する状態を作出しないよう、仕様書の記載を見直すべきである。

７．伝統的生業を活用したグリーンツーリズム推進事業委託料（観光課）

（１）概要

① 事業内容

南郷地域において次の内容を実施する。平成 21 年度に開始し、継続している。

(1) 焼畑農法など伝統的な生業の実施
(2) 南郷の食材を活用した郷土料理のメニュー開発及び提供
(3) 伝統的生業を活用した体験プログラム等の推進
(4) 伝統的生業による商品開発の推進
(5) 商品開発に関するアドバイザーの招聘
(6) 伝統的生業を支援するサポーター制の構築、募集
(7) 本事業の PR の推進

なお、委託契約書については契約検査課が示す様式を所管課で使用している。

図表 17 過去 5 ヶ年度における委託先事業者及び委託料の推移

年度	委託先事業者	委託料
平成 23 年度	八戸市青葉湖展望交流施設山の楽校運営協議会	15,577 千円
平成 24 年度	八戸市青葉湖展望交流施設山の楽校運営協議会	15,289 千円
平成 25 年度	八戸市青葉湖展望交流施設山の楽校運営協議会	15,282 千円
平成 26 年度	八戸市青葉湖展望交流施設山の楽校運営協議会	14,742 千円
平成 27 年度	八戸市青葉湖展望交流施設山の楽校運営協議会	10,098 千円

（出典：市提供資料より監査人作成）

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
伝統的生業を活用したグリーンツーリズム推進事業委託	八戸市青葉湖展望交流施設山の楽校運営協議会	10,098 千円

契約方法	契約額
随意契約	10,098 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
項目ごと単価と業務量から積算	南郷地域での里山生活体験を実施し、グリーンツーリズムを目的とし、荒墾起こしを知る市内唯一の団体である。

（２）監査の結果

【結果 11】実績報告について

委託先事業者の実施する業務内容について、市は契約書及び「伝統的生業を活用したグリーンツーリズム推進事業委託仕様書」（以下この事業の項において「仕様書」という。）に定めている。仕様書と、委託先事業者から提出された実績報告を照合したところ、次のような不備がみられた。

図表 18 仕様書と実績報告の照合結果

仕様書（抜粋）	実績報告	備考
炭焼き、焼畑等の実証実験を行うこと	数値データがほとんどない。 何を実証したか、実験結果として言えることとは何かについて報告がない。	①
	炭焼きの実施について記載がない。	②

今般の包括外部監査における検証の過程で実績報告が提出し直されたが、備考欄に示す①についてはほとんど変更されなかった。②については記載が追加されていた。実証実験というからには、再現性を確保できるよう、後日検証可能な形でいつ、誰が、何を、どのように行い、その結果がどうであったか詳細に記録し、評価しなければ意味がない。現状では実証実験というよりむしろイベントのレベルと見受けられる。

市は、委託業務として委託先事業者に対しどのようなレベルの業務実施を求めるのか、再確認した上で、仕様書に明記する必要がある。

【結果 12】仕様書の記載について

仕様書には次のような内容が定められている。③の「食のデータベース構築に努める」という事項は努力規定であり、具体的な成果を求める記載とはいえない。

【仕様書】（抜粋）
2 本事業に関する事項
(2) 伝統的生業を活用した体験プログラム等の推進
② 焼畑農法で栽培した穀物等を活用し、郷土料理のメニュー開発や、郷土料理に触れる場を設けること。
③ ②で開発した料理等の食のデータベース構築に努めること。

実績報告においても、「郷土料理メニュー開発と提供で学んだメニューはデータベースとして保管し、平成 28 年度以降も農家レストランやイベント等で活用できるよう努める」との記載に留まっている。

具体的にどのような規模でメニューデータが蓄積されているか所管課に質問したところ、11 件のメニューが提示された。これは料理レシピのデータベースとは言いがたい規模である。メニュー開発といっても、従来口伝であった郷土料理を文字化・写真記録化したものであって、従来になかったメニューが創作されたものではない。また、これらのレシピは委託先事業者のパソコンに保存されているのみで、インターネットに接続しておらず、外部から検索はできない状態とのことである。所管課では、将来的に山の楽校の HP の中で誰でも自由に閲覧できるようにしたいとしているが、仕様書に記載された「データベース」とは乖離がある。

市は、委託先事業者に対してどのような成果を求めるのか、委託先事業者に対し過重な業務を要請することのないよう、委託事業の内容・レベルを見直し、仕様書を改訂すべきである。

【結果 13】一者随意契約の場合の再委託について

契約書には、再委託について次の規定がある。

【契約書】 （再委託の禁止） 第 11 条　受託者は、委託作業の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。 ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、この限りではない。

第 11 条によれば、原則として再委託は出来ないが、委託者の承認を受けた場合には、委託作業の全部又は一部を再委託することが可能である。

一方で、当委託業務は一者随意契約となっており、その理由として、責任ある対応ができ、実績のある業者は委託先事業者のみであるから、競争入札に適さないとしている。

ここで、仮に契約書に従い、委託作業の全部を再委託することがあれば、そもそも複数の業者が当業務を実施可能であるため、一者随意契約にする必要は無く、競争入札の方法で委託先事業者を選定するべきである。

一者随意契約の場合には、委託業務全部の再委託が可能であるかのような契約書の記載については見直しが必要である。

（３）監査対象事業に対する意見

【意見 11】契約先の組織体制について

委託先事業者は任意団体であり、法人格を有していないため、市からの業務委託は法的には代表個人との契約である。そのため、万一代表個人に事故・病気等があった場合、事業の実施に支障をきたす恐れがある。事業の継続性、透明性向上のために市は、後進の育成も視野に入れて、本委託事業に係る委託先事業者の組織的な体制の整備状況について確認する必要がある。

【意見 12】事業計画の作成について

本委託事業においては、農家レストランで郷土料理のメニューを提供することにより契約先には 4,077 千円の売上が発生している。委託先事業者から実績としての事業収支表が所管課に提出されており、支出の主な内容はスタッフ 4 名に対する人件費 8,419 千円、代表個人へのアドバイザー料 1,500 千円、食材費を含む諸経費 4,465 千円である。

事業実施の透明性向上を図るためには、委託先事業者にあらかじめ仕様書に基づく事業計画（実施計画・収支計画）を作成させ、事業報告として収支決算を提出させることが望ましい。

【意見 13】事業の実施形態について

本委託事業は平成 21 年度の開始以来、同一の委託先事業者に委託して実施されている。この間、委託先事業者には事業実施を通じてすでにグリーンツーリズムに関して多くの知見・経験が蓄積されていると期待される。また、『**【意見 12】事業計画の作成について**』に記載したとおり、レストラン売上も発生している。一方で、炭焼き・焼畑農法等、自然を相手とする事業であることから、天候不順等により当初委託された業務が契約書・仕様書どおり遂行できない場合や、実施時期・内容の変更を余儀なくされる場合は十分に想定される。そのような場合、業務委託においては仕様書どおりの実施が要請されることから個々に市と協議せざるを得ず、柔軟に実施内容を組み替えていくことは困難と推測される。

これらのことから、契約先の自主的な事業展開を支援する段階にきていると考えられるので、委託から補助事業に切り替えていくことを検討すべきである。市の支援のあり方としては、郷土料理メニューの「凍み豆腐」や「焼畑味噌」等をふるさと納税の返礼品とすることも有効と考えられる。市のふるさと納税には寄附金の使途として「南郷地区の活性化のため（南郷活性化基金への積立て）」が選択できるので、この使途とも整合する。

【意見 14】費用負担について

契約書には、費用負担について次の規定がある。

【契約書】（抜粋） （費用負担） 第５条　委託業務の実施に必要な経費については、仕様書に定めるものを除き、受託者の負担とする。

所管課は委託先事業者から収支表を入手しているが、諸経費の中に給与管理ソフト更新・保守料 156,810 円が含まれていた。スタッフ 4 人の事業で給与管理ソフトを使用しなければ給与計算ができない規模であるかどうか、疑問なしとしない。また、当該ソフトはもともと他の委託事業（ふるさと雇用再生特別基金事業）で購入したものであり、その更新・保守料を本委託事業の委託料から支出することは適切でない。さらに、人件費支出として 3 月に労働保険料 200,000 円が一括計上されているが、給与管理ソフトを使用して給与計算を行っているにも関わらず、年度末に労働保険料がまとまった金額で計上されることは極めて不自然である。

市は費用負担について、より詳細な条項を仕様書等で定める必要がある。また公金の使途として不適切な使用がなされないよう、事後的にも確認を行って、必要な場合は返還を求めるべきである。

【意見 15】実績報告書の提出について

委託契約書については契約検査課が様式を示している。この様式には実績報告書、収支報告書もしくは経費精算書（以下この事業の項において「実績報告書等」という。）の提出を求める条項はない。また、実績報告書等の提出について、仕様書で定める必要があるとする市の取り決めも特段存在しない。したがって、委託業務を所管する組織が契約検査課の様式をそのまま用いて委託契約書を作成している場合、実績報告書等の提出を求めないケースは十分に考えられるが、本委託事業においては仕様書において報告書の提出を求めている。

委託先事業者からコストに関する報告を受けるかどうかは委任者である市の判断となる。しかしながら、公費を委託料として支出する以上、委託先事業者がその公費を適切に使用しているかどうかについて、また、支出金額が妥当であったかどうかについて、市は当然に検討する必要があると考える。

契約検査課の様式に従って契約書を作成している場合でも、コスト情報を含めた実績報告書等の提出については、契約書に条項を加えるか、仕様書に定めておく必要がある。

また、本委託事業においては収支表を委託先事業者から入手しているが、その根拠を明文化し、書式等についても明らかにするべきである。

８．種差海岸宣伝広告事業委託料（観光課）

（１）概要

① 事業内容

種差海岸宣伝広告事業委託料は次の 3 つの委託契約から成る。

図表 19 種差海岸宣伝広告事業委託料の内訳

業務の名称	委託先の名称	支出額
a 平成 27 年度種差海岸宣伝広告事業	株式会社東北博報堂青森支社	25,000 千円
b 平成 27 年度種差海岸宣伝広告事業 JR 北海道車内誌広告業務委託	株式会社ジェイ・アール・エージェンシー	1,080 千円
c 青函連携企画北海道生活八戸特集記事制作業務委託	株式会社えんれいしゃ	200 千円
	合計	26,280 千円

b、c については監査の結果、監査対象事業に対する意見とも記載すべき事項はない。そこで、以下では a 平成 27 年度種差海岸宣伝広告事業について記述する。

本委託事業は、種差海岸の全国的な認知度向上、誘客推進につながると考えられる広告宣伝の方法や、効果が見込まれるイベント（首都圏、東北、北海道など）、PR の手法、時期など、最適な組合せによって展開する宣伝広告計画を立案し実施するものである。テレビ放送、雑誌への記事掲載、その他イベント等を含む。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
平成 27 年度種差海岸宣伝広告事業委託	株式会社東北博報堂青森支社	25,000 千円

契約方法	契約額
企画提案コンペ	25,000 千円

（２）監査対象事業に対する意見

【意見 16】企画提案コンペにおける選考票の記入について

本委託事業の委託先選定にあたり、5 名の委員から成る選考会で応募者 3 者がプレゼンテーションを行い、各委員が選考項目ごとに採点した。選考委員ごとに「企画提案選考票」に点数を記入しているが、5 名全員分が点数・氏名とも鉛筆での記入となっていた。下書きは鉛筆でも問題ないが、事跡として残すには、改ざん等を防止するためペン書きとする必要がある。

９．警備業務委託料（八戸ポータルミュージアム）

（１）概要

① 事業内容

八戸ポータルミュージアム、（通称:「はっち」、以下この事業の項において「はっち」という。）の館内及び敷地内の警備業務を委託するものである。常駐警備と機械警備を組合わせて実施している。

図表 20 はっちの概要

所在地	八戸市三日町 11-1
開設年月日	平成 23 年 2 月 11 日
構造	鉄筋コンクリート造（免震構造）、地上 5 階
開館時間	午前 9 時～午後 9 時
休館日	毎月第 2 火曜日（休日の場合その翌日）・12 月 31 日及び 1 月 1 日 ※こどもはっちは 12 月 29 日～1 月 1 日
主な設備他	観光展示スペース、ミュージアムショップ、カフェ、共同スタジオ等 4 階に所管課の事務室がある 1 階にインフォメーションカウンターがある

図表 21 過去 5 ヶ年度における委託先事業者及び委託料の推移

年度	委託先事業者	委託料
平成 23 年度	青森綜合警備保障株式会社	12,042 千円
平成 24 年度	青森綜合警備保障株式会社	12,042 千円
平成 25 年度	青森綜合警備保障株式会社	12,042 千円
平成 26 年度	青森綜合警備保障株式会社	12,385 千円
平成 27 年度	青森綜合警備保障株式会社	19,116 千円

（出典:市提供資料より監査人作成）

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
八戸ポータルミュージアム 警備業務委託	青森綜合警備保障株式会社	19,116 千円

契約方法	契約額
指名競争入札	19,116 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
項目ごと単価と業務量から積算	－

（２）監査の結果

【結果 14】仕様書に定める提出書類について（その1）

委託先事業者の実施する業務について、市は「八戸ポータルミュージアム警備業務委託契約書」、「警備業務仕様書」、「警備勤務事項書」で定めている。このうち提出書類については下記のとおりである。

【契約書】（抜粋）
（業務の実施）
第 2 条　受託者は、仕様書に基づき、委託者の指示に従い委託業務を実施するとともに、委託業務に関する諸法令を遵守しなければならない。
2　前項の報告は、書面によるものとする。

【警備業務仕様書】（抜粋）
1．常駐警備
(4)提出書類
警備業法第 19 条第 1 項及び警備業法施行規則第 33 条の規定により各事項を明記した書面を提出するものとする。

警備業務仕様書に基づく提出書類として「警備内容ご確認書」（説明日：平成 27 年 3 月 28 日）を確認したところ、警備業法施行規則第 33 条第 1 項 1 のヌに定める「報告の方法、頻度及び時期その他の警備業務の依頼者への報告に関する事項」に関して、“事故発生の際、速やかに口頭で委託者に報告するとともに、後刻書面をもって報告します”との記載があるが、通常時の報告に関する記載がなかった。実際には委託先事業者は毎日警備報告書・テナント入退館者記録簿・入退館者記録簿を作成し、所管課が確認印を捺している。

市は、「警備内容ご確認書」の記載と根拠条文を確実に照合し、仕様書の定めと実務が乖離しないよう、整合を図る必要がある。

【結果 15】仕様書に定める提出書類について（その2）

警備業務仕様書における提出書類は、常駐警備について定められているものであり、機械警備については提出書類の定めがおかれていない。警備業法施行規則第 33 条には機械警備業務を行う契約において明記すべき事項も定められており、それらは「警備内容ご確認書」に盛り込まれている。

市は警備業務仕様書の記載を見直して、提出書類が警備業務全体を網羅するよう改める必要がある。

【結果 16】労働関係法令の遵守事項の明示について

警備業務は高度に労働集約的な業務である。市の作成する委託設計書の設計額は、直接業務費（直接人件費、直接物品費）、業務管理費、一般管理費、消費税及び地方消費税から構成されているが、金額的に最も大きいのが直接人件費である。直接人件費については国土交通省の平成 27 年度建築保全業務労務単価と、警備時間をもとに算出されている。国土交通省の「建築保全業務積算基準」によると、一般管理費に従業員に対する法定福利費（健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担分）を含むとしている。

平成 27 年度の委託設計書の内訳を閲覧したところ、一般管理費の金額は直接人件費の 9.28%となっていた。これは法定福利費の事業主負担割合として一般的な約 14%を下回る水準である。この設計額以下で契約した場合委託先事業者は、警備の人数・時間を減らせないもとでは、労務単価を下げる等、従業員への労働の対価を何らかの形で削らなければならなくなる可能性がある。

この点に関し所管課からは、一般管理費の額の設計については国の基準に合わせるよう検討しているが、財政当局の査定による予算上の制約があるため一般管理費の部分を削ったとの説明があった。

平成 25 年 10 月の市長政策公約を踏まえ、市は下記の取組みを進めている。

8 つの政策と新たな取組項目（抜粋）
6　多様な企業集積と雇用の創出
5. 公契約において適正な労働条件が確保されるよう、国に対し公契約法の早期制定を強く働きかけます。

法整備を働きかける市としては、それまでの間、個々の委託契約において委託先事業者で適正な労働条件が確保されるよう、各所管課において配慮すべきである。特に、警備業務のような労働集約的な業務については、委託先事業者側が労働関係法令を遵守した上で業務を実施することについて、契約書上に明示的に定める

必要性はより高いものと言える。次年度以降の契約締結に際しては、これを明示することが必要である。具体的に労働関係法令すなわち労働基準法、労働者災害補償保険法、職業安定法及び最低賃金法等の遵守事項について契約書に盛り込むことが望ましい。

【結果 17】定期的な指名業者の見直しの実施について

平成 23 年度以降同一の事業者が落札している事実を踏まえると、現行の指名業者の中での競争入札では競争性が発揮される余地が乏しくなっている可能性があり、競争入札が形骸化しているおそれもある。

確かに、機械警備の機材も同一の事業者が提供していることから、当該事業者が継続的に業務を受託することは、実施する業務の安定性につながる。ただし、競争が形骸化してしまうと、価格面のみならず、新たな業務実施方法等が導入されないことにもつながる。また、指名業者を固定化することは、指名されていない事業者との間における公平性にも問題があるとともに、既存の指名業者間における不適切な事前調整行為を助長する恐れもある。

今後、入札における競争性を発揮させる余地の拡大を図るとともに、事業者間の公平性を担保するためには、指名業者の定期的な見直しと入れ替えが必要である。具体的には、毎年度の契約にあたり、登録業者名簿より指名対象となり得る事業者を抽出し、指名されていない事業者がある場合にはこれを追加することや、予定価格から大幅に超過した応札が継続している事業者等のように価格競争の観点から指名する意義に乏しい事業者については、指名業者から一旦外すことが必要である。

機械警備と常駐警備の両方を一体として委託するという特性からは、年数を定める長期継続契約とし、契約更新時にはそれまでの事業者を指名から外すという方法も考えられる。

指名業者を指名する際の基準や指名業者から外す際の基準についても、明確化しておくことが望ましい。

（３）監査対象事業に対する意見

【意見 17】警備報告書の記載事項について（その1）

仕様書に定める常駐警備の業務内容の一つとして、機械警備の警戒及び解除がある。警戒・解除の時刻は一定しておらず、市の要望に従って ON/OFF されているが、警備報告書には実際に ON/OFF した時刻が記載されていない。

万一、はっちに火災・盗難等が発生した場合、その時点で機械警備が警戒状態

であったか否かは重要な問題になると推測されるため、警戒・解除の時刻を警備報告書に記載するよう、委託先事業者に要請する必要がある。

【意見 18】警備報告書の記載事項について（その2）

はっちにはアーティスト・イン・レジデンスという、アーティストが館内に滞在して活動する仕組みがあり、実際に年間を通してではないものの一定時期、テナントとは異なるアーティストが館内に泊まり込むことがある。委託先事業者は、テナント入退館者記録簿・入退館者記録簿を作成している。しかし、アーティスト・イン・レジデンスに基づく滞在者について一見してわかるような記録が残されていない。

万一、はっちに火災・盗難等が発生した場合、その時点で館内にどのような人が何人滞在していたかは重要な問題になると推測される。したがって、アーティスト・イン・レジデンスに基づく滞在者を把握して、申し送り事項に含めて警備報告書に記録するよう、委託先事業者に要請する必要がある。

１０．受付案内業務委託料（八戸ポータルミュージアム）

（１）概要

① 事業内容

はっちの受付案内業務を委託するものである。

図表 22 過去 5 ヶ年度における委託先事業者及び委託料の推移

年度	委託先事業者	委託料
平成 23 年度	公益社団法人八戸観光コンベンション協会	17,517 千円
平成 24 年度	公益社団法人八戸観光コンベンション協会	17,535 千円
平成 25 年度	公益社団法人八戸観光コンベンション協会	17,535 千円
平成 26 年度	公益社団法人八戸観光コンベンション協会	18,036 千円
平成 27 年度	公益社団法人八戸観光コンベンション協会	18,360 千円

（出典：市提供資料より監査人作成）

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
八戸ポータルミュージアムインフォメーション業務委託	公益社団法人八戸観光コンベンション協会	18,360 千円

契約方法	契約額
随意契約	18,360 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
項目ごと単価と業務量から積算	・八戸広域の幅広い観光情報を保有する唯一の事業者であること ・当館の観光面機能向上を総合的かつ効果的に成し得る唯一の事業者であること

（２）監査の結果

【結果 18】起案書の記載について

平成 27 年度の起案書「八戸ポータルミュージアムインフォメーション業務委託契約の締結について（報告）」（平成 27 年 3 月 27 日副市長決裁）に「このことについて、

見積り合わせをした結果、予定価格以内であったので、次のとおり決定者と業務委託を締結してよろしいか。」との伺いが記載されていた。しかし本業務委託は一者随意契約により行われ、見積り合わせは行われていない。起案書には正確な記載が必要である。

【結果 19】仕様書の記載について

委託先事業者の実施する業務内容について、市は「八戸ポータルミュージアムインフォメーション業務仕様書」（以下この事業の項において「仕様書」という。）で定めている。しかし、仕様書に定める業務内容には「・・・・に関すること」や「等」で示される事項がある。一例をあげると次のとおりである。

【仕様書】（抜粋） 3　業務内容 　①　館内の施設及び行事の案内に関すること 　　ア　来館者・電話問合せ等への館内施設及び行事の案内 　　イ　1階インフォメーションボードの行事予定の更新　等

仕様書は一般に、委託する業務の内容、手順、納入する成果物の内容、数量、機能、納期、納入場所、業務の実施条件、免責など業務に関する詳細を定めるものである。しかし上記の定めは、仕様書としては包括的に過ぎ、一見して委託先事業者がいつ、何をどこまでどのように実施すればよいか不明であって、委託先事業者の負うべき責任の範囲を読み取ることができない。むしろ官公庁における事務分掌に近い表現となっている。

実務上、委託先事業者ははっちの開設以来継続して受託しているため、このような表記でも日々の業務に支障ないかもしれない。しかし、そのことは逆に市と委託先事業者の馴れ合いを生む素地となる恐れがあるとも言える。仮に委託先事業者を変更し、他の事業者に委託することとなった場合、この仕様書に基づいて業務が円滑に実施できるか疑問なしとしない。

市は、委託する業務の内容について仕様書には正確かつ詳細な記載となるよう改める必要がある。

【結果 20】現金受渡し業務について

委託先事業者の実施する業務の中には、はっちの貸館に関することがあり、使用料の精算・収受が含まれる。使用料の精算・収受については、「貸館使用日当日及びレジ関係マニュアル」（以下この事業の項において「マニュアル」という。）が作成さ

れている。収受は現金に限られ、出納簿に記録されて所管課に引き渡される。しかし、釣銭誤りが生じた場合の対処法や、高額紙幣を受け取った場合に発声による確認を行うかどうかといった点についてはマニュアルに規定されていない。

現金の受渡しには、金額や頻度が多くなくても処理ミスの発生する可能性が常に存在する。ミスが発生した場合、担当者への責任追及が過大とならないためにも、市は現金受渡しに関してマニュアルに必要な事項を追加し、遵守状況を確認するべきである。マニュアルは平成 23 年 7 月に策定されたものであり、直近の実態に合っていない可能性もあるので見直しが必要である。

【結果 21】業務報告について

仕様書において、委託先事業者は年次報告として業務完了報告書、インフォメーション利用者数の統計（年次）、研修報告書を提出することが定められている。

このうち業務完了報告書、インフォメーション利用者数の統計（年次）は作成・提出されておらず、研修報告書は年次でなく月次で報告されていた。所管課によれば業務完了報告書も月次報告で代替しているとのことであるが、契約書によれば業務の検査にあたって業務完了の報告は書面によるものとされている。

市は、業務完了報告書に何を盛り込むべきか検討し、仕様書で明記する必要がある。

【契約書】（抜粋）
（業務の検査）
第 7 条　受託者は、委託業務を完了したときは、委託者に報告し、検査を受けなければならない。
2　前項の報告は、書面によるものとする。

【結果 22】一者随意契約の場合の再委託について

契約書には、再委託について次の規定がある。

【契約書】
（再委託の禁止）
第 11 条　受託者は、委託作業の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、この限りではない。

第 11 条によれば、原則として再委託は出来ないが、委託者の承認を受けた場合には、委託作業の全部又は一部を再委託することが可能である。

一方で、当委託業務は一者随意契約となっており、その理由として、委託業務の遂行が可能で、実績のある業者は委託先事業者のみであるから、競争入札に適さないとしている。

ここで、仮に契約書に従い、委託作業の全部を再委託することがあれば、そもそも複数の業者が当業務を実施可能であるため、一者随意契約にする必要は無く、競争入札の方法で委託先事業者を選定するべきである。

一者随意契約の場合には、委託業務全部の再委託が可能であるかのような契約書の記載については見直しが必要である。

（３）監査対象事業に対する意見

【意見 19】人件費について

受付案内業務は労働集約的な業務である。市の作成する委託設計書の設計額は、直接業務費（直接人件費、法定福利費、研修費、消耗品費）、業務管理費、消費税及び地方消費税から構成されているが、金額的に最も大きいのが直接人件費である。直接人件費については単価の基準がなく、過去の設計額実績及び市の臨時職員の単価を参考に設定しているとのことである。委託設計書の内訳において、法定福利費は直接人件費に対し 16.7%となっており、はっちの警備業務委託と比較して高水準である。受付案内業務が平成 23 年度以来、継続して同一委託先事業者に随意契約で委託されていることを考慮すると、透明性に疑問を持たれかねないといえる。

市は、設計にあたり直近の人件費単価についてハローワークで類似業務の実勢を調査する等、妥当性を確認した上で設計に反映させる必要がある。

１１．清掃業務等委託料（八戸ポータルミュージアム）

（１）概要

① 事業内容

はっちの館内、窓ガラス及び敷地内の清掃業務を委託するものである。日常清掃と定期清掃から成る。

図表 23 過去５ヶ年度における委託先事業者及び委託料の推移

年度	委託先事業者	委託料
平成 23 年度	株式会社サンアメニティ八戸営業所	13,431 千円
平成 24 年度	株式会社サンアメニティ八戸営業所	16,779 千円
平成 25 年度	株式会社サンアメニティ八戸営業所	16,796 千円
平成 26 年度	株式会社サンアメニティ八戸営業所	17,366 千円
平成 27 年度	株式会社サンアメニティ八戸営業所	17,817 千円

（出典：市提供資料より監査人作成）

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
八戸ポータルミュージアム清掃業務委託	株式会社サンアメニティ八戸営業所	17,817 千円

契約方法	契約額
指名競争入札	17,817 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
項目ごと単価と業務量から積算	－

（２）監査の結果

【結果 23】労働関係法令の遵守事項の明示について

清掃業務は高度に労働集約的で、かつ比較的単純労働の業務である。市の作成する委託設計書の設計額は、直接業務費（労務費、消耗品、直接物品費）、業務管理費、一般管理費、消費税及び地方消費税から構成されているが、金額的に最も大きいのが労務費である。労務費については国土交通省の平成 27 年度建築保

全業務労務単価と、清掃面積・回数をもとに算出されている。国土交通省の「建築保全業務積算基準」によると、一般管理費に従業員に対する法定福利費（健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担分）を含むとしている。

平成 27 年度の委託設計書の内訳を閲覧したところ、一般管理費の金額は労務費の 4.74%となっていた。これは法定福利費の事業主負担割合として一般的な約14%を大きく下回る水準である。この設計額以下で契約した場合委託先事業者は、清掃員の人数・時間を減らせないもとでは、労務単価を下げる等、従業員への労働の対価を何らかの形で削らなければならなくなる可能性がある。

『9. 警備業務委託料の（2）監査の結果 【結果 16】労働関係法令の遵守について』に記載した内容と同一であるが、法整備を働きかける市としては、それまでの間、個々の委託契約において委託先事業者で適正な労働条件が確保されるよう、各所管課において配慮すべきである。特に、清掃業務のような労働集約的な業務については、具体的に労働関係法令すなわち労働基準法、労働者災害補償保険法、職業安定法及び最低賃金法等の遵守事項について契約書に盛り込むことが望ましい。

【結果 24】委託先事業者の選定について

清掃業務の委託先事業者は指名競争入札により選定されているが、平成 23 年度以降は毎年度、株式会社サンアメニティ八戸営業所が落札者となっている。平成27 年度は 14 社による指名競争入札が行われたが、やはり同社が落札した。この状況では結果として指名競争入札の効果があがっていないのではないかと懸念される。

所管課では、指名競争でなく一般競争とするには事務作業が過大となること、3月議会で予算が承認された後では公告期間が十分とれないことから、無理があるとの認識である。実際、4 月 1 日契約開始のところ指名競争入札は 3 月 27 日に行われている。しかし、債務負担行為として設計額を計上すれば、公告期間を確保することが可能になると考えられる。市は、公平かつ透明な競争環境の整備に資するよう、一般競争入札の導入を検討すべきである。

（３）監査対象事業に対する意見

【意見 20】定期清掃の報告について

委託先事業者は、定期清掃（年 2 回から 3 回、「清掃作業基準表」により行う特別清掃）について写真入りの報告書を市に提出している。ただし、一部写真がないものもあり、清掃作業基準表との対応が確認できない状態であった。

市では、定期清掃の実施の事実を目視で確認しているとのことであるが、清掃前後の写真を日付とともに入れる等、後日検証可能な形で報告するよう、委託先事業者に要請する必要がある。

１２．固定資産管理台帳システム業務委託料（行政管理課）

（１）概要

① 事業内容

地方公共団体においては、自治法に定める公有財産及び物品については、公有財産台帳及び物品台帳等を作成し管理を行ってきたところである。八戸市においても、財務規則において公有財産台帳及び物品供用簿を作成する旨を定め、これを作成している。

一方、地方公共団体の公会計制度については、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成 27 年 1 月 23 日付総務大臣通知）にて、原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で、全ての地方公共団体において、地方公会計に対応した固定資産台帳データの整備と複式簿記の導入を前提とした統一的な基準による財務書類等を作成することとされている。この場合の固定資産台帳には、地方公共団体が所有する全ての固定資産のうち、一定金額以上のものを登載する必要があるが、道路や橋梁、公園等といった公有財産台帳には含まれない資産も対象となる等、必ずしも公有財産台帳及び物品台帳等と一致するものではない。

本委託事業は、八戸市の固定資産台帳データを整備するとともに、地方公会計に対応した固定資産台帳と、従前より作成している公有財産台帳等との一元管理が可能な「固定資産台帳管理システム」の構築を行うものである。また、同システムは、平成 27 年度に導入した庁内ネットワークと端末パソコンによる WEB 形態の統合型地理情報システムと連携し、地理的位置を視覚的に判断することにより、固定資産の効率的な活用の充実を図ることとしている。なお、固定資産台帳管理システム導入後は、構築事業者との間で、毎年の保守業務契約を締結することが想定されている。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
八戸市新地方公会計対応固定資産台帳整備業務委託契約	ナカノアイシステム・BHC 特定委託業務共同企業体	37,260 千円

契約方法	契約額
公募型プロポーザル方式	37,260 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
参考見積書を徴収して行う	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 （公募型プロポーザル方式による業者選定）

（２）監査対象事業に対する意見

【意見 21】公募型プロポーザルにおける価格の評価方法の見直しについて

① 評価項目及び配点の概要

本委託事業においては、公募型プロポーザルを実施するにあたり、評価項目ごとの評価基準等を定めた事業者選定基準を作成している。評価は書類審査である一次審査と事業者のプレゼンテーション及び質疑応答による二次審査からなり、このうち、一次審査の評価項目は大きく7項目から構成され、配点の合計は 700 点、二次審査の配点の合計は 300 点である。また、各項目には複数の細項目が設定されており、個々に配点が設定されている。

一次審査の書類審査において、評価点数が満点の 7 割以上（以下この事業の項において「基準点」という。）を超えていることが選定の条件であり、一次審査と二次審査の合計評価点数が最高得点を得た者を委託候補者として選定することとされている。なお、提案者が一事業者のみの場合においても、一連の審査を行うこととし、評価点数が基準点を超えていることを条件として、当該事業者を委託候補者とするものとしている。

図表 24 一次評価における評価項目及び配点

評価項目	配点
1. 提案企画の概要	100
2. 体制	40
3. 固定資産台帳整備	200
4. システム機能	190
5. システム構築	60
6. 運用・保守	40
7. 価格評価	70
合計	700

（出典：市提供資料より監査人作成）

情報システムの構築コストの多寡を判断する際には、構築時にかかるイニシャルコストだけではなく将来のメンテナンス費用等のランニングコストも大きな比重を占め

る可能性が高いことから、システムの構築開始から利用終了までのライフサイクルコストにて判断することが重要である。この点、本件の価格評価は2つの細項目から構成されており、固定資産台帳整備業務に係る見積価格だけではなく、固定資産台帳整備業務の受注業者が行うことが想定される保守業務についても、5 年間の見積価格を評価することとしている。

図表 25 価格評価における細項目及び配点

評価項目（細項目）		配点
提案価格	業務委託範囲内の各項目の見積価格総額について、最低見積価格を満点とした相対評価とする。	60
保守費用	5年間の保守費用見積額について、最低見積価格を満点とした相対評価とする。	10
価格評価の合計点		70

（出典：市提供資料より監査人作成）

② 価格の評価方法

事業者選定基準において、提案価格の評価方法は以下のとおり定められている。このうち、見積限度額は八戸市新地方公会計固定資産台帳整備業務に係る公募型プロポーザル実施要領に定める見積限度額 36,540 千円であり、最低見積価格は、提案事業者が提案した価格のうち最も低いものである。また、見積限度額に35%を乗じたものを分母としているが、見積限度額の 65%未満の金額の場合、当該事業者は失格とする旨を定めていることから、競争の余地のある範囲内での相対評価とする趣旨があるものと考えられる。

【算定式】 価格評価点 ＝ 配点 × $\left(1 - \dfrac{\text{見積価格} - \text{最低見積価格}}{\text{見積限度額} \times 35\%}\right)$

また、保守費用の評価方法は以下のとおり定められている。

【算定式】 価格評価点 ＝ 配点 × （最低見積価格 ／ 見積価格）

③ 提案者が1事業者のみの場合における価格の評価方法の見直しについて

本件公募型プロポーザルにおいては、結果的に、提案者は 1 事業者であった。提案者が 1 事業者の場合、上記の価格評価方法の場合、当該事業者の見積価格が最低見積価格となることから、価格評価点は満点が付与されることとなる。これは、

上記の価格評価方法が、複数事業者が提案することを前提とした相対評価の手法であることに起因するが、一方で、当該評価点は、選定の最低条件である基準点（満点の 7 割）を超過するか否かを判断するための絶対評価の指標ともなっている。

確かに、本件においては、価格評価以外の評価項目の評価が満点の 7 割を超過していることから、その評価結果自体を問題視するものではないが、提案者が一事業者であった場合に、見積価格が所定の範囲（見積限度額の 65%～見積限度額）にあることをもって価格点に満点を付与することは合理性が無い。このため、次回以降の公募型プロポーザルを実施するに際して、事業者の見積価格と見積限度額との乖離の程度に応じて点数を付与する等、提案者が一事業者の場合にも、提案価格の多寡が評価に反映されるような方式を検討することが望ましい。

１３．庁舎清掃業務委託料（行政管理課）

（１）概要

① 事業内容

八戸市庁舎、八戸圏域水道企業団内丸庁舎地下倉庫、八戸市庁舎敷地及び市民広場の日常清掃業務（一般清掃）と、窓ガラスの清掃等（特別清掃）を委託するものである。清掃業務の対象個所等は以下のとおりである。

図表 26 庁舎清掃業務の対象個所等

区分		対象個所
一般清掃	日常清掃	玄関・廊下・便所・その他共通部分等
	週 1 回清掃	一般事務室・本館地下事務室・講師控室・研修室・組合事務局・医務室・各個室等
	月 1 回清掃	売店・生協事務局・食堂
	随時清掃	議場・委員会室・会議室・機械室・書庫・八戸圏域水道企業団内丸庁舎地下倉庫等
特別清掃 ※4 月～5 月:2 週に 1 回 6～8 月:週 1 回 9 月～12 月:2 週に 1 回 3 月:月 1 回		・市庁舎の窓ガラス清掃（年 4 回） ・照明器具清掃（年 1 回） ・照明器具玉切れ取替 ・タイルカーペット等の乾式洗浄/湿式洗浄（年 2 回） ・噴水清掃（年 3 回） ・空調用吸込み吹出し口清掃 ・外部清掃 ・本館前広場内芝生部分刈り込み作業

本委託事業における過去 5 ヶ年度の委託先事業者と委託料は、次表のとおりである。委託料は微増であるが、委託先事業者はいずれも株式会社日新管財である。市によれば、本委託事業の正確な開始時期は不明であるが、少なくとも資料が残っている平成 9 年度以降は、株式会社日新管財が受託しているとのことである。また、委託先事業者の選定にあたっては指名競争入札を採用しており、平成 27 年度契約にあたっては 11 社を指名し入札を実施している。

図表 27 過去5ヶ年度における委託先事業者及び委託料の推移

年度	委託先事業者	委託料
平成23年度	株式会社日新管財	58,968千円
平成24年度	株式会社日新管財	59,031千円
平成25年度	株式会社日新管財	60,291千円
平成26年度	株式会社日新管財	62,013千円
平成27年度	株式会社日新管財	62,013千円

（出典：市提供資料より監査人作成）

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成27年度支出額
庁舎清掃業務委託	株式会社日新管財	62,013千円

契約方法	契約額
指名競争入札	62,013千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
国土交通省の建築保全業務労務単価を採用	－

（２）監査の結果

【結果 25】定期的な指名業者の見直しの実施について

所管課によれば、これまで指名業者の追加や変更がなされていないとのことである。少なくとも平成9年度以降、18年間にわたり同一の事業者が落札している事実を踏まえると、現行の指名業者の中での競争入札では競争性が発揮される余地が乏しくなっている可能性があり、競争入札が形骸化しているおそれもある。指名業者を追加もしくは変更しない理由としては、既存の指名業者からの苦情が発生する可能性があり、その対応を避けるためとのことであるが、少なくとも18年間にわたり落札した実績の無い指名業者が、本件の指名業者から外れたことをもって苦情を入れることは考えにくく、また、仮に苦情を入れたとしても、指名から外したことに明確な理由があれば、これに応ずる必要はない。

確かに、同一の事業者が継続的に業務を受託することは、実施する業務の安定性につながるものの、競争が形骸化してしまうと、価格面のみならず、新た

な業務実施方法等が導入されないことにもつながる。また、指名業者を固定化することは、指名されていない事業者との間における公平性にも問題があるとともに、既存の指名業者間における不適切な事前調整行為を助長するおそれもある。

今後、入札における競争性を発揮させる余地の拡大を図るとともに、事業者間の公平性を担保するためには、指名業者の定期的な見直しと入れ替えが必要である。具体的には、毎年度の契約にあたり、登録業者名簿より指名対象となり得る事業者を抽出し、指名されていない事業者がある場合にはこれを追加することや、予定価格から大幅に超過した応札が継続している事業者等のように価格競争の観点から指名する意義に乏しい事業者については、指名業者から一旦外すことが必要である。また、その前提として、指名業者の指名する際の基準や指名業者から外す際の基準についても、明確化しておくことが必要であるが、一定の合理的な基準を設定することが困難な場合には、制限付一般競争入札の導入を検討することも有用なものと考える。

【結果 26】業務実施報告書の見直しについて

本委託事業においては、委託先事業者は、日々の作業日報(「庁舎内外清掃日誌」)を市に提出し、その承認を得ることとされている。庁舎内外清掃日誌には、その日の作業主任者、作業者数、作業者ごとの勤務時間とともに、実施した清掃業務が報告されている。また、実施した清掃業務の報告は、各清掃個所が個別に記載された表に、ゴム印(日常清掃は○印、週清掃は△印、月清掃は◎印、随意清掃は□印)を押印する形態であり、特別清掃の実施状況は、備考欄に記載することとされている。

平成 27 年度の庁舎内外清掃日誌を閲覧したところ、一般清掃についてはゴム印が押印されているが、特別清掃については、備考欄に簡潔な記載が確認できるものの、噴水清掃や本館前広場内芝生部分刈り込み作業等、必ずしも備考欄の記載では読み取れないものがある。また、備考欄には、実施した旨が簡潔に記載されているのみであることから、その清掃業務が仕様書に定める回数が実施されたか否か明瞭に把握できない状況である。このため、特別清掃については、仕様書に定められた回数及び内容が確実に履行されたことを示す報告となっていない。

本委託事業は、日々の多様な清掃業務が含まれるものであり、当該業務が仕様書に定めたとおりに履行された旨の明瞭な報告を受け、これを把握することは、業務の適切な管理に不可欠である。

今後、特別清掃は庁舎内外清掃日誌の備考欄に記載するのではなく、所定の様式を定めるとともに、必要に応じて写真付きの履行状況を報告させる等、庁舎内外清掃日誌の報告様式を見直す必要がある。また、年間を通して、所定の回数が適

切に実施されたことを把握するため、日次での報告だけではなく、少なくとも月次単位にて、その期間の業務の実施状況を総括した報告を受けることも検討すべきである。

【結果 27】労働関係法令の遵守事項の明示について

市の締結する契約において、契約相手方に適正な労働条件の確保を求めることは重要であるが、本件契約書には労働関係法令の遵守に関する定めは置かれていない。しかし、本委託事業は労働集約的な業務であることから、委託先事業者側に労働関係法令を遵守した上で業務を実施することについて、契約書上に明示的に定める必要性はより高いものと言える。次期以降の契約締結に際しては、これを明示することが必要である。

なお、労働関係法令として、労働基準法、労働者災害補償保険法、職業安定法及び最低賃金法等が想定され、契約書上に、以下のような定めを置くことが想定される。

【記載例】

（法令上の責任等）

第6条　受注者は、業務に従事する作業員等の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。

2　受注者は、事業主として、業務遂行に伴い発生した財産上、法令上のすべての問題について責任を負うものとする。

１４．電話交換業務委託料（行政管理課）

（１）概要

① 事業内容

本委託事業は、八戸市役所の代表電話に架電される市民等からの問い合わせ等について、各課等に振り分ける電話交換業務であり、市庁本庁舎地下に設置されている電話交換室にて業務を実施する。

仕様書に定める業務内容及び業務報告の方法は、以下のとおりであり、八戸市の休日に関する条例に定める日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く毎日が業務対象日となっている。また、業務実施時間及びその間における要員配置数が定められている。

1．業務内容

業務日は、八戸市の休日に関する条例第 1 条第 1 項に定めた日を除く毎日とする。

1）電話交換業務

8 時 00 分から 17 時 15 分まで、ただし、例外として、議会開会中又は災害時は上記の時間にかかわらず、委託者の指示により業務を遂行するものとする。

2）交換業務は通常 5 名以上（交代要員を含む。）で実施。

ただし、8 時から 8 時 15 分、17 時 00 分から 17 時 15 分については 2 名以上にて実施するものとする。

3）庁内放送の実施

4）業務に関するデータの作成

（出典：電話交換業務基準仕様書より抜粋）

3．業務履行確認

1）毎日の業務記録を日誌として提出し、業務の完遂を確認しあうものとする。

2）日誌の様式は別に定める。

（出典：電話交換業務基準仕様書より抜粋）

本委託事業における過去 5 ヶ年度の委託先事業者と委託料は、次表のとおりである。委託料は微増であるが、委託先事業者はいずれも協榮産業株式会社である。市によれば、本委託事業の正確な開始時期は不明であるが、少なくとも資料が残っている平成 9 年度以降は、協榮産業株式会社が受託しているとのことである。また、委託先事業者の選定にあたっては指名競争入札を採用しており、平成 27 年度契約にあたっては 4 社を指名し入札を実施している。

図表 28 過去5ヶ年度における委託先事業者及び委託料の推移

年度	委託先事業者	委託料
平成23年度	協榮産業株式会社	11,718千円
平成24年度	協榮産業株式会社	11,718千円
平成25年度	協榮産業株式会社	11,718千円
平成26年度	協榮産業株式会社	12,214千円
平成27年度	協榮産業株式会社	12,389千円

（出典：市提供資料より監査人作成）

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成27年度支出額
電話交換業務委託契約	協榮産業株式会社	12,389千円

契約方法	契約額
指名競争入札	12,389千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
参考見積書を徴収	―

（２）監査の結果

【結果 28】業務実施報告書の記載方法について

本件業務委託の業務の履行状況は、日々、委託先事業者から提出される「電話交換日誌」によりなされている。電話交換日誌には、その日に電話交換業務に従事した者の指名、各人別の勤務及び休憩時間、実施した庁内放送の内容等が記載されている。

電話交換業務は、時間によって担当者が定められており、当該時間中の受電については担当者が対応するものの、他の者も電話交換室内に待機し、受電が集中した場合等には対応することとして運用されている。また、業務の準備や業務実施報告書の作成等も待機者が実施するとのことである。一方、電話交換日誌には、各人の受電担当時間を「勤務」に分類し、待機時間については、本来の休憩時間と併せて「休憩」として記載している。平成27年度における典型的なシフトを前提とした場合、電話交換日誌上に記載される勤務及び休憩時間は、次表のとおりである。

図表 29 電話交換日誌に記載されている「勤務及び休憩時間」

従事者	A	B	C	D	E
勤務及び休憩時間	8:00～16:30	8:15～16:40	8:15～16:50	8:50～17:15	9:00～17:15

（出典：市提供資料より監査人作成）

上表の電話交換日誌上の配置人員数と仕様書にて想定されている配置人員数とを比較したものが次表である。業務時間の大半を占める9:00から16:30の間は仕様書に定める要員数が配置されているが、その前後は想定の要員数に足りていないこととなる。市によれば、電話交換日誌上の記載は、その日における最初の「勤務」から最後の「勤務」までの記載となっており、出勤していても、その日の最初の担当が待機である場合には、その間の状況は記載されず、同様に、その日の最後の「勤務」の後が待機である場合にも、その状況は記載されないとのことである。また、午前8時には3人（シフト：8:00～17:00）、午前8時15分には2人（シフト：8:15～17:15）が出勤しており、仕様書に定める配置人員数の要件を満たしているとの説明があったが、特段の記録は無く、実際に市の職員が確認している訳ではないとのことである。

その時間帯の担当ではなく待機をしている状態であったとしても、配置人員は、市と委託先事業者との間で約されたものであり、市は、その間の業務に対する対価を支払っているものである。市は、委託業務の実態を適切に把握できるよう、本来の休憩時間と待機時間とを峻別した記載とし、時間帯ごとの配置人員数が仕様書に定める要件に合致していることを明瞭に示す等、電話交換日誌の様式を見直す必要がある。

図表 30 仕様書上の要配置人員数と電話交換日誌上に記載された配置人員数との比較

区分	8:00～8:15	8:15～8:50	8:50～9:00	9:00～16:30	16:30～16:40	16:40～16:50	16:50～17:00	17:00～17:15
仕様書	2人	5人	5人	5人	5人	5人	5人	2人
日誌	1人	3人	4人	5人	4人	3人	2人	2人
差異	△1人	△2人	△1人	0人	△1人	△2人	△3人	0人

（出典：市提供資料より監査人作成）

【結果 29】適切な業務量の把握について

本委託事業の予定価格を決定する基礎となる委託料の設計においては、8:00～17:15の従事時間に対して1時間の休憩時間を取る1日8時間15分勤務を前提

として 1 日当たりの単価を設定し、積算されている。一方、電話交換日誌によると、各従事者は、1 時間程度の「勤務」ごとに 10 分～40 分程度の「休憩」（待機）を取っており、これ以外に昼食時間帯に 50 分程度の休憩時間を取っている。電話交換日誌上においては、本来の休憩時間と待機時間である「休憩」とが混在しているとともに、電話交換日誌には記載されていない「休憩」（待機）時間があるとのことであるが、市によれば、従事者は実働 8 時間体制（拘束時間 9 時間、休憩 1 時間）で勤務しているとのことから、これを前提とした場合、各人の実働時間数（8 時間）から「勤務」時間数を差し引いたものが、実質「待機」時間と想定される。

たとえば、典型的なシフトでの業務実施日である平成 27 年 5 月 7 日（木）における「勤務」時間数と「待機」時間数は、下表のとおりであり、実働時間数の約 25％程度が「待機」時間となっている。

図表 31 5 月 7 日における「勤務」時間数及び「休憩」時間数

従事者	拘束時間数	休憩時間数	実働時間数 ①	「勤務」時間数 ②	「待機」時間数 ① - ②
A	9 時間 00 分	1 時間 00 分	8 時間 00 分	5 時間 50 分	2 時間 10 分
B	9 時間 00 分	1 時間 00 分	8 時間 00 分	5 時間 55 分	2 時間 05 分
C	9 時間 00 分	1 時間 00 分	8 時間 00 分	6 時間 05 分	1 時間 55 分
D	9 時間 00 分	1 時間 00 分	8 時間 00 分	5 時間 45 分	2 時間 15 分
E	9 時間 00 分	1 時間 00 分	8 時間 00 分	5 時間 45 分	2 時間 15 分
				平均「待機」時間数	2 時間 08 分

「待機」時間中は、受電状況によっては電話対応を行うとともに、準備作業や業務実施報告書の作成業務を行うとのことであり、仕様書上、午前 8 時 15 分～午後 5 時までの間においては、待機者も含めて 5 人の配置を求めている。しかし、現状、市は電話の取次件数等のデータを把握していないため、配置人員数の妥当性について、検証作業を実施できない状況にある。市は、速やかに、委託先事業者へのヒアリング及び電話交換室の視察等を実施し、現状の勤務実態で円滑な業務が実施できているか否かを確認するとともに、業務量に照らして配置人員数に問題がないかどうか課題を洗い出す必要がある。加えて、委託先事業者に対して時間帯ごとの電話の取次件数等の報告を求め、時間帯ごとの適正な従事者数を試算し、本委託事業の仕様書及び委託料の積算に反映させることが必要である。

【結果 30】不適切な業務報告について

仕様書においては、従事者に電話対応研修を受講させることを求めており、委託先事業者からは、平成 27 年 5 月 1 日付けにて、平成 27 年 4 月 23 日（木）～24

日（金）に開催された公益財団法人日本電信電話ユーザ協会青森支部主催の「平成27年新入社員等電話応対・接客マナー研修」（開催場所：八戸シーガルビューホテル）に延べ 6 人が参加したとの報告書が提出されている。研修は、4 月 23 日の午後（13:30～15:30）、4 月 24 日の午前（10:00～12:00）及び午後（13:30～15:30）に分けて同一の講義が設定されており、2 人ずつ分かれて順次受講したとのことである。

一方、両日の電話交換日誌においては、当該 6 人が研修開催時間中にも関わらず、勤務を実施した旨の報告がなされているが、実際に研修に参加したのであれば、その時間帯に勤務することは困難である。市によれば、委託先事業者に確認したところ、両日は研修に参加しており、電話交換日誌が誤っていたとのことであり、今後、正しい勤務実績を報告するよう指導したとのことである。本来は、委託先事業者側において、研修参加者分の代替人員を準備すべきものであり、その場合には、事前に、その旨、理由、当日の対応方法等について記載した書面により、市に承認を求める等の対応が必要である。

加えて、市は委託者の責任として、電話交換日誌を漫然と受け取るだけではなく、少なくとも、電話交換日誌上、仕様書に定めた配置人員数が確保されているか、他の報告事項等との間に齟齬が無いか確認するとともに、適宜、電話交換室を視察し、所定の人員数を充足しているか、電話取次が適切になされているか等を把握することが必要である。

6．従事者の教育 受託者は、従事者に対し本仕様書 1 に定める業務内容にかかわる電話対応研修を行い技術向上に努めるものとし、研修終了後は書面を持って委託者に報告すること。

（出典：電話交換業務基準仕様書より抜粋）

【結果 31】定期的な指名業者の見直しの実施について

本件は、『「13．庁舎清掃業務委託料（行政管理課）」結果 25』に記載した内容と同一であるため、省略する。

【結果 32】労働関係法令の遵守事項の明示について

本件は、『「13．庁舎清掃業務委託料（行政管理課）」結果 27』に記載した内容と同一であるため、省略する。

１５．警備業務委託料（行政管理課）

（１）概要

① 事業内容

本委託事業は、八戸市庁の庁舎及び敷地内の巡回、不法侵入者及び挙動不審者の取り締まり、時間外の庁舎出入者の確認等を行う業務である。

仕様書に定める業務内容及び業務報告の方法は、以下のとおりであり、常時2名が警備にあるものと定められている。

2. 業務内容 1) 庁舎及び敷地内を巡回し、盗難及び火災の予防等にあたること。 2) 不法侵入、挙動不審者の取り締まり。 3) 時間外の庁舎出入り者の確認。 4) 各室の鍵の受け渡し、保管。 5) 来庁車両の整理にあたること。 6) 休日及び職員の勤務時間外における電話の対応及び接続をすること。 7) 市庁舎閉庁時における一般市民の 10 階展望室使用の場合の火気取締等監視業務 8) その他、市庁巡回経路及び警備勤務事項を参考にすること。

（出典:警備業務委託仕様書より抜粋）

3. 遵守事項 6) 警備員は、その勤務状況について日誌に所定の事項を記録し、特に重要と認める事項については、職員に報告しなければならない。

（出典:警備業務委託仕様書より抜粋）

本委託事業における過去 5 ヶ年度の委託先事業者と委託料は、次表のとおりである。委託料は微増であるが、委託先事業者はいずれも太平ビルサービス株式会社である。市によれば、本委託事業の正確な開始時期は不明であるが、少なくとも、資料が残っている平成 9 年度以降は、太平ビルサービス株式会社が受託しているとのことである。また、委託先事業者の選定にあたっては指名競争入札を採用しており、平成 27 年度契約にあたっては 7 社を指名し入札を実施している。

図表 32 過去5ヶ年度における委託先事業者及び委託料の推移

年度	委託先事業者	委託料
平成23年度	太平ビルサービス株式会社	18,622千円
平成24年度	太平ビルサービス株式会社	18,622千円
平成25年度	太平ビルサービス株式会社	18,622千円
平成26年度	太平ビルサービス株式会社	18,824千円
平成27年度	太平ビルサービス株式会社	19,154千円

（出典：市提供資料より監査人作成）

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成27年度支出額
警備業務委託契約	太平ビルサービス株式会社	19,154千円

契約方法	契約額
指名競争入札	19,154千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
国土交通省の建築保全業務労務単価を採用	－

（２）監査の結果

【結果 33】定期的な指名業者の見直しの実施について

本件は、『「13. 庁舎清掃業務委託料（行政管理課）」【結果25】』に記載した内容と同一であるため、省略する。

【結果 34】労働関係法令の遵守事項の明示について

本件は、『「13. 庁舎清掃業務委託料（行政管理課）」【結果27】』に記載した内容と同一であるため、省略する。

（３）監査対象事業に対する意見

【意見 22】業務実施報告書の記載方法について

本委託事業においては、委託先事業者は、日々の日誌（「庁内警備勤務日誌」）を提出することとされている。庁内警備勤務日誌には、その日の作業従事者、立哨・庁内巡回時間、施錠時間が記載されるとともに、特記事項及び勤務事項の欄が設けられている。このうち勤務事項欄には、日々、「異常なし」とのゴム印が押印されているものの、特記事項欄には、特段の記載が無い。

そもそも特記事項及び勤務事項の欄に何を記載するか明確ではないが、本来、異常の兆候等も含めて、細かな事象であっても報告事項として記載することが望ましい。今後、特記事項及び勤務事項の欄に何を記載するかを明確にした上で、委託先事業者に記載するよう指導することが望ましい。

１６．オペレータ業務委託料（情報システム課）

（１）概要

① 事業内容

本委託事業は、情報システム課室内に設置されている汎用電子計算機のオペレーション業務に従事する労働者２名の派遣を受けるものである。派遣労働者の要件は、仕様書上次のように定められている。

1　派遣労働者（2 名） 派遣する労働者は、次のことを満たした者とする。 (1) 汎用電子計算機のオペレーション経験がおおむね 6 か月以上であること（3 年以上の者 1 人を含む。）。 (2) COBOL 言語でのプログラム作成経験を有すること。

（出典：仕様書より監査人が抜粋）

本委託事業における過去 5 ヶ年度の委託先事業者と委託料は、次表のとおりである。委託先事業者はいずれも株式会社青森共同計算センターである。市によれば、昭和 61 年に委託方式を開始した際には競争入札を実施したものと思われるが、その後は業務の安定性を重視し、随意契約により株式会社青森共同計算センターとの契約を継続しているとのことである。

図表 33　過去 5 ヶ年度における委託先事業者及び委託料の推移

年度	委託先事業者	委託料
平成 23 年度	株式会社青森共同計算センター	10,861 千円
平成 24 年度	株式会社青森共同計算センター	10,873 千円
平成 25 年度	株式会社青森共同計算センター	10,873 千円
平成 26 年度	株式会社青森共同計算センター	11,534 千円
平成 27 年度	株式会社青森共同計算センター	11,923 千円

（出典：市提供資料より監査人作成）

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
労働者派遣（オペレーション業務等）契約	株式会社青森共同計算センター	11,923 千円

契約方法	契約額
随意契約	11,923 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
参考見積書を徴収	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

（２）監査対象事業に対する意見

【意見 23】派遣労働者に求める要件のより一層の具体化について

労働者の派遣を受けるに際しては、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下この事業の項において「労働者派遣法」という。）第 26 条第 6 項において、労働者派遣（紹介予定派遣を除く。）の役務の提供を受けようとする者は、労働者派遣契約の締結に際し、派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないように努めければならないとされている。このため、派遣先は事前面接等を行うことはできず、派遣労働者の能力については、雇用主としての責任を負う派遣元事業主がこれを評価し、派遣先が必要とする労働力かどうかを判断の上、派遣を行うこととなる。

本件の場合、派遣元事業主（委託先事業者）が、派遣労働者の能力が派遣先の要求水準に達しているどうかを適切に判断するためには、市が派遣される労働者の能力について要求する水準を明確にし、派遣元事業主（委託先事業者）に伝える必要がある。一方、本委託事業における仕様書においては、派遣労働者に求める要件が非常に簡素な形で定められている。これまで、長年にわたり随意契約を継続してきたため、委託先事業者が要求水準を熟知している面があるものと思われるが、派遣先である市が求める要求水準を明確化することは、委託先事業者との間における紛議を事前に防止するためにも有用であり、また、将来的な委託先事業者の変更の可能性に対応するためにも必要である。今後、派遣労働者に求める要件をより具体的に定めることが望ましいものと考える。

【意見 24】改正労働者派遣法への対応について

平成 27 年 9 月に労働者派遣法が改正され、業務内容を問わず、(1)派遣先の同一の組織単位において 3 年を超える継続した同一の派遣労働者の受け入れができない「個人単位の派遣期間制限」制度と、(2)派遣先の同一の事業所において3年を超える継続した労働者派遣の受け入れができない「事業所単位の派遣期間制限」の制度とされた。ただし、これらの派遣期間制限は、当該派遣社員が派遣元事業主（委託先事業者）の無期雇用職員の場合もしくは 60 歳以上の派遣労働者には適用

されない。また、個人単位の派遣期間制限に抵触した場合には、労働契約申込みみなし制度が適用されるとともに、事務所単位の派遣期間制限に抵触した場合には、過半数労働組合等の意見聴取手続等を行う必要性が生じることがある。

本委託事業は 1 年ごとの単年度契約であるが、派遣社員の交代に伴う業務の質の低下を避けることを重視し、随意契約により途切れることなく継続している実態を踏まえると、期間制限の対象となることが十分考えられる。まずは、現在の派遣社員のうち 2 人が有期雇用職員とのことであるが、その者について期間制限への対応を検討しておく必要があるとともに、新たな派遣社員を受け入れた場合には、期間制限の対象となる者か否かを把握しておく必要がある。

１７．庁内ＬＡＮ等管理業務委託料（情報システム課）

（１）概要

① 事業内容

本委託事業は、八戸市役所庁内 LAN システムの運用管理業務に従事する労働者 2 名の派遣を受けるものである。派遣労働者の要件は、仕様書上、次のように定められている。

1　派遣労働者（2 名） 派遣する労働者の IT 技術者は、次のことを全て満たした者とする。 (1) LAN 及びサーバーについての知識を有すること。 (2) 派遣元の従業員として 2 年以上の実務経験を有すること。

（出典：仕様書より監査人が抜粋）

本委託事業における過去 5 ヶ年度のと委託料は、次表のとおりである。委託先事業者はいずれも株式会社サン・コンピュータである。市によれば、平成 15 年に委託方式を開始した際には指名競争入札を実施したが、その後は業務の安定性を重視し、随意契約により株式会社サン・コンピュータとの契約を継続しているとのことである。

図表 34　過去 5 ヶ年度における委託先事業者及び委託料の推移

年度	委託先事業者	委託料
平成 23 年度	株式会社サン・コンピュータ	13,230 千円
平成 24 年度	株式会社サン・コンピュータ	13,230 千円
平成 25 年度	株式会社サン・コンピュータ	13,230 千円
平成 26 年度	株式会社サン・コンピュータ	14,152 千円
平成 27 年度	株式会社サン・コンピュータ	14,152 千円

（出典：市提供資料より監査人作成）

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
労働者派遣（庁内 LAN 等管理業務）契約	株式会社サン・コンピュータ	14,152 千円

契約方法	契約額
随意契約	14,152 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
参考見積書を徴収	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

（２）監査対象事業に対する意見

【意見 25】派遣労働者に求める要件のより一層の具体化について

本件は、『「16．オペレータ業務委託料（情報システム課）」【意見 23】』に記載した内容と同一であるため、省略する。

【意見 26】改正労働者派遣法への対応について

本件は、『「16．オペレータ業務委託料（情報システム課）」【意見 24】』に記載した内容と同一であるため、省略する。

１８．データエントリー業務委託料（情報システム課）

（１）概要

① 事業内容

本委託事業は、情報システム課及び市民課に関わるデータ入力作業を委託するものである。委託先事業者は、情報システム課及び市民課に合わせて 5 名を常駐させるものとし、主に情報システム課 2 名、市民課 3 名の体制を採っている。

仕様書に定める主な業務内容は、以下のとおりである。

《情報システム課に関わるデータエントリー》

給与、固定資産税、収納、児童手当等、電子計算機で処理する業務の、パンチ入力するデータ（漢字を含む。）を磁気テープ等にエントリーする。

《市民課に関わるデータエントリー》

住民異動（転入、転出、転居、出生、死亡等）処理におけるオンライン端末機での入力操作。

（出典：仕様書より監査人が抜粋）

本委託事業における過去 5 ヶ年度の委託先事業者と委託料は、次表のとおりである。委託先事業者はいずれも株式会社青森電子計算センターである。市によれば、昭和 48 年に委託方式を開始した際には競争入札を実施したものと思われるが、その後は業務の安定性を重視し、随意契約により株式会社青森電子計算センターとの契約を継続しているとのことである。

図表 35 過去 5 ヶ年度における委託先事業者及び委託料の推移

年度	委託先事業者	委託料
平成 23 年度	株式会社青森電子計算センター	21,256 千円
平成 24 年度	株式会社青森電子計算センター	21,256 千円
平成 25 年度	株式会社青森電子計算センター	22,075 千円
平成 26 年度	株式会社青森電子計算センター	22,705 千円
平成 27 年度	株式会社青森電子計算センター	22,705 千円

（出典：市提供資料より監査人作成）

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
データエントリー業務委託契約	株式会社青森電子計算センター	22,705 千円

契約方法	契約額
随意契約	22,705 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
参考見積書を徴収	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

（２）監査対象事業に対する意見

【意見 27】委託範囲の見直しについて

本委託事業は、情報システム課及び市民課に委託先事業者の社員を常駐させる形態で実施されている。このうち、市民課においては、市民課執務室の一角に設置された市のオンライン端末機を使用して業務を行っており、市民課職員から住民異動処理のためのデータ原票（住民異動届等）を受領した上で、これをオンライン端末機にてエントリー作業を行い、データエントリー作業が終了した際には、直ちにデータ原票を市民課職員に返却するとともに、作業結果を報告するものとされている。

現在は、データエントリー作業（オンライン端末機へのデータ入力）のみに限定された委託業務であるが、審査・決定等のように、法令上、地方公共団体の職員が自ら責任を持って行うべき業務（公権力の行使に当たるもの）を除く業務については、業務委託の対象とすることが可能である。たとえば、データエントリー業務以外にも、市民課受付業務、証明書作成・照合作業等を業務委託の対象とすることが想定される。

委託業務の範囲を拡大することにより、地方公共団体の職員は、公権力の行使に当たる業務や企画立案業務により注力することが可能となるとともに、単純業務の効率化等が図れることが期待される。職員配置にも関係することから慎重な検討が必要であるとともに、情報システム課だけではなく、市民課の職務に関わることであるが、本委託事業の所管課として、オール八戸市の視点から、中期的な課題として検討を促すことが望ましいものと考える。

１９．電算処理委託料（情報システム課）

（１）概要

① 事業内容

本委託事業は、情報システム課室内において情報システムの維持管理及び運用業務等（バッチ業務、オンライン業務等）に従事する労働者８名の派遣を受けるものである。派遣労働者の要件は、仕様書上、次のように定められている。

派遣労働者
派遣する労働者の PG 技術者は、次のことを全て満たした者とする。
(1) プログラム実務経験が 5 年程度であること。
(2) COBOL 言語でのプログラム作成経験を有すること。

（出典：仕様書より監査人が抜粋）

また、従前より複数社からの派遣を受け入れており、平成 27 年度は 3 社から派遣を受けている。本委託事業における過去 5 ヶ年度の委託先事業者と委託料は、次表のとおりである。

委託先事業者は、株式会社青森共同計算センター（1 名）と株式会社吉田システム（5 名）とが継続していたが、平成 26 年度及び平成 27 年度においては、これに加えて、朝日システム株式会社（2 名もしくは 1 名）が増員されている。市によれば、平成 12 年に委託方式を開始した際には指名競争入札を実施したが、その後は、業務の安定性を重視し、各社と随意契約による契約を継続しているとのことである。

図表 36 過去 5 ヶ年度における委託先事業者及び委託料の推移

年度	委託先事業者	委託料
平成 23 年度	株式会社青森共同計算センター（1 名）	6,615 千円
	株式会社吉田システム（5 名）	32,880 千円
	合計	39,495 千円
平成 24 年度	株式会社青森共同計算センター（1 名）	6,615 千円
	株式会社吉田システム（5 名）	33,000 千円
	合計	39,615 千円
平成 25 年度	株式会社青森共同計算センター（1 名）	6,615 千円
	株式会社吉田システム（5 名）	33,072 千円
	合計	39,687 千円
平成 26 年度	株式会社青森共同計算センター（1 名）	7,063 千円

年度	委託先事業者	委託料
	株式会社吉田システム(5 名)	36,288 千円
	朝日システム株式会社(1 名)	7,987 千円
	合計	51,338 千円
平成 27 年度	株式会社青森共同計算センター(1 名)	7,257 千円
	株式会社吉田システム(5 名)	36,936 千円
	朝日システム株式会社(2 名)(注)	13,608 千円
	合計	57,801 千円

(注)平成 27 年 4 月 1 日から 12 月 31 日まで 2 名。平成 28 年 1 月 1 日以降 1 名。

(出典:市提供資料より監査人作成)

② 委託契約の概要

契約件名	金額
株式会社青森共同計算センター(1 名)	7,257 千円
株式会社吉田システム(5 名)	36,936 千円
朝日システム株式会社(2 名)	13,608 千円
電算処理委託料合計	57,801 千円

ア．労働者派遣（電算処理業務その 1）契約

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
労働者派遣（電算処理業務その 1）契約	株式会社青森電子計算センター	7,257 千円

契約方法	契約額
随意契約	7,257 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
参考見積書を徴収	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

イ．労働者派遣（電算処理業務その 2）契約

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
労働者派遣（電算処理業務その 2）契約	株式会社吉田システム	36,936 千円

契約方法	契約額
随意契約	36,936 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
参考見積書を徴収	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

ウ．労働者派遣（電算処理業務その 3）契約

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
労働者派遣（電算処理業務その 3）契約	朝日システム株式会社	13,608 千円

契約方法	契約額
随意契約	15,552 千円

（注）当初契約額は年間を通して 2 名の派遣を受ける予定のもの。

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
参考見積書を徴収	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

（２）監査対象事業に対する意見

【意見 28】派遣労働者に求める要件のより一層の具体化について

本件は、『「16．オペレータ業務委託料（情報システム課）」【意見 23】』に記載した内容と同一であるため、省略する。

【意見 29】改正労働者派遣法への対応について

本件は、『「16．オペレータ業務委託料（情報システム課）」【意見 24】』に記載した内容と同一であるため、省略する。

２０．税総合システム開発委託料（住民税課）

（１）概要

① 事業内容

Windows XP に対するメーカーの延長サポートが平成 26 年度に終了した。これにより、税総合システムは大幅な更新を要することとなったが、税総合システムは 10 年ほど前から利用されており、システムの更新時期を迎えていたため、これを期にシステムの新規構築に着手したものである。

延長サポートの終了は予め判明していたため、本事業は平成 25 年度から 4 年間の予定を組み、限度額 965,520 千円の債務負担行為により実施されていた。なお、平成 25 年度から平成 27 年度までの支出済額と平成 28 年度の当初予算額は下記のとおりである。

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
41,055,000 円	475,385,760 円	351,227,880 円	54,178,200 円

※　上記は、税総合システム開発委託料のみの金額である。これ以外に機械等購入費と運用支援・保守料がある。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
八戸市税総合システム開発等業務	富士通株式会社八戸支店	351,227 千円

契約方法	契約額
プロポーザル方式による随意契約	351,227 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
公募型プロポーザルの結果選定した事業者から得た参考見積りによる。	公募型プロポーザル実施要領及び事業者選定基準に基づき、事業者の選定を行い、最も優れた提案を行った事業者を契約の相手方となる候補者としたため。

（２）監査対象事業に対する意見

【意見 30】積算額の妥当性の確認について

本事業における積算額の概要は、下表のようになっている。

図表 37 平成 27 年度予算の積算内容

（単位：千円）

工程等		工数（人月）	単価	金額
1. 八戸市税総合システム開発等業務				
	1－1 結合テスト 税業務	85.0	1,000	85,000
	1－2 結合テスト 国保業務	11.0	1,000	11,000
	2－1 システムテスト 税業務	95.0	1,000	95,000
	2－2 システムテスト 国保業務	12.5	1,000	12,500
	3－1 滞納/法人住民税	8.0	1,000	8,000
			合計	211,500
2. 社会保障・税番号制度対応に係る地方税務システム追加作業（平成 27 年度）				
	1 番号制度対応オプション製品	－	－	17,675
	2 番号制度対応製品適用サポート	－	－	2,240
	3 SE支援費	42	1,000	42,000
			合計	61,915
3. 社会保障・税番号制度対応に係る国民健康保険システム追加作業（平成 27 年度）				
	1 番号制度対応オプション製品	－	－	10,013
	2 SE支援費	26	1,000	26,000
			合計	36,013
4. HARODS住民記録システム・八戸市税総合システム間宛名連携機能追加作業				
	1 SE支援費	15.783	1,000	15,783
			合計	15,783
			消費税	26,016
			総合計	351,227

（出典：積算内訳書より監査人作成）

積算に当たっては、所管課である住民税課が総務省の資料等を参考にスペックを決め、これをプロポーザルの結果選定した事業者に提示して当該事業者から参考見積りを得る。その後、事業者から得た見積額を情報システム課と協議し最終的な工数を決定している。本事業は、大型のシステム構築事業であるため、平成 25 年度から平成 28 年度までの債務負担行為を設定している。年度毎の予算額について

は、プロポーザルの実施により優先契約権を持つ事業者として選定した富士通株式会社八戸支店に経費見積書を提示してもらい、これを参考に案を作成している。

本事業における事業費全体の金額が妥当なものであるかどうかは、表中の「工数」と「単価」の妥当性に掛かっている。「単価」については、市が積算資料などを基に検討しており、また「工数」についても、上述したとおり、事業者見積りを内部で協議した上で決定しているため、事前準備としての妥当性検討に問題はないといえる。

しかし、税総合システムの構築事業は、機械等購入費や運用支援・保守料も含めると総事業費が 12 億円を超える委託事業である。しかも、今般のシステム更新は、その発端が Windows XP に対するメーカーの延長サポートの終了であるとはいえ、税総合システムは大よそ 10 年に 1 回は抜本的な再構築が必要になると言われている。したがって、委託事業に係る契約金額の妥当性を確認しておくことは将来的にも必要である。

本事業においては、事後的な工数管理として、あるいは作業の進捗管理として、委託先事業者が作成した作業報告書（日報）や SE の訪問予定表などを徴取しており、委託先事業者が日々どのような作業を行ったかがわかる資料は収集している。しかし、これらを集計するなどして契約金額の妥当性判断の材料にはしていない。

本事業のような毎年度繰り返し行うものではない事業については、事後的なチェックが疎かになる傾向が強いが、今後のシステム関連委託事業における積算に役立つ情報を蓄積するためにも積算額の妥当性を事後的に検証し、PDCAサイクルを機能させる必要がある。

また、本事業のような大型のシステム構築委託事業については、IT システムに係る開発監理などを別途委託し、建築や工事の施工管理と同様に、第三者に監理業務を行わせることで、契約金額の妥当性チェックと品質管理を同時に行うことができるため、検討してもよいと考えられる。

２１．固定資産管理業務委託料（資産税課）

（１）概要

① 事業内容

固定資産税は土地・家屋及び償却資産の所有者に課される地方税であり、毎年1月1日現在の土地・家屋及び償却資産に、その固定資産の価格（評価額）をもとに算定した税額を賦課する。特に、土地の評価にあたっては、用途地区を区分し、その用途地区の中から状況が相当に相違する地域ごとに標準宅地を選定し、不動産鑑定士により求められた鑑定評価額の7割を目途に標準宅地の時価を求めた上で、これをもとに主要路線価を決定し、各筆の宅地に画地計算法を適用して評価額を算出する。固定資産の評価は3年ごとに見直すこととされており、直近では平成27年度（平成27基準年度）に評価替えが行われている。

本委託事業は、次回の平成30基準年度の評価替えに向けて、地番図・土地家屋管理図の加除修正、航空写真の撮影、画地評価及び路線価等の設定見直しといった作業に必要となる基礎資料の作成を委託するものである。委託契約期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間であり、各年度における支払上限額は以下のとおりである。なお、平成28年度の金額が大きいが、当該年度において航空写真撮影を予定しているためである。

図表 38 各年度における支払上限額

年度	金額
平成27年度	48,903千円
平成28年度	70,751千円
平成29年度	25,066千円
合計	144,720千円

（出典：市提供資料より監査人作成）

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成27年度支出額
固定資産管理業務委託契約	株式会社パスコ	48,903千円

契約方法	契約額
随意契約	144,720千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
参考見積書を徴収	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号及び第 7 号

（２）監査対象事業に対する意見

【意見 31】公募による委託先事業者の選定の実施について

① 従前の経緯

八戸市においては、平成 3 年度より、土地評価システムを導入し路線価を算定する「固定資産評価業務委託」を開始するとともに、平成 5 年度より、航空写真撮影を利用した地番図・写真図等を作成する「固定資産税基本図等作成業務委託」を開始した。その後、両事業は事業名を変更しながら継続されていたが、平成 24 年度からは両業務を統合し、「固定資産管理システム業務委託」としたところである。固定資産管理システム業務委託は平成 24 年度から平成 26 年度の 3 ヶ年度にわたる契約（委託契約金額：123,900 千円）であり、契約件名は異なるが、本委託事業と同様の内容の委託契約である。

平成3年度の固定資産評価業務委託及び平成5年度の固定資産税基本図等作成業務委託においては、競争入札が実施され、本委託事業の委託先事業者である株式会社パスコが落札している。その後の両契約及び平成24年度からの固定資産管理システム業務委託においては、随意契約により株式会社パスコが委託先事業者となっている。

なお、固定資産の評価及び管理のシステム自体は、株式会社パスコの所有物であるが、端末及びサーバー等は所管課執務室に設置されており、所管課職員は、業務の必要に応じて、システム内の固定資産データ等を閲覧する形態を採っている。

② 随意契約理由

自治令第167条の2第1項第6号（競争入札に付すことが不利と認められるとき。）及び第 7 号（時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。）により、本件業務委託は随意契約としている。

具体的には、以下の 4 点を理由として挙げている。

1) 過去の実績において、平成 5 年度から平成 23 年度までの計 6 回にわたり「固定資産評価支援システム業務」を、平成 3 年度から平成 23 年度まで計 7 回にわたり「固定資産路線価付設業務」を、平成 24 年度から平成 26 年度までは上記 2 つの業務を合わせた「固定資産管理システム業務委託」を同社が受託・履行して

いる。いずれも、市及び不動産鑑定士と十分連携を図り、固定資産の評価を支援するシステムの構築や適性や路線価の付設作業を進めてきており、蓄積された経験を有している。

2) 固定資産管理システムでは、固定資産評価システムを導入し、地番図、土地家屋管理図等の作成・更新を行うとともに、図面及び課税情報をコンピュータで一括管理してきているが、これまでの委託業務の中で市独自システムとしてデータ構築が進んでいるため、それらに精通し、データ更新及びシステム保守を実施できるのは同社のみである。

3) これまでの業務経験及びデータ蓄積を活用できることから、他社が請け負った場合に比べ履行期間の短縮及び経費の削減が図られ、高い費用対効果が期待できる。

4) 当市のホストコンピュータの課税システムとデータ連携している。また、平成 27 年度中に稼働予定である八戸市税総合システムへの連携データの構築・設計にも着手しており、効率的で安定したシステムの稼働が見込まれる。

自治令
第 167 条の 2
　地方自治法第234条第2項 の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
1～5 略
6 競争入札に付することが不利と認められるとき。
7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
8～9 略

③ 公募による委託先事業者の選定の実施について

現在の委託先事業者である株式会社パスコは、平成 3 年度から固定資産税の評価業務を受託しており、八戸市の地理及び現況について熟知しているものと推測される。また、株式会社パスコが所有する固定資産評価システム自体、これまでの委託業務の中で市独自の仕様に変更されてきた経緯もあり、所管課職員もこれに慣れている面もある。

結果、業務の安定性及び確実性といった点を理由として随意契約により契約を締結しているが、一方で、25 年もの長期にわたり同一事業者との随意契約を継続することは、他事業者との比較がなされないことから、価格面の妥当性や新規手法の採

用等といった点で、これらを検証もしくは採用し得る機会を逸しているものと言える。また、余りにも同一事業者のシステムに依拠した場合、当該システムからの変更等に伴うコストが増大し、結果として、当該事業者との契約を継続せざるを得ない状況に陥りかねない。

今後、必ずしも同一事業者に依存することが無いよう仕様等の条件を見直した上で、公募型プロポーザル方式を活用する等し、公募による委託先事業者の選定を実施することが望まれる。

２２．企業人財育成事業委託料（商工課）

（１）概要

① 事業内容

本委託事業は、震災等緊急雇用対応事業として実施されたものである。震災等緊急雇用対応事業とは、国から都道府県に交付された緊急雇用創出事業臨時特例交付金を財源として造成された基金を活用した事業であり、東日本大震災等の影響による失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で地域のニーズに応じた人材育成を行う事業である。

事業の目的としては、経営活動において必要とされる人材育成カリキュラムを構築し、事業所の経営力強化を図るために効果的な講座を実施することで、事業所の活性化を図り、ひいては地域の雇用の創出・拡大につなげることである。また、併せて、本事業において、東日本大震災等の影響による失業者等を雇用し、人材養成講座の企画・運営に従事させることにより、必要な知識を習得し、委託元や地域事業所への就業を目指すとしている。

〈事業内容〉

1) 人材育成講座の開催

地域企業を対象としたQCD（品質・コスト・納期）対応力向上、経営力強化に資する連続的な講座の企画・運営業務を行う。

2) 新規雇用者に対する人材育成

新規雇用者の能力向上のため、地域企業が求める人材として必要な知識・技術を習得させる人材育成を行う。

3) その他

その他、本事業の趣旨に合致し、地域企業のQCD対応力向上、経営力向上等に資するもの、新規雇用者に対する人材育成として効果的と認められる業務を行う。

なお、本委託事業は平成25年度に開始されたものであるが、その際、委託先事業者を公募型プロポーザル方式により選定し、翌年度以降は、当該事業者との間で、随意契約にて契約を締結している。また、震災等緊急雇用対応事業は、緊急雇用創出事業等実施要領により、「青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県については、平成26年度末までに開始した事業については平成27年度末までとする」とされていることから、平成27年度にて終了している。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
緊急雇用創出事業業務委託契約	株式会社 YANAI 総合研究所	12,108 千円

契約方法	契約額
随意契約	12,108 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
参考見積書を徴収	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

（２）監査対象事業に対する意見

【意見 32】より需要を喚起する事業の実施方法の検討について

本委託事業は、震災等緊急雇用対応事業であり、2 名以上の失業者を新規雇用することが求められているとともに、委託事業を通して必要な知識等を習得し、委託元や地域事業所への就業を目指すものとされている。委託先事業者は職業安定所を通して 2 名の失業者を採用の上、3 年間雇用しており、その後、地元事業所に就業したとのことである。この点、震災等緊急雇用対応事業の第一義的な趣旨は達成されたものと言える。

一方、本委託事業は、人材育成講座の開催により、地元事業所の活性化を図り、ひいては地域の雇用の創出・拡大につなげることも、併せて目的に掲げている。この目的を達成するためには、地元事業所より人材育成講座への参加者を募ることが重要であり、この多寡が一つのバロメータとなり得るものと言える。平成 25 年度から平成 27 年度の 3 ヶ年度における受講登録者数の推移は次表のとおりであり、初年度は 25 人が登録したものの、漸次減少し、平成 27 年度は 12 人に留まっている。講座内容や講師は毎年度多少の変化があるものの、大枠に変化が無い講座のため、八戸市周辺地域という限られたエリアにおいては、これを 3 年間にわたり実施する程の需要があったのか疑問である。

確かに、事業費の全額を、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を財源として実施される事業であり、市に直接の負担は生じないとともに、緊急雇用対策として失業者の雇用が重視されることは理解できる。しかし、公費を使った事業である以上、3 年間継続して実施するのであれば、人材育成講座の内容を年によって異なるものとすることや、受講者に対するアンケート等により受講者のニーズを把握した上で、講座内容を改定する等、より需要を喚起するような事業の実施方法を検討することが望ましかったものと言える。震災等緊急雇用対応事業は平成 27 年度で終了した

が、今後、経済対策もしくは雇用対策等により、類似の事業が実施されることがある場合には、留意することが望ましい。

図表 39 受講登録者数の推移

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
受講登録者数	25 人	21 人	12 人

（出典：市提供資料より監査人作成）

２３．八戸港利活用戦略マーケティング事業（商工課）

（１）概要

① 事業内容

本委託事業は、国の「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を活用した震災等緊急雇用対応事業である。

市内の事業者が、東日本大震災等の影響で職を失った市内の失業者等を採用し、OFF-JT（座学研修）及び OJT（職場実習）を通じて、マーケティングで必要とされる知識とスキルを習得させるための研修を実施し、八戸港の利活用にむけた戦略の立案及び実践を通じ、即戦力として働ける人材の育成を行うとともに、八戸港への荷役集約による地域経済の振興につなげることを目指すものである。

委託先事業者は 4 人の被災求職者を雇用しており、ビジネスマナー研修、PC スキルアップ研修、マーケティング研修、「八戸港利活用サービス向上に関するアンケート」を実施している。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
八戸港利活用戦略マーケティング事業業務委託契約	トゥルージオ㈱	11,022 千円

契約方法	契約額
随意契約	18,841 千円

※ 7 人の新規雇用を計画していたが、平成 27 年 2 月～3 月の求人期間中の応募が 4 人に留まっている。平成 27 年 4 月以降の新規雇用が認められておらず、また、1 人は自己都合退職したこともあり、当初の契約額と実績額に開きがある。

予定価格積算方法		一者随意契約の場合の理由
実績		平成 26 年度に企画競争を実施して選定したトゥルージオ㈱と平成 27 年度も随意契約を締結している。
人件費（新規 4 人）	7,126,154 円	
人件費（既存 1 人）	2,000,718 円	
消費税（人件費分）	730,149 円	
事務費	1,165,290 円	
合計	11,022,311 円	

（２）監査対象事業に対する意見

【意見 33】アンケートの調査結果を受けてからの対応について

本委託事業では「八戸港利活用サービス向上に関するアンケート」（以下この事業の項において「アンケート」という。）を実施しているが、市においては、アンケートの調査結果を踏まえ、今後十分な対応を図っていく必要がある。

アンケートは、輸出入関連事業者の現況把握と八戸港コンテナ航路関連補助金の評価を目的として、北海道、東北、関東の輸出入関連事業者約 5,000 社を対象に、郵送調査、電話調査の方法で実施しており、有効回答件数は 428 件であった。

委託先事業者は、アンケートの結果を受けて、今後、補助金制度の周知を図りながら潜在的な荷主を掘り起こしていけば、八戸港への荷役集約につながる可能性があると総括している。

この結果を受けて市は、平成 28 年度以降は自らの事業として八戸港の認知度アップ、利用度アップに向けた対応を図るとのことである。しかしながら、そのためにどのような活動を行うのか、また、その成果をどのような方法で示していくのかなど、市の今後の対応が外部に公表されていない。

このことについては、市のホームページに取組み内容とその成果を示すことも一つの方法である。

八戸港の荷役集約に結びつけるためであることは当然のこと、アンケート結果の有効利用の観点からも、アンケート結果を受けての市の取組みとその成果について、外部者が把握できる対応を図っていく必要がある。

２４．新産業団地開発基礎調査委託料（産業労政課）

（１）概要

① 事業内容

本委託事業は、新たな産業団地開発に向けた候補地絞り込みのための基礎資料とするために、複数の候補地を抽出し、各候補地の特性（場所、広さ、開発に係る関係法令等）の調査を実施するものである。

② 委託契約の概要

契約名	委託先事業者	平成 27 年度支出額
八戸市新産業団地開発基礎調査事業業務委託	国際航業株式会社青森営業所	10,918 千円

契約方法	契約額
随意契約 （企画競争方式）	10,918 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
提案金額をもとに所管課での積算による。	－

（２）監査の結果

【結果 35】通知書の表題について

本委託事業では、企画競争審査を実施して委託先事業者を選定している。

企画競争審査には 3 者が参加し、その中から審査委員の点数の最も高かった事業者を委託先事業者としている。

企画競争審査は平成 27 年 8 月 21 日に行われ、その場で最高得点者を決め、平成 27 年 8 月 26 日付で 3 者に採用・不採用の通知を送付している。このうち、不採用となった 2 者への通知文については、その表題が『「八戸市物流機能高度化調査事業業務委託」企画競争審査結果について』となっており、本委託契約名（「八戸市新産業団地開発基礎調査事業業務委託」）と異なっている。

八戸市物流機能高度化調査事業業務委託は前年度に実施した業務であり、不採用者への通知文は前年度に実施したこの業務のものを流用しているが、その際に表題を書き直すことを失念していたと思われる。

本通知文は、公印が押印された市の公文書となるが、表題に誤りのある公文書が

不採用者に送付されていたことになる。

表題の書き直しを失念することも問題ではあるが、それが訂正されないまま外部に送られてしまっており、市のチェック体制に問題があるといえる。このような間違いが生じないよう十分に留意する必要がある。

（３）監査対象事業に対する意見

【意見 34】契約書の見直しについて

本委託事業の契約書の第 19 条に瑕疵担保についての定めがある。その第 5 項に、「委託業務の目的物の瑕疵が支給材料の性質又は委託者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない」との定めがあるが、ここでいう「支給材料」や「監督員」については、その定義が契約書や仕様書（「八戸市新産業団地開発基礎調査事業業務委託」業務仕様書）に規定されていない。また、委託事業における「支給材料」や「監督員」については、市の規則等で定義が統一されているわけでもない。

市においては委託契約書の様式が示されている。本委託契約はその様式に従っており、瑕疵担保についての規定も様式に示されている。しかしながら、契約書の条項や文言は様式に完全に準拠する必要はなく、委託事業の内容に応じて見直す必要がある。実際に、様式で示されている契約書の文言は、法令部門等と相談のうえ所管課で変更することも認められており、契約内容に応じて変更している例もあるとのことである。

「支給材料」とは一般に、工事契約において使用する部材を発注者が提供するもので、「監督員」とは一般に、工事契約の適正な履行を確保するため、工事施工状況の確認及び把握等を行う者をいう。いずれも工事契約に関係するもので、すべての委託事業で必要とされているものではない。本委託事業においても「支給材料」は必要とは思われず、必要性のないものはあらかじめ契約書から削除しておくことが望ましい。

「監督員」についても同様で、必要性がないとするならばあらかじめ契約書から削除しておくことが望ましく、必要とするならば、契約書もしくは仕様書でその定義を定めておく必要がある。あるいは、「監督員」に関して次の文言を契約書に加えておくことも一つの方法である。

（監督職員） 第○条　発注者は、監督職員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

また、「支給材料」については、「貸与品」に改め、次の規定を契約書に加えておくことも一つの方法である。

（貸与品） 第○条　発注者が受注者に貸与し、又は支給する器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は、性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

いずれにしても契約書については、様式をそのまま準用するのではなく、委託事業の内容に応じて見直す必要がある。

【意見 35】成果物の所有権に関する定めについて

一般に業務委託は、受託者が成果物を作成し、これを提出するパターン（以下「成果物型」という。）と、受託者が役務を提供するパターン（以下「役務型」という。）に大別されると考えられる。

本委託事業は、新たな産業団地開発に向けた候補地絞り込みのための基礎資料とするために、複数の候補地を抽出し、各候補地の特性の調査を実施するもので、委託先事業者は報告書を提出するとされており、成果物型に該当する。

成果物型は、成果物の作成・提出によって仕事が完成するもので請負に該当する。請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものである（民法第 632 条）。

成果物型の場合、一般に、その成果物の著作権の取扱いを契約書に定めておく必要があるが、本委託契約ではその定めがない。このことについては、上述の【意見 34】に記載した市が作成している委託契約書の様式にその条項がないことも一因と考えるが、本来であれば所管課が条項を加えておく必要がある。

成果物型の業務委託については、成果物の著作権の取扱いを定めておく必要がある。

２５．粉体関連産業創造可能性調査委託料（産業労政課）

（１）概要

① 事業内容

本委託事業は、平成27年度八戸市粉体関連新産業創造可能性調査事業業務委託契約(以下この事業の項において「創造可能性調査事業委託契約」という。)と、平成 27 年度八戸市粉体関連新産業試作開発特性調査事業業務委託契約(以下この事業の項において「試作開発特性調査事業委託契約」という。)からなる。

創造可能性調査事業は、公益財団法人八戸地域高度技術振興センター（以下この事業の項において「センター」という。）に 6,220 千円で委託しており、試作開発特性調査事業は、株式会社八戸インテリジェントプラザ（以下この事業の項において「プラザ」という。）に 3,780 千円で委託している。

創造可能性調査事業は、市が優位性を持つ技術の一つである「金属粉末の製造技術」に着目し、この特性を活かした新産業の創造の可能性を探るため、金属粉末の製造及び粉末冶金に関する専門的・技術的知見を有するコーディネーターを複数名選任し、市内外の企業等を訪問するなどの情報収集と係る部品の試作・評価から、当該技術を活用した新産業創造の可能性と今後の企業誘致対象を探るためのものである。

試作開発特性調査事業は、市が優位性を持つ技術の一つである「金属粉末の製造技術」を活用した新産業創造の可能性と今後の企業誘致対象を探るため創造可能性調査事業と連携し、必要な試作開発及び特性調査を行うものである。平成 26 年度は、試作開発業務と特性調査業務を分割したが、昨年度特性調査を受託した八戸工業高等専門学校との連携を促進するためとして市内事業者であるプラザに一括して委託している。

② 委託契約の概要

契約名	委託先事業者	平成 27 年度支出額
創造可能性調査事業委託契約	公益財団法人八戸地域高度技術振興センター	6,220 千円
試作開発特性調査事業委託契約	株式会社八戸インテリジェントプラザ	3,780 千円

契約方法	契約方法	契約額
創造可能性調査事業委託契約	随意契約	6,220 千円
試作開発特性調査事業委託契約	随意契約	3,780 千円

※1　自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、財務規則第 131 条の 3 ただし書き後段による。

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
所管課での積算による。	創造可能性調査事業 センターは、高度技術利用研究会を開催するなど、地域企業の技術の高度化に携わるほか、地域企業、高等教育機関、八戸商工会議所、行政機関等との密接なネットワークを構築しており、地域企業に関する豊富な情報を有する、地域で唯一の団体である。 今回の「金属粉末の製造技術」という地域の特性を活かした新産業の創造可能性を調査するにあたって、当該技術に精通したコーディネーターとの連携、技術の高度化・展開に係る知見及び地域企業等とのネットワーク等が必須条件であるが、これらの条件を満たす企業・団体等は同法人のみであるため、同法人に業務を委託するものである。 なお、平成 26 年度に行った同事業について、同法人は、誠実かつ確実に業務を遂行した実績を有している。 試作開発特性調査事業 プラザは、地域企業の高度化を支援する中核的推進母体として、新技術の研究開発や新事業・新産業の創出を支援する地域で唯一の企業である。 今回の「金属粉末の製造技術」という地域の特性を活かした新産業の創造を図るにあたって、既にセンターに創造可能性調査事業を委託し、その可能性を調査しており、これに伴う試作開発及び分析調査を実施する必要があるため当該事業を行うものであるが、当該事業の実施には、同センター及び当該技術に精通したコーディネーターとの連携、技術の高度化・展開に係る知見、地域企業等とのネットワーク及び分析業務を行う学術機関との連携等が必須条件である。 また、同センターは、公益目的事業比率の関係から、今年度はさらなる事業の受託ができない状況にある。 以上のことから、これらの条件を満たす企業等は市内で同社のみであるため、業務を委託するものである。

（２）監査対象事業に対する意見

【意見 36】契約の分割の理由について

創造可能性調査事業は、市が優位性を持つ技術の一つである「金属粉末の製造技術」に着目し、この特性を活かした新産業の創造の可能性を探るため、金属粉末の製造及び粉末治金に関する専門的・技術的知見を有するコーディネーターを複数名選任し、市内外の企業等を訪問するなどの情報収集と係る部品の試作・評価から、当該技術を活用した新産業創造の可能性と今後の企業誘致対象を探るためのものである。

一方、試作開発特性調査事業は、市が優位性を持つ技術の一つである「金属粉末の製造技術」を活用した新産業創造の可能性と今後の企業誘致対象を探るための創造可能性調査事業と連携し、必要な試作開発及び特性調査を行うものである。

契約相手先は、創造可能性調査事業がセンター、試作開発特性調査事業がプラザで、いずれも一者随意契約としている。このうち、試作開発特性調査事業をプラザに一者随意契約としていることについては、「センターは、公益目的事業比率の関係から、今年度はさらなる事業の受託ができない状況にある」ことを理由の一つに挙げている。

このことについて、公益目的事業比率の関係から委託先事業者を分けることについては、あくまでも委託先事業者側の事情によるものである。委託については本来、市が行うべき事業であるが、外部者に任せた方が効率的で、より高い成果を得られることを期待して行うべきものであり、委託先事業者の事情に応じて市が対応するべきものではない。センターは、創造可能性調査事業と試作開発特性調査事業の双方を受託してしまうと公益認定基準に抵触する恐れがあるとのことだが、そのことを市が一者随意契約とする理由に挙げるのは合理的とはいえない。委託先事業者の選定については、合理性が確保できるよう対応していく必要がある。

【意見 37】実績報告の提出に関する規定について

創造可能性調査事業と試作開発特性調査事業は、事業内容を見る限り、相互に関連しているものと思われる。しかしながら、創造可能性調査事業と試作開発特性調査事業では、契約書の条項に多少の違いがみられる。

たとえば、創造可能性調査事業では、契約書第 8 条において、委託先事業者は、委託事業を完了したときは、委託者に報告し、検査を受けなければならず、その報告は、委託者が指定した書式によるものとするとされている。ここでは、「平成 27 年度八戸市粉体関連新産業創造可能性調査事業業務実績報告書」と「実績報告書」による報告を委託先事業者に求めている。

「平成 27 年度八戸市粉体関連新産業創造可能性調査事業業務実績報告書」は、事業の件名、終了日付などを記載した 1 ページだけの提出書類であり、「実績報告

書」は、本委託事業で実施した具体的な内容や、支出の内訳などを記した複数ページにわたる報告書となっている。

一方、試作開発特性調査事業では、やはり契約書第 8 条において、委託先事業者は、委託事業を完了したときは、委託者に報告し、検査を受けなければならず、その報告は、委託者が指定した書式によるものとするとされている。ここでは、「平成 27 年度八戸市粉体関連新産業試作開発特性調査事業業務実績報告書」による報告だけを求めており、「実績報告書」による報告は求めていない。

ここで、「平成 27 年度八戸市粉体関連新産業試作開発特性調査事業業務実績報告書」は、創造可能性調査事業と同様、1 ページだけの提出書類である。

創造可能性調査事業と試作開発特性調査事業で、「実績報告書」の取扱いに違いがあるのは、それぞれ契約書を作成する際に、参考にした契約書の様式が異なっていたことに起因する。

創造可能性調査事業の契約書は、国が作成している緊急雇用創出事業に係る契約書の様式を参考にしており、試作開発特性調査事業は、契約検査課が提示している契約書参考例をベースにしている。

契約検査課が提示している契約書参考例は、「実績報告書」の受領について定めていないため、これに準拠した場合には、「実績報告書」の提出を求めないケースが考えられ、試作開発特性調査事業はそのケースに該当している。

一般に業務委託は、委託先事業者が成果物を作成し、これを提出する成果物型と、委託先事業者が役務を提供する役務型に大別されると考える。創造可能性調査事業と試作開発特性調査事業とも、それぞれの仕様書で成果物の提出を求めており、成果物型に該当する。

成果物型の場合には、必ずしも実績報告書の受領は必要ないと考えるが、創造可能性調査事業では実績報告書の提出を求め、試作開発特性調査事業ではそれを求めないというのは妥当ではない。

成果物型の業務委託においても、実績報告書を入手することが可能であれば入手しておくことが望ましく、試作開発特性調査事業においても、委託先事業者に実績報告書の提出するよう、契約書もしくは仕様書に定めておく必要がある。

【意見 38】成果物の所有権に関する定めについて

創造可能性調査事業と試作開発特性調査事業はいずれも成果物型に該当する。

成果物型の場合、一般に、その成果物の著作権の取扱いを契約書に定めておく必要があるが、創造可能性調査事業委託契約及び試作開発特性調査事業委託契約ともその定めがない。

成果物型の業務委託については、成果物の著作権の取扱いを定めておく必要がある。

２６．産業立地推進地域人づくり事業（産業労政課）

（１）概要

① 事業内容

本委託事業は、「緊急雇用創出事業実施要領」に基づいて行うものであり、非正規労働者の正社員化や業務拡大等の事業者の取組みを支援することにより、在職者の賃金引上げ等の処遇改善を図るものである。

「緊急雇用創出事業実施要領」は、現下の雇用失業情勢にかんがみ、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を都道府県に交付して基金を造成し、この基金を活用することにより、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業を実施し、これらの者の生活の安定を図るものである。

次表の 5 者に委託をしており、平成 27 年度の委託料の総額（確定金額）は、20,742 千円であった。

図表 40 委託先事業者の内訳

委託先事業者	契約金額	確定金額	支払済額	返還金額
㈱リズム・エージェンシー	5,446 千円	5,446 千円	5,446 千円	—
ノーザンライツ㈱	6,080 千円	6,080 千円	6,080 千円	—
トゥルージオ㈱	5,752 千円	3,996 千円	5,752 千円	1,756 千円
㈱リゲイン	3,261 千円	3,261 千円	3,261 千円	—
㈱ブレイジング	1,957 千円	1,957 千円	1,957 千円	—
合計	22,498 千円	20,742 千円	22,498 千円	1,756 千円

② 委託契約の概要

契約名	委託先事業者	平成 27 年度支出額
緊急雇用創出事業業務委託契約	上記 5 者	20,742 千円

契約方法	契約額
随意契約	22,498 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
提案金額を基に所管課での積算による。	当事業は平成26年度から27年度にかけて実施する業務であり、委託先は平成 26 年度に企画競争方式で選定している。平成 26 年度の実績を踏まえ、引き続き当事業者と平成 27 年度契約を締結している。

（２）監査の結果

【結果 36】他事業者への委託について

本委託事業においては、委託先事業者は、次表に記載した業務を外部の事業者に依頼している。

図表 41 委託先事業者が外部者に委託している事業

委託先事業者	委託先事業者が外部者に依頼している業務
㈱リズム・エージェンシー	有限会社オラネットに依頼している企業のホームページの作成業務（2,160 千円）
	有限会社無限への業務
トゥルージオ㈱	メイソンコンサルタントグループ㈱への研修代の支払（1,350 千円）
	㈱青森電子計算センターへ依頼している個人情報取扱いに関する研修業務
	㈱ワイズアンドグローバルアソシエイツへ依頼している人事コンサルティング業務

これら業務については、再委託に該当すると考えるが、委託先事業者、市とも再委託としては取り扱っていない。

再委託については、たとえば、株式会社リズム・エージェンシーとの契約（緊急雇用創出事業業務委託契約）においては、契約書第 7 条再委託等の制限において、「受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。」との定めがある。すなわち、事前に市の承諾を受けていれば、再委託することも認められるとしている。

本委託事業について、委託先事業者が上表に記載した業務を別の事業者に委託することについては、市は契約締結前にそのことを認識していたが、それが再委

託に該当するとの認識までは十分に有していなかったと推測される。その結果、委託先事業者及び市も再委託として取り扱っていないが、本来であれば、再委託として事前に市の承諾を受けておく必要があったと考える。今後は再委託の取扱いに十分留意しておく必要がある。

２７．中高年齢者再就職支援事業（産業労政課）

（１）概要

① 事業内容

本委託事業は、震災等緊急雇用対応事業として実施されたものである。震災等緊急雇用対応事業とは、国から都道府県に交付された緊急雇用創出事業臨時特例交付金を財源として造成された基金を活用した事業であり、東日本大震災等の影響による失業者に短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で地域のニーズに応じた人材育成を行う事業である。

事業の目的は、離職を余儀なくされた中高年齢者の失業者を対象に、事業所で働きながら必要とされるスキルを習得させ、求人ニーズに対応した人材を育成し、中高年齢者の早期の再就職と正規雇用化の実現を目指すことである。具体的には、市から委託された事業所（八戸商工会議所）が研修職員を受け入れる事業所を募集し、研修業務を再委託する形態である。研修委託を受けた事業所は、対象となる人員（中高年：概ね 45 歳以上）を直接募集し、雇用・研修を実施する。事業に従事する予定の労働者数は 12 人であり、このうち新規雇用する予定の失業者は 11 人を想定している。また、新規雇用する労働者の雇用期間は 1 年以内とし、更新は不可とされている。

〈事業内容〉

1) 事業実施方法

八戸市商工会議所と、事業を実施する民間企業等が再委託契約を締結し実施する。再委託を受けた企業等は、実務研修を受ける職員を公共職業安定所及び八戸市無料職業紹介所へ求人募集の上、再委託先の企業等が直接雇用する。また、再委託先の企業等は、当該職員に対して OJT を含む各種の研修を実施する。

2) 八戸市商工会議所の役割（委託先事業者）

a.再委託先企業等の募集、再委託及び管理に関する業務

b.研修職員のサポートに関する業務

c.集合研修会の開催に関する業務

3) 再委託先企業等の役割

a.研修職員の求人・採用、雇用管理に関する業務

b.研修職員の研修に関する業務

なお、本委託事業は国の予算措置のタイミングの関係上、平成 26 年度の後半（平成 27 年 1 月）に開始されたが、震災等緊急雇用対応事業は、緊急雇用

創出事業等実施要領により、「青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県については、平成 26 年度末までに開始した事業については平成 27 年度末までとする」とされていることから、平成 27 年度にて終了している。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
中高年齢者再就職支援事業委託業務契約	八戸商工会議所	18,608 千円

契約方法	契約額
随意契約	41,190 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
所管課による積算による。	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

（２）監査対象事業に対する意見

【意見 39】事業実施結果の総括について

本委託事業は、震災等緊急雇用対応事業であり、研修委託を受けた事業所が失業者を新規雇用するとともに、委託事業を通して必要な知識等を習得し、委託先（もしくは再委託先）事業者や地域事業所への就業を目指すものである。予算及び仕様書上では、11 人の新規雇用者を想定していたが、結果として新規雇用者は 10 人（9 企業等）であった。

その結果、雇用期間終了後において、4 人が正規職員として採用され、1 人が非正規職員として採用されており、この限りにおいては当初の目的を果たしたものと言える。しかし、残りの 5 名は雇用期間の中途において退職しており、極端な者だと 1 ヶ月で退職している。国の制度上、平成 27 年度中に退職者が生じた場合には、新規雇用できないとのことであり、結果として、委託料の支出額は 18,608 千円にとどまり、当初契約額 41,190 千円に対して大幅な執行残(22,582 千円)が生じている。この資金は、緊急雇用対策として確保したにも関わらず、その目的のために執行できなかったものである。

確かに、5 人の中途退職者の中には、病気により退職を余儀なくされた者もあるが、他の 4 人は自己都合によるものである。雇用期間中に、他により良い条件の転職先があったため等、事情は様々であろうが、たとえば、再委託先の企業等が、新規雇用者に対して、中途にて退職した場合には、他の者に予算が振り向けることが

できなくなってしまう旨を説明し意識を持ってもらっていたのか、1 年間を通して勤務する前提である点をどこまで説明したのか、再委託先の企業等の受入体制や待遇等に問題はなかったか、委託先事業者である八戸市商工会議所はどこまで再委託先の企業等や新規雇用者に対するサポートを実施したのか等の点について、市は具体的に把握し、事業の実施結果を総括することが必要である。

確かに、事業費の全額を、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を財源として実施される事業であり、市に直接の負担は生じないものであるが、公費を使った雇用対策事業が大幅な執行残となったことについて要因を整理し、今後、雇用対策事業等を行う際に生かせるよう総括することが望まれる。また、大幅な執行残となった要因の一つとして、国の制度上、平成 27 年度中に退職者が生じた場合には、新規雇用できないとされていることが挙げられる。震災等緊急雇用対応事業は平成 27 年度で終了したが、今後、新たな雇用対策事業等が実施される際には、弾力的な事業運営が可能となるよう国及び県に働きかけることを期待する。

図表 42 新規雇用者の雇用期間及び期間終了後の状況等

新規雇用者	雇用期間	中途退職理由	雇用期間終了後の状況
A	H27.4.1～H27.7.25	一身上の都合	－
B	H27.4.1～H28.3.31	－	正規職員として採用
C	H27.4.1～H27.12.31	一身上の都合（病気）	－
D	H27.4.1～H27.5.31	一身上の都合（転職）	－
E	H27.4.1～H28.3.31	－	正規職員として採用
F	H27.4.1～H28.3.31	－	正規職員として採用
G	H27.4.1～H28.3.31	－	正規職員として採用
H	H27.4.1～H27.4.30	一身上の都合	－
I	H27.4.1～H27.10.8	一身上の都合	－
J	H27.4.1～H28.3.31	－	非正規職員として雇用

（出典：市提供資料より監査人作成）

２８．福祉バス運営委託料（福祉政策課）

（１）概要

① 事業内容

福祉バス事業は、市内に拠点を置く身体障がい者、知的障がい者、母子家庭及び社会福祉施設等の社会福祉団体や老人クラブ等が、教養研修や大会、健康増進や会員等の交流促進に関する目的のために使用する際、1 日 2 台（車椅子利用者は別途リフト付タクシーを利用可能）を上限に無料で運行するものである。福祉バス事業のうち、福祉バスの運行業務と福祉バスの利用受付業務とに区分し、平成 27 年度においては、福祉バスの運行業務は三八五バス株式会社に、福祉バス利用受付業務は社会福祉法人八戸市社会福祉協議会に委託している。

（目的）
第 1 条　この要領は、社会福祉団体の福祉の向上を目的として運営する八戸市福祉バス等（以下「福祉バス」という。）の運行に関し必要な事項を定めるものとする。
（使用者の範囲）
第 3 条　福祉バスを利用できるものは、老人クラブ、身体障がい者、知的障がい者、母子家庭及び社会福祉施設等の社会福祉団体（以下「団体」という。）のほか、第 1 条に規定する目的を達成するために市長が特に適当と認める団体で、市内に拠点を置くものとする。
（使用目的）
第 4 条　福祉バスは、前条に掲げる団体が次のいずれかの目的のために使用するときに運行する。
(1) 教養研修及び大会に関すること。
(2) 健康及びレクリエーションに関すること。
(3) その他市長が第 1 条に規定する目的を達成するために特に必要と認めるもの。

（出典：八戸市福祉バス等運行要領より抜粋）

従前、平成 22 年度から平成 26 年度までは、民間バス会社のバスを借上げ運営する方式を採用していたが、平成 26 年 4 月に貸切バスの運賃・料金制度が改正されたことに伴い、従来よりも概ね 1.5 倍程度の金額となることが想定されたことから、平成 27 年度より市がリース契約にて確保したバス 2 台の運行を委託する体制に変更した。しかし、当該バスの調達が予定よりも遅延したことから、福祉バスの運行業務委託は平成 27 年 7 月から平成 28 年 3 月まで、利用受付業務委託は平成 27 年 6 月から平成 28 年 3 月までの期間とし、それ以前は、直営の南郷福祉バスを活用して対応している。なお、結果的に、市が確保したバス 2 台の運行は、平成 28 年

1月及び3月となったことから、それまでの期間は、委託先事業者のバスを借り上げる形となっている。

② 委託契約の概要

契約件名	金額
八戸市福祉バス運行業務委託契約	20,305 千円
八戸市福祉バス受付事務等委託契約	972 千円
福祉バス運営委託料合計	21,277 千円

ア．八戸市福祉バス運行業務委託契約

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
八戸市福祉バス運行業務委託契約	三八五バス株式会社	20,305 千円

契約方法	契約額
指名競争入札	20,305 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
所管課による積算による。	－

イ．八戸市福祉バス受付事務等委託契約

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
八戸市福祉バス受付事務等委託契約	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会	972 千円

契約方法	契約額
随意契約	972 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
所管課による積算による。	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

（２）監査の意見

【意見 40】運営コストを踏まえた事業の実施方法の定期的な見直しについて

運行業務委託費を利用件数で除した１件あたり運行業務委託費の直近５ヶ年度における推移は次表のとおりである。なお、平成 27 年度の福祉バス利用件数は 237 件（7,815 人）であり、例年よりも低い数値であるが、これは年度当初の 4 月から 6 月が委託期間に含まれていないためである。平成 26 年度以降、運行業務委託費の増加に伴い 1 件あたり運行業務委託費も上昇しており、平成 27 年度においては 1 件あたり 97 千円にのぼっている。

図表 43 1 件当たり運行業務委託費の推移

年度	運行業務委託費 ①	利用件数 ②	1 件あたり運行業務委託費 （①÷②）
平成 23 年度	15,330 千円	314 件	48,822 円
平成 24 年度	15,435 千円	322 件	47,935 円
平成 25 年度	15,593 千円	330 件	47,252 円
平成 26 年度	18,270 千円	335 件	54,537 円
平成 27 年度	22,882 千円	237 件	96,549 円

（出典：市提供資料より監査人作成）

また、通年にわたりバス 2 台を市がリースにて調達する形態とした平成 28 年度においては、運行業務委託費は 11,826 千円であるが、市がリフト付きバス 2 台をリースにて調達しているため、当該リース料が年額 16,021 千円発生している。このため、これらを合計した運行業務費は 27,847 千円となり、平成 26 年度の 1.5 倍の水準まで増加している。仮に、利用件数を過去 10 年（平成 17 年度から平成 26 年度）の平均値である 310 件とした場合、1 件あたり運行業務委託費の試算値は 89 千円となる。

図表 44 平成 28 年度における 1 件当たり運行業務費（試算）

区分	金額
福祉バス運行業務委託費	11,826 千円
バスリース料（1 台目）	8,569 千円
バスリース料（2 台目）	7,452 千円
合計	27,847 千円

年度	運行業務委託費 ①	利用件数（平均値） ②	1 件あたり運行業務委託費 （①÷②）
平成 28 年度	27,847 千円	310 件	89,829 円

運行業務委託料が増加した要因には、貸切バスの運賃・料金制度が改正されたこと等も反映しているものと思われるが、結果として、1 件あたり 96 千円の運行委託費の水準は、ハイシーズンにおける大型貸切バス1台分（距離108km、9時間以内）の利用料金に近いものとなっていることが推測される。特に、近距離の中型もしくは小型バスの利用であれば、これより低い利用料金となることも十分に想定される。

このように費用が嵩む一因には、利用が 5 月から 11 月に集中しているにも関わらず、通年でバス及び乗務員を確保しているため、通年での稼働率が低くなり、結果として、1 件当たりの費用が高くなることが考えられる。将来的には、現在、直営で実施されている南郷福祉バスとの統合が予定されており、その際には稼働率の上昇が期待されるものの、季節により稼働状況が大きく変動する構造は変わりない。このため、運行委託費及びバスのリース料を含めた運行費の水準によっては、各団体が個別に貸切バスを手配し、その利用料金を市が補助する形態等の方が総コストを低く抑えられる可能性もある。また、現行のようにバスの運行委託の形態を採るとしても、1 回あたりの単価契約を採用する余地を検討することも必要である。

今後、定期的に 1 件あたり運行業務委託費を算定の上、個別に貸切バスを借り上げた場合と比較するなどして、事業の実施方法を見直すことが必要である。

２９．生活保護者就労意欲喚起等支援事業業務等委託料（生活福祉課）

（１）概要

① 事業内容

本委託事業は、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣が身についていない生活保護受給者に対して、専門家のノウハウを活用したカウンセリング等を通じて、就労意欲喚起から就労に至るまで、一連の流れに沿った支援を行う業務である。

増加する生活困窮者について早期支援と自立促進を図るために、生活困窮者の自立の支援に関する相談等の実施について定めた生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日に施行された。

本委託事業は、平成27年度までは生活保護受給者のみを対象としてきたが、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、平成28年度より対象者を生活困窮者にも拡大している。

委託方式を採用した理由は、委託先事業者の持つネットワークや社会資源を活用しながら柔軟に支援を行うことが期待できること、民間の有効な支援ノウハウを活用できること、資格や実戦経験を持つ人材を確保しやすいメリットがあるためとしている。

② 委託契約の概要

契約名	委託先事業者	平成27年度支出額
八戸市生活保護者就労意欲喚起等支援事業業務等委託契約	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	36,767千円

契約方法	契約額
随意契約	36,767千円

※1　自治令第167条の2第1項第2号、財務規則第131条の3ただし書き後段による。

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
他団体の積算方法を参考に作成	公募型プロポーザルにおいて、最も優秀な企画提案を提示した事業者であり、平成26年10月の業務開始後、きめ細かな支援体制により、当該事業の成果を現す就職率等で目標値を上回る実績を上げており、また、支援対象者に寄り添った継続的な関わりを求められる事業の性質上、同一事業者に継続して委託することが望ましいため。

（２）監査対象事業に対する意見

【意見 41】事業の成果について

本委託事業では、事業の成果として受け入れ人数、支援対象者数等を掲げている。

これらは受託者が設定した目標とのことだが、目標とした項目が適切なものなのかどうか、その目標値が適切な水準なのかなど、受託者が設定した目標に対して市がどのような評価を行っているのかが不明確となっている。

また、市としては受託者の実績についても評価する必要があるが、受託者からの報告を受けてどのような評価を行っているのかも不明確である。

受託者が作成・提出している「八戸市生活保護受給者就労意欲喚起等支援業務業務実績報告書」によると、平成 26 年度、平成 27 年度の目標と実績は次のとおりである。

図表 45 目標と実績

区分	平成 26 年度			平成 27 年度		
実施期間	平成 26 年 10 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日			平成 27 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日		
評価指標との対比	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
受け入れ人数	80 名	48 名	60%	120 名	49 名	40.1%
支援対象者	38 名			91 名		
就労者数	24 名	12 名	50%	30 名	42 名	140%
就労率（※1）	30%	31.5%	105%	25%	46.2%	185%
求人開拓アプローチ	300 件	267 件	89%	500 件	625 件	125%
求人開拓数	30 件	30 件	100%	50 件	52 件	104%
職場定着率	－	－	－	50%	76.9%	154%
主要業務	①カウンセリング業務 ②就労意欲喚起業務 ③就労訓練及び就労体験 （中間的就労） ④求人開拓業務 ⑤支援調整会議 ⑥その他			①カウンセリング業務 ②就労意欲喚起業務 ③就労訓練及び就労体験 （中間的就労） ④求人開拓業務 ⑤職場定着支援業務 ⑥支援調整会議 ⑦その他		

※1 就労者数／支援対象者数

たとえば、平成 27 年度の受け入れ人数は、目標人数を 120 名としているが実績は 49 名に留まっている。このことについて、目標人数に至らなかった原因の分析と次年度以降の改善策を検討する必要がある。本委託事業については、成果に関する市の考え方を明確にしておく必要がある。

【意見 42】収支報告について

本委託事業では、業務の実施に必要な経費の範囲を仕様書で定めている。しかしながら、委託契約書及び仕様書でも事業終了後の収支報告書の提出を求めておらず、受託者も年度終了後に収支報告書を提出していない。受託者からは、年度終了後に業務完了報告書が提出されているが、これには収支の状況は記載されていない。

委託契約書については契約検査課が様式を示している。この様式には実績報告書、収支報告書もしくは経費精算書（以下この事業の項において「実績報告書等」という。）の提出を求める条項はない。また、実績報告書等の提出について、仕様書で定める必要があるとする市の取り決めも存在していない。したがって、委託事業を所管する組織が契約検査課の様式をそのまま用いて委託契約書を作成している場合、収支報告書の提出を求めないケースは十分に考えられ、本委託事業もそのケースにあてはまるものである。

業務の遂行に関する報告は、委託先事業者が提供したサービスの内容だけではなく、それに伴って生じたコストの報告も重要であり、委託先事業者が善管注意義務を果たしているかを検討する際には、コストの妥当性も検討する必要がある。契約検査課の様式に従って契約書を作成している場合でも、収支報告書の提出については、契約書に条項を加えるか、仕様書に定めておく必要がある。

３０．生活困窮者自立支援事業業務委託料（生活福祉課）

（１）概要

① 事業内容

本委託事業は、平成 27 年 4 月 1 日に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、生活困窮者を対象として自立相談支援事業と学習支援事業等を実施するものである。

具体的には、自立相談支援機関として、八戸市生活自立相談支援センターを開設し、生活保護に至る前の生活困窮者を対象として、関係機関と連携した対応と次の事業の実施・活用により、対象者の状態に応じた自立を支援している。

1） 自立相談支援事業
2） 家計相談支援事業
3） 学習支援事業（はちのへスタディサポートセンター）
4） 住居確保給付金
5） 就労準備支援事業（八戸市くらし・しごと応援センター）

上記事業のうち、1）、2）は、「八戸市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託契約」として社会福祉法人八戸市社会福祉協議会に委託しており、3）は、「八戸市生活困窮者等学習支援事業業務委託契約」として特定非営利活動法人ワーカーズコープに委託している。本年度の包括外部監査では、この両委託契約を監査対象としている。

② 委託契約の概要

	契約名	委託先事業者	平成 27 年度支出額
1）	八戸市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託契約	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会	24,111 千円
2）	八戸市生活困窮者等学習支援事業業務委託契約	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	8,902 千円

契約名	契約方法	契約額
八戸市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託契約	随意契約	24,111 千円
八戸市生活困窮者等学習支援事業業務委託契約	随意契約	8,902 千円

※1　自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、財務規則第 131 条の 3 ただし書き後段による。

契約名	予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
八戸市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託契約	事業の内容について社会福祉法人八戸市社会福祉協議会に相談し、事前に見積り入手、 他自治体の情報を入手、 以上を加味して作成	「八戸市生活困窮者自立相談支援事業等の業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」及び「八戸市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託に係る事業者選定要領」の規定に基づいて、事業者の選定を行い、請負候補者として決定したため。
八戸市生活困窮者等学習支援事業業務委託契約	事業の内容について特定非営利活動法人ワーカーズコープ他に相談し、事前に見積り入手、 他自治体の情報を入手、 以上を加味して作成	「八戸市生活困窮者等学習支援事業の業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」及び「八戸市生活困窮者等学習支援事業業務委託に係る事業者選定要領」の規定に基づいて、事業者の選定を行い、請負候補者として決定したため。

（２）監査対象事業に対する意見

【意見 43】委託対象経費について

本委託事業について、八戸市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託仕様書（以下この事業の項において「仕様書」という。）の「5　前提条件」に必要な備品の準備についての定めがある。仕様書によると、「本業務の実施に必要なパソコン、各種事務用品については、委託先事業者の負担で用意することとし、これに要する必要最低限の費用は委託料に含むことができる。」としている。

このことについて、「必要最低限の費用」について具体的な定めがなく、パソコンや各種事務用品については、委託先事業者が負担する必要があるのか、負担する必要があるのならばどこまで負担するのかが明確となっていない。

委託料の積算根拠についてまとめている生活困窮者自立相談支援事業等積算書では、パソコンのリース料を委託料の対象となる事業運営費に含めている。このことから、本業務の実施に必要なパソコンに要する費用は市が負担している形となっているが、それならば、仕様書の「5　前提条件」の文言は、「受託者の負担で用意することとし、」とするのではなく、「受託者が用意することとし、」などの表現にしておく必要がある。

３１．子育てつどいの広場事業委託料（こども未来課）

（１）概要

① 事業内容

本委託事業は、子育て親子が気軽に集い、様々な遊びや体験を通じて相互に交流を図る場を提供し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行うことにより、子育ての孤立化や負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、子育てに関わる個人・団体の多様な活動と交流の拠点として、中心街の賑わいの創出を図ることを目的とする事業である。

具体的には、八戸ポータルミュージアム 4 階に設置した子育てつどいの広場（以下この事業の項において「こどもはっち」という。）で次の事業を行うものである。

1） 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
2） 子育て等に関する相談、援助の実施
3） 地域の子育て関連情報の提供
4） 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
5） 豊かな遊び空間の提供と遊びやものづくりに関する体験講座等の実施
6） 地域の子育て力を高める取組の実施

② 委託契約の概要

契約名	委託先事業者	平成 27 年度支出額
子育てつどいの広場運営業務委託契約	特定非営利活動法人はちのへ未来ネット	14,033 千円

契約方法	契約額
随意契約	14,033 千円

※1　自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、財務規則第 131 条の 3 ただし書き後段による。

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
提案金額をもとに所管課での積算による。	平成 26 年度に公募型プロポーザルを実施して特定非営利活動法人はちのへ未来ネットを委託先事業者として選定している。その際に、事業の実施状況を評価した上で、単年度契約により、最長で平成 31 年 3 月 31 日まで契約継続可能としており、平成 26 年度の業務実績が良好だったとして、平成 27 年度も同法人と随意契約を締結している。

（２）監査の意見

【意見 44】「こどもはっち入場料徴収事務」について

本委託事業について市は、委託先事業者である特定非営利活動法人はちのへ未来ネットと「子育てつどいの広場運営業務委託契約」（以下この事業の項において「広場運営業務委託契約」という。）を締結しているが、この契約とは別に同団体と「こどもはっち入場料徴収事務委託契約」（以下この事業の項において「徴収事務委託契約」という。）を締結している。

こどもはっちでは、一人１回 100 円の利用料[5]を徴収しているが、この利用料の徴収事務を広場運営業務委託契約と別契約としており、契約書、仕様書を別途作成している。

徴収事務委託契約の委託料はゼロ円としているが、そのことも含め、徴収事務と広場運営業務を別契約としている理由やメリットが不明確である。

別契約にする必要性や特段のメリットがないのであれば、事務の効率化の観点から、徴収事務委託契約の業務内容を広場運営業務委託契約の仕様に含め、契約を一本化することが望ましい。

【意見 45】入場者数の評価について

次の図表は、こどもはっちの入場者数の平成 23 年度から平成 27 年度までの推移を示したものである。こどもはっちの入場者数は有料入場者、無料入場者とも増加傾向にあるといえる。

図表 46 はっちの入場者数推移

（単位：人）

項目	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
有料入場者数	25,230	24,948	25,025	26,201	27,240
無料入場者数	20,228	21,372	21,439	23,552	25,168
合計	45,458	46,320	46,464	49,753	52,408

（出典：市提供データより監査人作成）

5 乳幼児は全額免除、また、入場者に応じて利用料を 5 割に相当する額に減免する場合がある。

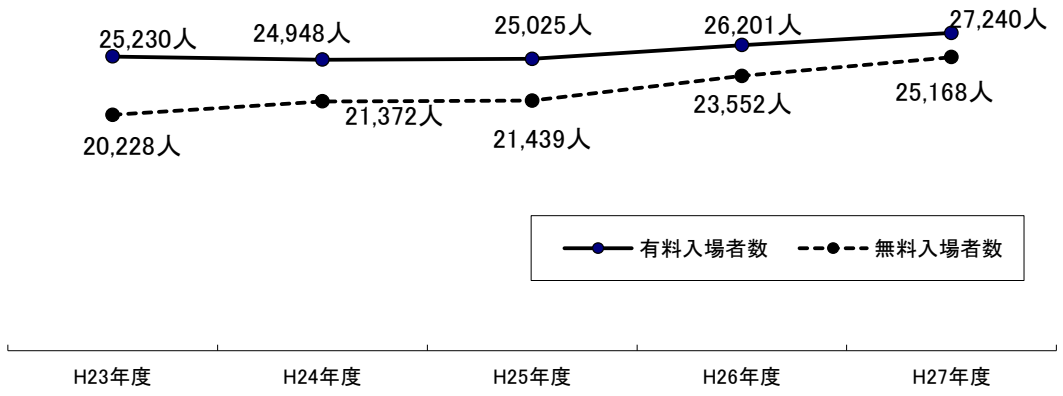

委託先事業者は、平成28年4月27日付で「こどもはっち運営実績報告書（平成27 年度）」（以下この事業の項において「実績報告書」という。）を市に提出している。

実績報告書には、委託先事業者がこどもはっちで実施したイベントとその参加人数が記載されている。たとえば、子育て親子の交流の促進を目的として実施したイベントとして、平成27年6月には次のイベントを開催し、参加人数を記載している。

図表 47 子育て親子の交流の促進を目的として実施したイベント（平成27年6月実施分）

タイトル・内容	参加人数
おさがり掘り出し市	300名
南郷文化祭り	400名
お茶会	20名
おもちゃ病院	60名

このことについて、実績報告書に記載されている参加人数（の概数）をどのように評価すればよいのかという、イベントの評価の方法が確立されていない。

たとえば、あらかじめイベントごとに参加人数の目標値が定められていれば、それと実際の参加人数を比較することで、イベントの成否を判断することができる。もしくは、前年度と同内容のイベントであれば、前年度の参加人数と比較することでイベントの成否を判断することができる。

一般に業務委託は、委託先事業者が成果物を作成し、これを提出するパターン（以下この事業の項において「成果物型」という。）と、委託先事業者が役務を提供するパターン（以下この事業の項において「役務型」という。）に大別されると考えられ、本委託事業は、役務型に分類される。

成果物型や、役務型のうちの請負については、仕事の完成が必要とされ、具体的な成果が求められる。一方、準委任の場合は役務の提供が中心となり、具体的な

成果が請負よりも重視されない傾向がある。しかしながら、市の委託事業として公金から委託料を支出する以上、準委任に該当する委託事業についても説明責任を果たす必要があり、そのためにはどのような成果が得られたのかを分析・評価しておく必要がある。本委託事業では、イベントの参加人数が成果の一つと考えられ、参加人数の評価を行うことが市の説明責任を果たす意味からも必要である。また、入場者数が増加傾向にあるなかで、実際にどのようなイベントが参加人数の増加に寄与しているのかを分析することは、今後の活動内容を決定していくうえでも有用と思われる。

本委託事業においては、目標人数の設定、もしくは前年度実績との比較などにより、イベントごとの入場者数の分析・評価を行う必要がある。

【意見 46】利用者アンケートの実施について

準委任契約に該当するものも、委託料を公金から支出する以上、説明責任を果たす必要があり、そのためにはどのような成果が得られたのかを分析・評価していく必要があるが、一方では、何をもって成果とするのかが難しい面もある。

本委託事業のようにイベントを実施している事業であれば、その参加人数が成果の一つと考えられるが、そのほかにも、利用者の声を収集・分析し、利用者の状況やこどもはっちに対する意見や要望を把握しておくことで成果を見極めることも一つの方法と考える。

利用者の声を収集するためにはアンケートの実施が有効であるが、委託先事業者は、利用者アンケートを過去に一回（平成 26 年度）実施したのみとのことである。

委託先事業者は、こどもはっち内に「御意見箱」を設置し利用者意見の把握に努めており、市担当者は、施設を訪問した際などにその内容を確認しているとのことであるが、そのような取組みとともに、利用者アンケートの定期的な実施を委託先事業者に要請し、市もその結果を入手することで、利用者の状況やこどもはっちに対する意見や要望を把握しておくことが望ましい。

３２．地域子育て支援拠点事業委託料（こども未来課）

（１）概要

① 事業内容

本委託事業は、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちの支援を目的とするものである。

子育て支援拠点は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所であり、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うものである。少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の親の孤独感や不安感の増大に対応している。

子育て支援拠点は、週 6 日以上、かつ、1 日 5 時間以上開設する一般型（6～7 日型）が 2 施設、週 3 日以上、かつ、1 日 5 時間以上開設する一般型（3～4日型）が 13 施設設置されており、それぞれ社会福祉法人にその運営を委託している。

図表 48 一般型（6～7 日型）

施設名	運営主体	施設名	運営主体
たいなか保育園	（社福）恵邑会	根岸保育園	（社福）恵友会

図表 49 一般型（3～4 日型）

施設名	運営主体	施設名	運営主体
おおくきこども園	（社福）青い海の会	うぐいす保育園	（社福）浄心会
轟木保育園	（社福）桔梗の会	こどもの城保育園	（社福）甲洋会
すぎのこ保育園	（社福）恵友会	一日市保育園	（社福）正友会
類家南保育園	（社福）慈清会	桔梗野保育園	（社福）桔梗の会
長坂保育園	（社福）根ッ子の会	すみれ保育園	（社福）一好会
明星こども園	（社福）みろく会	※みどりのかぜ北ウィング	（社福）みつは会
白山台保育園	（社福）白菊会	―	―

※ 平成 25 年度までは、みどりのかぜ保育園に委託。

各子育て支援拠点は、『**３１．子育てつどいの広場事業委託料**』に記載したこどもはっちと同じく次の事業を行うとされている。

1） 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

2） 子育て等に関する相談、援助の実施

3） 地域の子育て関連情報の提供
4） 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

また、一般型（6～7 日型）は、1）～4）に加えて、地域支援活動の実施を行うこととされている。

② 委託契約の概要

委託料は、一般型（6～7 日型）は 1 か所 7,000 千円、一般型（3～4 日型）は 1 か所 3,136 千円としている。

また、各社会福祉法人とは随意契約を締結している。

契約名	委託先事業者		平成 27 年度支出額（千円）
	運営主体	運営施設	
地域子育て支援拠点事業業務委託契約	（社福）恵邑会	たいなか保育園	7,000
	（社福）恵友会	根岸保育園	7,000
	（社福）青い海の会	おおくきこども園	3,136
	（社福）桔梗の会	轟木保育園	3,136
	（社福）恵友会	すぎのこ保育園	3,136
	（社福）慈清会	類家南保育園	3,136
	（社福）根ッ子の会	長坂保育園	3,136
	（社福）みろく会	明星こども園	3,136
	（社福）白菊会	白山台保育園	3,136
	（社福）浄心会	うぐいす保育園	3,136
	（社福）甲洋会	こどもの城保育園	3,136
	（社福）正友会	一日市保育園	3,136
	（社福）桔梗の会	桔梗野保育園	3,136
	（社福）一好会	すみれ保育園	3,136
	（社福）みつは会	みどりのかぜ北ウィング	3,136
		合計	54,768

契約方法	契約額
随意契約	上表支出額と同額

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
一般型（6～7 日型） ・・・7,000 千円 一般型（3～4日型） ・・・3,136 千円	当該事業は、子育て家庭の孤立を防ぐため、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的としており、委託先の選定にあたっては、子育てに関する様々な専門的知識や機能を活用できる保育所等が望ましく、また、専用スペースを有していることや地域バランス等を総合的に勘案する必要があることから、競争入札が適さない性質のものである。 そのため、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、随意契約としている。

（２）監査の意見

【意見 47】職員の配置数について

市が定めている「八戸市地域子育て支援拠点事業実施要綱」（以下この事業の項において「市要綱」という。）では、職員の配置基準について、「子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を 2 名以上（非常勤でも可）配置すること」と定めている。

市要綱では専任の職員を 2 名以上配置するとしているが、事業終了後に委託先事業者が市に提出している「平成 27 年度地域子育て支援拠点事業完了実績報告書」によると、専任の職員を 2 名以上配置していないと報告している施設が散見された。

このことについて市は、専任とはイベント等を行う場合にその業務に専念できる職員という意味であり、日常業務において、地域子育て支援拠点事業だけに専従するという意味ではないと解釈している。しかしながら、市要綱の文言からそのことを読み取るのは困難といえ、委託先事業者も市の解釈を周知していない可能性がある。

職員の配置数について、市の解釈による対応でも実務上の問題はないとのことであるが、それならば市要綱における配置基準の解釈を委託先事業者に正確に伝え、委託先事業者からの報告のあり方も見直す必要がある。

【意見 48】利用者数の評価について

次表は、各子育て支援拠点の平成 27 年度の利用状況をまとめたものである。

市においては、ルーム・園庭開放、相談、講習会、地域支援活動ごとの利用者数は把握しているが、各子育て支援拠点で実施されているイベントの参加人数等までは分析していない。

『**31．子育てつどいの広場事業委託料**』と同様、本委託事業もどのような成果が

得られたのかを分析・評価していく必要がある。イベントの参加人数は成果の一つと考えられ、参加人数の評価を行うことは市の説明責任を果たす意味からも必要である。

また、現状では子育て支援拠点で利用状況に違いがみられるが、実際にどのようなイベントが参加人数の増加に寄与しているのかを分析し、その結果を市と委託先事業者間で共有することは、各子育て支援拠点の今後の活動内容を決定していくうえでも有用と思われる。

本委託事業においては、目標人数の設定、もしくは前年度実績との比較などにより、イベントごとの入場者数の分析・評価を行う必要がある。

図表 50 各子育て支援拠点の平成 27 年度の利用状況

	保育施設名	ルーム・園庭開放	相談	講習会	地域支援活動	延べ利用者数
1	たいなか保育園	1,821 人	195 人	72 人	562 人	2,650 人
2	根岸保育園	3,530 人	167 人	114 人	551 人	4,362 人
3	おおくきこども園	549 人	20 人	897 人		1,466 人
4	うぐいす保育園	390 人	74 人	380 人		844 人
5	轟木保育園	1,762 人	850 人	4,040 人		6,652 人
6	こどもの城保育園	13 人	10 人	4 人		27 人
7	すぎのこ保育園	2,676 人	29 人	53 人		2,758 人
8	一日市保育園	235 人	25 人	161 人		421 人
9	類家南保育園	304 人	42 人	800 人		1,146 人
10	長坂保育園	2,465 人	22 人	545 人		3,032 人
11	桔梗野保育園	1,273 人	1,165 人	234 人		2,672 人
12	明星こども園	5,015 人	33 人	175 人	404 人	5,627 人
13	すみれ保育園	23 人	46 人	172 人		241 人
14	白山台保育園	1,114 人	41 人	28 人		1,183 人
15	みどりのかぜ北ウイング	543 人	54 人	90 人		687 人
合計		21,713 人	2,773 人	7,765 人	1,517 人	33,768 人

【意見 49】こどもの城保育園について

子育て支援拠点 15 施設のうちこどもの城保育園については、他施設よりも利用者実績が著しく劣っている。こどもの城保育園がある地域は子供が少なく、必然的に利用実績が低調になってしまうとのことである。

利用実績が低調なことについては、地域的特徴もあり、やむを得ない面もあると考えるが、一方では、同じ委託料でこどもの城保育園の何倍も利用者を集めている

施設もあり、そのような施設と同じ基準で委託料を設定しているのは不公平な面もある。

こどもの城保育園については、市及び委託先事業者とも利用実績の改善に取り組む必要があるが、その改善が難しいとするのであれば、委託料の見直しを検討する必要がある。

【意見 50】利用者アンケートの実施について

本委託事業においても、事業の成果を分析・評価していく必要があるが、利用者の声を収集・分析し、利用者の状況や各子育て支援拠点に対する意見や要望を把握しておくことで成果を見極めることも一つの方法と考える。

利用者の声を収集するためにはアンケートの実施が有効であるが、本委託事業においては、各施設が必要に応じて利用者アンケートを実施しているとのことである。しかしながら市は、利用者アンケートの結果を入手していない。

市においては、各委託先事業者に定期的な利用者アンケートの実施を促すとともに、委託先事業者が利用者アンケートを実施した場合には、その結果を毎年度末に受領している実績報告書に記載することを要請しておく必要がある。

【意見 51】収支報告書の作成方法の統一化について

委託先事業者は、事業年度終了後、収支報告書を作成して市に提出している。このうち、こどもの城保育園に関する収支報告書（平成 27 年度歳入歳出決算書）を同施設の予算書（平成 27 年度歳入歳出予算書）と比較したところ、事務費支出（110 千円）と事業費支出（260 千円）に計上している全科目について、決算額と予算額が同額となっていた。

同施設に関しては、予算額を上限として決算額を計上している可能性が考えられるが、決算額は、当該委託事業のために実際に要した額を明示しておく必要あり、市においてはそのことを委託先事業者に要請しておく必要がある。

また、他の施設についても、兼任職員の人件費の按分方法など、収支報告書に記載している予算額や決算額に関しては、委託先事業者ごとに計上方法が異なっている可能性がある。

市が収支予算及び決算の作成方法についての考え方を示し、委託先事業者に周知させることで、作成方法を統一させておくことが望ましい。

【意見 52】赤字となっている事業の評価について

次表は、各子育て支援拠点の平成 27 年度の収支状況をまとめたものである。

15 施設のうち収支（歳入合計－歳出合計）がプラスとなっているのは、桔梗野保

育園 1 施設のみである。

本委託事業の委託料は定額とされており、一般型（6～7 日型）は 1 か所 7,000 千円、一般型（3～4日型）は 1 か所 3,136 千円とされている。

仕様書で求めているサービスに対して、各委託先事業者が実際に実施しているサービスの質や量が過大となっていないか、あるいは、現状のサービス内容と委託料との間にどのような問題が生じているのかを分析し、必要があればサービス内容等の見直しを進めていく必要がある。

このことについてはその前提として、上述している職員の配置数のあり方、イベントごとの参加人数や利用者の声などを調査・分析し、また、収支報告書の作成方法も統一しておく必要がある。

いずれにしても、大部分の委託先事業者に赤字が出ている状況においては、業務内容や委託料のあり方等を検討していく必要がある。

図表 51 各子育て支援拠点の平成 27 年度の収支状況

（単位：千円）

	保育施設名	歳入合計	人件費支出	事務費支出	事業費支出	歳出合計	差引
1	たいなか保育園	7,150	9,460	24	974	10,459	-3,309
2	根岸保育園	7,000	7,852	379	409	8,641	-1,641
3	おおくきこども園	3,136	2,223	105	812	3,141	-5
4	うぐいす保育園	3,136	2,390	0	1,242	3,632	-496
5	轟木保育園	3,139	3,080	129	416	3,626	-486
6	こどもの城保育園	3,136	6,219	110	260	6,589	-3,453
7	すぎのこ保育園	3,136	3,283	42	30	3,357	-221
8	一日市保育園	3,136	3,305	17	143	3,466	-330
9	類家南保育園	3,325	2,146	564	635	3,346	-20
10	長坂保育園	3,264	2,474	36	884	3,396	-131
11	桔梗野保育園	3,136	1,936	0	402	2,338	797
12	明星こども園	3,394	3,121	399	190	3,712	-318
13	すみれ保育園	3,146	4,148	0	0	4,148	-1,002
14	白山台保育園	3,136	3,141	0	133	3,274	-138
15	みどりのかぜ北ウイング	3,163	3,637	0	470	4,107	-943
合計		55,535	58,422	1,809	7,006	67,237	-11,701

３３．放課後児童健全育成事業委託料（子育て支援課）

（１）概要

① 事業内容

本委託事業は、放課後児童クラブの運営及び当該事業に係る研修を委託するものである。放課後児童クラブは、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に定める放課後児童健全育成事業であり、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業である。八戸市では、第 6 次八戸市総合計画の戦略プロジェクトの子育てプロジェクト事業に位置付けられており、平成 27 年度においては、市内 43 ヶ所（43 クラブ）において運営されている。

整備及び運営の基準としては、国の定める「放課後児童健全育成事業実施要綱」等に基づくものとしており、これに準拠する形で、平成 26 年 3 月には、「八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めている。また、年度ごとに「八戸市放課後児童健全育成事業実施要綱」（以下この事業の項において「実施要綱」という。）を作成し、対象児童、指導員配置人数、委託基準額等を具体的に定めている。なお、実施の財源については、国及び県から 1/3 ずつを「子ども・子育て支援交付金」として交付を受けている。

八戸市における放課後児童クラブは、国により放課後児童健全育成事業が制度化される平成 19 年以前より、地域の子ども会が主体となって設置・運営がなされてきた経緯があることから、昭和 52 年度に委託の形態となった時点より、八戸市子ども会育成連合会との間で全市域の放課後児童クラブを対象とした委託契約を締結している。また、各クラブには、地域の代表、保護者及び学校関係者等により組織される運営委員会が設置され、希望する児童の登録の可否等を含めて、運営全般の事項を決定するものとしている。

平成 23 年度から平成 27 年度までの委託料、クラブ数及び登録児童数等の推移は次表のとおりである。なお、南郷地域においては、4 クラブが開設されているが、市直営にて運営されており、本委託事業には含まれていない。

図表 52 委託料、クラブ数及び登録児童数等の推移

年度	委託料	クラブ数	登録児童数	南郷地区
平成 23 年度	100,264 千円	39 クラブ	1,360 人	4 クラブ 72 人
平成 24 年度	115,611 千円	42 クラブ	1,536 人	4 クラブ 66 人
平成 25 年度	120,387 千円	42 クラブ	1,571 人	4 クラブ 69 人
平成 26 年度	136,997 千円	43 クラブ	1,598 人	4 クラブ 70 人
平成 27 年度	145,604 千円	43 クラブ	1,581 人	4 クラブ 69 人

（注）登録児童数は、各年 3 月 1 日現在のもの。 （出典：市提供資料より監査人作成）

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
八戸市放課後児童健全育成事業委託契約	八戸市子ども会育成連合会	145,604 千円

契約方法	契約額
随意契約	145,604 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
国の基準等を基に所管課が算定している。	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

（２）監査の結果

【結果 37】予定価格書の未作成について

財務規則においては、第 120 条及び第 134 条において、随意契約の場合であっても、予定価格を決定し、その予定価格を記載した予定価格書を作成することを定めている。その上で、随意契約の場合、契約相手方から徴収した見積書が当該予定価格の範囲内であれば、その見積書の金額で契約を締結することとなる。

一方、本委託事業においては、予定価格の前提となる設計金額は算定されているが、予定価格書が作成されていない。確かに、国の基準をベースとして設計金額が算定されており、随意契約にて、八戸市子ども会育成連合会に同額を交付する枠組みとなっていることから、現状、実質的な弊害は生じていない。しかし、随意契約であったとしても、予定価格を決定したうえで、その範囲内で契約を締結することには変わりはないことから、今後、設計金額の算定だけでなく予定価格を決定し、予定価格書を作成することが必要である。

（予定価格の作成）
第120条　契約担当者等は、一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する設計書、仕様書等によって予定し、その予定価格を記載した予定価格書（別記第 71 号様式）を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。
2　契約担当者等は、前項の規定にかかわらず、別に定める入札については、当該入札の執行前にその予定価格を公表することができる。この場合において、当該予定価格書を封書にしないことができる。
（一般競争入札に関する規定の準用）
第 134 条　第 120 条及び第 121 条の規定は、随意契約の場合に準用する。ただし、予定価格が 10 万円を超えない場合は、予定価格書の作成を省略することができる。

（出典：財務規則より抜粋）

【結果 38】業務水準の統一について

① 放課後児童クラブの設置及び運営に関する基準

八戸市における放課後児童クラブの設置及び運営は、実施要綱とともに「八戸市放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）ガイドライン」（以下この事業の項において「ガイドライン」という。）を作成している。ガイドラインは、「これまで、地域のニーズに応じて、クラブの増設などの量的な拡充に努めてまいりましたが、これからは、これに加えて、国のガイドラインに基づき、クラブ利用者の公平性の確保やクラブの施設環境の充実、さらには、地域における児童の安全・安心の確保など、質的な向上を図るために、当ガイドラインの策定に至った」ものである。

② 利用料の取扱いについて

各放課後児童クラブにおいては、会費等といった名目で、保護者から利用料を徴収しているが、当該利用料については、実施要綱及びガイドラインにおいて、「放課後児童クラブは、本事業を実施するために必要な経費に一部を保護者から徴収できること。ただし、その金額については、運営委員会が運営内容等を考慮して定め、保護者の理解が得られるよう努めること。」とされている。

実績報告書等によると、月額制のクラブが大半であるものの、金額は月額2,000円から6,000円まで大きく幅がある。また、日額制（1日 100円）のクラブも少数であるが存在している状況であった。当該利用料金は過去の経緯から、個々の放課後児童クラブにて設定されてきたものと考えられるが、市の委託事業として実施するのであれば、暖房費やお菓子代、イベント開催費等の実費相当とすることが自然である。

今後、利用料金の性格を定義した上で、委託費を精算する際の取扱い等と併せ

て、委託契約書等に明定する必要がある。

③ 利用対象児童について

実施要綱において、「本事業の対象児童は、法第 6 条の 3 第 2 項に規定する小学校（特別支援学校の小学部を含む。）に就学している児童とする。」と定めており、ガイドラインにおいても、その旨記載されている。

しかし、一部の放課後児童クラブにおいては、募集要項等に小学校 1 年生から 3 年生を対象とする旨を記載している放課後児童クラブがあり、これに反している状況である。確かに、ガイドラインにおいては、「低学年児童を優先的に受け入れるように努めること」が要請されており、放課後児童クラブによっては、施設規模等の要因から、結果的に低学年児童のみの構成となることもあり得るが、募集の時点から制限せざるを得ない状況であったのか明確ではない。合理的な理由が無ければ債務不履行に相当する可能性もあることから、市は実態を把握し、高学年児童の募集及び登録時の対応方法をあらかじめ定めておく必要がある。

④ 業務水準の統一について

八戸市の放課後児童クラブは市の委託事業であり、八戸市子ども会育成連合会もしくは各運営委員会が主催する事業ではない。委託事業は、市が要求する仕様書等に準拠して実施されるものであり、複数の場所でサービスが提供されるとしても、提供される業務の水準は統一されていることが必要である。また、仮に、合理的な理由により場所により差異を設けるのであれば、仕様書等に明記すべきものである。しかし、実際には、個々の放課後児童クラブごとに差異があり、個々の放課後児童クラブ等が主催する事業への補助金に近い運用実態となっている。

今後も市の委託事業として実施するのであれば、上記の利用料金及び利用対象児童のみならず、実態を把握し、個々の放課後児童クラブの業務水準の統一化を図る必要がある。

【結果 39】定期的な実態把握の実施について

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 9 条の附則において、第 9 条第 2 項中「放課後児童クラブの専用区画の面積は、児童1人につき概ね 1.65 平方メートル以上を確保するよう努めなければならない」とされているが、一部の放課後児童クラブにおいては、これを大きく下回っているものがある。市によれば、各クラブの運営に関する定期的な検査・確認は行っていないが、必要な場合には現地確認等を行っているとのことである。

しかし、過去の経緯から、八戸市における各放課後児童クラブの事業運営方法

は、各運営委員会の自主性に委ねられている面が大きく、委託先事業者である八戸市子ども会育成連合会も、各クラブの運営に対して強い指導力を発揮できていない。今後、所定の運営水準が確保され、適切な管理事務がなされていることを確認するため、定期的な現地確認を実施することを制度化することが必要である。

【結果 40】登録希望者数の把握について

現在、各放課後児童クラブの登録児童数は把握されているものの、各クラブの登録希望者数及び登録できなかった超過希望者数については把握されていない。市によれば、定員を超えた申し込みがあった場合は、他の放課後児童クラブ又は児童館を紹介する等して対応しており、空きが出るまで待機している児童に関しては、現時点で報告を受けていないとのことである。

しかし、必ずしも当初の登録希望者数を把握していないことや、上記のように、そもそも利用を低学年児童に限っている放課後児童クラブが存在することを踏まえると、潜在的な超過希望者が一定数存在することも想定される。今後の放課後児童クラブの整備水準を検討する上でも、各クラブの登録希望者数及び超過希望者数を把握することが必要である。

【結果 41】剰余金の取扱いについて

本来、委託業務を実施するために交付した委託料は、当該委託期間のうちに費消されるものであり、剰余が生じた場合には、変更契約による委託料の減額もしくは精算による戻入が行われるのが原則である。

一方、本委託事業においては、これまで精算等が実施されておらず、放課後児童クラブの収支決算書においては、繰越金もしくは予備費という名目での剰余金が計上されたままとなっている。当該剰余金は平成27年度末において13,647千円にのぼり、全43放課後児童クラブの各運営委員会に八戸市子ども会育成連合会を加えた 44 団体について、剰余金の水準ごとに分類したものが次表である。剰余金の存在しない運営委員会も 6 団体存在するが、一方で、1,000 千円を超える団体も 2 団体存在し、最高額は、3,845 千円である。

これまで委託料の精算等を実施してこなかった要因としては、各運営委員会にて定めた利用料金が存在し、委託料の精算等を行う上での位置づけが不明確であることが挙げられるが、最大でも 5,000 千円程度の支出規模である放課後児童クラブにおいて、これ程の剰余金が生じることは不自然なものと言える。

図表 53 剰余金の水準ごとの団体数

剰余金	0 円	1～99,999 円	100,000～499,999 円	500,000～999,999 円	1,000,000 円～	合計
団体数	6	16	13	7	2	44

（出典：市提供資料より監査人作成）

市によれば、当該剰余金については、平成 27 年 6 月に実施された会計検査院による検査（検査対象年度：平成 24 年度及び平成 25 年度）においても指摘を受けたとのことであるが、正式な訂正及び修正指示を受けていないため、平成26年度以降における各放課後児童クラブの収支決算書の修正は未だ行えない状況とのことである。会計検査を受けた国からの指示は、平成 28 年度以降本格化するものと想定しているとのことであるが、国からの指示を待つだけではなく、『**本事業 【結果38】業務水準の統一について**』に記載するように利用料金の性格を定義した上で、現在の進行年度において、新たな剰余金が生じないような枠組みを検討することが必要である。

３４．児童扶養手当等新システム導入業務等委託料（子育て支援課）

（１）概要

① 事業内容

児童手当及び児童扶養手当の管理用に使用しているシステムは平成 14 年 3 月に導入したものであり、リース契約により調達してきたが、平成 27 年 2 月末において 5 年のリース期間が満了となり、機器の入れ替えをする必要があった。また、従前のソフトが Windows XP でしか動作せず、更に、平成 27 年度中に社会保障・税番号制度に対応したシステム改修を行う必要があったものの、業者からソフトに対する改修パッケージの提供が行われない事を確認していることから、Windows7 に対応した新たなシステムソフトに切り替えるため、新システムを導入することとした。本委託事業は、新システムの基本設計から稼働に至るまでのシステム構築・適用、導入支援及び機器等の調達を含むものである。

また、委託先事業者の選定にあたっては、指名型プロポーザル方式を採用している。指名業者は、八戸市の登録業者で、児童手当及び児童扶養手当の両業務を行っている青森県内 9 市において、児童手当又は児童扶養手当システムの導入実績があり、かつ、新システム導入後に必要となる社会保障・税番号制度に対応するためのシステム改修について対応可能であることが見込まれる事業者として、3 者を指名している。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
八戸市児童手当・児童扶養手当新システム導入等業務委託契約	富士通株式会社　八戸支店	31,320 千円

契約方法	契約額
指名型プロポーザル方式	31,320 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
参考見積書を徴収	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（指名型プロポーザル方式による業者選定）

（２）監査対象事業に対する意見

【意見 53】情報システムを対象とした事案における選定委員について

本委託事業においては、プロポーザルを実施するにあたり、「八戸市児童手当・児童扶養手当新システム導入等業務委託に係る指名型プロポーザル実施要領」（以下、この事業の項において「実施要領」という。）を作成している。実施要領においては、事業者からの提案書及びプレゼンテーションを対象として、次表の選定項目（満点 1,450 点）につき採点を行うこととし、評価点数が最高となった事業者を候補者とするものとしている。

情報システムの導入等業務の事業者選定ということから、システムの機能要件等に多くの配点がなされている。

図表 54 選定項目及び配点

評価項目	配点
1. 全体的な内容	210
2. システム機能	180
3. 業務機能要件	360
4. 業務効率化	210
5. 調達機器等	30
6. システム運用・保守	120
7. システム構築・適用作業	120
8. 導入支援	60
9. 提案価格	160
合計	1,450

（出典：市提供資料より監査人作成）

一方、実施要領において、当該評価を行う者６名を定めているが、福祉部次長兼こども家庭課長も含めて、全て所管課の職員で構成されており、情報システムに知見を有する者が含まれていない。当該システムの導入費用を予算要求する段階においては、情報システム課のチェックを受けているが、これは導入の必要性や価格面でのチェックが主であり、具体的な情報システムの機能要件等に関するものではない。

情報システムを使用する所管課の職員が評価を行う者に含まれることは理解できるが、情報システムの評価には、技術的な側面も含めて専門性が求められる分野である。今後、情報システムの導入等に際して、プロポーザル方式を採用するにあた

っては、情報システム課の職員を評価を行う者に含める等、評価の信頼性をより高めることが望まれる。

9　事業者の選定方法 （1）選定方法 次の①から②の方法により、随意契約の相手方となる候補者を選定する。 ①　選定 選定は、以下の職員 6 名により行うものとする。 ・　福祉部次長兼こども家庭課長 ・　こども家庭課職員（5 名）

（出典：実施要領より抜粋）

【意見 54】保守経費を含めたライフサイクルコストでの評価について

情報システムの構築コストの多寡を判断する際には、構築時にかかるイニシャルコストだけではなく将来のメンテナンス費用等のランニングコストも大きな比重を占める可能性が高いことから、システムの構築開始から利用終了までのライフサイクルコストにて判断することが重要である。本委託事業の対象となったシステムにおいても、毎年度、導入事業者による保守契約が随意契約にて想定されている。

しかし、本件プロポーザルにおいては、参考見積書を徴収した時点においては、保守費用に係る見積書も徴収しているものの、価格評価は本委託事業の費用のみを対象として行われている。参考見積書のベースでは、構築のためのイニシャルコスト 34,560 千円に対して、保守費用は年額 2,500 千円程度が想定されており、5 年間では 12,500 千円程度となる。5 年間の支払総額に対して、概ね 25％程度を占めており、一定の重要性を有するものと言える。

本件プロポーザルに関しては、価格面以外で一定以上の点数差が生じており、ランニングコストを加味したとしても、事業者の選定結果には影響を与えるものではないが、今後、情報システムの導入に際して、プロポーザル方式を採用する場合には、構築時にかかるイニシャルコストだけではなく将来のメンテナンス費用等のランニングコストも含めた評価とすることが望まれる。

３５．生活支援ハウス運営委託料（高齢福祉課）

（１）概要

① 事業内容

本委託事業は、高齢者に介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する施設である生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の運営を委託するものである。

生活支援ハウスは、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるように支援するもので、次のサービスを提供している。

- ○ 高齢等のため居宅において生活することに不安がある者に対し、必要に応じ住居を提供すること。
- ○ 居住部門の利用者に対する各種相談、助言を行うとともに緊急時の対応を行うこと。
- ○ 居住部門の利用者が虚弱化等に伴い、通所介護、訪問介護などの介護サービス及び保健福祉サービスを必要とする場合は、必要に応じ、利用手続の援助等を行うこと。
- ○ 利用者と地域住民との交流を図るための各種事業及び交流のための場の提供を行うこと。

市にはグリーンハイツとアイビスの 2 つの生活支援ハウスがあり、グリーンハイツは社会福祉法人白銀会、アイビスは社会福祉法人平成会が運営主体となっている。

図表 55 生活支援ハウスの概要

施設名	運営主体	定員
グリーンハイツ	（社福）白銀会	10 名
アイビス	（社福）平成会	10 名

生活支援ハウスでのサービスを受けられる者は、市内に住所を有する概ね 60 歳以上で自立している者で、介護保険の認定がない、または要支援 1 もしくは要支援 2 の者、もしくは緊急に住まいを必要とし、生活支援ハウスで一時的に生活したあと、在宅での生活に戻れる者である。また、利用期間は、在宅復帰に必要な一時的な期間で、原則として 3 か月以内とされている。

② 委託契約の概要

契約名	委託先事業者	平成 27 年度支出額
生活支援ハウス運営事業委託契約	(社福)白銀会	6,506 千円
	(社福)平成会	6,506 千円

契約方法	契約額
随意契約	13,013 千円

※1 自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、財務規則第 131 条の 3 ただし書き後段による。

予定価格積算方	一者随意契約の場合の理由
所管課での積算による。	八戸生活支援ハウス運営事業実施要綱第 2 条及び第 3 条の基準を満たす施設は、市内において、八戸グリーンハイツ生活支援ハウスと生活支援ハウスアイビスの 2 か所である。 平成 13 年度より八戸グリーンハイツ生活支援ハウスを有する社会福祉法人白銀会に平成 14 年度より生活支援ハウスアイビスを有する社会福祉法人平成会に委託しており、これまでその業務が適正に実施されている。

（２）監査の結果

【結果 42】契約書の文言訂正について

グリーンハイツについて市が社会福祉法人白銀会との間で交わした生活支援ハウス運営事業委託契約書について、第 3 条に業務の実施施設を記載する箇所がある。この記載について実施施設の名称の記載に誤りがあったが、契約書の文言の訂正が適切に行われていなかった。

施設の正式名称は「八戸市グリーンハイツ生活支援ハウス」であるが、これが「八戸グリンハイツ支援ハウス」とされていた。契約書上は訂正事項が手書きで書き加えられていたが、本来であれば、そのことに加え、欄外に「加入○字」と記載して訂正印を押印しておく必要があるが、その手続きが行われていなかった。

平成27年度は契約書の様式を見直したとのことで、その際に施設名を誤って入力していまい、それが訂正されないまま正式な契約書に用いられたとのことである。

施設名を誤って入力してしまうことも問題ではあるが、それが訂正されないまま外部に送られていることで、市のチェック体制にも問題があるといえる。また、誤りに気付きながら正式な訂正作業を行っていなかったことも問題である。

このような問題が生じないよう十分に留意する必要がある。なお、上記平成 27 年度契約書については、その後必要な訂正がなされていることを確認した。

（３）監査の意見

【意見 55】アイビスの利用状況について

グリーンハイツとアイビスのうちアイビスの利用率が低下傾向にあり、利用率に開きが生じている。

図表 56 生活支援ハウスの利用状況

区分		H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
利用人員（月平均）	グリーンハイツ	6.9 人	6.2 人	7.9 人	6.8 人	4.1 人
	アイビス	6.2 人	2.8 人	4.4 人	3.7 人	2.5 人
実人員	グリーンハイツ	13 人	13 人	12 人	18 人	12 人
	アイビス	21 人	11 人	17 人	12 人	8 人

区分		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
利用人員（月平均）	グリーンハイツ	4.0 人	2.6 人	4.5 人	2.3 人	4.0 人
	アイビス	1.2 人	1.9 人	0.5 人	0.9 人	0.4 人
実人員	グリーンハイツ	7 人	6 人	12 人	8 人	5 人
	アイビス	6 人	9 人	5 人	5 人	2 人

※平成 28 年度は 8 月末現在の人数

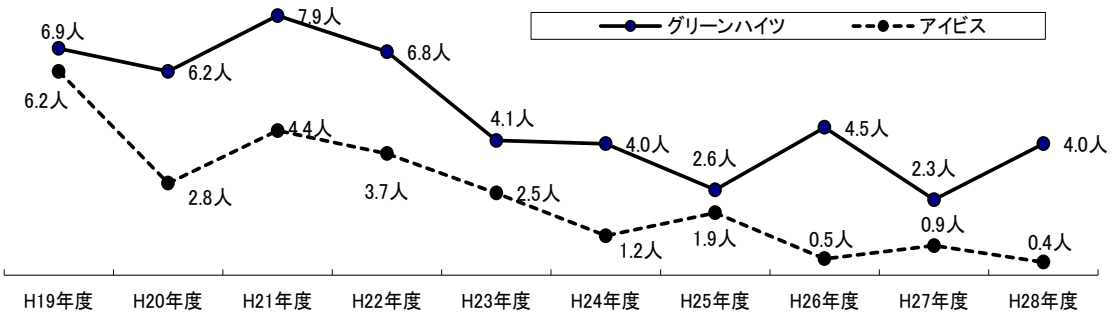

生活支援ハウスを利用するにあたって利用者は、利用料と水道光熱費、食事代等の実費分を支払う必要がある。

利用料は利用者の収入により決められるもので両施設に差は生じないが、実費分は委託先事業者が決めることになっており、アイビスの方が高い金額となっている。このことについては、グリーンハイツが特に低い金額を設定しているわけではないとのことである。

両施設で利用率に違いがみられるのは利用者負担額の差がその要因の一つと思われる。両施設はサービス内容や施設自体に大きな違いがあるわけではなく、利

用率に差が生じている状況は改善していく必要がある。市においては、アイビスの運営委託先に利用者負担額の見直しを求め、両施設の利用状況に極力差が生じないようと努める必要がある。

また、委託先事業者が利用者負担額の見直しに応じない場合、あるいは利用者負担額を見直しても利用状況の差が解消しない場合には、アイビスについては委託料の引き下げを検討する必要がある。

【意見 56】契約書に貼付する収入印紙について

グリーンハイツとアイビスともに委託契約書に収入印紙が貼りつけられていない。市は、介護保険制度における介護サービスに係る利用者や障害者の自立支援に係るサービス利用者との契約は、請負契約とはみなされないため、本委託事業についても印紙税は課税されないと認識していたが、改めて税務署に確認したところ、本委託事業における契約書は課税文書に該当し、収入印紙の貼付が必要との見解を得ており、平成 28 年度の契約書からは収入印紙を貼付している。

契約書への収入印紙の貼付は委託先事業者のみに求められており、市はその必要はないが、課税文書に該当するかどうかの判断は市においてもより慎重に行う必要がある。

【意見 57】実績報告書の提出について

グリーンハイツとアイビスの運営委託先事業者に対しては、いずれも委託契約書もしくは仕様書で事業終了後の実績報告書の提出を求めておらず、委託先事業者も年度終了後に実績報告書を提出していない。

委託契約書については契約検査課が様式を示している。この様式には実績報告書、収支報告書もしくは経費精算書（以下この事業の項において「実績報告書等」という。）の提出を求める条項はない。また、実績報告書等の提出について、仕様書で定める必要があるとする市の取り決めも特段存在しない。したがって、委託事業の所管課が契約検査課の様式をそのまま用いて委託契約書を作成している場合、実績報告書等の提出を求めないケースは十分に考えられ、本委託事業もそのケースにあてはまるものである。

委託先事業者からコストに関する報告を受けるかどうかは委任者である市の判断となるが、公費を委託料として支出する以上、委託先事業者がその公費を適切に使用しているかどうかについて、また、支出金額が妥当であったかどうかについて、市は当然に検討する必要があると考える。

契約検査課の様式に従って契約書を作成している場合でも、コスト情報を含めた実績報告書等の提出については、契約書に条項を加えるか、仕様書に定めておく必要がある。

３６．障害者相談支援事業委託料（障がい福祉課）

（１）概要

① 事業内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条に基づき、市町村は地域生活支援事業を実施するとされている。本委託事業は、その地域生活支援事業のうちの相談支援事業である。

本委託事業は、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、障害者等、障害児の保護者または障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うものである。

平成 18 年度から委託方式を採用しており、各年度とも次の事業者に同額（年額 6,000 千円）で委託している。本委託事業の具体的内容は次のとおりである。

- ○ 障害者相談支援事業
- ○ 基幹相談支援センター等機能強化事業
- ○ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

図表 57 施設概要

運営主体	施設名	施設の所在地
医療法人清照会	障害者相談・活動支援センターぴあみなと	八戸市廿三日町 18 番地
医療法人杏林会	地域活動支援センターハートステーション	八戸市小中野四丁目 1 番 60 号
公益財団法人こころすこやか財団	地域生活支援センター青明舎	八戸市田面木赤坂 35-35

② 委託契約の概要

契約名	委託先事業者	平成 27 年度支出額
平成 27 年度八戸市障がい者相談支援事業委託	医療法人清照会	6,000 千円
	医療法人杏林会	6,000 千円
	公益財団法人こころすこやか財団	6,000 千円

契約方法	契約額
随意契約	6,000 千円×3 事業者 ＝18,000 千円

※1　自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、財務規則第 131 条の 3 ただし書き後段による。

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
所管課による積算による。	委託方式を採用したのは、国の地域生活支援事業実施要綱（平成 18 年 10 月 1 日適用）において、市町村地域生活支援事業は、事業の全部または一部を団体等に委託して実施することができるとされているため。 八戸市では、委託先の要件を、地域活動支援センターⅠ型として専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、かつ、一般相談支援事業または特定相談支援事業の指定を受けている者としている。

（２）監査の結果

【結果 43】委託料の使途の明確化について

本委託事業に関して市は、委託先事業者（3 法人）に対し委託事業の実施に要する費用として年額 6,000,000 円をそれぞれ支払っている。

委託事業の実施に必要な経費（費用）については、本委託事業の契約書である「八戸市障がい者相談支援事業委託契約書」（以下この事業の項において「契約書」という。）の第 5 条に、「要領及び仕様書に定めるものを除き、受託者の負担とする。」との定めがある。しかしながら契約書には委託事業の実施に必要な経費についてそれ以上の規定がなく、実施要領である「八戸市障がい者相談支援事業実施要領」（以下この事業の項において「実施要領」という。）、及び「八戸市障がい者相談支援事業仕様書」（以下この事業の項において「仕様書」という。）においても委託料で賄うべき経費の範囲が具体的に定められていない。

委託料の対象経費を契約書、実施要領もしくは仕様書で定めておく必要がある。

委託料の対象経費の具体例（一例）			
○人件費	○印刷製本費	○保険料	○複写機使用料
○消耗品費	○通信運搬費	○保育材料費	
○研修費	○謝礼	○その他必要と認められる経費	

平成27年度に実施された本委託事業に関しては、委託先事業者3法人とも平成28年4月10日付で「平成27年度八戸市障がい者相談支援事業完了実績報告書」（以下この事業の項において「完了実績報告書」という。）を市に提出している。

委託先事業者 3 法人から提出された完了実績報告書には収支決算書が含まれているが、3法人の収支決算書を確認したところ、次の問題点が見受けられた。いずれも、委託料の対象経費が明確化されていないことが一因と考えられる。

① 委託料の使途としては人件費、施設の維持管理経費、事業の運営に必要な経費などが考えられるが、地域活動支援センターハートステーション（医療法人杏林会）では、委託料の使途をすべて人件費としており、施設の維持管理経費及び事業の運営に必要な経費を計上していない。施設の維持管理経費及び事業の運営に必要な経費が全く発生していないとは考えられず、収支決算書が委託事業の実施結果を正確に反映していないと思われる。

② 地域生活支援センター青明舎（公益財団法人こころすこやか財団）の収支決算書を確認したところ、事業費運営費として備品購入費 684,780 円が計上されていた。その内容を市を通して委託先事業者に確認したところ、管理サーバーの導入コストと冷暖房装置の見直しによるものとのことであった。このような設備投資は委託先事業者が自ら負担するべきもので委託料の対象経費にはなじまないとも考えられるが、そのことを制限するルールもない。そのため、現状では設備投資に係るコストの負担のあり方があいまいになっている。

【結果 44】委託料の使途の把握について

地域生活支援センター青明舎（公益財団法人こころすこやか財団）の収支決算書に計上されている光熱水料について、予算額 500,000 円のところ決算額は 120,396 円となっていた。決算額が予算額を下回った要因について市を通して委託先事業者に確認したところ、平成 27 年 12 月までは委託先事業者の本部が地域生活支援センター青明舎に近在しており、本部の経費も本委託事業の委託料で負担していたが、本部移転に伴い負担の見直しを図ったとのことであった。

また、使用料・賃借料が平成 26 年度の 1,651,774 円から平成 27 年度は 818,493 円にほぼ半減しているのも同様の理由で、平成 27 年 12 月までは本部の家賃を本委託事業の委託料で負担していたとのことであった。

法人の本部経費についても委託事業に間接的に関係するものであり、一定程度を委託料で賄うことは実務上も容認されると思われる。しかしながら、今回の事案のように本部で発生する光熱水料や賃借料の全額を委託料で賄うのは妥当とは言い難い。

また、監査時点（平成28年11月現在）において市は、委託先事業者が本部経費を委託料で賄っていたことを把握していなかった。

本委託事業においては、委託料の対象経費をあらかじめ契約書等で明確化しておくとともに、委託料の使途が適切なものだったのかどうかという事後の検証も十分に行う必要がある。このことについて、市のこれまでの対応は不十分であり、今後の対応に十分に留意する必要がある。

図表 58 光熱水費と燃料費の推移

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
光熱水費	606,723 円	718,443 円	808,028 円	554,845 円	120,396 円
燃料費	252,016 円	310,382 円	323,437 円	314,230 円	23,680 円

（３）監査の意見

【意見 58】完了実績報告書の取扱いについて

本委託事業に関しては、委託先の 3 法人とも平成 28 年 4 月 10 日付で完了実績報告書を市に提出している。

しかしながら、完了実績報告書の提出義務に関しては、『**本事業 【結果 43】委託料の使途の明確化について**』で触れている契約書、実施要領及び仕様書のいずれにおいても明文化されていない。

業務終了後には完了実績報告書を提出する必要があることを契約書等に明文化しておく必要がある。

なお、仕様書に関しては、「第 3(5)実施状況の報告」に次の定めがあり、月次での実績報告は要請しているが、事業終了後の実績報告に関する定めはない。

> 第 3(5)実施状況の報告
> ① 事業者は、業務内容を明らかにするため、相談受付票、相談記録票、業務日誌等を備えて、継続的支援の実施を図ること。
> ② 事業者は、支援事業の適切かつ積極的な運営を確保するため、毎月 10 日までに事業実施状況の報告をすること。
> ③ 事業者は、事業の実施に当たり事故が生じたときは、速やかに委託者に報告し、その指示に従うとともに、事故報告を提出しなければならない。

【意見 59】事業の実態の正確な把握について

委託先事業者 3 法人から提出された完了実績報告書に含まれている収支決算書については、作成方法が法人により異なっていると推測される。

収支決算書においては実績やコストを正確に報告させる必要がある。そのために少なくとも次の 4 点に留意する必要がある。

① 委託料の対象経費の明確化

『**本事業 【結果 43】委託料の使途の明確化について**』で述べたように委託料の対象経費を委託契約書等で定めておく必要がある。

② 収支決算書の作成方法の統一

障害者相談・活動支援センターぴあみなと（医療法人清照会）の収支決算書は決算額総額と予算額総額が同額となっている。委託料のみでは足りず、不足分を法人支出金等でまかなっているが、収支決算書上では、委託料でまかなっている形にして、それを報告している。

このような対応は正確なコストが把握できないことになる。市においては委託先事業者に対してコストを正しく報告するよう要請する必要がある。また、その前提として収支決算書の作成方法（共通コストの按分方法等）についてのルールをまとめ、委託先事業者に周知させる必要がある。

③ 支援内容や支援方法など業務実績の報告内容の統一

成果報告の方法が委託先事業者により異なっている可能性がある。
（重要なものだけをピックアップして報告している可能性もある。）

④ 市のモニタリング方法の見直し

収支決算書や相談支援事業実績などについて必要に応じて検査を行う旨を委託契約書に明示し、実際にチェックする仕組みを構築する必要がある。

本委託事業は、委託料は 6,000,000 円で据え置いている一方、利用者からの相談件数等は増加している。業務内容と委託料のバランスに問題がないか検証する必要があるが、その前提として委託先事業者が実施したサービス内容やコストを正確に把握しておく必要がある。

３７．障害者特定相談支援員育成事業委託料（障がい福祉課）

（１）概要

① 事業内容

本委託事業は、平成 24 年度に障害者自立支援法が改正され、同法に規定する障害福祉サービスを利用する全ての人に対して、平成26年度末までに特定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画の作成等が義務づけられたことから、これに対応するため実施しているものである。

具体的な内容は、サービス等利用計画を作成する特定相談支援事業所に支援員の補助者（無業者）を配置することにより、効率的な計画作成業務の実施を図るとともに、支援員の補助業務を通じて相談業務の内容を学ばせることにより、当該支援員の育成を図るものである。

本委託事業は、国の緊急雇用創出対策事業費補助金活用事業で、平成 26 年度から平成 27 年度までの 2 か年の事業である。

② 委託契約の概要

社会福祉法人親泉会をはじめとする 6 法人（計 7 事業所）とそれぞれ委託契約を締結している。なお、社会福祉法人八戸市社会福祉事業団とは、いちい寮及びうみねこ学園に関して、それぞれ別個に契約を締結している。

契約名	委託先事業者	平成 27 年度支出額
障害者特定相談支援員育成事業業務委託契約	（社福）親泉会 （相談支援センターこだまの園）	2,218 千円
	（社福）ユートピアの会 （相談支援センターユートピア）	1,939 千円
	合同会社ふれ愛プラザあおば （相談支援事業所あおば）	2,131 千円
	医療法人杏林会 （地域活動支援センターハートステーション）	1,840 千円
	（社福）サポートセンター虹 （サポートセンター虹）	1,793 千円
	（社福）八戸市社会福祉事業団 （いちい寮）	1,990 千円
	（社福）八戸市社会福祉事業団 （うみねこ学園）	1,992 千円
	合計	13,903 千円

契約方法	契約額
随意契約	13,903 千円 （7 事業者合計）

※1　自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、財務規則第 131 条の 3 ただし書き後段による。

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
所管課の積算による。	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。委託予定先の事業者は、障害者特定相談支援事業所を運営しており、平成 26 年度までに相当数の障害者のサービス等利用計画の作成を実施した実績がある。また、今後、障害者特定相談支援員等を増員する意向があることから、当該事業を行う上で適しているため。

（２）監査の結果

【結果 45】主任者の取扱いについて

本委託事業については、6 法人とそれぞれ障害者特定相談支援員育成事業業務委託契約（以下この事業の項において「委託契約」という。）を締結している。

委託契約書第 8 条において、委託先事業者は、委託事業を指揮監督させるために主任者を置かなければならず、主任者を置いた場合は、速やかにその氏名を発注者（八戸市）に通知しなければならないと定めている。しかしながら、市は、各委託先事業者より主任者の通知を受けておらず、各受注者が実際に誰を主任者としていたのかどうかが不明確な状況となっている。

本委託事業は、特定相談支援事業所に支援員の補助者（無業者）を配置するもので、委託料の大部分は委託先事業者が新規に雇用した補助者の人件費に充当されている。そのため、新規に雇用された補助者の上長が主任者に該当すると考えることも可能であり、実質的には主任者が置かれている状況にあるとも考えられる。主任者の通知が委託先事業者から市になされなくても、委託事業の実施内容や成果に大きな問題は生じていないと推測されるが、委託契約書で定めている以上、市は、正式に主任者を置くこと及びその結果についての通知を委託先事業者に求めておく必要があった。

３８．後期高齢者医療健康診査委託料（国保年金課）

（１）概要

① 事業内容

本委託事業は、後期高齢者医療保険の被保険者を対象に、生活習慣病等の発症や重症化の予防及び心身機能の低下の防止を目的として健康診査を実施するもので、青森県後期高齢者医療広域連合からの受託事業である。

② 委託契約の概要

公益財団法人八戸市総合健診センター（以下この事業の項において「健診センター」という。）及び一般社団法人八戸市医師会（以下この事業の項において「八戸市医師会」という。）と委託契約を締結している。なお、八戸市医師会との契約においては、会員の医療機関（平成 27 年度当初は 24 機関）が健康診査を行っている。

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
平成 27 年度八戸市後期高齢者健康診査業務委託契約	健診センター	28,089 千円
	八戸市医師会	11,596 千円
	合計	39,686 千円

契約方法	契約額
随意契約 ※1	39,686 千円

※1　自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、財務規則第 131 条の 3 ただし書き後段による。

（２）監査対象事業に対する意見

【意見 60】受診率について

次の図表は、本委託事業の対象となる健康診査の推移を示したものである。

図表 59 受診者数及び受診率の推移

項目	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
受診対象者	25,151 人	26,143 人	27,225 人	27,887 人	28,354 人
前年比（受診対象者）	―	103.9%	104.1%	102.4%	101.7%
受診者数	4,253 人	4,580 人	4,774 人	5,018 人	5,328 人
受診率	16.9%	17.5%	17.5%	18.0%	18.8%

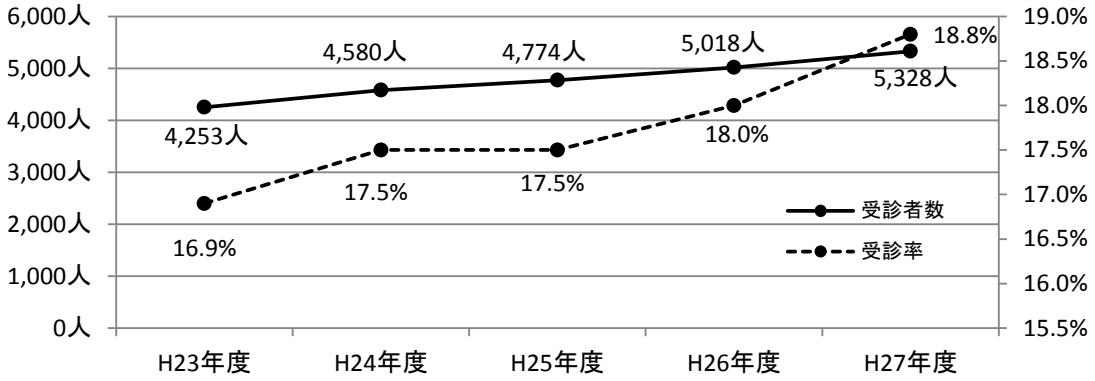

図表に示したように、受診者及び受診率とも増加傾向にあるが、それでも受診対象者の 2 割の受診率に留まっている。

平成 27 年 3 月に青森県後期高齢者医療広域連合が策定した青森県後期高齢者医療保健事業実施計画（以下この事業の項において「実施計画」という。）によると、青森県全体の平成 25 年度の受診率は 20.5%で、厚生労働省が公表している全国平均 25.1%を 4.6 ポイント下回っている。

実施計画によると、青森県内の地域別（6 地域）の受診率は、青森地域（青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村）が 31.5%で最も高く、下北地域（むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村）が 9.9%で最も低い。八戸地域（八戸市、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村）は 17.5%で、6 地域中 4 番目の数値となっている。八戸市の平成 25 年度の受診率は 17.5%で、八戸地域の受診率と同値となっている。八戸市の受診率は必ずしも高いとはいえず、市においては受診率の向上に向けて継続的に対応していく必要がある。

八戸市には受診可能な医療機関等が 25 機関あるが、そのうち健診センターの利用率が高い。平成 27 年度の状況をみると受診者 5,328 人のうち 72.5%に当たる 3,865 人が健診センターを利用している。

市が公表している住所毎年令人口分布表（平成 28 年 4 月 30 日現在）によると、

実施計画は、地域により受診率に大きな開きがあるのは、各市町村の取組みだけではなく、健康診査が受診可能な医療機関数の違いが大きく影響していると推測している。このことについて、健診センターが大きな役割を果たしている市の場合には、健診センターから離れた地域の現状把握がポイントの一つと考える。

八戸市の人口は 234,774 人で、そのうち 75 歳以上は 30,691 人となっている。これを地域別にみた場合、次表の地域の 75 歳以上人口が比較的に多い。

次表のうち、市川町は健診センターから比較的に遠く、また、地域内に受診可能な医療機関がない。このように健診センターから離れており、かつ地域に受診可能な医療機関がない地域の受診状況を分析することも一つの方法と考える。

図表 60 75 歳以上人口が多い地域

住所名	75 歳以上	総人口	割合
鮫町	1,793 人	10,057 人	17.8%
白銀町	1,685 人	11,089 人	15.2%
新井田	1,622 人	12,150 人	13.3%
市川町	1,273 人	9,490 人	13.4%
湊町	1,186 人	7,803 人	15.2%

いずれにしても市においては、受診対象者や受診者の居住地、受診状況についてより詳細な分析を行うなどして、受診者の拡大に向けての対応を検討していくことが望ましい。

３９．乳児一般健康診査委託料（健康づくり推進課）

（１）概要

① 事業内容

母子保健法第 12 条、第 13 条に基づき、乳児期（1歳未満）の発育・発達の遅れや病気の早期発見・早期治療に努め、乳児の順調な発育に資する。市では3～4か月児と9～10か月児を対象としている。

所管課は平成 27 年度に「健康増進課」であったが、28 年度に「健康づくり推進課」に名称を変更した。

【母子保健法】（抜粋）
（健康診査）
第 12 条　市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。
1　満 1 歳 6 か月を超え満 2 歳に達しない幼児
2　満 3 歳を超え満 4 歳に達しない幼児
2　前項の厚生労働省令は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 9 条第 1 項に規定する健康診査等指針（第 16 条第 4 項において単に「健康診査等指針」という。）と調和が保たれたものでなければならない。

第 13 条　前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。
2　厚生労働大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

内容	一般健康診査	精密検診
回数	1 人につき 2 回以内 3～4 か月児と 9～10 か月児を対象	1 人につき 2 回以内

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
平成 27 年度健康診査等業務委託契約	・公益社団法人青森県医師会 ・県内公立病院 17 件（うち市内 4 件） ・県外病院 3 件	18,550 千円

契約方法	契約単価
随意契約 単価契約	5,540 円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
診療報酬単価を算出根拠としている青森県医師会の参考価格に準じて、全契約先で同一の単価とする。	公益社団法人青森県医師会：同会会員が設置する医療機関について個別に契約する必要がなくなるため
	県内公立病院：最寄の医療機関で受診することができ、より受診者のニーズに応えることができるため
	県外病院：県外滞在者の希望する医療機関で受診することができ、より受診者のニーズに応えることができるため

（２）監査の結果

【結果 46】支出命令書上の検査日について

所管課では委託先から毎月、乳児一般委託健康診査受診票・乳児一般委託健康診査精密検診受診票とともに請求書を受理し、支出命令書を起票し決裁を受けて、請求額を支払っている。

支出命令書には検査日と請求書受理日を記載する欄が設けられている。平成 27 年度の支出命令書を閲覧したところ、検査日については請求書受理日より前の日付が記入されていた。検査日は具体的にどのような日付か質問したところ、契約先医療機関がその月の最後に検診を行った日を記入しているとの回答を得た。これは、市の「財務会計事務マニュアル」8 ページにおいて、○○作業委託、物件の運送、その他これらに類する契約については検査年月日として「相手方の給付が完了した年月日」とされていることによる。

確かに、契約先医療機関にとってはその月の最後に検診を行った日がその月の給付を完了した日になる。しかし本来、検査とは相手方からの給付を市として検査し確認した日を意味する。乳児一般健康診査委託において、その月の最後に検診を行った日には、検診の現場に立ち会って確認する等、所管課による検査行為はなされていない。実務上、全ての契約先医療機関に職員が出向いて検診の現場に立ち会うことは不可能である。そこで請求書の受領後、請求書に記載された検診件数と

受診票（1 人 1 枚）の枚数を照合することが実質的な検査行為となっている。すなわち、検査日として「相手方の給付が完了した年月日」を記入することは、「財務会計事務マニュアル」を一律に当てはめたものではあるが、乳児一般健康診査委託の実態に合っているとはいえない。

したがって、市は事業の実態に即した検査日を記入するよう、事務処理手続を改める必要がある。また、出納室に対し、一律に検査年月日として「相手方の給付が完了した年月日」とすることは避けるよう説明し、「財務会計事務マニュアル」の改訂を求めるべきである。

４０．妊婦健康診査委託料（健康づくり推進課）

（１）概要

① 事業内容

母子保健法第 13 条に基づき、妊娠中におこりやすい疾病の予防と早期発見に努め、安全な出産ができるように母子保健に資する。

所管課は平成27年度に「健康増進課」であったが、28年度に「健康づくり推進課」に名称を変更した。

区分	全妊婦	多胎妊婦
回数	14 回分を交付	左記 14 回分に 7 回分を追加交付、計 21 回分

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
平成 27 年度健康診査等業務委託契約	公益社団法人青森県医師会 県内公立病院 13 件（うち市内 2 件）	184,917 千円
平成 27 年度八戸市健康診査委託契約	県内助産院 2 件（うち市内 1 件）	1,339 千円

契約名	契約方法	契約単価
平成 27 年度健康診査等業務委託契約	随意契約、単価契約	5,040 円
平成 27 年度八戸市健康診査委託契約	随意契約、単価契約	4,800 円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
診療報酬単価を算出根拠としている青森県医師会の参考価格に準じて、全契約先で同一の単価とする。	公益社団法人青森県医師会：同会会員が設置する医療機関について個別に契約する必要がなくなるため
	県内公立病院：最寄の医療機関で受診することができ、より受診者のニーズに応えることができるため
	助産院：最寄の助産院で受診することができ、より受診者の便宜が図られるため

（２）監査の結果

【結果 47】支出命令書上の検査日について

『３９．乳児一般健康診査委託料 【結果 46】支出命令書上の検査日について』に記載した内容と同一であるため、省略する。

４１．健康診査等委託料（健康づくり推進課）

（１）概要

① 事業内容

本委託事業は、生活習慣病予防対策として、健康増進法第 19 条の 2 に基づき次表のとおり各種健康診査を実施するものである。

図表 61 定期健康診断業務の概要

検診名	対象者	自己負担	検査内容
健康診査	40 歳以上の医療保険未加入者（生活保護受給者等）	無料	40～74 歳「八戸市国保特定健康診査」 75 歳以上「後期高齢者健康診査」と同じ内容
胃がん検診	40 歳以上の男女	1,000 円	胃部 X 線撮影（バリウムによる検査）
肺がん検診	40 歳以上の男女	400 円	胸部 X 線撮影（二重読影検査） ※医師が必要と認めた人は、喀痰検査も実施
大腸がん検診	40 歳以上の男女	600 円	便の血栓反応検査（2 日法）
前立腺がん検診	50 歳以上の男性	1,000 円	3cc の採血による検査（PSA 腫瘍マーカー）
乳がん検診	30～39 歳の女性で偶数年齢の者、または前年度未受診者	1,000 円	乳腺超音波検査及び自己触診指導
	40 歳以上の女性で偶数年齢の者、または前年度未受診者	1,400 円	視触診及び乳房 X 線撮影（マンモグラフィー）
子宮頸がん検診	20 歳以上の女性	1,000 円	子宮頸部の内診、細胞診
骨の健康度健診	30～39 歳の女性	1,000 円	問診、身体測定（身長・体重）、血圧測定、血中脂質、尿検査、骨量検査（超音波）ほか
骨粗しょう症検診	年度内 40・45・50・55・60・65・70 歳になる女性	1,000 円 （70 歳は無料）	問診、骨量検査（超音波）
肝炎ウィルス検診	40 歳の男女	700 円	C 型ウイルス検査及び HB 抗原検査
	40 歳以上で特定健診等の結果、ALT 値が 31～50 の者	1,000 円	
歯周疾患検診	年度内 40・50・60・70 歳になる男女	無料	問診・口腔内診査
（注）70 歳以上の者、一定の障害があり 65 歳以上で後期高齢者医療加入者、非課税世帯者、生活保護受給者は自己負担が無料			

（出典：市提供データより監査人作成）

② 委託契約の概要

公益財団法人八戸市総合健診センター（以下この事業の項において「健診センター」という。）、一般社団法人八戸市医師会（以下この事業の項において「八戸市医師会」という。）及び八戸歯科医師会等と委託契約を締結している。

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
平成27年度定期健康診断業務委託契約 平成27年度歯周疾患検診業務委託契約	・公益財団法人八戸市総合健診センター ・一般社団法人八戸市医師会 ・八戸歯科医師会等	342,012 千円

契約方法	契約単価
随意契約、単価契約	※　表 63 参照

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
見積書を徴収（一者のみ）	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

（２）監査対象事業に対する意見

【意見 61】契約単価の妥当性について

市は、平成 27 年度の定期健康診断業務について、健診センター、八戸市医師会及び八戸市歯科医師会等とそれぞれ自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約の方法で契約を締結している。随意契約の理由は、次のとおりである。

【健診センター】 公益財団法人八戸市総合健診センターは、各種健診を専門とする機関であり、検査成績の精度管理やデータの保存管理が優れている。この法人は、八戸市・八戸市医師会・八戸商工会議所の三者により設立されたもので、公的性格が強く、住民情報を提供し管理を任せられる唯一の健診機関である。
【八戸市医師会】 当契約は、健診対象者を高齢者及び心身障害者に限定する（ただし、子宮頸がんを除く）ものである。かかりつけ医をもつ高齢者や心身障害者へ、市内医療機関での健診機会を与えることは、健康管理の利便性を図るうえで重要である、一般社団法人八戸市医師会は市内医療機関を取りまとめることのできる唯一の機関である。

市が締結する契約は、一般競争入札によることが原則とされ、政令で定める一定の場合にのみ随意契約によることができ、当契約においては、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号によるものとして、その理由も公表されている。

ここで、随意契約のメリットとデメリットは、一般的には次のように示される。

メリット	① 競争入札に比べ、契約費用の負担が少なくて済む。
	② 信頼できる者を相手として契約できる。
デメリット	① 相手方選定の過程が不透明になる。
	② 競争入札に比べ、契約金額に客観性がない。
	③ 相手方が固定化してしまう。

この点、本委託事業においては、業務の専門性や個人情報等の取扱いからメリット②を重視し、随意契約としている。

一方、随意契約による場合の最も注目すべき問題点は、デメリットの②であり、この点は必ず解消しなければならない。契約金額の客観性が担保されるためには、契約額自体が市場価格等を反映した客観的な額になっているかを確認しなければならない。

市は、八戸市医師会との契約単価を決定するにあたって、八戸市医師会から見積りをとり、見積額が予定価格内であったため、見積書の価格で契約している。ここで、健診センターと八戸市医師会の委託料を比較すると次表のとおりである。

図表 62 健診センターと八戸市医師会の委託料の比較

（単位：円）

検診名	方法等	センター	医師会	差額
胃がん	胃部 X 線	9,196	11,634	2,438
肺がん	胸部 X 線	2,735	－	－
	胸部 X 線喀痰あり	5,462	－	－
大腸がん	便の潜血反応検査	1,728	4,500	2,772
結核	胸部 X 線直接撮影	2,268	－	－
前立腺がん	PSA 腫瘍マーカー	2,160	－	－
乳がん	視触診+MMG	7,236	－	－
	超音波検査	3,240	－	－
子宮頸がん	内診、細胞診	5,956	7,297	1,341

（出典：市提供データより監査人が作成）

健診センターと八戸市医師会では、問診の有無等で内容の相違があるため単純な比較はできないが、健診センターの委託料より八戸市医師会の方が高い理由については可能な限り調査し、見積額の妥当性についての記録を残す必要がある。

すなわち、取引の実例価格や、需給の状況、履行の難しさ及び契約数量の多寡等を考慮して予定価格を適正に算定し、予定価格と見積額を比較することにより、見積額が客観的で妥当であることを確かめなければならない。

【意見 62】予定価格について

健康診断の契約金額について、市は平成 9 年度から平成 26 年度まで契約額の見直しを行っていなかった。平成 27 年度の見直し額は次表のとおりであり、平成 26 年度以前と比較すると、契約額は大幅に変更されたと言える。

図表 63 各種がん検診の契約単価の比較

（単位：円）

検診名	方法等	H26 年度以前	H27 年度	差額
胃がん	胃部 X 線	5,941	9,196	3,255
肺がん	胸部 X 線	3,274	2,735	-539
	胸部 X 線喀痰あり	6,924	5,462	-1,462
大腸がん	便の潜血反応検査	4,500	1,728	-2,772
結核	胸部 X 線直接撮影	702	2,268	1,566
前立腺がん	PSA 腫瘍マーカー	2,160	2,160	0
乳がん	視触診+MMG	4,429	7,236	2,807
	超音波検査	2,160	3,240	1,080
子宮頸がん	内診、細胞診	5,923	5,956	33

（出典：市提供データより監査人が作成）

平成 27 年度の見直しは、他の健診センター等から単価の情報を入手し、それらを参考に次表のように決定した。

図表 64 各種がん検診委託料見直しの概要

（単位：円）

検診名	方法等	A市 健診施設B a	C市 健診施設D b	E市 c	F市 d	健診施設G e	健診施設H f	a～fの平均値 g	八戸市 健診センター h	差額 h-g
胃がん	胃部X線	6,048	9,677	11,910	5,941	5,400	9,720	8,116	9,196	1,080
肺がん	胸部X線	2,300	2,268	4,270	1,177	2,430	－	2,489	2,735	246
	胸部X線喀痰あり	5,000	4,274	6,640	4,093	5,130	－	5,027	5,462	435
大腸がん	便の潜血反応検査	2,160	1,166	4,510	1,404	1,836	1,728	2,134	1,728	-406
結核	胸部X線直接撮影	肺がんと併用	2,268	－	－	1,620	－	1,944	2,268	324
前立腺がん	PSA腫瘍マーカー	－	3,186	3,190	2,376	2,160	－	2,728	2,160	-568
乳がん	視触診+MMG	7,257	8,791	8,190	7,139	5,400	5,940	7,120	7,236	117
	超音波検査	3,780	－	－	－	－	－	3,780	3,240	-540
子宮頸がん	内診、細胞診	6,091	7,452	6,380	5,610	4,536	3,780	5,642	5,956	315

（出典：市提供データより監査人が作成）

入手した単価情報の利用方法としては、入手したすべての平均をとる方法や、最も高い金額と最も低い金額を除き、それ以外で平均をとる方法等が考えられるが、市が決定した金額には、計算の根拠はなく、入手した情報をどのように利用したかは不明である。また、表にもあるとおり、単価の情報の入手先は公的性格の施設が多い。結果的に市が決定した単価は健診センターから入手した見積書のとおりであり、決定した単価が妥当であったかどうかは検証できていない。

検診の単価を決定するにあたっては、民間施設も含めた複数施設から見積書等を入手し、単価設定の計算式等の検証可能な根拠に基づいて計算するとともに、毎年見直し、競争入札を行う場合と同様に、より適正な設定を行わなければならない。

４２．システム改修委託料（市民課）

（１）概要

① 事業内容

現在、運用している住民基本台帳システム及び住民基本台帳ネットワークシステムに社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）導入に伴う個人番号項目の管理や処理画面等の処理を追加・改修する業務である。

平成 27 年 10 月の個人番号付番・通知、平成 28 年 1 月からの個人番号カード交付事務を行うためにはこれらのシステムの改修が必要となる。また、本事業によって住民票等に個人番号（マイナンバー）が記載されるようになる。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
住民基本台帳システム社会保障・税番号制度対応改修（平成 27 年度）業務委託	富士通株式会社八戸支店	56,160 千円

契約方法	契約額
随意契約	56,160 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
委託先事業者からの見積りによる。	本システムは上記事業者が製造・調整したものであり、改修作業を適正に行えるのは上記事業者のみである。

（２）監査対象事業に対する意見

【意見 63】積算額の妥当性の確認について

本事業における積算額の概要は、下表のようになっている。

図表 65 平成 27 年度予算の積算内容

工程等	工数（人月）	金額
運用支援作業	54.05	51,743,470 円
オプション	－	800,000 円
小計		52,543,470 円
消費税		4,203,440 円
合計		56,746,440 円
端数調整		56,700,000 円

（出典：委託料積算書より監査人作成）

積算に当たっては、所管課である市民課が総務省の資料等を参考にスペックを決め、これを事業者に提示して参考見積りを得る。その後、事業者から得た見積額を情報システム課で査定し最終的な工数を決定する。この決定の内容については、情報システム課が作成している「予算要求前審査チェック票（システム改修等）」に記録されている。

この「予算要求前審査チェック票（システム改修等）」を作成した時点では、開発工数や作業工程に不明な点があるため、見積工数にはリスクがある旨の記載がなされている。一方で、事業の実施中あるいは実施後において、その要した工数等を確認する目的で事業者に日報を提出させておらず、作業報告書も一部のみを提出させるに留まっているため、市はどの作業にどれくらいの人員が投入されたかまでは把握していない。

「予算要求前審査チェック票（システム改修等）」は平成 26 年 11 月 11 日に作成されており、この時点では開発工数や作業工程に不明な点があるのも止むを得ないのだが、積算時の予想工数が妥当なものであったかについて、市は確認しておくべきである。そうでなければ、「予算要求前審査チェック票（システム改修等）」も形式的なものとなってしまうし、何より今後のシステム改修委託事業における積算に役立つ情報の蓄積が進まない。今後はシステム構築や改修委託事業に係る積算額の妥当性を事後的に検証し、PDCAサイクルを機能させる必要がある。

４３．消防団事務委託料（防災危機管理課）

（１）概要

① 事業内容

八戸市には、市全域を区域とする八戸市消防団がある。消防団は、消防組織法に基づいて市町村に設置される消防機関である。

八戸市消防団の設置根拠法令等は下記のようなものである。

- 八戸市消防団条例
- 八戸市消防団条例施行規則
- 八戸市消防団員被服等貸与規程

消防団員は、普段は本業の仕事を持ちながら、火災発生時における消火活動、地震や風水害といった大規模災害発生時における救助・救出活動、警戒巡視、避難誘導、災害防御活動などを行う。平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震等においても、初動を始めその活躍が注目された。災害発生時だけでなく、平常時においても、訓練のほか、応急手当の普及指導、住宅への防火指導、特別警戒、広報活動など、地域における消防力・防災力の向上や地域コミュニティの維持・振興において重要な役割を担っている。

団員の身分は、消防署に勤務する常勤の消防職員とは異なり、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、その地域での経験を活かした消火活動・救助活動を行う、非常勤特別職の地方公務員である。

市では、八戸地域広域市町村圏事務組合（以下この事業の項において「組合」という。）との間で「八戸市と八戸地域広域市町村圏事務組合との間の消防団事務委託に関する規約」（以下この事業の項において「規約」という。）を昭和 46 年 7 月 1 日に制定し、市消防団に関する事務の管理及び執行を継続的に組合に委託している。

図表 66 八戸市消防団の組織概要

消 防 団 の 組 織 概 要

平成28年4月1日現在

都道府県名	青森県	所在地	〒031-0011 青森県八戸市大字田向字松ケ崎7-8
市町村名	八戸市		
消防団事務所管	八戸地域広域市町村圏事務組合 消防本部	電話番号(直通)	0178-44-2134　FAX　0178-44-1196
消防団名	八戸市消防団	メールアドレス	keibi@hachinohe119.jp

ホームページURL	http://www.city.hachinohe.aomori.jp/		
SNSアカウント			

組織	分団数	23	分団
	機能別分団数	0	分団
	方面隊数	0	隊
	部数	0	部
	班数	90	班
団員数	条例定数	1,548	人
	実員数	1,356	人
	男性団員数	1,332	人
	女性団員数	24	人
	基本団員数	1,266	人
	機能別団員数	90	人
	勤務地団員	0	人
	通学団員	0	人
職業構成別団員数	国家公務員	1	人
	地方公務員	42	人
	都道府県職員	4	人
	市区町村等職員	38	人
	特殊法人等公務員に準ずる職員	34	人
	農協職員	3	人
	日本郵政グループ	9	人
	その他	1,270	人
就業形態別団員数	被雇用者	1,031	人
	自営業者	161	人
	家族従業者	82	人
	学生	1	人
	大学生	0	人
	専門学校生	1	人
	その他	81	人
階級別団員数	団長	1	人
	副団長	6	人
	分団長	32	人
	副分団長	29	人
	部長	94	人
	班長	185	人
	団員	1,009	人
ポンプ	普通消防ポンプ自動車	22	台
	水槽付消防ポンプ自動車	2	台
	小型動力ポンプ付積載車	55	台
	小型動力ポンプ(車両に積載していないもの)	1	台
	手引き動力ポンプ	13	台
無線機	携帯用無線機	0	台
	車載用無線機	0	台
	簡易無線機	187	台
	トランシーバー	0	台
	無線受令機	79	台
報酬	報酬額(階級:団員)	年額 24,000	円
	(参考)交付税単価(階級:団員)	年額 36,500	円

【組織概要図】

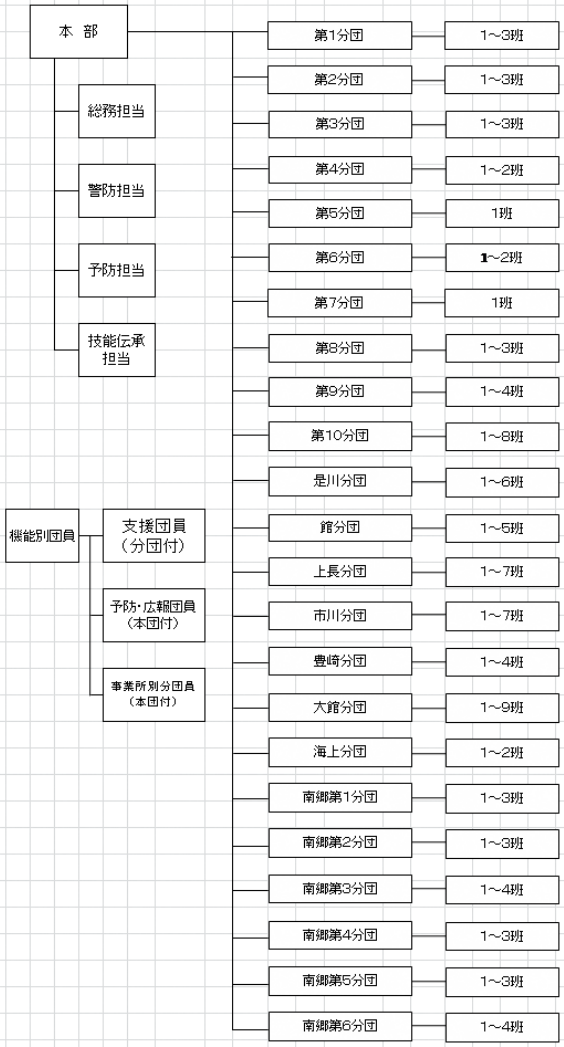

(出典:市HP)

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
平成 27 年度消防団事務委託	八戸地域広域市町村圏事務組合	238,027 千円

契約方法	契約額
※　市と組合の間の規約に基づく。	238,027 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
－	市と組合との規約による。

（２）監査対象事業に対する意見

【意見 64】繰越金の増加傾向について

市から組合への事務委託料については、組合の予算に基づいて市が査定した額とし、年 6 回市から支払っているが、支出にあたり検査は行われていない。組合も地方公共団体であって市と同様のタイミングで決算が行われ、組合の議会で承認された決算が市に報告されるのは、平成 27 年度決算の場合、平成 28 年 9 月以降となる。すなわち、市が事務委託料を支出する時点では委託事務につき組合から報告を受けていない。

この点に関して市では、組合が地方公共団体であることから、自治法 252 条の 14 第 1 項に規定する自治体間の事務委託に該当し、行政主体間の公法上の契約であると認識している。そのため消防団に関する事務は一括して組合の実施に委ねている。

【自治法】(抜粋)
(事務の委託)
第 252 条の 14　普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

組合は、規約第 2 条に基づき委託事務の管理・執行について市の条例及び規則等に従うほか、規約第 4 条に基づき組合の一般会計とは区別して「八戸市消防団等受託事務特別会計」を設けて収入及び支出を経理している。

【規約】(抜粋)
(管理及び執行の方法)
第 2 条　前条に規定する委託事務の管理及び方法については、八戸市の条例及び規則等の定めるところによるものとする。
(経費の負担及び予算の執行)
第 3 条　委託事務の管理及び執行に要する経費は、八戸市の負担とする。
2 (省略)
第 4 条　組合管理者は、その委託を受けた事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、一般の歳入歳出と区分して経理しなければならない。

消防団事務の実施による予算額(＝委託料)と決算額の差額は、繰越金として決算と同時に市に報告され、その時点で市が決算の内容とともに把握する。

平成 24 年度以降の組合における「八戸市消防団等受託事務特別会計」の歳入・歳出額は次表のようになっている。歳入のうち繰越金は前年度の形式収支、すなわち歳入合計から歳出合計を差し引いた額である。平成28年度における繰越金は、平成27年度の歳入合計から歳出合計を差し引いた 14,431 千円と、平成 23 年度以来最高額となる。

図表 67　組合における決算の推移

(単位:千円、%)

歳入	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
市支出金	262,142	227,663	221,180	226,055	238,027
繰越金	2,445	4,243	4,657	10,859	10,736
諸収入	31,686	25,555	40,507	40,830	40,927
組合債	12,600	12,500	2,400	30,500	36,700
国庫支出金	-	-	-	-	1,971
歳入合計	308,873	269,961	268,744	308,244	328,361
繰越金/歳入合計	0.79%	1.57%	1.73%	3.52%	3.27%
歳出	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
消防費	291,246	256,102	245,531	283,650	303,142
公債費	5,403	9,202	12,354	13,858	10,788
災害復旧費	7,980	-	-	-	-
歳出合計	304,630	265,304	257,885	297,508	313,930
形式収支	4,243	4,657	10,859	10,736	14,431

(出典:組合HP及び決算書)

繰越金の額は年々増加傾向にある。また、歳入合計のうち繰越金が占める割合も上昇傾向にある。平成 27 年度決算において、歳出予算額 337,940 千円に対し不用額は 24,010 千円であった。不用額は精算等により市に直接返納される仕組みではなく、繰越金として翌年度の歳入とし、その分市支出金を減額している。前表の歳入のうち市支出金は、繰越金についてその生じた理由を市が把握した上で予算の補正を行った後の金額となっている。

【規約】(抜粋)
(経費の負担及び予算の執行)
第 5 条　組合管理者は、各年度において、その委託事務の執行に係わる予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務野管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、組合管理者は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに八戸市長に提出しなければならない。

したがって、市民の税金を原資とする繰越金が組合に滞留することのないよう、市は繰越金について増加傾向に歯止めをかけるべく、執行状況を見ながら減額補正を行う必要がある。

４４．ごみ処理手数料徴収委託料（環境政策課）

（１）概要

① 事業内容

本委託事業は、市内の小売店が市と契約を締結し、指定ごみ袋、粗大ごみ処理券の販売により、ごみ処理手数料を市民から徴収し、市に納付するものである。

指定ごみ袋等の取扱いを希望する事業者は、市に対して申請を行い、申請者が一定の要件を満たしている場合に市は契約を締結する。

委託先事業者の業務は、市民に対して市指定ごみ袋、粗大ごみ処理券を交付（販売）し、ごみ処理手数料の徴収を行い、市に対して交付（販売）実績を報告し、ごみ処理手数料徴収額を納付することである。委託先事業者は、徴収したごみ処理手数料から、委託料（ごみ袋 1 組あたり 30 円、粗大ごみ処理券 1 枚あたり 40 円に消費税を加算した額）を差し引いた額を市に納付する。

徴収額や販売数の報告は月締めで、翌月 10 日までに行い、手数料の納付は翌月末日までに行うこととなっている。

② 委託契約の概要

契約名	委託先事業者	平成 27 年度支出額
ごみ処理手数料徴収業務委託契約	市内 143 事業者 （平成 28 年 3 月 31 日時点）	35,174 千円

契約方法	契約額
随意契約	－

次の表及びグラフは、委託先事業者数及び委託料の推移を示したものである。

図表 68 委託料等の推移

項目	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
委託料	33,041 千円	34,529 千円	35,896 千円	34,771 千円	35,174 千円
新規契約数	3 者	1 者	3 者	3 者	6 者
契約解除数	0 者	4 者	6 者	5 者	3 者
委託先事業者	148 者	145 者	142 者	140 者	143 者

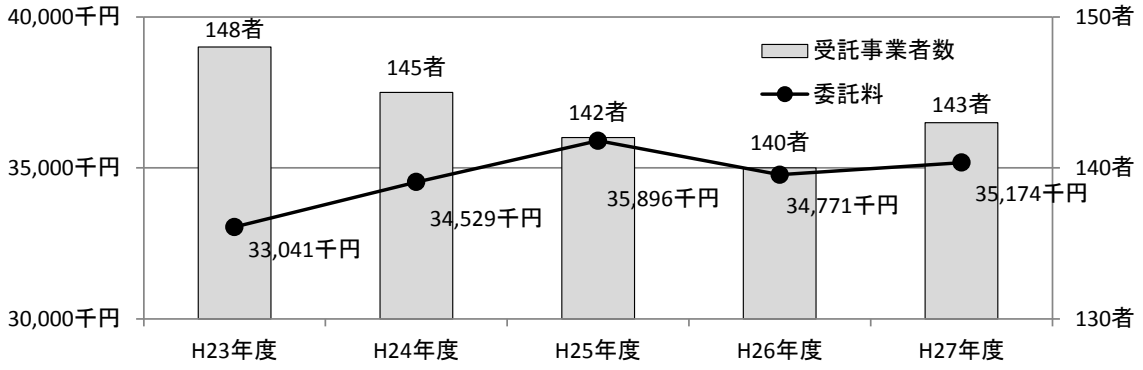

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
ごみ袋1組あたり30円、粗大ごみ処理券1枚あたり40円に消費税を加算した額	―

（２）監査の結果

【結果 48】委託先事業者からの払い込みについて

本委託事業においては、ごみ処理手数料徴収業務仕様書の「7 徴収金の納付と委託料の支払」により、委託先事業者は、その月の末日までに徴収したごみ処理手数料から委託料相当額を差し引いた額を、納入通知書により、翌月の末日（末日が、土曜日、日曜日、又は休日の場合は、その前日）までに八戸市指定金融機関又は八戸市収納代理金融機関に払い込まなければならない。そして市は、それが払い込まれた時点で、公金振替の手続きを行う必要がある。

公金振替の手続きを行う際に市は公金振替命令書を起票する。次表は、ごみ処理手数料の平成27年10月分から平成28年3月分までの公金振替命令書の起票日をまとめたものである。

図表 69 ごみ処理手数料の公金振替命令書起票日

ごみ処理手数料	公金振替命令書起票日
平成 27 年 10 月分	平成 28 年 1 月 4 日
平成 27 年 11 月分	平成 28 年 2 月 3 日
平成 27 年 12 月分	平成 28 年 2 月 23 日
平成 28 年 1 月分	平成 28 年 4 月 7 日
平成 28 年 2 月分	平成 28 年 4 月 26 日
平成 28 年 3 月分	平成 28 年 5 月 6 日

たとえば平成 27 年 10 月分のごみ処理手数料は、本来であれば平成 27 年 11 月末日までに公金振替命令を行う必要があるが、公金振替命令書の起票が平成 28 年 1 月 4 日に行われており、1 か月以上も遅れている。

公金振替は、140 者以上ある委託先事業者からの払い込みがすべてなされた時点で一括して行っている。したがって、払い込みが遅れている委託先事業者が一者でもあれば公金振替が遅れることになる。

公金振替を一括して行うのは、事務の簡便化、効率化の観点からの対応であるが、そのためには委託先事業者からの払い込みが適時に行われる必要がある。しかしながら、平成 27 年 10 月分以降を見る限りでは、払い込みが遅れている委託先事業者が存在していることが常態化している。

払い込みが遅れる一義的な責任は委託先事業者側にあるが、市の督促も不十分な可能性がある。市においては、払い込み日の順守を委託先事業者に改めて要請するとともに、払い込みが遅れている委託先事業者に対してはより強い態度で臨む必要がある。

【結果 49】履行確認について

本委託事業においては、委託先事業者が市民に八戸市指定ごみ袋、粗大ごみ処理券を交付（販売）し、委託先事業者がその代金（ごみ処理手数料）を受領した時点で、市は委託料（支出額）を確定させている。

歳出の会計年度の所属区分について定めている自治令第 143 条第 1 項第 4 号によると、工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度の歳出とされる。この規定には委託料も含むと解釈されており、市も本委託事業については履行があった日の属する年度の歳出として取り扱っている。

実務上は、1 か月分の受領代金を一括して処理しており、「履行があった月」＝「委託事業者が代金を受領した月」として、毎月末日に当該月の委託料が決定する処理を行っている。このことは年度末の 3 月も同じである。

一方、自治令第 143 条第 1 項第 4 号に規定する「当該行為の履行があった日」は、「履行確認の日」とされている（昭 38.12.19 通知）。したがって、毎月末日に履行確認を行って初めて当該月の委託料が確定することになるが、本委託事業においては毎月末日にどのように履行確認を行っているのか、その証跡が残されていない。

ごみ処理手数料徴収業務委託契約に関する変更契約書（以下この事業の項において「契約書」という。）第 8 条（業務の検査及び調査）により、委託先事業者は、毎月の委託業務の実績について翌月 10 日までに市に報告し、検査を受けなければならない。

この報告をもって履行確認を行うとすると、本来は月末日に行う必要がある履行確認を、実際は月末日以降、翌月 10 日までの間に行っていることになる。また、実際には、すべての委託先事業者が翌月 10 日までに報告書を提出しているわけではなく、10 日以降に提出するケースも散見される。その場合には履行確認の日はさらにずれ込むことになる。

市においては、月末日に委託料を確定するのであれば、履行確認を月末日に行ったことを示す証跡を残しておく必要がある。

４５．特定外来生物・有害鳥獣調査等事業委託料（環境政策課）

（１）概要

① 事業内容

本事業は緊急雇用創出事業の一つである。国の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、外来生物が生物多様性へ及ぼす影響や、カラスに代表される有害鳥獣による被害等への対策の基礎資料とするため、平成 26 年度半ばから平成 27 年度末にかけて、市内に生息する代表的な特定外来生物や有害鳥獣の分布の調査等を事業者への委託により実施するものである。

② 委託契約の概要

契約名	委託先事業者	平成 27 年度支出額
特定外来生物・有害鳥獣調査等事業業務委託契約	八戸市森林組合	19,116 千円

契約方法	契約額
随意契約（一者随契）	19,116 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
人件費・・・平成 27 年度青森県公共工事労務単価（日給）に勤務日数を乗じて積算 消耗品費、車両借上費・・・業者見積り価格を使用 法定福利費・・・人件費総額に法定料率（事業者負担分）を乗じて積算	緊急雇用創出事業の場合、平成 27 年度は求職者の新規雇用が不可とされ、平成 26 年度の従事者との雇用契約を更新する必要があった。平成 27 年度事業の委託先事業者を指名競争入札で選定した場合、委託先事業者が変わることにより平成 26 年度の従事者との雇用契約が継続されず、事業実施が困難となるおそれがあったため、平成 26 年度の委託先事業者との随意契約により事業を継続している。 （平成 26 年度は指名競争入札を実施している。）

（２）監査の結果

【結果 50】契約書の文言について

委託業務内容について契約書第 1 条では、「別紙「特定外来生物・有害鳥獣調査等事業委託業務仕様書」による」と定めているが、仕様書名は「緊急雇用創出事業業務委託仕様書」となっており、両者が一致していない。契約書の文言と実際の仕様書名は一致させておく必要がある。

４６．一般廃棄物収集運搬委託料（清掃事務所）

（１）概要

① 事業内容

八戸市内で発生した一般廃棄物については、各集積所等から収集され、可燃ごみは八戸地域広域市町村圏事務組合が運営する八戸清掃工場へ、不燃・粗大ごみ及び資源物（廃食用油を除く。）は同事務組合が運営する八戸リサイクルプラザに運搬されることとなっている。本委託事業は、一般廃棄物収集運搬業務（市直営で実施しているコースを除く。）を民間事業者に委託するものである。なお、一般廃棄物には、可燃ごみ、不燃系資源物、可燃系資源物、不燃ごみ及び粗大ごみが含まれる。

従前、市の一般廃棄物の収集運搬業務は市直営にて実施されてきた。平成 22 年度より民間事業者への委託（1 コース）を開始したが、市職員である現業職員の退職者不補充の方針を採っていることから、現業職員の退職者数に併せ、委託業務の範囲の拡大を進めている。契約は収集運搬コース等を単位としており、平成 27 年度においては、可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託（南郷地域を除く。）10 件、繁忙期の可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託（南郷地域を除く。）2 件、可燃系資源物収集運搬業務委託（南郷地域を除く。）2 件、不燃ごみ収集運搬業務（南郷地域を除く。）1 件、粗大ごみ戸別収集電話受付業務委託 1 件、粗大ごみ戸別収集運搬業務委託 1 件、可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託（南郷地域）1 件、可燃系資源物収集運搬業務委託（南郷地域）1 件、不燃ごみ収集運搬業務委託（南郷地域）1 件に分けて契約を締結している。

粗大ごみ戸別収集電話受付業務委託及び粗大ごみ戸別収集運搬業務委託を除き、毎年度、指名競争入札が実施されており、粗大ごみ関係の 2 件についても、平成 28 年度より指名競争入札が導入されている。

なお、平成 28 年度において、可燃ごみ及び不燃系資源物 1 コースが、市直営から委託の形態に変更されている。

② 委託契約の概要

ア．南郷地域を除く市域を対象とした契約

契約名	契約先	契約方法	予定価格	契約額	落札率
可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託（その 1）	ユーネット八戸協同組合	指名競争入札	36,398 千円	36,180 千円	99.4%
可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託（その 2）	ユーネット八戸協同組合	指名競争入札	18,199 千円	17,820 千円	97.9%

契約名	契約先	契約方法	予定価格	契約額	落札率
可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託(その 3)	ユーネット八戸協同組合	指名競争入札	27,151 千円	27,000 千円	99.4%
可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託(その 4)	協同組合県南グリーンサービス	指名競争入札	18,199 千円	18,195 千円	100.0%
可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託(その 5)	ユーネット八戸協同組合	指名競争入札	18,199 千円	17,928 千円	98.5%
可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託(その 6)	株式会社清掃テクノサービス	指名競争入札	54,597 千円	54,594 千円	100.0%
可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託(その 7)	株式会社清掃テクノサービス	指名競争入札	47,950 千円	47,848 千円	99.8%
可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託(その 8)	ユーネット八戸協同組合	指名競争入札	36,796 千円	36,720 千円	99.8%
可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託(その 9)	八戸環境保全協同組合	指名競争入札	36,796 千円	36,774 千円	99.9%
可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託(その 10)	協同組合県南グリーンサービス	指名競争入札	37,021 千円	37,000 千円	100.0%
繁忙期の可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託(その 1)	株式会社清掃テクノサービス	指名競争入札	1,597 千円	1,541 千円	96.5%
繁忙期の可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託(その 2)	協同組合県南グリーンサービス	指名競争入札	1,597 千円	1,555 千円	97.4%
可燃系資源物収集運搬業務委託(その 1)	八戸市資源集団回収協同組合	指名競争入札	74,736 千円	74,736 千円	100%
可燃系資源物収集運搬業務委託(その 2)	ユーネット八戸協同組合	指名競争入札	18,684 千円	18,576 千円	99.4%
不燃ごみ収集運搬業務委託	ユーネット八戸協同組合	指名競争入札	26,598 千円	26,460 千円	99.5%

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
所管課が独自に積算	－

イ．八戸市全域（南郷地域を含む。）を対象とした契約

契約名	契約先	契約方法	予定価格	契約額	落札率
粗大ごみ戸別収集電話受付業務委託	株式会社庄司興業所	随意契約	5,120 千円	5,119 千円	100%

契約名	契約先	契約方法	予定価格	契約額	落札率
粗大ごみ戸別収集運搬業務委託(中型ダンプ)	株式会社庄司興業所	随意契約	69,740 円	69,660 円	99.9%
粗大ごみ戸別収集運搬業務委託(小型ダンプ)	株式会社庄司興業所	随意契約	66,660 円	66,528 円	99.8%
粗大ごみ戸別収集運搬業務委託(軽トラック)	株式会社庄司興業所	随意契約	41,660 円	41,472 円	99.6%

（注）粗大ごみ戸別収集運搬業務委託は、単価契約。

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
所管課が独自に積算	自治法令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

ウ．南郷地域を対象とした契約

契約名	契約先	契約方法	予定価格	契約額	落札率
可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託	八戸環境保全協同組合	指名競争入札	11,035 千円	11,016 千円	99.8%
可燃系資源物収集運搬業務委託	ユーネット八戸協同組合	指名競争入札	3,258 千円	3,240 千円	99.5%
不燃ごみ収集運搬業務委託	ユーネット八戸協同組合	指名競争入札	1,676 千円	1,674 千円	99.9%

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
所管課が独自に積算	－

（２）監査の結果

【結果 51】予定価格の積算において適用する労務単価について

ごみの種別に関わらず、収集運搬業務委託の予定価格を積算するにあたっては、作業員の給料、期末手当、社会保険料等から構成される人件費と作業被服費、車両減価償却費等から構成される物件費を見積もり、これらを積み上げる形にて行われている。これは、最終的な契約方法が、年額での総価契約か、1 日あたりの単価契約かに関わらず同様である。

平成 27 年度における各収集運搬業務委託の設計書によれば、可燃ごみ及び不燃系資源物、可燃系資源物、不燃ごみに係る収集運搬業務委託の人件費の積算にあたって採用されている労務単価は同一であるが、粗大ごみ戸別収集運搬業務委託の人件費の積算にあたって採用されている労務単価は、それよりも 4 割程度高いものとなっている。市によれば、いずれの労務単価も従前より踏襲されてきたものであり、特段の設定根拠は無いとのことである。

収集運搬業務委託は労働集約的な業務であることから、設計上、人件費は収集運搬業務に係る委託料の 7 割を超える割合を占めるものであり、かつ、この人件費に重要な影響を与えるのが労務単価である。特に、落札率が 99%を超えている現状においては、労務単価の設定水準が契約額の多寡を決定する主要因と言える。今後、適用する労務単価の考え方を整理し根拠を明確にするとともに、定期的に見直す枠組みを構築することが必要である。特に、現在、粗大ごみに係る収集運搬業務委託については、他の種別のごみに係る収集運搬業務委託の 1.4 倍程度の労務単価を採用している。確かに、粗大ごみ戸別収集運搬業務委託は、他の種別のごみと比べて、対象物が嵩や重さが大きく異なることからくる積込方法や収集方法が異なることから、他の種別の労務単価よりも高い単価とすることも考えられない訳ではないが、4 割程度の差をつける合理的な理由があるのかどうか、併せて見直す必要がある。

【結果 52】可燃系資源物収集運搬業務委託（その 1）の委託範囲の分割について

一般廃棄物収集運搬業務委託を行うに際しては、毎年度、「八戸市が行うべき一般廃棄物収集運搬業務の委託基準」（以下この事業の項において「委託基準」という。）を定め、各契約（コース）における所要車両台数、人員数等の基準要件を算定し、この基準要件を満たす事業者を指名業者としている。

可燃系資源物収集運搬業務委託は 2 件に分けて契約されているが、その業務の規模は大きく異なる。（その 1）の契約は（その 2）に比べて、契約額及び人員の基準要件で 4 倍程度、運搬車の基準要件でも 3.6 倍程度の規模となっており、各種の一般廃棄物収集運搬業務委託の中でも、金額的に最も大きな委託契約となっている。市によれば、過去に契約を分けた際に、エリアで区分した結果であり、業務量を勘案したものではないとのことである。両契約はともに指名競争入札を行っているが、基準要件を満たすことを指名業者の要件としていることから、平成 27 年度契約における（その 2）の指名業者は 7 者であったにも関わらず、（その 1）の指名業者は 2 者に留まっている。

市によれば、行財政改革の推進の一環として、民間事業者への業務委託の拡大を図っているものの、経済性よりも、収集運搬業務の確実な履行を重視しており、競争性の発揮を意図するような委託範囲の分割等には与しないとの見解である。確かに、環境省通知においても、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されることを求めており、監査人も、一般廃棄物収集運搬業務の外部委託に際して、その確実な履行を重視する点に異論は無い。しかし、厳しい財政状況や将来的な人口減少等といった環境を踏まえると、業務の確実な履行とともに、その範囲内において適切な経済性の発揮を指向することは当然に必要な視点であり、両者のバランスを図ることによって、限られた財源の中における事業の継続的な実施

可能性を高めることができるものと考える。

確かに、落札率を見ると、(その 1)の 100%に対して(その 2)も 99.4%に留まっており、指名業者数の増加が、即競争性の発揮につながるとは言い難いが、業務の確実な履行を明確に阻害しない限りにおいて、より経済性が確保し得るよう委託範囲を分割することが必要である。

図表 70 可燃系資源物収集運搬業務委託の基準要件等

契約名	契約先	基準要件	契約額
可燃系資源物収集運搬業務委託(その 1)	八戸市資源集団回収協同組合	業務に従事する人員:96 名以上 運搬車:小型又は中型のダンプ、トラック若しくはパッカー車:33 台(予備車 1 台を含む。)	74,736 千円
可燃系資源物収集運搬業務委託(その 2)	ユーネット八戸協同組合	業務に従事する人員:24 名以上 運搬車:小型又は中型のダンプ、トラック若しくはパッカー車:9 台(予備車 1 台を含む。)	18,576 千円

(出典:市提供資料より監査人作成)

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 65】繁忙期の可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託に係る基準要件の緩和について

繁忙期の可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託は、コースごとに契約された可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託の事業者では円滑に処理できないごみ量が生じる可能性がある連休明けの収集日等に、追加的に収集運搬を行う業務である。このため、収集日程は、あらかじめ仕様書上で定められているものの、収集区域及びコース等については、当日の状況に応じて、市より指示を受けることとされている。

この業務は、市が、他の収集運搬業務委託の契約に際して、指名競争入札の指名業者を選定するにあたっての要件とする運用としており、当該業務の経験が無い事業者は、指名業者となることができない。つまり、本格的な収集運搬業務を行うための習熟業務として位置付けられており、実際の収集にあたっても、収集車に同乗する収集職員 2 名のうち 1 名については市職員とすることが定められている。また、使用する収集車両は、1 日 1 台もしくは 2 台を想定しており、委託基準においては、「業務に従事する人員を 6 名以上、中型パッカー車を 3 台(予備車両 1 台を含む。)以上保有していること」を基準要件としている。

しかし、本格的な収集運搬業務を行うための習熟業務として位置付けるのであれば、当初から、3 台の中型パッカー車を基準要件とせず、一定台数は市の所有車を使用することにより新規投資を抑制し、新規参入を促すことも考えられる。当該基準要件の緩和のみで新規参入が劇的に変わる訳ではないが、後述するように、一般廃棄物収集運搬業務委託は、結果的に、競争性が発揮されているとは言い難い状況である。新規参入の促進は、より一層の経済性の確保を図る一方策と言え、業務の確実な履行を明確に阻害しない限りにおいて、その促進策を検討することが望ましいものと考える。

【意見 66】可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託に係る作業員配置数の見直しについて

缶・びん・ペットボトルといった不燃系資源物については、可燃ごみと併せた契約とされている。委託基準においても、可燃ごみと不燃系資源物との間において、人員及び運搬車に係る基準に差は設けられておらず、当該契約に係る予定価格を積算するにあたっても、可燃ごみ、不燃系資源物ともに、パッカー車 1 台に 3 名（運転手 1 名、作業員 2 名）が乗務するものとして設計されている。一方、南郷地域の可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託については、委託基準上、可燃ごみ、不燃系資源物ともに、パッカー車 1 台に 2 名（運転手 1 名、作業員 1 名）が乗務するものとされている。

南郷地域を除く10コースと南郷地区の可燃ごみ及び不燃系資源物について、平成 27 年度における収集 1 回あたりの運搬量を比較すると、次表のとおりである。全体的に、市街地を含むそれ以外の 10 コースの方が、南郷地域よりも収集運搬量が大きいものの、可燃ごみにおいては、（その 6）と（その 7）が、不燃系資源物においては（その 7）と（その 9）が、南郷地域と同程度かそれを下回る水準である。特に、（その 7）は可燃ごみ及び不燃系資源物ともに下回っている。この数値は単年度のものであるとともに、市街地においては、短い距離において頻繁に収集を行うことが想定されることから、同じ収集量であっても作業員の疲労度が異なるという事情もある。しかし、全体的なごみの収集量自体が減少傾向にある中、コースごとの状況も異なることから、毎年度、3 名乗車の必要性を定期的に見直すことが必要なものと考える。

図表 71　可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務の 1 回あたり運搬量

区分	可燃ごみ（kg）	不燃系資源物（kg）
その 1	3,113	1,032
その 2	2,856	965

区分	可燃ごみ(kg)	不燃系資源物(kg)
その 3	3,033	987
その 4	3,221	1,105
その 5	2,817	986
その 6	2,610	1,052
その 7	2,502	872
その 8	2,967	1,005
その 9	2,737	833
その 10	3,233	1,271
南郷	2,610	914

（出典：市提供資料より監査人作成）

【意見 67】より一層の経済性の確保について

平成 27 年度に契約されているもののうち、習熟業務的な色彩のある繁忙期の可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託と、随意契約であった粗大ごみ戸別収集電話受付業務委託及び粗大ごみ戸別収集運搬業務委託を除く、契約先の推移は次表のとおりである。毎年度、指名競争入札が実施されているものの、結果的に、全 16 件の契約のうち、この 5 年間で契約先が交代したのは 4 契約にすぎない。加えて、前掲のとおり、落札率は全て 99%を超過した水準にあり、結果的に、十分な経済性が確保されているとは言い難い状況にある。

確かに、一般廃棄物収集運搬業務が円滑に実施されることは、衛生的でより良い市民生活を送る上で必要不可欠なものであり、委託先事業者が継続することにより、当該業務に習熟することは、これに貢献する側面がある。一方で、その効率的な実施も、財政の持続可能性の点から必須なものであり、そのためには、競争入札の実効性の向上が課題の一つと考えられる。また、一般廃棄物収集運搬業務は、パッカー車等の運搬車や運転手を始めとする作業員を確保する必要があることから、事業の実施にあたっては、一定の投資が必要となる事業であり、委託先事業者の企業経営の観点からは、これを回収する一定の期間が必要となる。

これらを勘案すると、たとえば、現在は指名競争入札による単年度契約を締結しているが、契約期間を 3 年程度の複数年度とし、事業の遂行状況が良好な場合には、継続してもう 3 年程度の契約を可能とする一方で、連続した契約は 2 期までとし、その直後の入札においては指名業者に含めないものとすること等も考えられる。いずれにしても、業務の確実な履行を求めることは当然として、これを明確に阻害しない限りにおいて、より一層の経済性の確保を図る方策を検討し、効率的な委託業務の遂行が可能となるよう、定期的に見直すことが必要なものと考える。

図表 72 過去 5 年間における契約先の推移

契約名	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託(その 1)	ユーネット八戸協同組合	同左	同左	同左	同左
可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託(その 2)	ユーネット八戸協同組合	同左	同左	同左	同左
可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託(その 3)	ユーネット八戸協同組合	同左	同左	同左	同左
可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託(その 4)	有限会社七役建設	協同組合県南グリーンサービス	同左	同左	同左
可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託(その 5)	有限会社伊藤商事	協同組合県南グリーンサービス	ユーネット八戸協同組合	同左	同左
可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託(その 6)	八戸清運株式会社	株式会社清掃テクノサービス	同左	同左	同左
可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託(その 7)	八戸清運株式会社	株式会社清掃テクノサービス	同左	同左	同左
可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託(その 8)	ユーネット八戸協同組合	同左	同左	同左	同左
可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託(その 9)	八戸環境保全協同組合	同左	同左	同左	同左
可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託(その 10)	－	－	協同組合県南グリーンサービス	同左	同左
可燃系資源物収集運搬業務委託(その 1)	八戸市資源集団回収協同組合	同左	同左	同左	同左
可燃系資源物収集運搬業務委託(その 2)	ユーネット八戸協同組合	同左	同左	同左	同左
不燃ごみ収集運搬業務委託	ユーネット八戸協同組合	同左	同左	同左	同左
可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託	八戸環境保全協同組合	同左	同左	同左	同左
可燃系資源物収集運搬業務委託	ユーネット八戸協同組合	同左	同左	同左	同左
不燃ごみ収集運搬業務委託	ユーネット八戸協同組合	同左	同左	同左	同左

(出典:市提供資料より監査人作成)

４７．最終処分場管理業務委託料（清掃事務所）

（１）概要

① 事業内容

本委託事業は、八戸市一般廃棄物天狗沢最終処分場（以下この事業の項において「旧処分場」という。）及び八戸市一般廃棄物最終処分場（以下この事業の項において「新処分場」という。）の管理業務を委託するものである。旧処分場は昭和 56 年 1 月に竣工した最終処分場であり、平成 25 年 7 月に新処分場が竣工したことから、現在、廃棄物の搬入は行われていないが、未だ廃止には至っていないことから、管理業務が継続しているものである。

なお、平成 27 年度においては、平成 26 年 2 月の大雪により新処分場の被覆施設（屋根）が倒壊し、平成28年3月末まで、その復旧工事を行っていた。この期間、新処分場への廃棄物の搬入ができなくなったことから、代替的に旧処分場への搬入を行っている。

〈管理業務の範囲〉

1) 施設の管理運営（両処分場）
2) 保守点検（新処分場のみ）
3) 受付及び計量業務（新処分場のみ）
4) 廃棄物処分手数料の徴収業務（新処分場のみ）
5) 搬入車両の誘導業務（旧処分場のみ）
6) 埋立地の整地（旧処分場のみ）
7) 管理棟、管理棟廻り及び場内巡回清掃業務（新処分場のみ）
8) 各処分場の除雪及び草刈業務（両処分場）

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
最終処分場管理業務委託契約	株式会社庄司興業所	25,380 千円

契約方法	契約額
指名競争入札	25,380 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
県土木部の設計単価表により積算	－

（２）監査の結果

【結果 53】相互供給の禁止について

本委託事業においては指名競争入札を実施しており、落札者である株式会社庄司興業所及び株式会社清掃センターを含む 3 者が応札している。結果的に、株式会社庄司興業所が落札しているが、契約締結後、同社より清掃業務について、株式会社清掃センターに再委託する旨の申請があり、市はこれを承諾している。

しかし、受注事業者が、当該業務の入札行為において、競争相手であった入札参加社に業務の一部を再委託することは「相互供給」と呼ばれるものであり、これは、再委託先が自ら応札した額を下回る額で業務を履行することとなる等、社会通念上不適切なものである。当該再委託は、委託先事業者において、昨年度まで従事していた清掃作業員が退職し、補充目的で清掃作業員を募集したが雇用できず、再委託を実施することとしたとのことであり、特段、指名業者である株式会社清掃センター以外の者が提供困難な内容の業務ではない。合理的な理由の無い相互供給に該当する事案であり、これを承認したことは適切ではなく、速やかに解消を図るよう委託先事業者を指導する必要がある。

また、相互供給については法令上の定めが無いことから、今後、市において、相互供給の問題点をあらためて整理した上で、これを禁止する旨を、規則等の制度上、明確にすべきものと考える。併せて、入札公告等への相互供給禁止の明示、相互供給を行った者に対する罰則等を制度化する必要がある。ちなみに、京都市においては、相互供給禁止に違反した者は、6 月の参加停止措置とすることとしており、参考に以下に示す。

加えて、相互供給を禁止する規則等の有無に関わらず、委託先事業者から再委託を受けている者を、次回の入札において指名することは、競争入札の公正性に疑義を持たれるおそれがあることから、指名の適否について、あらためて検討することが必要である。

（参考）

＜相互供給の禁止について＞

契約課が締結した物品等の調達に係る契約について、次のように競争入札参加社同士が相互に物件又は役務を供給することを禁止しています。また、工事請負契約についても、同様に相互下請を禁止しています。

1　禁止事項

(1) 競争入札において落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が、当該競争入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）

から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下、同じ。）又は役務を調達すること。

(2) 非落札者が、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を提供すること。

(3) 前 2 号の規定は、契約者が、非落札者以外の者を経由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による本市の承諾を得た場合は適用しない。

2 違反した者に対するペナルティ措置

相互供給禁止について違反した者は、6 月の参加停止措置とすることとしています。

（出典：京都市 HP 掲載資料より監査人が抜粋）

４８．排水路浚渫等委託料（港湾河川課）

（１）概要

① 事業内容

排水路浚渫業務、廃棄物処分業務、草刈業務を行うものである。

平成 27 年度は、排水路浚渫業務を 2 件、廃棄物処分業務を 2 件、草刈業務を 1 件委託している。排水路浚渫業務は、排水路及びため池に堆積した土砂の浚渫業務である。廃棄物処分業務は、排水路浚渫業務で排出された汚泥土砂の処分業務である。草刈業務は、市管理の準用河川・排水路用地の草刈作業である。

排水路浚渫業務は、年の前半と後半の 2 回に分けて発注している。そのため、廃棄物処分業務も、年の前半と後半の 2 回に分けて発注している。草刈業務は、年 1 回の発注である。

草刈業務は単価契約であり、平成 27 年度支出額（実績）が 1,875,411 円と少額であるため、詳細な検証を省略する。排水路浚渫業務と廃棄物処分業務は、年 2 回に分けて発注しているが、期間及び浚渫場所が異なるのみで、業務内容や契約事務は同一であるため、それぞれまとめて検証する。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
江陽五丁目地内他排水路浚渫等委託	第一清掃（株）	8,820 千円
城下四丁目地内他排水路浚渫等委託	環境技術（株）	7,862 千円
排水路施設からの排出産業廃棄物処分業務委託	環境技術（株）	3,052 千円
排水路施設からの排出産業廃棄物処分業務委託	環境技術（株）	4,568 千円

契約名	契約方法	契約額
江陽五丁目地内他排水路浚渫等委託	指名競争入札	8,820 千円
城下四丁目地内他排水路浚渫等委託	指名競争入札	7,862 千円
排水路施設からの排出産業廃棄物処分業務委託	指名競争入札	17 千円／t
排水路施設からの排出産業廃棄物処分業務委託	指名競争入札	17 千円／t

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
浚渫：「青森県土木工事標準積算基準書」及び「設計単価表」に基づく積算 処分：参考見積りによる積算	－

（２）監査の結果

【結果 54】一般競争入札の実施について

当該委託契約は、指名競争入札により行われているが、一般競争入札により行うべきである。

委託施行伺いによると、自治令第167条第3号を根拠法令として、指名競争入札としている。下記に示すとおり、自治令第 167 条第 3 号は、一般競争入札に付することが不利と認められるときに限り、指名競争入札によることができると規定しているものであり、これに該当しない限り、一般競争入札によらなければならない。

この点、当該委託契約は、排水路浚渫業務及び廃棄物処分業務であり、一般競争入札に付することが不利とは認められない。

したがって、当該委託契約は、一般競争入札により実施するべきである。

【自治令】（抜粋）
（指名競争入札）
第百六十七条　地方自治法第二百三十四条第二項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
一　工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
二　その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
三　一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

【結果 55】再委託の承認について

江陽五丁目地内他排水路浚渫等委託を実施するにあたり、交通誘導作業を行っているが、当該作業は、青森みちのく警備保障株式会社が行っている。つまり、当該委託業務の一部を再委託していることになる。再委託を行う場合には、委託契約書第 11 条の規定に基づき、市の承認を受ける必要があるが、市は当該再委託に関して承認していない。

したがって、契約書に従い、再委託については市に承認を得るよう求め、適切に承認する必要がある。

【契約書】(抜粋)
(再委託の禁止)
第 11 条　受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承認を受けた場合は、この限りでない。

【結果 56】廃棄物処分業務に係る業者指名について

指名競争入札に付そうとするときは、原則として 3 人以上の指名競争入札参加者を指名しなければならない(財務規則第 129 条)が、廃棄物処分業務委託においては、2 者しか指名していない。委託施行伺いによると、その理由を、「市内の排水路施設から排出される汚泥を処理することができる業者が 2 者しかいないため。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 3 項)」としている。

しかし、産業廃棄物処分業者名簿(平成 27 年度)によると、汚泥を処分できる業者は指名した 2 者以外にも多数存在する。八戸市内に事務所及び事業所を有する業者に限定したとしても、指名した 2 者を含めて市登録業者は 4 者存在する。

したがって、指名業者を 2 者に限定したことは不適切である。今後は、より競争性を高めるよう、対応可能な業者を限定することなく競争入札とする必要がある。

【結果 57】排水路浚渫業務に係る業者指名について

指名する業者数は、財務規則第 129 条の規定により、原則として 3 者以上としている。排水路浚渫業務委託においては、9 者を指名しており、財務規則に従ってはいる。しかしながら、指名業者数を 9 者とした理由は明らかではない。

産業廃棄物収集運搬業者名簿(平成 27 年度)によると、汚泥を収集運搬できる業者は多数存在する。八戸市に業者登録しており、かつ市内に所在している業者に限定したとしても、39 者存在する。

また、排水路浚渫業務委託は、年 2 回発注しているが、2 回とも同一の 9 者を指名している。

したがって、指名業者を当該 9 者に限定した理由を明らかにするとともに、今後は、より競争性を高めるよう、対応可能な業者を限定することなく競争入札とする必要がある。

【財務規則】(抜粋)
(指名競争入札参加者の指名等)
第 129 条　契約担当者等は、指名競争入札に付そうとするときは、業者指名(通知)伺書により、原則として3人以上の指名競争入札参加者を指名しなければならない。

【結果 58】指名理由の引用条文の誤りについて

『**本事業 【結果 56】廃棄物処分業務に係る業者指名について**』に記載したとおり、業者指名理由を、「市内の排水路施設から排出される汚泥を処理することができる業者が 2 者しかいないため。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 3 項）」としている。

しかし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 3 項は、産業廃棄物の処理施設に係る規定ではなく、引用条文を誤っている。

正しくは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項及び同施行令第 7 条である。引用条文を誤った原因を把握するとともに、今後は、引用条文に誤りがないか、確認を徹底する必要がある。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】（抜粋）
（事業者の処理）
第十二条
三　事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物（環境省令で定めるものに限る。次項において同じ。）を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管（環境省令で定めるものに限る。）を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

（産業廃棄物処理施設）
第十五条　産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令】（抜粋）
（産業廃棄物処理施設）
第七条　法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。
一　汚泥の脱水施設であって、一日当たりの処理能力が十立方メートルを超えるもの
二　汚泥の乾燥施設であって、一日当たりの処理能力が十立方メートル（天日乾燥施設にあっては、百立方メートル）を超えるもの

三　汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの
イ　一日当たりの処理能力が五立方メートルを超えるもの
ロ　一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの
ハ　火格子面積が二平方メートル以上のもの

（３）監査対象事業に対する意見

【意見 68】指名業者の選定過程の明確化について

業者の指名に関する規程として、「八戸市請負工事等指名審議会規程」があり、八戸市請負工事等指名審議会により、調査審議が行われる。しかし、調査審議を行う対象となる契約は、下記のとおり、工事及び製造等の請負、建設関連業務の委託、物品の買入れとなっており、排水路浚渫業務や廃棄物処分業務については、調査審議の対象外となっている。

『本事業 **【結果 56】廃棄物処分業務に係る業者指名について**』及び『本事業 **【結果 57】排水路浚渫業務に係る業者指名について**』でも記載したとおり、業者の選定理由を明らかにする必要がある。

したがって、恣意的な業者選定ではないことを対外的に明らかにするためにも、選定理由（または選定しない理由）を含む、業者選定過程について、委託施行伺いに明記するなど議事録等を作成し、明確化するべきである。

【請負工事等指名審議会規程】（抜粋）
（目的）
第 2 条　審議会は、当市が契約する工事及び製造等の請負、建設関連業務（測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）の委託並びに物品の買入れ（以下「請負工事等」という。）の業者の指名（随意契約の協議の相手方の選定を含む。以下同じ。）を適正に行うために調査審議することを目的とする。

【意見 69】契約の統合について

事業内容に記載したとおり、排水路浚渫業務と廃棄物処分業務は、年の前半と後半の 2 回に分けて発注しているが、期間及び浚渫場所が異なるのみで、業務内容や契約事務は同一である。

市によると、受注機会の確保のために年 2 回に分けて発注しているとのことである。受注機会の確保のためという目的に一定の理解はできるが、契約事務が倍になると

いう点で効率的ではない。また、予定浚渫量と実績浚渫量の差や落札率の差の影響により、同種業務にも関わらず単価差が生じることになり、経済性の観点からも望ましくない。

したがって、排水路浚渫業務と廃棄物処分業務を年 2 回に分けて発注する必要性は乏しく、年 1 回の発注となるよう契約を統合する必要がある。

４９．設計等委託料（道路建設課）

（１）概要

① 事業内容

新大橋の架け替えのための、新大橋詳細設計業務、新大橋地質調査業務等に係る委託料である。橋梁工事発注に必要な設計図書等の作成や橋梁詳細設計のためのボーリング調査及び各種土質試験の委託業務である。

新大橋は、馬淵川に昭和 30 年に架橋された市内で最も古い橋であり、架橋後 60 年近く経過していた。平成 25 年度に橋梁の総点検をした際、新大橋は劣化・損傷が著しく進行しており、現行の耐震性能も満たしていない状態であったため、大規模修繕を行うよりも、架け替えを行ったほうが経済的との判断となったものである。平成 27 年 3 月議会でも報告されている。

なお、設計等委託料は、工事に準ずる委託契約となるため、八戸市行政組織規則別表 1（第 2 条関係）の規定に従い、契約検査課が契約事務を行なっている。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
新大橋詳細設計業務委託	セントラルコンサルタント（株） 東北支社　青森営業所	49,635 千円

契約方法	契約額
指名競争入札	49,635 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
ソフトによる積算	－

（２）監査の結果

【結果 59】一般競争入札の実施について

当該委託契約は、指名競争入札により行われているが、一般競争入札により行うべきである。

執行伺書（工事等）によると、自治令第 167 条第 3 号を根拠法令として、指名競争入札としている。下記に示すとおり、自治令第 167 条第 3 号は、一般競争入札に

付することが不利と認められるときに限り、指名競争入札によることができると規定しているものであり、これに該当しない限り、一般競争入札によらなければならない。

この点、当該委託契約は、橋梁の詳細設計業務であり、一般競争入札に付することが不利とは認められない。

したがって、当該委託契約は、一般競争入札により実施するべきである。

（３）監査対象事業に対する意見

【意見 70】指名基準（業者数）の明確化について

指名する業者数は、財務規則第 129 条の規定により、原則として 3 者以上としている。当該委託契約においては、10 者を指名しており、財務規則に従ってはいる。しかしながら、指名業者数を 10 者とした理由は明らかではない。

当該契約以外の道路建設課の委託契約における指名業者数をみると、4 者、8 者、10 者など、契約案件により様々である。

他の地方自治体においては、「指名業者選定基準」等を策定し、発注予定金額により指名する業者数を規定するなどしており、さらには広く公開している。これは、指名基準を明確に示すことで、指名競争入札の適正かつ公平な執行を図ることを趣旨としている。市においても、このような趣旨を踏まえ、指名基準（業者数）を明確化し、公開すべきである。

【財務規則】（抜粋）
（指名競争入札参加者の指名等）
第 129 条　契約担当者等は、指名競争入札に付そうとするときは、業者指名（通知）伺書により、原則として3人以上の指名競争入札参加者を指名しなければならない。

【意見 71】指名業者の選定過程の明確化について

業者の指名については、八戸市請負工事等指名審議会により、調査審議が行われる。調査審議を行う対象となる契約は、下記のとおりであり、当該委託契約を含む建設関連業務の委託契約は、設計金額が 3,000 万円以上のものを対象としている。

八戸市測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿によれば、土木で登録されている業者は、市内 18 者、県内 50 者、県外 185 者ある。この中から、10 者を指名しているのであるが、なぜこの 10 者であるのかは明らかでない。なぜこの 10 者を選定するのかといった点について、審議会において調査審議が行われるべ

きであるが、当審議会の議事録等は作成されておらず、指名業者の選定過程は不明である。

恣意的な業者選定ではないことを対外的に明らかにするためにも、選定理由（または選定しない理由）を含む、業者選定過程について議事録等を作成し、明確化するべきである。

【請負工事等業者指名審議会規程】（抜粋）

（職務）

第 4 条　審議会は、各部長の諮問に応じ、当市が契約する請負工事等の業者の指名について調査審議する。

2　前項の指名は、次に掲げる契約について行う。ただし、プロポーザル方式又は設計競技方式による随意契約においては、この限りでない。

(1)　設計金額 7,500 万円（建築工事にあっては、1 億円）以上の工事又は　製造の請負契約

(2)　設計金額 3,000 万円以上の建設関連業務の委託契約

(3)　支出予定額 1,000 万円以上の物品の買入れ契約

５０．測量等委託料（道路建設課）

（１）概要

① 事業内容

（仮称）八戸西スマートインターチェンジの設置のための、用地土地評価業務、物件調査業務、用地測量業務、公共嘱託表示登記業務に係る委託料である。用地買収する土地評価額の算定や買収する土地内の支障となる工作物（塀など）、立竹木（庭木など）の物件を補償するための調査、用地買収に伴う土地の分筆測量及び分筆登記の委託業務である。

平成 26 年 8 月 8 日に国土交通省より、スマートインターチェンジの設置が許可され、東日本高速道路株式会社（NEXCO 東日本）とともに、（仮称）八戸西スマートインターチェンジの設置を進めている。

なお、測量等委託料は、工事に準ずる委託契約となるため、八戸市行政組織規則別表 1（第 2 条関係）の規定に従い、契約検査課が契約事務を行なっている。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
（仮称）八戸西 SIC 物件調査業務委託	（有）三浦測量	13,782 千円

契約方法	契約額
指名競争入札	13,782 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
ソフトによる積算	－

（２）監査の結果

【結果 60】一般競争入札の実施について

当該委託契約は、指名競争入札により行われているが、一般競争入札により行うべきである。

執行伺書（工事等）によると、自治令第 167 条第 3 号を根拠法令として、指名競争入札としている。下記に示すとおり、自治令第 167 条第 3 号は、一般競争入札に付することが不利と認められるときに限り、指名競争入札によることができると規定しているものであり、これに該当しない限り、一般競争入札によらなければならない。

この点、当該委託契約は、物件調査業務であり、一般競争入札に付することが不利とは認められない。

したがって、当該委託契約は、一般競争入札により実施するべきである。

【結果 61】文書保存の徹底について

当該委託契約は、10 者による指名競争入札により行われている。財務規則第 130 条及び第 122 条第 3 項の規定により、代理人をもって入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならないが、2 者（有限会社三浦測量、エイト技術株式会社）の委任状の原本を確認することができなかった。

【財務規則】（抜粋）
（入札）
第 122 条　1 及び 2　省略
　3　一般競争入札に参加する者は、代理人をもって入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
（一般競争入札に関する規定の準用）
第 130 条　第 114 条及び第 118 条から第 126 条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

この 2 者は、年間委任状を提出しているため、契約検査課に委任状原本が保管されているべきであるが、原本は廃棄されていた。契約検査課によると、年間委任状には個人情報が記載されているため、前年度分は期間終了後廃棄しており、存在しないとのことであった。

年間委任状は、予算の執行に関する書類であり、八戸市文書編集保存規程第 4 条の規定により、5 年間保存すべきである。今後は、文書管理を徹底する必要がある。

【文書編集保存規程】（抜粋）
（保存年限及びその起算方法）
第 4 条　文書の保存年限は、法令その他別に定めるものを除くほか、次のとおりとする。
　（3）　第 3 種　5 年
（文書の保存種別）
第 5 条
　3　第 3 種に属する文書は、次に掲げるとおりとする。
　（3）　予算の執行に関する書類

５１．舗装構造調査等業務委託料（道路維持課）

（１）概要

① 事業内容

下大久保佐部長根線ほか計 14 路線を対象に、舗装構造調査（FWD 調査）、舗装構成調査、交通量調査、舗装補修構造設計及び補修工法の選定を行うものである。

具体的には、交通量の把握及び FWD 試験による「たわみ量」の測定を行うことにより舗装の安全性・健全性を判定し、非破壊の舗装構成調査により既設舗装断面の確認を行い、経済的かつ効率的な舗装工法及び舗装断面の選定を行うことを目的としている。

なお、舗装構造調査等業務委託料は、工事に準ずる委託契約となるため、八戸市行政組織規則別表 1（第 2 条関係）の規定に従い、契約検査課が契約事務を行なっている。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
八戸市管理道路舗装構造調査業務委託（その３）	エイコウコンサルタンツ（株）	10,324 千円

契約方法	契約額
指名競争入札	10,324 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
ソフトによる積算	－

（２）監査の結果

【結果 62】一般競争入札の実施について

当該委託契約は、指名競争入札により行われているが、一般競争入札により行うべきである。

執行伺書（工事等）によると、自治令第 167 条第 3 号を根拠法令として、指名競争入札としている。下記に示すとおり、自治令第 167 条第 3 号は、一般競争入札に付することが不利と認められるときに限り、指名競争入札によることができると規定しているものであり、これに該当しない限り、一般競争入札によらなければならない。

この点、当該委託契約は、舗装構造調査等であり、一般競争入札に付することが不利とは認められない。

したがって、当該委託契約は、一般競争入札により実施するべきである。

（３）監査対象事業に対する意見

【意見 72】道路の長寿命化計画の策定に向けた基礎データの収集について

市では2,000kmを超える道路を管理しているが、交通状況の変化や舗装の経年劣化などから、全ての路線が健全な状態で管理できておらず、舗装の老朽化の進行に対し、修繕が追い付かない状況にある。

市は、市道のうち1級道路と2級道路を対象として、平成25年度から平成26年度に路面状況調査を実施した。その調査結果を踏まえ、道路の緊急修繕が必要な個所を整理しており、現在、順次予算の範囲内で修繕を実施している。

平成26年11月には、「より強い　より元気な　より美しい八戸　道路維持の方針」、「八戸市道路緊急修繕方針」を策定しているものの、個別具体的な計画には落とし込めていない。一方、橋梁については、平成23年4月に「八戸市橋梁長寿命化修繕計画」が策定されており、①市民の安心・安全な生活を確保するため、健全な道路ネットワークの維持、②予防保全による橋梁の長寿命化、③社会資本の維持更新コストの大幅削減に向けて取組みを進めているところである。

道路においても、橋梁と同様に長寿命化修繕計画を策定する必要があるが、現状においてはまだ策定できる段階には至っていない。したがって、道路の長寿命化修繕計画の策定に向けて、まずは道路舗装構造調査や路面性状調査により、基礎データの収集を早急に進める必要がある。

５２．除草委託料（道路維持課）

（１）概要

① 事業内容

道路路肩や法面の除草を行うものである。

平成 27 年度は、草刈り作業を 9 件委託している。路線又は地区ごとに契約を行っており、地元自治会への委託１件と工事中の内舟渡工業港の草刈り委託１件は、随意契約によっているが、残りの 7 件は、指名競争入札によっている。

いずれの契約も、金額が 10,000,000 円未満であるが、9 件中契約金額が最も高い「八戸福地線他草刈り作業委託」について、監査対象として検証することとした。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
八戸福地線他草刈り作業委託	（有）谷川土木	4,860 千円

契約方法	契約額
指名競争入札	4,860 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
土木コスト単価等を参考に積算	－

（２）監査の結果

【結果 63】一般競争入札の実施について

上記委託契約は、指名競争入札により行われているが、一般競争入札により行うべきである。

執行伺書によると、自治令第 167 条第 3 号を根拠法令として、指名競争入札としている。下記に示すとおり、自治令第 167 条第 3 号は、一般競争入札に付することが不利と認められるときに限り、指名競争入札によることができると規定しているものであり、これに該当しない限り、一般競争入札によらなければならない。

この点、当該委託契約は、草刈り作業委託であり、一般競争入札に付することが不利とは認められない。

したがって、当該委託契約は、一般競争入札により実施するべきである。

５３．街路樹剪定管理作業委託料（道路維持課）

（１）概要

① 事業内容

街路樹の剪定、街路樹桝の除草及び寄植剪定（街路樹桝管理）を行うものである。

平成 27 年度は、下記のとおり、街路樹の剪定を 2 件、街路樹桝管理を 1 件委託している。街路樹剪定管理作業委託は、市が管理する旧八戸市区域の街路樹 8,420 本のうち、3,591 本を対象としている。グリーンタウン街路樹剪定業務委託は、旧南郷村区域の街路樹の剪定作業であり、対象街路樹が 35 本と少なく、2 日間程度で完了する作業であることから、従前のまま区分して発注している。また、街路樹の剪定は、造園技能士や街路樹剪定士などの専門性が求められるが、街路樹桝管理は、街路樹桝の除草等であることから専門性が求められないため、公益社団法人八戸市シルバー人材センター（以下この事業の項において「八戸市シルバー人材センター」という。）に委託している。

なお、グリーンタウン街路樹剪定業務委託と街路樹桝管理作業委託は、金額が 10,000,000 円未満であるため、詳細な検討は省略した。以下、街路樹剪定管理作業委託を対象として検証する。

区分	契約名	委託先事業者	金額（円）
剪定	街路樹剪定管理作業委託	協同組合八戸造園建設業協会	27,174,960
剪定	グリーンタウン街路樹剪定業務委託	八戸市森林組合	172,800
桝管理	街路樹桝管理作業委託	八戸市シルバー人材センター	7,122,080
		計	34,469,840

予算科目は、節：委託料、細節：公共施設（道路）管理委託料、細々節：街路樹剪定管理作業委託料となっている。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
街路樹剪定管理作業委託	協同組合八戸造園建設業協会	27,174 千円

契約方法	契約額
随意契約	27,174 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
土木コスト単価等を参考に積算	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による。 この委託で行う作業は、街路樹桝という限られた空間内で高木を剪定するというものであり、十分な剪定技術及び同種の作業の経験が必要とされる。また、旧八戸市内の各所の街路樹を熟知していること、及び、各樹種の剪定適期に作業に必要な人員と機材を用意できることも必要である。 市内には、上記の条件を満たす事業者は協同組合八戸造園建設業協会のみであるので、同協会から見積書を徴収し、同協会と随意契約することとしたい。

（２）監査の結果

【結果 64】再委託の承認について

当該委託契約の委託先事業者は、協同組合八戸造園建設業協会（以下この事業の項において「組合」という。）である。組合は、平成 27 年現在で 18 社の組合員により構成されており、①造園資材の共販事業、②造園技能士等、各種研修会の開催、③緑化まつり、菊まつり等参加、協力、④福利厚生事業、⑤地域の緑化事業の推進事業、奉仕作業を事業内容としている。

本委託事業である街路樹の剪定については、組合が担当路線を決定し、各路線を担当する組合員が実際の剪定作業を行っている。つまり、本委託事業が、組合員に再委託されていることになる。再委託を行う場合には、街路樹剪定管理作業委託契約書第 13 条の規定に基づき、市の承認を受ける必要があるが、市は当該再委託に関して承認していない。

したがって、契約書に従い、再委託については組合に対し、市に承認を得るよう求め、適切に承認する必要がある。

【契約書】（抜粋）
（再委託の禁止）
第 13 条　受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、この限りでない。

【結果 65】競争入札の実施について

委託契約の概要に記載したとおり、当該契約は、特命随意契約によっており、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠としている。この規定は、委託業務の性質又は目的が競争入札に適しない場合には、随意契約によることができるとされているものである。

【自治令】(抜粋) (随意契約) 第百六十七条の二　地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 二　不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

しかし、本委託事業は、街路樹の剪定であり、その性質又は目的が競争入札に適しない場合には該当しないと考える。

『**本事業 【結果 64】再委託の承認について**』に記載したとおり、実際の街路樹の剪定作業は、組合員である造園業者が各々実施している。また、市内の登録業者で、樹木保護管理を営業種目としている造園業者は 21 者存在する。組合の組合員は 18 者であることから、組合以外にも実施可能な業者が存在することとなる。さらに、次の事業として記載している『**54. 街路樹等維持委託料**』の街路樹等維持委託は、支障木の伐採や歩行者専用道路の樹木剪定作業であり、本委託事業と同様の業務であるが、路線ごとに指名競争入札等により業者を選定しており、組合員以外の業者も受注している。

したがって、本委託事業は、その性質又は目的が競争入札に適しないといえないため、競争入札により委託先事業者を選定する必要がある。

【結果 66】複数見積りの徴収について

委託契約の概要に記載したとおり、当該業務を実施できる業者は組合のみであるとして、見積書の徴収を組合のみから行っている。

財務規則第 131 条の 3 の規定によると、特別の理由がある場合は、1 人から見積書を徴収することができる。しかし、『**本事業 【結果 65】競争入札の実施について**』に記載したとおり、組合以外にも当該業務を実施できる業者は存在することから、特別な理由があるとはいえない。

したがって、財務規則の規定に従い、原則どおり、2 人以上から見積書を徴収する必要がある。

【財務規則】(抜粋) (見積書の徴収) 第 131 条の 3　契約担当者等は、随意契約をしようとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示し、2 人以上から見積書をとらなければならない。ただし、予定価格が 10 万円(工事の請負の場合は、20 万円)を超えない契約をする場合又は特別の理由がある場合は、1 人から見積書をとることができる。

（３）監査対象事業に対する意見

【意見 73】街路樹剪定作業委託契約の統合について

事業内容に記載したとおり、街路樹の剪定は、街路樹剪定管理作業委託とグリーンタウン街路樹剪定業務委託の 2 件に区分して発注されている。

グリーンタウンは、旧南郷村区域であることから、従前のまま区分して発注されているのであるが、旧八戸市・旧南郷村の合併協定に基づき旧南郷村区域に設置した地域自治区「南郷区」は、平成 27 年 3 月 31 日で設置期間が終了していることも踏まえると、今後も区分して発注する必要性はなく、むしろ契約を統合して、契約金額の経済性や契約事務の効率性を図ることが求められる。

したがって、街路樹剪定作業委託契約を統合する必要がある。

５４．街路樹等維持委託料（道路維持課）

（１）概要

① 事業内容

支障木の伐採、歩行者専用道路の樹木剪定等を行うものである。

平成 27 年度は、支障木等伐採 10 件、歩行者専用道路等樹木剪定 6 件、病害虫駆除 4 件を委託している。それぞれ、路線ごとまたは地域ごとに区分し、予定価格が 500,000 円までのものは少額随契（財務規則第 131 条）によっており、予定価格が 500,000 円を超えるものは指名競争入札によっている。また、歩行者専用道路寄植等剪定委託については、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により、公益社団法人八戸市シルバー人材センター（以下この事業の項において「シルバー人材センター」という。）との特定随意契約によっている。

なお、予算科目は、節：委託料。細節：公共施設（道路）管理委託料。細々節：街路樹等維持委託料となっている。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
街路樹等維持委託①～⑳	梅重畑中造園（有）ほか	合計 27,910 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
土木コスト単価等を参考に積算	－

街路樹等維持委託①～⑳は、下記のとおりである。

件名	委託先事業者	契約方法	契約額
①アメリカシロヒトリ防除作業委託（下道線他）	梅重畑中造園（有）	少額随契	421 千円
②類家北 67 号線街路樹伐採委託	（株）根城グリーン建設	指名競争入札	1,285 千円
③街路樹病害虫防除委託（東部）	（有）大塚園芸	指名競争入札	648 千円
④街路樹病害虫防除委託（中部）	（株）香月園	指名競争入札	1,306 千円
⑤街路樹病害虫防除委託（西部）	（株）畑中造園土木	指名競争入札	951 千円
⑥白銀四丁目地内支障木伐採作業委託	八戸市森林組合	指名競争入札	864 千円
⑦多賀台二丁目地内支障木伐採等作業委託	（株）根城グリーン建設	少額随契	302 千円

件名	委託先事業者	契約方法	契約額
⑧風張線支障木伐採作業委託	（有）大塚園芸	指名競争入札	1,015 千円
⑨白銀台三丁目地内支障木伐採作業委託	（有）グリーンワーク	少額随契	291 千円
⑩桔梗野工業団地三丁目地内支障木伐採等作業委託	（株）根城グリーン建設	少額随契	313 千円
⑪歩行者専用道路寄植等剪定委託	八戸市シルバー人材センター	特定随意契約	3,684 千円
⑫根城二ツ屋線支障木伐採作業委託	（株）根城グリーン建設	少額随契	162 千円
⑬類家北 3 号線他サルスベリ剪定委託	（株）昴造園建設	指名競争入札	918 千円
⑭西白山台一丁目地内他支障木伐採作業委託	（株）花生植物園	指名競争入札	1,144 千円
⑮沢里田面木線支障木伐採作業委託	梅重畑中造園（有）	指名競争入札	3,618 千円
⑯石堂緑道 2 号線樹木剪定等委託	（有）佐々木造園	指名競争入札	2,592 千円
⑰湊高台地区歩行者専用道路樹木剪定等委託	（有）大塚園芸	指名競争入札	1,749 千円
⑱河原木緑道 5 号線樹木剪定委託	（株）根城グリーン建設	指名競争入札	3,650 千円
⑲岬台地区緑地帯樹木剪定委託	（株）花生植物園	指名競争入札	1,803 千円
⑳柳町根城線危険木伐採作業委託	（有）大塚園芸	指名競争入札	1,188 千円

（２）監査の結果

【結果 67】一般競争入札の実施について

上記委託契約のうち、②～⑥、⑧、⑬～⑳は、指名競争入札により行われているが、一般競争入札により行うべきである。

執行伺書によると、自治令第 167 条第 3 号を根拠法令として、指名競争入札としている。下記に示すとおり、自治令第 167 条第 3 号は、一般競争入札に付することが不利と認められるときに限り、指名競争入札によることができると規定しているものであり、これに該当しない限り、一般競争入札によらなければならない。

この点、当該委託契約は、街路樹等維持委託であり、一般競争入札に付することが不利とは認められない。

したがって、当該委託契約は、一般競争入札により実施するべきである。

（３）監査対象事業に対する意見

【意見 74】委託業務の統合について（その1）

本委託事業である街路樹等維持委託は、街路樹の支障木伐採、害虫駆除、歩行者専用道路の樹木剪定を行う業務である。また、『**53. 街路樹剪定管理作業委託料**』の街路樹剪定管理作業委託は、街路樹の剪定を行う業務である。

これらはいずれも街路樹の維持管理業務である。市によると、予算科目の細々節が異なるため、区分して発注しているとのことである。しかし、実質的に同じ業務であり、区分して発注する必要性はない。

したがって、『**53. 街路樹剪定管理作業委託料**』の街路樹剪定管理作業委託及び『54. 街路樹等維持委託料』の街路樹等維持委託について、業務の統合が可能なものは、業務を統合する必要がある。

【意見 75】委託業務の統合について（その2）

上記委託契約のうち、⑪歩行者専用道路寄植等剪定委託は、専門性が求められないため、シルバー人材センターに特定随意契約により委託している。また、『**53. 街路樹剪定管理作業委託料**』の街路樹桝管理作業委託も、同様に専門性が求められないため、シルバー人材センターに委託している。

したがって、これらの契約についても、業務を統合する必要がある。

５５．都市計画マスタープラン見直し及び立地適正化計画策定業務等委託料（都市政策課）

（１）概要

① 事業内容

本事業は、八戸市都市計画マスタープランの見直し及び八戸市立地適正化計画を策定するものである。

八戸市は、都市計画の基本方針として、八戸市都市計画マスタープランを平成16年3月に策定している。策定から10年以上が経過し、コンパクト＆ネットワークの都市構造実現のため、都市計画マスタープランに沿った施策を実施してきた。しかしながら、新たな市総合計画や復興計画等関連計画の策定、旧南郷村との合併など、市を巡る都市環境の変化が進んでいる。

また、全国的に人口減少、高齢社会が進んでおり、居住や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランとして立地適正化計画を策定することが可能となった。

以上の経緯を踏まえ、八戸市都市計画マスタープランの見直し及び八戸市立地適正化計画を策定することとし、その業務を委託している。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成27年度支出
八戸市都市計画マスタープラン見直し及び八戸市立地適正化計画策定業務委託	㈱ケー・シー・エス八戸事務所	12,928千円

契約方法	委託先事業者
随意契約	44,928千円

※　平成27年7月3日から平成30年3月23日までの複数年契約

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
参考見積りより市が積算	自治令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とし、また、財務規則第131条の2に規定する特別な理由があるため、一者から見積書を徴することとする。 その理由等については、以下のとおり。 本委託事業に係る委託先事業者選考について、プロポーザル方式により、企画提案書を公募した。 企画提案は、4者からの応募があり、応募要件及び提案内容の審査、採点を行った結果、株式会社ケー・シー・エス八戸事務所を契約候補

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
	者として選考している。 このことから、同法人のみから見積書を徴することとしている。

（２）監査の意見

【意見 76】データの利用について

本委託事業は、八戸市都市計画マスタープランの見直し及び八戸市立地適正化計画を策定するものである。

業務内容は、八戸市都市計画マスタープラン見直し業務、八戸市立地適正化計画策定業務及び共通業務に大別され、平成 27 年 7 月 3 日から平成 30 年 3 月 23 日までの 3 年度にわたる複数年契約となっており、年度ごとに業務内容が決められている。

平成 27 年度の業務は次のとおりである。

業務区分	業務内容
八戸市都市計画マスタープラン見直し業務	1. 見直しの前提条件
	2. 都市づくりの基本理念等の再設定
八戸市立地適正化計画策定業務	3. 都市の現状把握
共通業務	4. 市民参加等の支援
	5. 策定委員会等の運営支援

上表のうち 1.～3.に関しては、調査内容等について受託者から報告書が提出されている。この報告書には、現在の八戸市の社会福祉施設、医療施設、商業施設、教育文化施設等の立地状況、動態について整理・分析を行っているなど、本委託事業以外の目的に使用しても有用と思われるデータが含まれている。

本来は八戸市都市計画マスタープランの見直し及び八戸市立地適正化計画を策定するものであるが、その過程で得られた調査・分析結果は市全体で共有し、各組織で有用と判断される情報については、それぞれの組織において施策を立案する際などに活用されることが望ましい。

このことについては、都市政策課から積極的に働きかけていくかについては検討の余地があるが、いずれにしてもこの業務で得られた情報を市で活用できる仕組みを構築することが望ましい。

５６．学校警備業務委託料（小学校）（教育総務課）

（１）概要

① 事業内容

本委託事業は、市内 44 校の小学校及び閉校 4 校の火災・盗難・破壊・不良行為及び加害行為を予防するとともに、発見に努め、人命及び財産の安全を保持し、学校の円滑なる運営に寄与することを目的とする警備業務である。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
市立小学校警備業務委託 長期継続契約 （H25 年度～H27 年度）	青森綜合警備保障株式会社	20,410 千円
	セコム株式会社	11,752 千円
	東和警備株式会社	1,167 千円
	合計	33,327 千円
旧柏崎小学校警備業務委託	セコム株式会社	760 千円
旧番屋小学校警備業務委託	セコム株式会社	621 千円
旧是川東小学校警備業務委託	青森綜合警備保障株式会社	669 千円

契約方法	契約額
指名競争入札	※

※契約額については、学校毎の契約になっており、記載を省略する。

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
見積書を徴収（一者のみ）	―

（２）監査の結果

【結果 68】検査調書について

市は、旧番屋小学校警備業務委託契約をセコム株式会社（以下この事業の項において「セコム」という。）と締結しており、毎月末に業務が完了したことを検査調書で確認している。検査調書には、警備の対象となる学校名や契約対象期間等が記載することとされているが、平成 27 年度の検査調書の契約対象期間が「平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日」と誤って記載されている。検査調書は、契約どおり

に履行されたことを確認する唯一の書類であるため、契約対象期間は正確に記載しなければならない。

なお、セコムと締結した、旧柏崎小学校警備業務委託契約に係る検査調書においても同様の記載誤りがあるため、書類を正確に作成するためのチェック体制も含め、再確認が必要である。

【結果 69】支払期限日の記載について

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（以下この事業の項において「支払遅延防止法」という。）には、支払の時期について次の規定を置いている。

【支払遅延防止法】（抜粋） （支払の時期） 第六条　第四条第二号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については四十日、その他の給付に対する対価については三十日（以下この規定又は第七条の規定により約定した期間を「約定期間」という。）以内の日としなければならない。

支払遅延防止法は、国を当事者の一方とする契約で、国以外の者がなす役務の給付に対し国が対価の支払いをなすべき契約を対象とする法律であるが、同法 14 条で地方公共団体の契約に準用すると規定されており、市が委託料の支払を行う時も、この法律によることになる。

これに関し、市は支出命令書において、検査日、請求書受理日及び支払期限日を記載し支払遅延が起こらないように管理している。しかし、市立小学校警備業務委託料 7 月分（97,200 円）について、請求書受理日は平成 27 年 8 月 10 日であり、支払期限日は平成 27 年 9 月 11 日と記載されている。適法な支払請求受けた日から 30 日以内の日に支払わなければならないので、支払期限日は正しくは平成 27 年 9 月 8 日である。実際の支払は平成 27 年 9 月 1 日に行われているため、法律は遵守しているが、委託料支払いの管理を実効性のあるものにするためにも、支払期限日は正確に記載しなければならない。

５７．学校警備業務委託料（中学校）（教育総務課）

（１）概要

① 事業内容

本委託事業は、市内 24 校の中学校の火災・盗難・破壊・不良行為及び加害行為を予防するとともに、発見に努め、人命及び財産の安全を保持し、学校の円滑なる運営に寄与することを目的とする警備業務である。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
市立中学校警備業務委託 長期継続契約 （H25 年度～H27 年度）	青森綜合警備保障株式会社	8,712 千円
	セコム株式会社	8,120 千円
	合計	16,831 千円

契約方法	契約額
指名競争入札	※

※契約額については、学校毎の契約になっており、記載を省略する。

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
見積書を徴収（一者のみ）	―

（２）監査の結果

【結果 70】警備計画書について

市は中学校警備業務委託契約を締結するにあたって、警備業務仕様書（以下この事業の項において「仕様書」という。）を作成し、仕様書にしたがって警備業務が契約どおりに実施されていることを管理監督している。仕様書には、警備計画について次の記載がある。

【仕様書】（抜粋）
（警備計画書の作成）
第 8 条　受託者は、業務実施にあたり、警備対象施設を調査の上、あらかじめ施設の長の意見を聞いて、委託者に警備計画書を提出し、その承認を得なければならない。

警備計画書の作成フォームや記載内容に関するルールはないが、一般的には①警備対象（施設名）、②警備実施場所（地図）、③機械配置図、④警備員の装備図、⑤連絡先等が記載される。そして市は、警備計画書をもとに、学校の火災や盗難等の危険を予防・発見するとともに、生徒の人命や学校財産を安全に保持し、学校の円滑なる運営に寄与することができる体制にあるか否かを判断し、目的達成に十分でない場合には警備計画の修正を求め、適切に警備が行われるように監督しなければならない。

しかし、当警備業務委託においては警備計画書の入手は行われていなかった。市は、警備図面をもって警備計画書に代用していたが、それでは不十分である。適正に警備計画書を入手し、警備業務を適切に管理しなければならない。

５８．浄化槽維持管理委託料（教育総務課）

（１）概要

① 事業内容

本委託事業は、市内 25 校の小学校及び閉校 3 校に設置されている計 36 基の浄化槽の維持管理業務である。浄化槽法第 10 条及び環境省浄化槽法施行規則第 6 条第 7 条に基づき、定期点検、清掃作業及び放流水の水質検査等を実施する。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
市立小学校浄化槽維持管理業務委託	第一清掃株式会社	12,960 千円

契約方法	契約額
指名競争入札	※

※契約額については、学校毎の契約になっており、記載を省略する。

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
見積書を徴収（一者のみ）	―

（２）監査の結果

【結果 71】契約保証金免除申請書について

市は市立小学校浄化槽維持管理業務委託を第一清掃株式会社と締結している。同社は平成 23 年度以降継続して同業務を受託しており、平成 27 年度の業務について「契約保証金免除申請書」を提出している。

財務規則においては、契約保証金ついて次のように規定されている。

（契約保証金）
第 143 条 契約担当者等は、工事の請負契約以外の契約を締結しようとするときは、契約者をして契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。
(1) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 過去 2 年の間に国（公社、公団等を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

当規定にしたがい、同社は「契約保証金免除申請書」を提出しているが、平成 26 年度の契約金額について、正しくは「¥12,881,808」と記載すべきところ、誤って「¥13,284,000」と記載されている。当規定では、「その種類及び規模をほぼ同じくする契約」の締結・履行を条件として契約保証金の免除を認めており、規模を判断するにあたっては、過去の契約金額は極めて重要な情報である。

市に提出される申請書については、記載内容を十分にチェックし、正確な情報を入手しなければならない。

５９．学力調査委託料（教育指導課）

（１）概要

① 事業内容

ア 調査の目的

a	各学校では、年度初めの 4 月に新しい学級・学年の学力や生活・学習習慣についての実態を客観的に把握し、指導計画の見直しや指導方法・指導形態の工夫等を行うことにより、確かな学力を保証する「質の高い授業づくり」に取り組む。
b	市教育委員会では、新年度の各学校の実態を踏まえ、調査結果を活用した各学校の取組について、親切な指導・支援を推進するとともに、関係諸事業の検証・改善に活用する。

イ 調査の概要

八戸市内小・中学校の児童生徒を対象にして、全国標準とされる学力検査を実施する。また、児童生徒の学習に対する意識や家庭学習の状況などを把握するために「生活や学習についてのアンケート」も実施する。

ウ 調査の必要性

a	市教育委員会では、当市教育の課題の一つとして、「確かな学力の保証」を掲げている。そのためには、「質の高い授業づくり」が大切である。
b	各学校では、上記 a のために、学級や学年の実態に応じて、指導計画の見直しや、指導方法・指導形態の工夫等を行う必要がある。
c	市教育委員会では、上記 b の各学校の取組について、適切な指導・支援を推進するとともに、学校支援のために実施している諸事業の検証・改善を行う必要がある。
d	上記 b、c の取組のためには、年度初めの 4 月に妥当性・信頼性の高い学力検査と「生活や学習についてのアンケート（意識調査）」を行い、学級・学年の実態及び全市的な実態を把握する必要がある。

エ 調査の内容

調査の種類	調査の時期	対象	回収方法等
数研式全国標準学力検査 NRT（図書文化社）	平成 27 年 4 月 27 日までの各学校が定めた日	小学 5 年、6 年 中学 1 年から 3 年	解答用紙、問題用紙を調査委託先事業者が平成 27 年 4 月 30 日までに回収する。
生活や学習についてのアンケート（図書文化社）	同上	同上	質問紙を調査委託先事業者が平成 27 年 4 月 30 日までに回収する。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
委託契約	株式会社 図書文化社	16,050 千円

契約方法	契約額
随意契約	340 円(1 教科)

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
見積書を徴収（一者のみ）	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 （妥当性・信頼度の高い検査問題を作成する唯一の業者）

（２）監査の結果

【結果 72】一者随意契約の場合の再委託について

当業務の契約書には、再委託の禁止について次の規定がある。

【契約書】(抜粋) (再委託の禁止) 第 9 条 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、この限りではない。

第 9 条によれば、原則として再委託は出来ないが、委託者の承認を受けた場合には、委託作業の全部又は一部を再委託することが可能である。

一方で、本委託事業は一者随意契約となっており、その理由は、学力調査に用いられる検査問題には数種類あるなかで、児童生徒の学力の実態把握や全市的な課題の把握をする上で最も有効な検査問題であり、他に代替するものが無いためとしている。

ここで、仮に契約書に従い、委託作業の全部を再委託することがあれば、そもそも複数の業者が当業務を実施可能であるため、一者随意契約にする必要は無く、競争入札の方法で委託先事業者を選定するべきである。

一者随意契約の場合には、委託業務全部の再委託が可能であるかのような契約書の記載については見直しが必要である。

（３）監査対象事業に対する意見

【意見 77】契約書名について

契約書は契約の目的や内容を明らかにするものであるから、契約書名も契約の目的が明らかになるように記載しなければならない。市の業務委託契約書の雛形では、契約書名は「〇〇〇業務委託契約書」とされている。一方、本委託事業の契約書名は「委託契約書」と記載されており、市が雛形で想定しているものと異なり、業務名は記載されていない。現状の「委託契約書」でも、契約の効力に影響があるとは考えられないが、特別な理由がないのであれば、雛形に合わせて「八戸市内小・中学校児童生徒の学力調査業務委託契約書」とするべきである。

【意見 78】契約書の項目について

契約書は契約の目的や内容を明らかにするものであるから、契約金額や履行期限等の契約締結にあたって必要な項目は全て記載しなければならないし、必要のない項目は記載してはならない。

本委託事業の契約書には、業務の実施について次の 2 つの記載がある。

（業務の実施） 第 2 条　受託者は、仕様書に基づき、委託者の指示に従い委託業務を実施するとともに、委託業務に関する諸法令を遵守しなければならない。
（業務の実施） 第 5 条　受託者は、関係法令及び委託者の指示に従い、最大の注意を持って、業務の履行にあたらなければならない。

上記 2 つの条項は、表現の違いはあるものの実質的には同じ内容であるため、どちらかを削除するか、あるいは 2 つをまとめて 1 つの条項にすることが望ましい。

【意見 79】再委託の検討に関する記録について

本委託事業は株式会社ふじや（以下この事業の項において「ふじや」という。）に再委託されており、契約書第 9 条にしたがって、再委託について委託者の承認を受けている。再委託の承認は、書面により行われ委託先事業者から市に対して「再委託承認申請書」（以下この事業の項において「申請書」という。）が提出されている。

申請書には、契約件名、再委託先、再委託する理由等の記載があるが、再委託する業務の範囲や再委託に係る契約金額が記載されていない。

上述の『**本事業 【結果 72】一者随意契約の場合の再委託について**』にも記載したように、一者随意契約の場合には、そもそも委託業務の全部を再委託すること

は想定されておらず、再委託は委託業務の一部と考えられるため、何の業務を委託するかが重要であり、再委託する業務が本委託事業の主たる業務である場合には再委託先と直接委託契約することを再検討しなければならない。

また、委託業務の一部を再委託する場合には、理屈としては委託業務を主たる業務と従たる業務に分割できると考えられる。その場合、主従それぞれの業務を個別に契約することも可能となるため、分割して契約するよりも、現状の契約と同じように1 つの業務として契約し業務の一部を再委託する方が、契約額も低く抑えられ、かつ効率的であることを確認しなければならない。そのためにも、再委託承認申請書には、再委託する業務の範囲は必ず記載するよう要請し、可能な限り再委託金額についても記載を求めることが望まれる。

【意見 80】再委託の申請時手続きについて

本委託事業はふじやに再委託されており、契約書第9条にしたがって、再委託について委託者の承認を受けている。再委託の承認は、書面により行われ受託者から委託者に対して申請書が提出されている。

申請書には、再委託先との契約等の提出を求めており、当該書類がある場合は写しを提出することとし、無い場合はその理由を記載することとしている。

受託者である株式会社図書文化社（以下この事業の項において「文化社」という。）は再委託先であるふじやと代理店契約を締結しており、市に対して代理店証明書を提出している。代理店証明書には、文化社が発行する教研式教育・心理教育の製品がもつ特殊性から、取扱代理店を限定し、その要件を満たす代理店が八戸市においてはふじやに限定されていることが記載されている。

しかし、ここで求められているのは、文化社とふじやが本委託事業についてどのように契約を締結しているかであるので、文化社がふじやを代理店と証明した書類では不十分である。文化社とふじやが本委託事業のどの部分について、どのような内容で契約したかがわかる書類を入手しなければならない。

加えて、代理店証明書には「文化社の発行する教育・心理検査は、独占禁止法第24条2の4の規定により定価販売の遵守が定められている」旨の記載がある。しかし、現行の独占禁止法に第24条2の4の条文は無く、担当者に確認したところ、正しくは再販売価格維持契約について規定した、「独占禁止法第 23 条第 4 項」であった。市が提出を受ける書類については、条文等記載内容の正確性を確認しなければならない。

【意見 81】契約保証金について

財務規則においては、契約保証金について次のように規定されている。

【財務規則】(抜粋)
(契約保証金)
第 143 条 契約担当者等は、工事の請負契約以外の契約を締結しようとするときは、契約者をして契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。
(1) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
(2) 過去 2 年の間に国(公社、公団等を含む。)又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
(3) 令第 169 条の 7 第 2 項の規定により延納の特約をした場合において、第 172 条に規定する有価証券を担保として提供したとき。
(4) 物件の売払いの場合で、買受人が直ちに代金を納付してその物件を引き取るとき。
(5) 随意契約による場合で、第 141 条第 1 項の規定により契約書の作成を省略することができ、かつ、契約不履行のおそれがないと認められるとき。
(6) その他特に契約担当者等においてその必要がないと認められるとき。

当規定によれば、契約締結にあたっては、原則として、契約金額の 10 分の1以上の契約保証金を納めさせなければならないとされており、第 1 号から第 6 号のいずれかに該当する場合には例外的に納めさせないことができると規定している。

本委託事業は、平成 16 年度以降継続して、文化社に委託しており、過年度においても契約は誠実に履行されているとのことである。したがって、第 2 号に該当し、保証金を納めさせないこととしても、ルール上問題は生じないと考えられる。しかし、契約保証金の免除についての稟議が残されていないため、契約保証金の確認を失念した結果納めていないのか、免除した結果納める必要が無いのかが明確ではない。

契約保証金は、自治法第 234 条の 2 が定める契約履行の確保方法であり、契約書には必ず記載しなければならない項目である。それを免除するには、決裁書等に必ず記録を残し、決裁権者による承認を行わなければならない。

【意見 82】実施計画書について

本委託事業の契約書には、業務実施計画書の作成についての規定がない。一方、市の業務委託契約書の雛形では、次の規定がある。

（業務実施計画書の作成）
第 6 条　受託者は、仕様書に基づいて委託業務の実施に関する計画書を作成し、契約締結後速やかに委託者に提出してその承認を受けなければならない。

業務の委託を行うにあたっては、可能な限り、業務実施計画書の提出を受け、受託者が委託の目的に応じた業務を実施可能であるかを確認しなければならない。なお、業務実施計画書は、①業務の目的、②業務の概要、③実施場所、④実施方針、⑤詳細実施計画、⑥実施体制、⑦連絡体制等を具体的に記載し、業務が実施できるか否かを判断するために必要十分なものでなければならない。

６０．地区公民館警備業務委託料（社会教育課）

（１）概要

① 事業内容

市内 24 公民館のうち、建替え中の館・江陽公民館を除く 22 館の機械警備及び巡回警備業務である。

自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約である。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
地区公民館警備業務契約	セコム株式会社 青森綜合警備保障株式会社 青森みちのく警備保障株式会社	11,033 千円

契約方法	予定価格	契約額
指名競争入札	※	※

※　予定価格及び契約額については、公民館ごとに決定されているため、省略する。

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
見積書を徴収（一者のみ）	－

（２）監査の結果

【結果 73】積算書の計算について

小中野公民館の警備業務について、市は積算書において最低制限価格を計算している。最低制限価格の算定は、予定金額に人件費率（人件費÷積算合計×100）を乗じて計算されるが、人件費率に使用する人件費の金額を正しくは 1,450,000 円としなければならないところ、誤って 2,204,000 円で計算していた。計算誤りによる入札結果への影響はなかったと考えられるが、最低制限価格制度は、契約締結におけるダンピングを防止し、適正な履行の確保を図るために重要な制度であるため、その計算は適正に行わなければならない。

（３）監査対象事業に対する意見

【意見 83】指名競争入札について

指名競争入札については、自治令及び財務規則に次のように規定されている。

【自治令】
（指名競争入札）
第百六十七条　地方自治法第二百三十四条第二項 の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
一　工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
二　その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
三　一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

【財務規則】
（指名競争入札参加者の資格）
第 128 条　令第 167 条の 11 第 2 項の規定により定める指名競争入札に参加する者に必要な資格については、契約担当者等が定める。
（指名競争入札参加者の指名等）
第 129 条　契約担当者等は、指名競争入札に付そうとするときは、業者指名（通知）伺書（別記第 74 号様式）により、原則として 3 人以上の指名競争入札参加者を指名しなければならない。

22 公民館のうちサンプリングした 20 公民館について、市は地区公民館の警備業務を委託するにあたって、委託先事業者の選定を指名競争入札によっており、自治令及び財務規則に準拠して、4者を指名し入札を行った。また、全ての公民館について、A 社、B 社、C 社及び D 社の 4 者を指名して入札を行っており、入札結果は次表のとおりである。

図表 73 平成 27 年度地区公民館警備業務入札結果

NO	公民館名	落札者	落札率	前回受託事業者
1	白銀	A 社	100%	A 社
2	鮫	A 社	100%	A 社
3	上長	A 社	100%	A 社
4	柏崎	A 社	100%	A 社
5	大館	A 社	100%	A 社
6	吹上	A 社	100%	A 社
7	湊	A 社	90%	D 社
8	是川	A 社	100%	A 社
9	根城	A 社	100%	A 社
10	長者	A 社	100%	A 社
11	南浜	A 社	100%	A 社
12	根岸	A 社	100%	A 社
13	白銀南	A 社	100%	A 社
14	東	A 社	100%	A 社
15	南郷	A 社	100%	A 社
16	市川	B 社	100%	B 社
17	三八城	B 社	100%	B 社
18	下長	B 社	100%	B 社
19	田面木	B 社	100%	B 社
20	白山台	C 社	97%	C 社

（出典：市提供データより監査人作成）

この入札結果を見ると、平成 27 年度に委託先事業者の変更があったのは、20 施設のうち、湊公民館の 1 施設だけである。機械で行う警備業務については、一度委託先事業者が決まってしまうと同一の事業者が継続して受託する傾向があるといえる。

落札率については、20 施設のうち 18 施設が 100%であり、他の 2 施設は 97%と 90%である。すべての施設で 90%を超える高い落札率であり、最も低い数値の湊公民館は、委託先事業者の変更があった施設であった。湊公民館は D 社から A 社に委託先事業者の変更が行われた。なお、A 社は 20 施設のうち 15 施設の警備業務を受託しており、その契約額を比べると 15 施設の中で湊公民館は 2 番目に高い契約額となっている。

また、表にはないが現在は、競争入札参加資格名簿種目「警備・受付等」－細分類「機械警備」に該当する事業者は 10 者であるが、そこから 4 者を指名している。

上記からすると、指名競争入札を行っているものの、競争原理はほとんど働いていないと言える。各事業者は共通して、現在契約している施設には現在の契約額で入札し、それ以外の施設に対しては現在の契約額よりも相当高い金額で入札しており、落札する意思はあまり感じられず、競争入札は形骸化していると言わざるを得ない。加えて、唯一委託先事業者の変更があり、競争原理が働いたと認められる施設についても、結果を見ると他の施設に比べ割高になっている可能性が高い。また、落札率もほとんどが 100%であるため、予定価格の設定も妥当とは言えない。

競争原理が働き、契約額の妥当性が判断できるような入札方法になるように、現在の入札の方法、指名業者数、地域の要件、予定価格の算定方法等について、見直す必要がある。

６１．受付案内業務委託料（是川縄文館）

（１）概要

① 事業内容

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館（以下この事業の項において「縄文館」という。）は、隣接する是川遺跡や風張1遺跡などを通して東北地方の優れた縄文文化を発信し、埋蔵文化財の積極的な公開活用と適切な保存管理を図る施設として建設された。

本委託事業は、縄文館の受付等業務であり、概要は次表のとおりである。

図表 74 縄文館受付等業務の概要

項目	内容
業務期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで（開館予定数 314 日）
業務内容	A　本館 1 階受付等業務
	B　本館 2 階受付等業務
	C　国宝展示室監視業務
	D　分館受付等業務
	E　その他業務（体験交流室の見回りや、講演会その他各種業務の準備・事務補助等）

（出典：市提供データより監査人作成）

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館受付等業務委託契約	サンセキュリティ株式会社	17,496 千円

契約方法	予定価格	契約額	落札率
指名競争入札	18,187 千円	17,496 千円	96.2%

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
積算基準による。	－

（２）監査対象事業に対する意見

【意見 84】積算書について

図表 75 直近 4 年間の積算書

（単位：千円）

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
人件費	13,063	13,063	14,006	13,087
社会保険料等 ※1	1,978	1,990	2,147	2,047
消耗品費等 ※2	100	100	100	100
管理費 ※3	753	1,005	246	1,604
小計	15,896	16,160	16,500	16,840
消費税	794	808	1,320	1,347
総計	16,690	16,968	17,820	18,187

※1 平成 27 年度は「労務費」としている。
※2 平成 27 年度は「福利厚生費」としている。
※3 平成 27 年度は「一般管理費」としている。
（出典：市提供データより監査人作成）

① 人件費について

人件費については、単価（月額）×人数×数量（月数）で計算しており、直近 4 年間の単価は下表のように推移している。

図表 76 直近 4 年間の人件費単価他

（単位：円）

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
人件費単価（月額）	136,080	136,080	145,900	136,328
青森県最低賃金時間額（厚生労働省 HP より）	654	665	679	695

（出典：市提供データより監査人作成）

平成 26 年度は、平成 25 年度に比べ 9,820 円増加している。また、平成 27 年度は平成 26 年度に比べ 9,572 円減少している。一方、青森県の最低賃金時間額は平成 24 年度以降、少しずつではあるが増加を続けている。人件費単価が一度上がり、その後また下がることは、一般的ではないため、そのように計算した根拠を確認し、今後の積算方法の見直しが必要か否かを検討しなければならない。

② 消耗品費等について

『図表 75 直近4年間の積算書』の欄外※2にも記載のとおり、消耗品費については、平成24年から平成26年度までは、「消耗品費等」であったが、平成27年度については「福利厚生費」となっている。しかし、積算項目は変更になったが、積算額は各年度10万円で変更はない。

平成27年度の積算項目及び積算金額の正確性を検証し、今後の見直しが必要か否かを検討しなければならない。

③ 管理費について

『図表 75 直近4年間の積算書』の欄外※3にも記載のとおり、管理費については、平成25年度は1,005千円(前年比252千円増加)、平成26年度は246千円(前年比759千円減少)、平成27年度は1,604千円(前年比1,358千円増加)となっている。何の費目を管理費としているかは明確に記載されてはいないが、一般的な企業では、経理や総務等の会社の管理活動に係わる者の人件費や本社の地代・家賃等が該当する。したがって、一般的には毎年定額になることが多く、市の積算のように増加・減少が繰り返されることは想定されていない。積算の担当者の話によると、一般管理費は、先に積算額の総額が決まっており、そこから、他の3つの金額の合計を差し引いて決定したとのここである。一般管理費についても、積算方法のルールを決め、ルールに従って計算できる仕組みを作らなければならない。

【意見 85】 落札者・落札率について

図表 77 直近4年間の落札率等

(単位:千円)

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
積算総額	16,690	16,968	17,820	18,187
契約額	14,582	16,695	17,820	17,496
落札率	87%	98%	100%	96%
契約方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
指名業者数	4者	4者(うち、1者辞退)	4者	6者(うち、1者辞退)
落札者	サンセキュリティ株式会社	サンセキュリティ株式会社	サンセキュリティ株式会社	サンセキュリティ株式会社

(出典:市提供データより監査人作成)

表のとおり、本委託事業は、少なくとも平成 24 年度以降は同一の事業者が落札している。また、競争入札を行ったにも関わらず落札率も非常に高い。4 ケ年度で入札に指名された事業者は、落札者を含めて 7 者であるがいずれの年度も同一の事業者が落札しており、競争入札が形骸化しているおそれもある。平成 27 年度では、指名業者は前年度以前に比べ 2 者増加したものの、4 ケ年度の間に同一の事業者が繰り返し指名されている。

確かに、同一の事業者が継続的に業務を受託することは、実施する業務の安定性につながるものの、競争が形骸化してしまうと、価格面のみならず、新たな業務実施方法等が導入されないことにもつながる。また、指名業者を固定化することは、指名されていない事業者との間における公平性にも問題があるとともに、既存の指名業者間における不適切な事前調整行為を助長する恐れもある。

今後、入札における競争性を発揮させる余地の拡大を図るとともに、事業者間の公平性を担保するためには、指名業者の定期的な見直しと入れ替えが必要である。具体的には、毎年度の契約にあたり、登録業者名簿より指名対象となり得る事業者を抽出し、指名されていない事業者がある場合にはこれを追加することや、予定価格から大幅に超過した応札が継続している事業者等のように価格競争の観点から指名する意義に乏しい事業者については、指名業者から一旦外すことが必要である。

また、事業者を指名する際の基準や指名業者から外す際の基準についても、明確化しておくことが望ましい。

【意見 86】配置届について

本委託事業では、受託者から「配置届」が提出されており、委託先事業者の社員を受付等業務員としたとされている。また、積算書に記載のとおり、積算額には社会保険料も含まれているため、配置される業務員は、受託者の正社員であることを想定している。

また、本委託事業では、職員の指示に従い観覧料の収納事務や入館者の応対等を行い、是川縄文館で最も重要な文化財の一つである「合掌土偶」が展示されている国宝展示室の監視業務も行われる。したがって、配置される業務員は、八戸市の地理や旧跡に詳しく、受付業務等に熟練した者が望ましい。

この点、本委託事業の仕様書「7特記事項（1）」では、受付等業務員が配置される前までにそれぞれの履歴書を提出することとされており、市は履歴書を入手しその適正を判断しているが、社員資格を判断するには、受託者の社員証明書や健康保険証の写しで確認することが望ましい。また、受付業務等の経験についても業務経歴書等で確認することが望ましい。

【意見 87】配置業務の効率性について

受付業務の一般的な問題点として次の 3 点が考えられる。①来館者がいない又は少ない時間帯に業務員の空き時間ができて効率性が損なわれる。②業務員の異動が生じると再教育が必要となる。③個々の業務員によって来館者への応対や経験が異なり、業務の品質にばらつきが生じる。

ここで②と③についてこのような問題が発生した場合には、施設の信頼や品質を確保するためには必ず解消しなければならない内容であるが、受付業務を委託するか直営でやるかによって支払うコストに大きな違いは発生しない。

一方、①については、業務員の空き時間は受付にいる必要が無い時間であるため、その時間の業務員の配置を削減できれば、業務委託料も削減することが可能となる。

是川縄文館は考古資料としては、青森県で唯一の国宝である「合掌土偶」を収蔵・展示している施設であり、県内外から多くの人が観覧に訪れる。また、縄文土器作りの体験教室や考古学講座も積極的に開かれ、団体の予約も多い。しかし、他の美術館と同じように、平日や冬期のような比較的すいている時季には常に来館者がいるとは限らない。市は一年をとおして配置人員を 6 人としているが、時季によって配置人員を削減できないか、また、常に団体予約の受付をするのではなく、団体予約の曜日を限定することにより効率化が図れないか等を検討し、現在の配置人員が必要か否かを見直すことが望まれる。

６２．ポスター掲示場管理及び撤去委託料（選挙管理委員会事務局）

（１）概要

① 事業内容

当事業の概要は次表のとおりである。

作業範囲	青森県議会議員一般選挙及び八戸市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置管理及び撤去作業
設置場所	八戸市内丸一丁目1－1他（合計 634 ヶ所）
委託内容	・材質はアルミ製パネルとすること ・1か所あたり 1,800 ㎜×5,850 ㎜（1 区画 450 ㎜×450 ㎜を 4×13 区画（うち 900 ㎜×450 ㎜に注意書等）） ・指定する場所に設置すること
作業期間	平成 27 年 2 月 28 日から平成 27 年 5 月 15 日まで

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 27 年度支出額
青森県議会議員一般選挙及び八戸市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置管理及び撤去作業委託契約	株式会社テクノル	35,947 千円

契約方法	予定価格	契約額	落札率
随意契約	38,001 千円	35,947 千円	94.6%

※　本稿 20 頁の図表 7 では、平成 27 年度支出額を 26,269,546 円としているが、これは八戸市議会議員選挙にかかるものの金額である。一方、青森県議会議員選挙にかかかるものが 9,678,254 円あり、契約上は両者の合計で 35,947,800 円になっている。なお、契約件名は上記のとおりである。

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
単価と業務量から積算	自治令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

（２）監査の結果

【結果 74】設置確認について

仕様書の第 6 項では、平成 27 年 4 月 2 日に設置確認をすることと規定されており、その方法は「写真可」とされている。担当者は、委託先事業者より写真の提出を受け設置の確認を行ったが、提出された写真は 633 枚であり、1 箇所の設置確認を行っていなかった。設置の確認は全ての設置場所を網羅的に行わなければならない。

【結果 75】撤去確認について

仕様書の第 9 項では、平成 27 年 5 月 15 日までに撤去確認をすることと規定されており、その方法は「写真提出」とされている。したがって、全ての設置場所（634 箇所）について、撤去後の写真が提出されなければならないが、提出された写真はわずか 14 箇所であった。撤去の確認は全ての設置場所を網羅的に行わなければならない。

【結果 76】一者随意契約の場合の再委託について

青森県議会議員一般選挙及び八戸市議会議員一般選挙ポスター掲示場所設置管理及び撤去作業委託契約書には、再委託について次の規定がある。

【契約書】（抜粋） （再委託の禁止） 第 15 条　受託者は、委託作業の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。 　ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、この限りではない。

第 15 条によれば、原則として再委託は出来ないが、委託者の承認を受けた場合には、委託作業の全部又は一部を再委託することが可能である。

一方で、本委託事業は一者随意契約となっており、その理由として、責任ある対応ができ、実績のある業者は当該委託先事業者のみであるから、競争入札に適さないとしている。

ここで、仮に契約書に従い、委託作業の全部を再委託することがあれば、そもそも複数の業者が当業務を実施可能であるため、一者随意契約にする必要は無く、競争入札の方法で委託先事業者を選定するべきである。

一者随意契約の場合には、委託業務全部の再委託が可能であるかのような契約書の記載については見直しが必要である。

（３）監査対象事業に対する意見

【意見 88】検収について

仕様書の第 6 項では、平成 27 年 4 月 2 日に設置確認をすることと規定されており、その方法は「写真可」とされている。担当者は、委託先事業者より写真の提出を受け、633 箇所の設置場所について、写真での確認を行った。設置確認の方法としては、ルールにしたがっているといえるが、本委託事業の内容には、設置パネルの材質や大きさ等の指定があり、また、設置にあたっては安全性の確保や設置場所の所有者等への配慮等についても指示がある。

これらの条件を満たすように適正に設置されているかどうかは、写真だけでは判断できない場合もある。設置の確認を行うにあたっては、任意の場所を数箇所抽出し、できるだけ設置現場に赴き、規定通りに設置されているか否かを視察することが望ましい。

【意見 89】積算書について

青森県議会議員一般選挙及び八戸市議会議員一般選挙ポスター掲示場所設置管理及び撤去作業委託は、4 年前の平成 23 年にも行われており、その時も設置区画等の条件は今回と同じである。所管課は、本委託事業の委託金額を積算するにあたっては、4 年前のものをそのまま利用しており、他の業者からの見積書の入手や、所管課での積算の見直し等は行われていない。また、契約単価（税抜き）も平成 23 年度と同様である。

市で行われる選挙ポスターの設置については、毎年同一の事業者と随意契約を締結している。設置場所や設置及び撤去方法についてはほとんど変更がないので、同じ内容で行うのであれば、設置事業者の作業の効率化や同一材料の利用、大量調達等を理由に、契約単価は毎年下がる傾向にあると考えられる。

市においては、積算を見直し、契約単価が妥当であるかどうかを確認しなければならない。

【意見 90】再委託の検討に関する記録について

再委託承認申請書の「3再委託する理由」に「掲示板や支柱等の部材の購入と現場管理の主たる本体業務は当社（テクノル）が行うが、掲示板の設置及び撤去作業については、建築専門業者である赤穂工務店に再委託するものである。」との記載がある。

一方、株式会社テクノル発行の有限会社赤穂工務店への注文書では、注文内容は「一式」となっており、業務を一括再委託しているようにも取れるし、少なくとも再委託する業務内容については明確にはなっていない。

国においては、平成 18 年 8 月 25 日に財務大臣が各省各庁の長に対して、「公共調達の適正化について」を発しており、再委託については次のように記載されている。

(2) 再委託の承認

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認を行うものとする。

① 再委託を行う合理的理由

② 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力

③ その他必要と認められる事項

なお、契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない」として随意契約を締結したものについて、承認を行う場合には、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない。

再委託を行うにあたっては、相手方の情報はもちろんのこと、再委託を行う業務の範囲と契約金額について可能な限り書面を入手し、再委託が適当であるかを判断するとともに、当該業務を分割することによる再委託先との直接契約の可否や、委託金額の妥当性についても検討し、今後の予定価格の積算に役立てる必要がある。